地方税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目

次

□組税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号) (第七条関係) (別の職務条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十四号) (別の職務条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十四号) (第14条関係) (第14条同的 (第14条同	○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) (第一条関係)
---	--------------------------------

(傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

| (偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役

第十一条の九 る売上原価 められるその株式会社、 て、 の株式会社、 定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの 社の財産のうち、 けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社、 の役員又は有限責任社員に限る。 が法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する場合におけるそ 主又は社員として選定した場合にその株式会社、 行する有限責任社員 したその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執 不足すると認められる場合に限る。)は、その偽りその他不正の行為を 条の二の無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に 収すべき額に不足すると認められるとき(合資会社にあつては、 の株式会社、 その地方団体の徴収金を納付し、 は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社、 いう。)は、 当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認 合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案し その偽りその他不正の行為により免れ、 合資会社又は合同会社に対し滞納処分をしてもなおその 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ 販売費又は一般管理費の額の基因となる取引その他の政令 その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特 (その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株 合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係 又は納入していない場合において、 以下この条において 合資会社又は合同会社 合資会社若しくは合同会 合資会社又は合同会社 若しくは還付を受 「特定役員等」と 第十 が 又

(自動車等の売主の第二次納税義務)

第十一条の十略

2及び3 略

(保全差押え)

2及び3 略

第十六条の四

略

除しなければならない。
差押えを、第三号に該当するときは同号に規定する担保を、それぞれ解4 徴税吏員は、第一号又は第二号に該当するときは第一項の規定による

略

とき。 係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定がされない二 第二項の通知をした日から一年を経過した日までに、その差押えに

納入すべき額の確定がされないとき。 について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は三 第二項の通知をした日から一年を経過した日までに、保全差押金額

5 11 略

| 12 前各項の規定は、所得税、法人税又は消費税について国税通則法

(自動車等の売主の第二次納税義務)

第十一条の九略

2及び3 略

(保全差押え)

第十六条の四略

2及び3 略

差押えを、第三号に該当するときは同号に規定する担保を、それぞれ解4 徴税吏員は、第一号又は第二号に該当するときは第一項の規定による

略

除しなければならない。

係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定がされない二(第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押えに

とき。

納入すべき額の確定がされないとき。 について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は三 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額

5 11 略

(昭

12 前各項の規定は、所得税、法人税又は消費税について国税通則法(昭

とする。 項第二号及び第三号中 できないと認められるときについて準用する。 れらに係る納付義務の確定後においてはこれらの徴収を確保することが 含む。)又は当該消費税の課税に基づいて課する地方消費税につき、こ 業税の所得割 該所得税の課税標準を基準として課する個人の行う事業に対する事業税 は市町村民税の法人税割(これらと併せて課する均等割を含む。)、当 府県民税若しくは市町村民税の所得割(これらと併せて課する均等割を れ 和三十七年法律第六十六号)第三十八条第三項の規定による差押えがさ 当該法人税の課税標準を基準として課する法人の行う事業に対する事 た場合において、)、当該法人税の課税に基づいて課する法人の道府県民税若しく (これと併せて課する付加価値割及び資本割又は収入割 当該所得税の課税標準を基準として課する個人の道 「一年」とあるのは 一六月」と読み替えるもの この場合に において、 第四 を

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

〜三の四 略

ぞれ当該各号に定めるところによる。

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額を

る対象会計年度をいう。)の国際最低課税額(同法第八十二条の二算した法人税額(各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定すイ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計

和三十七年法律第六十六号)第三十八条第三項の規定による差押えがされた場合において、当該所得税の課税に基づいて課する法人の道府県民税若しくは市町村民税の課税に基づいて課する法人の道府県民税若しくは市町村民税の課税に基づいて課する法人の道府県民税若しくまかの課税標準を基準として課する法人の行う事業に対する事業税の所得割(これと併せて課する付加価値割及び資本割又は収入割を含む。)又は当該消費税の課税に基づいて課する法人の行う事業に対する事業税の所得割(これと併せて課する付加価値割及び資本割又は収入割を含む。)又は当該消費税の課税に基づいて課する法人の行う事業に対する事業税の所得割(これと併せて課する付加価値割及び資本割又は収入割を含む。)又は当該消費税の課税に基づいて課する法人の行う事業に対する事業税の所得割(これと併せて課する付加価値割及び資本割又は収入割を含む。)又は当該消費税の課税に基づいて課する地方消費税につき、これらに係る納付義務の確定後において進用する。

(道府県民税に関する用語の意義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。
第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

一〜三の四略

いう。

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額を

る対象会計年度をいう。)の国際最低課税額(同法第八十二条の二算した法人税額(各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定す)内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計

三項、 五項、 除く。 定の適用を受ける前のものをいい、 第六項及び第十項から第十三項までを除く。)及び第六十六条の九 二条の十二、 第三項から第五項まで及び第八項を除く。 びに租税特別措置法第四十二条の四、 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 条の六の二第四項、 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条の二 税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条 第四項、 法律第二十六号) の三(第二項、 十五項まで及び第二十三項を除く。 十二条の十二の六(第一項、 十一の三(第一項、 第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、 、租税特別措置法第九条の三の二第七項、 一項に規定する国際最低課税額をいう。 (第一項、 第九条の二第四項、 第四項及び第七項を除く。)、 第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七 第四十二条の十二の二、 法人税法第六十八条 第二 第五項及び第九項から第十二項までを除く。 項、 第三条の三第五項、 第三項、 第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四 第四項及び第七項を除く。)、 第九条の三の二第七項、 第三項、 第四項及び第七項を除く。)、第四十 (租税特別措置法)、第六十六条の七 法人税に係る延滞税、 第四十二条の十二の五、 第六条第三項、 第四項及び第七項を除く。 第四十二条の十一(第一項) 第四十二条の十(第一項、)、第四十二条の十一の 第九条の六第四項、)に対する法人税の)及び第七十条並 第十三 第四十一条の (昭和三十二年 第四十二条 第八条の三第 (第二項 利子税、 一項から第)の規 第 第 額 (租 第 を

三項、 五項、 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 第四項、 定の適用を受ける前のものをいい、 第六項及び第十項から第十三項までを除く。)及び第六十六条の九 項まで及び第十二項 二条の十二、 二(第一項、 第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十一の びに租税特別措置法第四十二条の四、 条の六の二第四項、 税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一 の規定により読み替えて適用する場合を含む。 法律第二十六号) 除く。) 第 の三(第二項、 十二条の十二の六(第一項、第三項、 十一の三(第一項、 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 第四十二条の十二の七 (租税特別措置法第九条の三の二第七項、 一項に規定する国際最低課税額をいう。 第九条の二第四項、 第四項及び第七項を除く。)、 第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項 第四十二条の十二の二、 法人税法第六十八条 第三項、 第五項及び第九項から第十二項までを除く。 第三条の三第五項、 第三項、 第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四 第四項及び第七項を除く。 (第一項から第三項まで、 第九条の三の二第七項、 を除く。 第四項及び第七項を除く。)、第四十 (租税特別措置法)、第六十六条の七 法人税に係る延滞税、 第四十二条の十二の五、 第六条第三項、 第四項及び第七項を除く。 第四十二条の十 第四十二条の十一(第一項) 第九条の六第四項、)に対する法人税の)及び第七十条並 第六十九条の二 第六十九条 第七項から第九 第四十一条の (昭和三十二年 第四十二条 第八条の三第 (第一項、 (第二項 利子税)の規 第 額 (租 第

する。過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものと

口

条の十二の六 の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、 項から第五項まで及び第八項を除く。)、 租税特別措置法第四十二条の四、 えて適用する場合を含む。 措置法第九条の三の二第七項、 七項及び第四十一 条の九第四項、 五項まで及び第一 第四十二条の十二の七 の二の二(租税特別措置法第九条の三の二第七項、 の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替 る場合を含む。 法第百四十四条 四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに 一項、 第四項及び第七項を除く。 0 外国法人 第九条の六の二第四項、 法 (第 人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、 第三項、 項、 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、 第一 第三項、 第四十一条の十二第四項、 一十三項を除く。 (租税特別措置法第九条の三の二第七項、 において準用する法人税法第六十八条 条の二十二第二項の規定により読み替えて適用 第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十一 項、 (第一項から第三項まで、 第三項、 第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十一(第一 第九条の六の三第四項及び第九条の六 第百四十四条の二及び第百四 第四十一条の九第四項、 第四項及び第七項を除く。 第四十二条の十 の規定の適用を受ける前のも 第四十二条の十一 第四十一条の十二の二第 第十三項から第十 第一 第九条の六第四 法人税法その 項、 第四十二条 第四十一 (租税特 項、 第四十一 第四十二 法人税 の 二 (第三項 十四 及び 第三 条 莂 条

する。 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものと

口

他の の 三 項、 えて適用する場合を含む。 第四十二条の十二の七 条の十二の六 項から第五項まで及び第八項を除く。)、 租税特別措置法第四十二条の四、 措置法第九条の三の二第七項、 る場合を含む。 条の九第四項、 まで及び第十二 の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、 \mathcal{O} の二の二(租税特別措置法第九条の三の二第七項、 の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替 七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用 法第百四十四条 第四項及び第七項を除く。 四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに 外国法人 項、 第九条の六の二第四項、 法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、 (第 第三項、 項、 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、 第一 項)において準用する法人税法第六十八条 第三項、 第四十一条の十二第四項、 (租税特別措置法第九条の三の二第七項、 第四項及び第七項を除く。 項、 (第一項から第三項まで、 第三項、 第四項及び第七項を除く。 を除く。)、第四十二条の十一(第一 第九条の六の三第四項及び第九条の六 第百四十四条の二及び第百四 第四十一条の九第四項、 第四項及び第七項を除く。 第四十二条の十 の規定の適用を受ける前のも 第四十二条の十一 第四十一条の十二の二第)、第四十二条の十 第七項から第九項 第一 第九条の六第 法人税法その 項、 第四十二条 第四十一 (租税特別 第四十二 項、 第四十一 の 二 (法 第三項 + 第三 人税 兀 条

算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1) 及び(2) 略

四の二~十八

略

2 \(\)

略

(法人の道府県民税の申告納付)

第五十三条 略

2 \$22 略

23

四条の十三 る法人で、 十四条の六第一 第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第百四 る場合に限る。 五項までにおいて同じ。)又は当該事業年度開始の日前十年以内に開始 法人税法第七十一条第一項 第十 当該事業年度の中間期間 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があ 項に規定する中間期間をいう。 第七十四条第一項、 (同法第七十二条第一項の規定が適用され (同法第八十条第五項又は第百四 第百四十四条の三第一 以下この項から 項 第二十 (同法 +

分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第百四十四条の十において「欠損事業年度」という。)を除く。)において損金の額が益(同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度(次項

した事業年度若しくは中間期間

算税及び重加算税の額を含まないものとする。をいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告

加

(1) 及び(2) 略

四の二~十八 略

2 4 略

(法人の道府県民税の申告納付)

第五十三条 略

じ。 <u>)</u> 分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、 三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度 金の額を超えることとなつたため、 において「欠損事業年度」という。)を除く。)において損金の した事業年度又は中間期間 二第十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同 (同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度 (同法第八十条第五項又は第百四 当該事業年度開始 同法第八十条又は第百四十四条の十 の日前十年以内に開 第一項、 十四四 類が益 |条の十 (次項 第 始

区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の

一〜三略

24 及び 25 略

損金額 条第 た額) 金額 の規定により加算された金額がある場合には、 いて租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、 税割の課税標準となる法人税額から、 定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人 当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については ら第二十九項までにおいて同じ。 付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。 第 の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還 を限度として、 項、 項、 (同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項 第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規 控除対象還付対象欠損調整額を控除するものとす)がある場合の当該法人が納付すべき 当該法人税額 において生じた還付対象 政令で定める額を控除 (当該法人税額につ 第六十二 次項 欠

区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の

一〜三略

24 及び 25 略

損金額 た額) 条第 税割の課税標準となる法人税額から、 ら第二十九項までにおいて同じ。 の規定により加算された金額がある場合には、 いて租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、 定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人 当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については 付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。 金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した環 事業年度又は中間期間 第 次項から第二十九項までにおいて同じ。 を限度として、 項、 項、 (同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項 第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、 控除対象還付対象欠損調整額を控除するものとす (同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう 当該事業年度開始の日前十年以内に)がある場合の当該法人が納付すべ 当該法人税額)において生じた還付対象 政令で定める額を控除し (当該法人税額につ これらの規 開 第六十二 次項 始 L き た

に限る。 前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額。この場合において、控除対象還付対象欠損調整額は、前事業年度以

7 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額をいに、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間

28 82 略

、利子割に係る納入金の重加算金

第七十一条の十五 を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない 定めるところにより、 て 申告書又は 義務者が課税標準 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合 更正請求書」 又は仮装し、 第 一十条の九の三第三項に規定する更正請求書 という。)を提出したときは、 かつ、 額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一 前条第一項の規定に該当する場合において、 前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて その隠蔽し、 又は仮装した事実に基づい 道府県知事は、 (次項におい 特別徴収 部を隠蔽 政令で て納入

なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額る。この場合において、控除対象還付対象欠損調整額は、前事業年度以

法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をい後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額

27

に限る。

う。

28 82 略

(利子割に係る納入金の重加算金

第七十一条の十五 義務者が課税標準 又は仮装し、 額の計算の基礎となるべき事実の全部又は 前条第一項の規定に該当する場合において、 か つ、 その隠蔽し、 又は仮装した事実に基づい 特 部を隠蔽 て納 別 徴 入 収

申告書

を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合定めるところにより、同項 に規定する過少申告加算金額に代えて

なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

代えて、 せず、 算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 書を提出したときは、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計 道府県知事は、 同項に規定する不申告加算金額に 若しくは更正請求

3 \ 5 略

(配当割に係る納入金の重加算金)

第七十一条の三十六 蔽し、 いて ならない 五. に代えて、 第二項の規定の適用がある場合には、 で定めるところにより、 入申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ 「更正請求書」という。 又は仮装し、 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十 前条第一項の規定に該当する場合において、 カゝ ~ つ、 前条第一項に規定する過少申告加算金額 その隠蔽し、 を提出したときは、 同項の規定による加算後の金額) 又は仮装した事実に基づいて納 道府県知事は、 (次項にお 一部を隠 特別徴 同 政令 条

2 せず、 なるべき事実の全部又は一 場合を除く。 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 前条第三項の規定に該当する場合 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし)において、 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と 部を隠蔽し、 (同項ただし書の規定の適用がある 又は仮装し、 かつ、 若しくは更正請求 その 隠蔽

> せず、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれ 又は納入申告書の提出期限後にその提出をした を提出

代えて、 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計 ときは、 道府県知事は、 同項に規定する不申告加算金 一額に

算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 5 略

(配当割に係る納入金の重加算金)

第七十一条の三十六 蔽し、 収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は 又は仮装し、 前条第一項の規定に該当する場合において、 か つ、 その隠蔽し、 又は仮装した事実に基づ 部 1 特 て納 を隠 別

徴

入申告書

ならない 五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ に代えて、 第二項の規定の適用がある場合には、 で定めるところにより、 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十 同項に を提出したときは、 同項の規定による加算後の 規定する過少申告加算金額 道府県 知事 は 金 (同 政令 額

2 せず、 なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 前条第三項の規定に該当する場合 又は納入申告書の提出期限後にその提出をした)において、 特別徴収義務者が課税標準額の計算の (同項ただし書の規定の 又は仮装し、 か ~ つ、 その 適用 基礎と 隠蔽 が ある

算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に

3 5 略

(株式等譲渡所得割に係る納入金の重加算金)

第七十一条の五十六 蔽し、 いて ならない 五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ に代えて、 第二項の規定の適用がある場合には、 で定めるところにより、 入申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠 「更正請求書」 又は仮装し、 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十 という。 かつ、 前条第一項の規定に該当する場合において、 前条第一項に規定する過少申告加算金額 その隠蔽し、)を提出したときは、 同項の規定による加算後の金額) 又は仮装した事実に基づいて納 道府県知事は、 (次項にお 特別徴 同 政令 条

2 代えて、 せず、 書を提出したときは、 なるべき事実の全部又は一 場合を除く。)において、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 前条第三項の規定に該当する場合 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計 道府県知事は、 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と 部を隠蔽し、 (同項ただし書の規定の適用がある 同項に規定する不申告加算金額に 又は仮装し、 若しくは更正請求 かつ、 その 隠蔽し

算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計ときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に

3 5 略

(株式等譲渡所得割に係る納入金の重加算金)

入申告書

ならない 五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ に代えて、 第二項の規定の適用がある場合には、 で定めるところにより、 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十 同項に を提出したときは、 同項の規定による加算後の 規定する過少申告加算金額 道府県. 知事 は 同 額 政令

2 せず、 なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。)において、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 前条第三項の規定に該当する場合 又は納入申告書の提出期限後にその提出をした 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と (同項ただし書の規定の適用 又は仮装し、 か 。 つ、 その に隠蔽し が ある

代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計ときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に

算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 5 略

(法人の事業税の非課税所得等の範囲

第七十二条の五 収益事業に係るもの以外のものに対しては、 道府県は、 次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で 事業税を課することができ

ない。

一~六 略

七 的運営推進機関、 宅協会、 引業協会、 車検査協会、 本電気計器検定所、 損害保険料率算出団体、 金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構 広域臨海環境整備センター、 商品先物取引協会、 小型船舶検査機構、 使用済燃料再処理・廃炉推進機構、 危険物保安技術協会、 地方競馬全国協会、 貸金業協会、 外国人技能実習機構、 原子力発電環境整備機構、 日本消防検定協会、 自動車安全運転センター 高圧ガス保安協会、 認可金融商品 日本勤労者 軽自動 広域 日 取 住

八~十一 略

2 { 4 略

(所得割の課税標準の算定の方法

第七十二条の二十三 略

2 する場合には、 第五十九条第五項、 前 項の規定により第七十二条の十二第三号の各事業年度の所得を算定 法人税法第二十七条、第五十七条第六項から第八項まで 第六十二条の五第五項、 第六十四条の五、第六十

算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 5 略

(法人の事業税の非課税所得等の範囲

第七十二条の五 収益事業に係るもの以外のものに対しては、 道府県は、 次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で 事業税を課することができ

ない。

一~六 略

七 的運営推進機関、 車検査協会、 引業協会、 宅協会、 本電気計器検定所、 損害保険料率算出団体、 広域臨海環境整備センター、 商品先物取引協会、 小型船舶検査機構、 使用済燃料再処理・廃炉推進機構、 危険物保安技術協会、 地方競馬全国協会、 貸金業協会、 外国人技能実習機構、 原子力発電環境整備機構、 日本消防検定協会、 自 高圧ガス保安協会、 動車安全運転センター 認可金融商品 日本勤労者 軽自 広域 動 日 取 住

八~十一 略

及び金融経済教育推進機構

2 \ 4 略

〈所得割の課税標準の算定の方法

第七十二条の二十三 略

2 する場合には、 第五十九条第五項、 前 項の規定により第七十二条の十二第三号の各事業年度の所得を算定 法人税法 第六十二条の五第五項、 第五十七条第六項から第八項まで 第六十四条の五 第六十

除く。 額に算入しない。 業協同組合連合会を除く。 で定めるものを除く。 四条の七及び第六十四条の八並びに租税特別措置法第五十五条 益金の額に算入せず、 項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を)の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設 また、 に係る事業を行う農業協同組合連合会 が社会保険診療につき支払を受けた金額は 当該社会保険診療に係る経費は、 (特定農 (同条第 損金の (政令

助産若しくはサービスをいう。
3 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、

略

看護、 る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスに限る。 護又は同条第一 項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防 第二項に規定する訪問看護、 介護 介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、 介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理 通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、 (同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち 一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定す 訪問リハビリテーション、 介護扶助の 居宅療養管理 同条第 指導 訪問 同条 ため 若

くは出産扶助のための助

産

除く。 額に算入しない。 業協同組合連合会を除く。 で定めるものを除く。 四条の七及び第六十四条の八並びに租税特別措置法第五十五条 項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を 益金の額に算入せず、)の規定の例によらないものとし、 また、 に係る事業を行う農業協同組合連合会 が社会保険診療につき支払を受けた金額 当該社会保険診療に係る経費は 医療法人又は医療施設 (特定農 (同条第 損金 (政令

助産若しくはサービスをいう。 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、

略

看護、 指導、 護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定す 項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防 よる改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護 よりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十 くは出産扶助のための助産若しくは健康保険法等の る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスに限る。 第二項に規定する訪問看護、 介護 介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、 (平成 介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理 通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、 (同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同 十八年法律第八 十三号) 訪問リハビリテーション、 附則第百三十条の 第 部を改正 介護扶助 居宅療養管 条の 項の 同 立する法 条第 規定に 規定に Ó (同法 若し 訪問 ため 指 理

おいて 国の 年法律第百六号) 帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める 従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円 しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 の他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、 を改正する法律 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一 支援に関する法律 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基 促 準用する場合を含む。 進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 (平成十九年法律第百二十七号) 附則第二条第一項若しくは第1 (平成六年法律第三十号))に基づく医療支援給付のための医療そ 又は中国残留邦人等の円滑な帰 の規定 一項の規定によりなお 附則第四条第二項に (中国残留邦 介護、 (平成二十五 助 産若 人等 <u>\</u> 部 \mathcal{O}

三略

給付若しくは医療、

介護、

助産若しくはサービス

介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護リテーション又は短期入所療養介護に限る。)のうち当該居宅介護サービス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定により居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により居宅介護サ

従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円 年法律第百六号) 帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 おいて準用する場合を含む。 を改正する法律 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の する介護療養施設サービスに限る。 給付若しくは医療、 づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基 しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 の他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、 支援に関する法律 第十五 条の 第 (平成十九年法律第百二十七号) 附則第二条第一項若しくは第1 項第四 (平成六年法律第三十号) 介護、 [号に掲げる施設介護のうち 助産若しくはサービス)に基づく医療支援給付のための 又は中国残留邦人等の の規定 一項の規定によりな 附則第四条第二項に 同条第四 (中国残留邦 介護、 (平成二十五 円滑な帰 項 に規定 助 医 自 産若 「療そ 人等 <u>\</u> 部

三略

几 リテーション又は短期入所療養介護に限る。 訪問看護、 介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護 して同法の規定により定める金額に相当する部分、 -ビス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の -ビス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(介護保険法 訪問リハビリテーション、 (平成九年法律第百二十三号) 居宅療養管理指導、 の規定により居宅介護サ のうち当該居宅介護サ 同法の規定により 通所リハビ 額と

五及び六 略

(法人の事業税の重加算金)

し、 第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定により修正申仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出が事業税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は第七十二条の四十七 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者

院サー 算定に 係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額 有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法 当する部分又は健康保険法等の ビス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは介護医療 健施設サービス若しくは介護医療院サービスのうち当該施設介護サー り施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保 同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によ の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として 介護予防短期入所療養介護に限る。)のうち当該介護予防サー 予防サービス(介護予防訪問看護、 法の規定により定める金額に相当する部分 の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に 第八十三号) 介護予防居宅療養管理指導、 係る当該指定介護療養施設サー ビスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相 附則第百三十条の 介護予防通所リハビリテーション又は 一部を改正する法律 一第 介護予防訪問リハビリテー 項の ビスに要する費用の額として同 規定によりなおその (平成十八年法律 対力を ビス費 ション

五及び六 略

(法人の事業税の重加算金)

し、又は第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定により修正申仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出が事業税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は第七十二条の四十七 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者

ŋ 算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 過少申告加算金額に代えて、 として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額) であるときは、 の計算の基礎となるべき事業税の更正による不足税額又は修正申告によ 項において き事実で隠蔽され、 増加した税額 政令で定めるところにより、 書を提出 Ļ 「更正請求書」 当該隠蔽され、 又は第二十条の (これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となる 又は仮装されていないものに基づくことが明らか という。 当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計 又は仮装されていない事実に基づく税額 前条第一項に規定する過少申告加算金額 九の三第三項に規定する更正請求書 を提出したときは、 道府県知事は に係る 次

2

した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額 かであるときは、 るべき事実で隠蔽され、 の計算の基礎となるべき税額(その税額の一部が、 提出したときは、 しくは第三項の規定により修正申告書を提出し、 書の提出期限後にその提出をし、 した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、 実の全部又は 場合を除く。 る不申告加算金額に代えて、 前条第一 三項 の規定に該当する場合 において、 部を隠蔽し、 当該隠蔽され、 道府県知事は、 又は仮装されていないものに基づくことが明ら 納税者が事業税額の計算の基礎となるべき事 当該税額に百分の四十の割合を乗じて計算 又は仮装し、 又は仮装されていない事実に基づく税 前条第二項に規定する不申告加算金額 (同項ただし書の規定の適用がある かつ、 第七十二条の三十一 若しくは更正請求書を その隠蔽し、 その計算の基礎とな 第二項若 又は申告 又は仮装 に係 2

告書を提出した

過少申告加算金額に代えて、 算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額) であるときは、 べき事実で隠蔽され、 り増加した税額 の計算の基礎となるべき事業税の更正による不足税額又は修正申告によ 政令で定めるところにより、 当該隠蔽され、 (これらの税額の一部が、 又は仮装されていないものに基づくことが明ら 当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計 又は仮装されていない事実に基づく 前条第一 項に規定する過少申告加 事業税額の計算の基礎となる ときは、 道府県. 算金 に係る 知 税 事 は

場合を除く。 しくは第三項の規定により修正申告書を提出 書の提出期限後にその提出をし、 した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、 実の全部又は 前条第一 二項の規定に該当する場合)において、 部を隠蔽し、 納税者が事業税額の計算の基礎となるべき事 又は仮装し、 若しくは第七十二条の三十一 (同項ただし書の規定の適用 かつ、 その隠蔽し、 第二項 又は 又は申告 が 仮装 ある 若

した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 る不申告加算金額に代えて、 額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額 かであるときは、 るべき事実で隠蔽され、 の計算の基礎となるべき税額(その税額の一部が、 ときは、 当該隠蔽され、 道府県知事は、 又は仮装されていないものに基づくことが明ら 当該税額に百分の四十の割合を乗じて計 又は仮装されていない事実に基づく税 前条第二項に規定する不申告加 その計算の基礎とな 算 金

略

第七十二条の七十六 省令で定めるものに限る。 五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計 定める額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法 内の市町村に対し、 次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、 道府県は、政令で定めるところにより、)の最近に公表された結果による各市町村の (平成十九年法律第 当該各号に 当該道府県 (総務

及び二 略

従業者数で按分して得た額を交付するものとする

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 略

2

該各号に定める場所の所在する道府県とする。 譲渡割を課する道府県は、 次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、 当

国内(この法律の施行地をいう。 以下この項及び第七十二条の八十

に住所を有する個人事業者

その住所地

二~七 略

の三において同じ。

3 8 略

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に

関するこの節の規定の適用)

第七十二条の八十の三 消費税法第一 二条第 項第四号の二に規定する国外

事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務

3 5 略

第七十二条の七十六 内の市町村に対し、 道府県は、政令で定めるところにより、 次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、 当該各号に 当該道 府県

五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計

定める額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法

(平成十九年法律第

従業者数で按分して得た額を交付するものとする

の最近に公表された結果による各市町村

0

一及び二 略

、地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 略

2 該各号に定める場所の所在する道府県とする 譲渡割を課する道府県は、 次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、

国内(この法律の施行地をいう。 以下この項

において同じ。)に住所を有する個人事業者 その住所地

二~七 略

3 \ 8 略

当

のとみなして 特定プラットフォー る特定プラットフォーム事業者 に該当するものを除く。 0 オーム事業者」 という。 提供 ムを介して行われるものであつて、 (同項第八号の四に規定する事業者向け が同法第十五条の二第 という。 この 節の規定を適用する。 ム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたも 以下この条において を介して収受するものである場合には (以下この条において 項に規定するデジタルプラットフ その対価について同項に規定す 「電気通信利用役務の 電気通信利用 「特定プラットフ 没務の 当該 提供 提供

(譲渡割の確定申告納付)

第七十二条の八十八 更正後の譲渡割の額 二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、 項若しくは第三項の規定による申告書の提出又は第七十二条の九十三第 き同条各項の規定により納付すべき譲渡割の額 者が当該申告書に記載した譲渡割額から当該申告書に係る課税期間につ の規定により譲渡割を納付すべき者が納付すべき譲渡割額は、 付 事に提出し、 た譲渡割額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の 申告書の提出期限までに、 に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者に限る。) る申告書を提出する義務がある事業者 しなければならない。 及びその申告に係る譲渡割額を当該譲渡割課税道府県に納 消費税法第四十五条第一 この場合において、 当該消費税額、 (承継相続人を含み、 これを課税標準として算定し 当該事業者のうち前条各項 項の規定により消費税に係 (その額につき次条第二 その申告又は 当該申告書 は、 当該事業 当該 知

(以下この款

(譲渡割の確定申告納付)

第七十二条の八十八 更正後の譲渡割の額 事に提出し、 二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、 項若しくは第三項の規定による申告書の提出又は第七十二 き同条各項の規定により納付すべき譲渡割の額 者が当該申告書に記載した譲渡割額から当該申告書に係る課税期間につ の規定により譲渡割を納付すべき者が納付すべき譲渡割額は、 付しなければならない。 た譲渡割額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府 申告書の提出期限までに、当該消費税額、 に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者に限る。) る申告書を提出する義務がある事業者 及びその申告に係る譲渡割額を当該譲渡割課税道府県に納 消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係 (第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四 この場合において、 (承継相続人を含み、 これを課税標準として算定 当該事業者のうち前条各 (その額につき次条第二 一条の九十三第 その申告又は 当該申告書 当該事業 は、 県の 当該 項 知

4 2 及 び 3 第七十二条の百十四 3 \ 8 2 第七十二条の九十五 2 及 び 3 場合 三第 _ 付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。)を提出した 又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 はこれを併科する。 行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 (地方消費税の清算) (譲渡割の脱税に関する罪) 第一項及び第二項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、 前項第二号の罪の未遂(第七十二条の八十八第二項に規定する申告書 第三項の規定による還付を受け、 において「譲渡割の中間納付額」という。))を控除した額とする。 よるものに限る。)を受けたとき。 くは第四項の規定による更正による還付 偽りその他不正の行為により、第七十二条の八十八第二項若しくは 略 項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の 略 略 に限る。) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反 略 は、 罰する。 又は第七十二条の九十三第 (更正の請求に基づく更正に (第七十二条の九十 各道府県 一項若し 中間納 又 第七十二条の九十五 4 2 及 び 3 第七十二条の百十四 3 \ 8 2 2 及 び 3 はこれを併科する。 項において「譲渡割の中間納付額」という。))を控除した額とする。 者に係るものに限る。) 行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 (地方消費税の清算) 第一項及び第二項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、 (譲渡割の脱税に関する罪) 前項第二号の罪の未遂(第七十二条の八十八第二項に規定する申告書 第三項の規定による還付 偽りその他不正の行為により、 略 略 略 略 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反 略 を受けたとき。 は、 罰する。 第七十二条の八十八第二項又は を提出した 各道府県

又

り算定した額をいう。)とを合計して得た額をいう。 関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところによの当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費にに公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。)と当該道府県基幹統計である経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。)の最近ごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法第二条第四項に規定するごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法第二条第四項に規定する

5 略

(地方消費税の市町村に対する交付)

第七十二条の百十五 に限る。 第四項に規定する基幹統計である経済構造統計 示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条 特別区を含む。 に相当する額を、 の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の 府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、 の十に相当する額から第七十二条の百十三第一項の規定により国に支払 て交付するものとする。 つた金額に相当する額を減額した額に、 の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分し 以下この条及び次条において同じ。)に対し、 政令で定めるところにより、 道府県は、 前条第一項に規定する合算額の二十二分 前条第一項の規定により他の道 当該道府県内の市町村 (総務省令で定めるもの 同項の規定により他 官報で公

2及び3 略

(たばこ税の重加算金)

ごとに、当該道府県の小売年間販売額 (統計法第二条第四項に規定する

関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところによの当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費にに公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。)と当該道府県基幹統計である商業統計

5 略

り算定した額をいう。)とを合計して得た額をいう。

(地方消費税の市町村に対する交付)

第七十二条の百十五 特別区を含む。 第四項に規定する基幹統計である事業所統計 示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条 に相当する額を、 の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の 府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、 つた金額に相当する額を減額した額に、 の十に相当する額から第七十二条の百十三第一項の規定により国に支払 以下この条及び次条において同じ。)に対し、 政令で定めるところにより、 道府県は、 前条第一項に規定する合算額の二十二分 前条第一項の規定により他の道 当該道府県内の市町村 同項の規定により他 官報で公

て交付するものとする。

の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分し

2及び3 略

(たばこ税の重加算金)

書、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(次し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納

する重加算金額を徴収しなければならない。
により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する過少申告加算金額項において「更正請求書」という。)を提出したときは、道府県知事は

2 兀 する不申告加算金額に代えて、 又は仮装した事実に基づいて、 るべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。)において、 十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなけ 又は申告書の提出期限後にその提出をし、 前条第二項の規定に該当する場合 若しくは更正請求書を提出したときは、 申告納税者が課税標準数量の計算の基礎とな その計算の基礎となるべき税額に百分の 申告書の提出期限までにこれを提出せず (同項ただし書の規定の適用がある 又は仮装し、 道府県知事は、 かつ、 修正申告書を提出 その隠蔽し、 同項に規定 れ

3 5 略

ばならない。

(ゴルフ場利用税に係る重加算金)

が課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し第九十一条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者

し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納

書又は修正申告書

する重加算金額を徴収しなければならない。により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告、政令で定めるところにより、同項 に規定する過少申告加算金額を扱いで定めるところにより、同項 を提出したときは、道府県知事は

2

した 場合を除く。)において、 四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなけれ する不申告加算金額に代えて、 又は仮装した事実に基づいて、 るべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 前条第二項の規定に該当する場合 又は申告書の提出期限後にその提出をし、 申告納税者が課税標準数量の計算の基礎とな その計算の基礎となるべき税額に百 申告書の提出期限までにこれを提出 ときは、 (同項ただし書の規定の適用がある 又は仮装し、 若しくは修正申告書を提出 道府県知事は、 かつ、 その隠蔽し、 同項に規定 一分の [せず

3 5 略

ばならない。

(ゴルフ場利用税に係る重加算金)

が課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し第九十一条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者

て計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じ ところにより、 正請求書」という。 又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 又は仮装し、 前条第 カ ~つ、 を提出したときは、 その隠蔽し、 項に規定する過少申告加算金額に代えて、 又は仮装した事実に基づいて申告書 道府県知事は、 (次項において 政令で定める その 「更

2 せず、 蔽し、 た金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない 提出したときは、 礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。 前条第二項の規定に該当する場合 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算し 又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出 又は申告書の提出期限後にその提出)において、 道府県知事は、 特別徴収義務者が課税標準の総数の計算の基 同項に規定する不申告加算金額に代え (同項ただし書の規定の適用がある をし、 又は仮装し、 若しくは更正請求書を かつ、 その隠

3~5 略

(軽油引取税に係る重加算金)

第百四十四条の四十八 更正請求書 仮装した事実に基づいて申告書又は第二十条の九 き事実の全部又は一部を隠蔽し、 引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべ 道府県知事は、 (次項において「更正請求書」という。 政令で定めるところにより、 前条第一項の規定に該当する場合において、 又は仮装し、 前条第 かつ、 の三)を提出したときは 第三 その隠蔽し、 項に規定する過 一項に規定する 軽 又は 油

又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書

せず、 蔽し、 場合を除く。 礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 て計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じ ところにより、 前条第二項の規定に該当する場合 又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提 又は申告書の提出期限後にその提出をした)において、 同項 提出したときは、 特別徴収義務者が課税標準の総数の計算の基 に規定する過少申告加算金額に代えて、 (同項ただし書の規定の適用があ 道府県知事は、 又は仮装し、 カュ 政令で定める その隠 その る

2

た金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。て、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算して、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算して、その計算の基礎と

3 5 略

(軽油引取税に係る重加算金)

政令で定めるところにより、同項 に規定する過を提出したときは

道府県知事は、

徴収しなければならない。
額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金

2 計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 に代えて、 求書を提出したときは、 を提出せず、 その隠蔽し、 算の基礎となるべき事実の全部又は 場合を除く。)において、 前条第一 一項の規定に該当する場合 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて 又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれ 又は申告書の提出期限後にその提出をし、 道府県知事は、 特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計 一部を隠蔽し、 (同項ただし書の規定の適用がある 同項に規定する不申告加算金額 又は仮装し、 若しくは更正請 かつ、 2

3 5 略

(環境性能割の重加算金)

第百七十二条 額を徴収しなければならない た税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金 の計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加 るところにより、 更正請求書」という。 書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 つ、 その隠蔽し、 前条第一 前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて、 項の規定に該当する場合において、 を提出したときは、 又は仮装した事実に基づいて申告書 道府県知事は、 (次項において 納税者が課税 政令で定め 修正 又は仮装 申告 そ L

徴収しなければならない。額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金

を提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたその隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれ算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、場合を除く。)において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じてときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額

3 5 略

(環境性能割の重加算金)

し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装第百七十二条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税

告書

観を徴収しなければならない。 「一」に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加しの計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加しるところにより、同項 に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加したとうは、道府県知事は、政令で定め

2 ば する不申告加算金額に代えて、 は申告書の提出期限後に申告書の提出をし、 装した事実に基づいて、 事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。 ならない。 十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなけ 前条第二項の規定に該当する場合 若しくは更正請求書を提出したときは、 において、 申告書の提出期限までに申告書を提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき 又は仮装し、 その計算の基礎となるべき税額に百分の (同項ただし書の規定の適用がある かつ、 道府県知事は、 その隠蔽し、 修正申告書を提出 同項に規定 又は仮 ń 又

3 5 略

(道府県法定外普通税に係る重加算金)

第二百七十九条 た金 又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算し 申告加算金額に代えて、 道 正 部 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は 請求書 府県知事は、 て納入申告書 を隠蔽し、 額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 (次項において 又は仮装し、 政令で定めるところにより、 前条第一 修正申告書又は第一 その計算の基礎となるべき更正による不足金額 項の規定に該当する場合において、 「更正請求書」という。 かつ、 その隠蔽し、 一十条の九の三第三項に規定する更 前条第 又は仮装した事実に基づ を提出したときは 一項に規定する過少 納税者又は

場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

2 場合を除く。 した 事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、 は申告書の提出期限後に申告書の提出をし、 装した事実に基づいて、 前条第二項の規定に該当する場合)において、 申告書の提出期限までに申告書を提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき ときは、 (同項ただし書の規定の適用がある かつ、 若しくは修正申告書を提出 道府県知事は、 その隠蔽し、 同項に規定 又は 又 仮

ばならない。四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなけ四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなけする不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分

3 5 略

、道府県法定外普通税に係る重加算金!

いて納入申告書又は修正申告書 おおいて納入申告書又は修正申告書 おを隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づ特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一第二百七十九条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者又は

た金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算し申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額道府県知事は、政令で定めるところにより、同項 に規定する過少を提出したときは、

場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

これを提出せず、 その隠蔽し、 算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までに 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、 又は仮装し、 かつ、

知事は、 金額を徴収しなければならない。 るべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算 修正申告書を提出し、 同項に規定する不申告加算金額に代えて、 若しくは更正請求書を提出したときは、 その計算の基礎とな 道 府県

3 5

(市町村民税に関する用語の意義

第二百九十二条 市町村民税について、 次の各号に掲げる用語の意義は、

それぞれ当該各号に定めるところによる。

<u>\</u>

いう。

兀 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ次に定める額を

及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する の三の二第七項、 除く。)で、 算した法人税額 る対象会計年度をいう。)の国際最低課税額 内国法人 一項に規定する国際最低課税額をいう。)に対する法人税の額を 第六条第三項、 法人税法第六十八条 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計 (各対象会計年度 第四十一条の九第四項、 第八条の三第五項、 (租税特別措置法第三条の三第五 (法人税法第十五条の二に規定す 第九条の一 第四十一条の十二第四 (同法第八十二条の二 一第四項、 第九条

> これを提出せず、 その隠蔽し、 算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までに 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、 又は仮装し、 若しく カコ つ、 つ、

は修正申告書を提出した ときは、 道 府県

知事は、 るべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算 同項に規定する不申告加算金額に代えて、 その計算の基礎とな

金額を徴収しなければならない。

3 5 略

第二百九十二条 (市町村民税に関する用語の意義) 市町村民税について、 次の各号に掲げる用語の意義

それぞれ当該各号に定めるところによる。

几 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ次に定める額を

いう。 項、 及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する 除く。)で、法人税法第六十八条 算した法人税額 の三の二第七項、 る対象会計年度をいう。)の国際最低課税額 内国法人 一項に規定する国際最低課税額をいう。)に対する法人税の 第六条第三項、 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計 (各対象会計年度 第四十一条の九第四項、 第八条の三第五項、 (租税特別措置法第三条の三第五 (法人税法第十五条の二に規定す 第九条の一 第四十一条の十二第四 (同法第八十二条の二 一第四項、 第九条 額を

は

第七項、 。)、第六十六条の七 項、 場合を含む。 場合を含む。 び重加算税の額を含まないものとする。 から第十二項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをい でを除く。)及び第六十六条の九の三(第二項、 項及び第七項を除く。)、 第七項を除く。 を除く。)、 三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用 項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する から第三項まで、 る場合を含む。)及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の 法人税に係る延滞税、 第四十二条の十二の五、 第四項及び第七項を除く。 第四十二条の十一(第一項、 第四十二条の十(第一項、 第九条の六第四項、 第四十二条の十一の二(第一項、)、第四十二条の十一の三(第一項、 第十三項から第十五項まで及び第二十三項を除 第六十九条の二(租税特別措置法第九条の三の二 第六十九条 (第二項、 利子税、 第四十二条の十二、第四十二条の十二の 第四十二条の十二の六(第一項、 第九条の六の二第四項、 (租税特別措置法第六十六条の七 第三項、 過少申告加算税、 第三項から第五項まで及び第八項 第六項及び第十項から第十三項ま 第四十二条の十二の七(第一項 第四項及び第七項を除く。 第三項、 第五項及び第九項 無申告加算税及 第三項、 第九条の六の 第四項及び 第三 第四 第一

条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第法第百四十四条(租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税出、外国法人、次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その1

第七項、 。)、第六十六条の七 四 項、 第七項を除く。)、第四十二条の十一の三(第一項、)、第四十二条の十一(第一項、 場合を含む。)、第六十九条の二(租税特別措置法第九条の三の二 項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)、 び重加算税の額を含まないものとする。 でを除く。)及び第六十六条の九の三 項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の を除く。)、 三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用 から第十二項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをい から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項 る場合を含む。)及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の 法人税に係る延滞税、 第四十二条の十二の五、 第四項及び第七項を除く。 第四十二条の十(第一項、 第九条の六第四項、 第四十二条の十一の二(第一項、 第六十九条 (第二項、 利子税、 第四十二条の十二の六(第一項、 第九条の六の二第四項、 (租税特別措置法第六十六条の七 第三項、 過少申告加算税、 第六項及び第十項から第十三項 第三項から第五項まで及び第八項 第四十二条の十二の七(第一 (第二項、 第四項及び第七項を除く。 第三項、 第五項及び第九項 無申告加算税 第三項、 第九条の六の 第四項 を除く 第三 第四 第一 項

条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第法第百四十四条(租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税ロ外国法人次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法そのロー外国法人次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その

2 4 略

兀 の二~十 匹 略

項、 算税及び重加算税の額を含まないものとする。 第四十二条の十二の七 条の十二の六 の十二、第四十二条の十二の二、 の三 (第 項から第五項まで及び第八項を除く。 租税特別措置法第四十二条の四、 の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに の二の二(租税特別措置法第九条の三の二第七項、 えて適用する場合を含む。)、第百四十四条の二及び第百四十四 の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替 措置法第九条の三の二第七項、 る場合を含む。 七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用 五項まで及び第二 一項、 第四項及び第七項を除く。 第九条の六の二第四項、 法人税に係る延滞税 第三項、 項、 第一 第三項、 において準用する法人税法第六十八条 一十三項を除く。 第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十 項、 (第一項から第三項まで、 第四項及び第七項を除く。 第三項、)、第四十二条の十一(第一項、 第九条の六の三第四項及び第九条の六 利子税、 第四十一条の九第四項、 第四十二条の十二の五、 第四十二条の十 第四項及び第七項を除く。 の規定の適用を受ける前のも 過少申告加算税 第四十二条の十一の二(第十三項から第十 (第 一 第九条の六第四 項、 第四十一条 第四十二条 (租税特別 第四十二 無申告加 第三項 及び 第三 条 す

(1) 及び(2) 略

兀 の二〜十 兀 略

えて適用する場合を含む。 措置法第九条の三の二第七項、 第四十二条の十二の七 条の十二の六 項から第五項まで及び第八項を除く。 租税特別措置法第四十二条の四、 七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用 算税及び重加算税の額を含まないものとする。 をいい、 まで及び第十二 の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、 の三 (第一項、 の二の二(租税特別措置法第九条の三の二第七項、 の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替 る場合を含む。 第四項及び第七項を除く。 四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 一項、 第九条の六の二第四項、 法人税に係る延滞税、 第三項、 第一 一項)において準用する法人税法第六十八条 第三項、 第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十 項、 (第一項から第三項まで、 第四項及び第七項を除く。 第三項、 を除く。)、第百四十四条の二及び第百四十四)、第四十二条の十一(第一項、 第九条の六の三第四項及び第九条の六 利子税、 第四十一条の九第四項、 第四十二条の十 第四項及び第七項を除く。 の規定の適用を受ける前のも 過少申告加算税 第四十二条の十一 第七項から第九項 (第 一 第九条の 項、 第四十一条 第四十二条 (租税特別 第四十二 無申告 の 二 (並びに 六第四 第三項 第三 加 す

項、

 \mathcal{O}

第

(1)及び(2) 略

(法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 略

23 した事業年度若しくは中間期間 五項までにおいて同じ。 四条の十三第十 る法人で、 十四条の六第一 第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第百四 る場合に限る。 法人税法第七十一条第一項 当該事業年度の中間期間 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があ 項に規定する中間期間をいう。 第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項 又は当該事業年度開始の日前十年以内に開始 (同法第七十二条第一項の規定が適用され (同法第八十条第五項又は第百四十 以下この項から第二十 (同法 23

区分に応じ、 三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の 分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、 三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度 金の額を超えることとなつたため、 において「欠損事業年度」という。)を除く。)において損金の 同 法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度 それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 同法第八十条又は第百四十四条の十 第一 項、 額が (次項 第 益

一 三 略

24 及び25 略

る場合に限る。) 又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告26 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用され

(法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 略

した事業年度又は中間期間(同法第八十条第五項又は第百四十四条の十一当該事業年度開始の日前十年以内に開始

三第十

一項に規定する中間期間をいう。

区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。において「欠損事業年度」という。)を除く。)において損金の額が益の環付を受けたものが納付すべき当該事業年度の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度でおいて「欠損事業年度」という。)を除く。)において損金の額が益じ。」(同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度(次項

一〜三略

24 及び 25 略

る場合に限る。) 又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告 26 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用され)

次項及び第二十五項において同

までにおいて同じ。)又は当該事業年度開始の日前十年以内に開始した第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項書を提出する義務がある法人について、当該事業年度の中間期間(同法書

事業年度若しくは中間期間

損金額 た額) 条第 る。 に限る 前 の規定により加算された金額がある場合には、 いて租税特別措置法第四十二条の十四第一 税割の課税標準となる法人税額から、 定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法 当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については ら第二十九項までにおいて同じ。 付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。 金 の法 第 額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還 この場合において、 人税 を限度として、 項、 項、 同 割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項 第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、 法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき 控除対象還付対象欠損調整額を控除するものとす 控除対象還付対象欠損調整額は、 がある場合の当該法人が納付すべき 当該法人税額 項若しくは第四項、 において生じた還付対象 政令で定める額を控除 (当該法人税額に 前事業年度以 これらの規 第六十二 次項 か 欠

後最初に終了する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額

27

書を提出する義務がある法人について、

損金額 に限る。 る。 た額) 条第 前 の規定により加算された金額がある場合には、 いて租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、 税割の課税標準となる法人税額から、 定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法 当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については ら第二十九項までにおいて同じ。 付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。 金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還 事業年度又は中間期間 第 次項から第二十九項までにおいて同じ。 の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた この場合において、 項、 を限度として、 項、 (同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべ 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一 第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、 控除対象還付対象欠損調整額を控除するものとす 同 控除対象還付対象欠損調整額は、 民法第八 該事業年度開始の 、十条第五項に規定する中間期間 がある場合の当該法人が納付す 当該法人税額)において生じた還付対象 政令で定める額を控除 日 前 十年以内に (当該法人税額に 前事業年度以 これら 第六十二 開 感をいう 次項 始 した 0) 項 き

後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額

う。 法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をい

9

28 ~ 79 略

(分離課税に係る所得割の納入金の重加算金)

第三百二十八条の十二 おいて を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない で定めるところにより、 納入申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 隠蔽し、 徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合 「更正請求書」という。)を提出したときは、 又は仮装し、 前条第一項の規定に該当する場合において、 かつ、 前条第一 その隠蔽し、 項に規定する過少申告加算金に代えて 又は仮装した事実に基づいて 市町村長は、 (次項に 特別 政令

2 せず、 た金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない 書を提出したときは、 なるべき事実の全部又は一 場合を除く。 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 前条第 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算し 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし 一項の規定に該当する場合) において、 市町村長は、 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と 部を隠蔽し、 同項に規定する不申告加算金に代え (同項ただし書の規定の適用がある 又は仮装し、 かつ、 若しくは更正請求 その 隠蔽 L

法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をい

う。

28 √ 79 略

(分離課税に係る所得割の納入金の重加算金)

隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を第三百二十八条の十二 前条第一項の規定に該当する場合において、特別

納入申告書

。 を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合で定めるところにより、同項 に規定する過少申告加算金に代えてで定めると

2 せず、 なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、 場合を除く。)において、 前条第一 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれ 又は納入申告書の提出期限後にその提出をした 二項の規定に該当する場合 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と (同項ただし書の規定の適 かつ、 その 用 を提出 隠蔽 が ある

た金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。て、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算して、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算して、

3 5 略

3 5

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない

一~二十八 略

三十~四十五 略

3 10 略

(環境性能割の重加算金)

第四百六十三条の四 加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加 定めるところにより、 いて「更正請求書」という。)を提出したときは、 正申告書又は第二 は仮装し、 が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増 かつ、 一十条の九の三第三項に規定する更正請求書 その隠蔽し、 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者 前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて 又は仮装した事実に基づいて申告書、 市町村長は、 (次項にお 政令で 修 又

(固定資産税の非課税の範囲

第三百四十八条 略

。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない

一~二十八 略

として使用する場合には、

当該固定資産の所有者に課することができる

の用に供する固定資産で政令で定めるもの―法第十条第一号から第五号まで、第七号又は第八号に規定する業務二十九 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センタ

三十~四十五 略

3 10 略

(環境性能割の重加算金)

は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又はが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又第四百六十三条の四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者

修正申告書

加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増定めるところにより、同項 に規定する過少申告加算金額に代えて一を提出したときは、市町村長は、政令で

算金額を徴収しなければならない。

2 Ľ ならない。 十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ る不申告加算金額に代えて、 は 装した事実に基づいて、 場合を除く。 前条第一 申告書の提出期限後に申告書の提出をし、 実の全部又は 若しくは更正請求書を提出したときは、 一項の規定に該当する場合)において、 一部を隠蔽し、 申告書の提出期限までに申告書を提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき その計算の基礎となるべき税額に百分の四 又は仮装し、 (同項ただし書の規定の適用がある かつ、 市町村長は、 その隠蔽し、 修正申告書を提出 同項に規定す 又は仮 又 2

3 5 略

(たばこ税の重加算金)

第四百八十四条 おいて 加 増 て、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により で定めるところにより、 修 又は仮装し、 が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一 加 算金額を徴収しなければならない 正申告書又は第 した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重 「更正請求書」という。)を提出したときは、 かつ、 前条第一項の規定に該当する場合において、 その隠蔽し、 十条の九の三第三項に規定する更正請求書 前条第 項に規定する過少申告加算金額に代え 又は仮装した事実に基づいて申告書、 市町村長は、 部を隠蔽し、 申告納税者 (次項に 政令

算金額を徴収しなければならない。

した 場合を除く。)において、 る不申告加算金額に代えて、 は申告書の提出期限後に申告書の提出をし、 装した事実に基づいて、 事実の全部又は 前条第二項の規定に該当する場合 部を隠蔽し、 申告書の提出期限までに申告書を提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき その計算の基礎となるべき税額に百分の四 又は仮装し、 ときは、 (同項ただし書の規定の適用 若しくは修正申告書を提出 かつ、 市町村長は、 その隠蔽し、 同項に規定す 又は仮 元がある 又

ならない。

十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ

3 5 略

(たばこ税の重加算金)

| 又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、第四百八十四条 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者

は修正申告書

加算金額を徴収しなければならない。

「で定めるところにより、同項」に規定する過少申告加算金額に代えで定めるところにより、同項」に規定する過少申告加算金額に代え

2

前条第一

一項の規定に該当する場合

(同項ただし書の規定の適用がある

ならない。 十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ る不申告加算金額に代えて、 又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず るべき事実の全部又は一 場合を除く。 又は申告書の提出期限後にその提出をし、 若しくは更正請求書を提出したときは、)において、 部を隠蔽し、 申告納税者が課税標準数量の計算の基礎とな その計算の基礎となるべき税額に百分の四 又は仮装し、 市町村長は、 かつ、 修正申告書を提出 その隠蔽し、 同項に規定す

3 5 略

(鉱産税の重加算金)

第五百三十七条 装し、 金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 となるべき更正による不足税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した 十条の 税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 という。 前条第 かつ、 九 の三第三 を提出したときは、 項に規定する過少申告加算金額に代えて、 その隠蔽し、 前条第一 |項に規定する更正請求書 項の規定に該当する場合において、 又は仮装した事実に基づいて申告書又は第二 市町村長は、 (次項にお 政令で定めるところによ いて その計算の基礎 「更正請求書 納税者が課 又は仮

装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

した る不申告加算金額に代えて、 又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出 るべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。)において、 又は申告書の提出期限後にその提出をし、 申告納税者が課税標準数量の計算の基礎とな その計算の基礎となるべき税額に百 ときは、 又は仮装し、 若しくは修正申告書を提出 市町村長は、 かつ、 その隠蔽し、 同項に規定す 1分の四 I せず

3 5 各3 ならない。

十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければ

3 ~ 5 略

(鉱産税の重加算金)

装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮第五百三十七条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課

金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。となるべき更正による不足税額に百分の三十五の割合を乗じて計算したり、同項 に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎り、一個で定めるところによ

装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

る重加算金額を徴収しなければならない。
基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当すは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の告書の提出期限後にその提出をし、若しくは更正請求書を提出したとき

3 5 略

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 略

を課することができない。
2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税

一~十八 略

十九 貸家の用(貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。 十九 貸家の用(貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。 十九 貸家の用(貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。

二十~三十 略

で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるもの

当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限る

3及び4

略

告書の提出期限後にその提出をした

とき

基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当すは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の

る重加算金額を徴収しなければならない。

3 5 略

、特別土地保有税の非課税)

2 市町村は、次に掲げる土地又はその取第五百八十六条 略

を課することができない。 2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税

)に供する住宅で政令で定めるもの(以下この号において「貸家住宅十九、貸家の用(貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。一〜十八、略

という。) 又は中高層耐火建築物

(主要構造部

で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるものに限るし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限るり、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものという。)である住宅(貸家住宅であるものを除くものとし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものという。)三以上を大会ので定めるものの用に供する土地で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるものに限る。)で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるものに限る。)で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるものという。

二十~三十 略

3及び4 略

(特別土地保有税の重加算金)

第六百十条 額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を 算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税 ころにより、 正請求書」という。 又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 カコ つ、 その隠蔽し、 前条第 前条第一 項の規定に該当する場合において、 を提出したときは、 項に規定する過少申告加算金額に代えて、 又は仮装した事実に基づいて申告書 市町村長は、 (次項において 納税者が課税標 政令で定めると 又は仮装し 修正申告書 その計 「更

徴収しなければならない。

2

2 \ \ \ 合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならな 告加算金額に代えて、 しくは更正請求書を提出したときは、 申告書の提 装した事実に基づいて、 事 場合を除く。 前条第一 実の全部又は 二項の規定に該当する場合 出期限後にその提出をし、)において、 部を隠蔽し、 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割 申告書の提出期限までにこれを提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき 又は仮装し、 市町村長は、 (同項ただし書の規定の適用がある かつ、 修正申告書を提出 同項に規定する不申 その隠蔽し、 又は仮 又は 若

3 5 略

(市町村法定外普通税に係る重加算金)

第六百八十九条 前条第一 項の規定に該当する場合において、 納税者又は

(特別土地保有税の重加算金)

第六百十条 準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は カゝ ~ その隠蔽し、 前条第 項の規定に該当する場合において、 又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正 一部を隠蔽し、 納税者が課税標 又は仮装し 申告

書

徴収しなければならない。 額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額 算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税 ころにより、 同項 を提出したときは、 に規定する過少申告加算金額に代えて、 市町村長は、 政令で定めると その 計

場合を除く。 申告書の提出期限後にその提出をし、 装した事実に基づいて、 事実の全部又は一 前条第一 二項の規定に該当する場合)において、 部を隠蔽し、 申告書の提出期限までにこれを提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき ときは、 又は仮装し、 (同項ただし書の規定の適用 市町村長は、 若しくは修正申告書を提出した かつ、 同項に規定する不申 その隠蔽し、 又は仮 が 又は あ

\ \ \

告加算金額に代えて、

その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割

合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収し

なければならな

3 5 略

第六百八十九条 前条第一 項の規定に該当する場合において、 納税者又は

(市町村法定外普通税に係る重加算金)

金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した 告加算金額に代えて、 市 正 いて納入申告書、 部 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一 請求書 町村長は、 を隠蔽し、 (次項において 政令で定めるところにより、 又は仮装し、 修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更 その計算の基礎となるべき更正による不足金額又 |更正請求書| かつ、 その隠蔽し、 という。 前条第一項に規定する過少申 又は仮装した事実に基づ を提出したときは

を正申告書を提出し、若しくは更正請求書を提出したときは、市町村場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、これを提出せず、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにより基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、の事業の基準を表します。

2

金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

べき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となる修正申告書を提出し、若しくは更正請求書を提出したときは、市町村

3~5 略

額を徴収し

なければならない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収

部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づ特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一

1

て納入申告書又は修正申告書

は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又市町村長は、政令で定めるところにより、同項・・・に規定する過少申を担出したときは、

長は、 場合を除く。 額を徴収しなければならない。 べき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金 は修正申告書を提出した これを提出せず、 その隠蔽し、 算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 前条第二項の規定に該当する場合 同項に規定する不申告加算金額に代えて、)において、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までに 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、 納税者又は特別徴収義務者が課税標準 (同項ただし書の規定の適用 その計算の基礎となる 又は仮装し、 ときは、 若しく 市 額 が 町村 の計 あ る

3 5 略

(入湯税に係る納入金の重加算金)

し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収

2 せず、 えて、 書を提出したときは、 なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 場合を除く。)において、 乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を めるところにより、 て 申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 した金額に 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出 前条第二項の規定に該当する場合 「更正請求書」 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算 又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、 .相当する重加算金額を徴収しなければならない。 という。 前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて、 市町村長は、 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と を提出したときは、 同項に規定する不申告加算金額に代 (同項ただし書の規定の適用がある 又は仮装し、 市町村長は、 かつ、 若しくは更正請求 (次項におい その隠蔽し 政令で定 2

3 5 略

(事業所税の重加算金)

第七百一条の六十二 代えて、 政令で定めるところにより、 いて 正 は が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 仮装し、 申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 「更正請求書」 その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告に カゝ つ、 その隠蔽し、 前条第一項の規定に該当する場合において、 という。 前条第一項に規定する過少申告加算金額に を提出したときは、 又は仮装した事実に基づいて申告書、 指定都市等の長は (次項にお 納税者 修 又

書

申告書

せず、 場合を除く。)において、 なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、 乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を めるところにより、 又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提 前条第二項の規定に該当する場合 又は納入申告書の提出期限後にその提出をした 同項 特別徴収義務者が課税標準額の計算の を提出したときは、 に規定する過少申告加算金額に代えて、 (同項ただし書の規定の適用がある 又は仮装し、 市町村長は、 かつ、 その隠蔽し 政令で定 基礎と

えて、 した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。 その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算 ときは、 市町村長は、 同項に規定する不申告加算金 並額に代

3 5 略

(事業所税の重加算金)

第七百一条の六十二 は仮装し、 修正申告 が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽 カゝ つ、 その隠蔽し、 前条第一項の規定に該当する場合において、 又は仮装した事実に基づいて申告書又は 税者 又

代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告に 政令で定めるところにより、 同項 を提出したときは、 に規定する過少申告加算金額に 指定都市等の 長 は

る重加算金額を徴収しなければならない。より増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当す

2 場合を除く。 ならない。 る不申告加算金額に代えて、 申告書の提出期限後にその提出をし、 装した事実に基づいて、 事実の全部又は一部を隠蔽し、 十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなけ しくは更正請求書を提出したときは、 前条第二項の規定に該当する場合 において、 申告書の提出期限までにこれを提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき その計算の基礎となるべき税額に百分の四 又は仮装し、 (同項ただし書の規定の適用がある 指定都市等の長は、 かつ、 修正申告書を提出 その隠蔽し、 同項に規定 又は仮 れば 又は す 若

3 5 略

国民健康保険税)

第七百三条の四 険者 税を課することができる。 市 計において負担する次に掲げる費用に充てるため、 に加入している市町村) を設けて国民健康保険を行う場合には、 町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、 (以下この節において 国民健康保険を行う市町村 は、 「被保険者」という。 当該市町村の国民健康保険に関する特別会 当該一部事務組合又は広域連合 部事務組合又は広域連合 である世帯主 国民健康保険の被保 国民健康保険 (当該

条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この

る重加算金額を徴収しなければならない。より増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当

2 場合を除く。 申告書の提出期限後にその提出をし、 装した事実に基づいて、 事実の全部又は一部を隠蔽し、 前条第二項の規定に該当する場合)において、 申告書の提出期限までにこれを提出せず、 納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき 又は仮装し、 (同項ただし書の規定の適用がある 若しくは修正申告書を提出した かつ、 その隠蔽し、 又は 又は 仮

ならない。 十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければる不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四

ときは、

指定都市等の長は、

同項に規定

3 5 略

(国民健康保険税)

第七百三条の四 険者 税を課することができる。 市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、 計において負担する次に掲げる費用に充てるため、 に加入している市町村) を設けて国民健康保険を行う場合には、 (以下この節において「被保険者」という。 国民健康保険を行う市 は、 当該市町村の国民健 町村 当該 一部事務組合又は広域連合 部事務組合又は広域 康保険に関する特別会 である世帯主 国民健康保険 国民健 康保 0 (当該 被保 連

費用 期高齢者納付金等、 計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前 感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確 下この条において「介護納付金」という。 出産育児関係事務費拠出金、 条において「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による (当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会 同法の規定による後期高齢者支援金等(以下この 介護保険法 並びに感染症の予防及び の規定による納付金 以

二及び三 略

保拠出·

!金等の納付に要する費用を含む。

以下この条において同じ。

(水利地益税等に係る重加算金)

第七百二十二条 を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない 定めるところにより、 告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書 務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽 「更正請求書」 又は仮装し、 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合 という。 かつ、 前条第一 前条第一項に規定する過少申告加算金額に代えて その隠蔽し、 項の規定に該当する場合において、 を提出したときは、 又は仮装した事実に基づいて納入申 地方団体の長は、 (次項において 特別徴収義 政令で

2 場合を除く。)において、 前 条第二項の規定に該当する場合 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と (同項ただし書の規定の適用がある

> 費用 条において 期高齢者納付金等、 計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前 出産育児関係事務費拠出金並びに介護保険法の規定による納付金 (当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会 「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による 同法の規定による後期高齢者支援金等 (以下この 以

0 納付に要する費用を含む。 以下この条において同じ。 下この条において

「介護納付金」という。

二及び三 略

2 5 28 略

第七百二十二条 、水利地益税等に係る重加算金) 前条第一 項の規定に該当する場合において、

務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一 又は仮装し、 カゝ つ、 その隠蔽し、 又は仮装した事実に基づいて納入申 部を隠蔽

告書

を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない 定めるところにより、 その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合 同項 を提出したときは、 に規定する過少申告加算金額に代えて 地方団体の長は、 政令で

2 場合を除く。)において、 前条第二項の規定に該当する場合 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎と (同項ただし書の規定の適用がある

特別

徴収

計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
書を提出したときは、地方団体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じてに代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じてに代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じてに代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じてはで、又は仮装し、がつ、その隠蔽しなるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽しなるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し

3~5 略

(法定外目的税に係る重加算金)

第七百三十三条の十九 きは、 又は を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合 の規定による加算後の金額) する過少申告加算金額 する更正請求書 に基づいて納入申告書、 者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部 一部を隠蔽し、 地方団体の長は、 (次項において「更正請求書」という。 又は仮装し、 前条第一項の規定に該当する場合において、 (同条第二項の規定の適用がある場合には、 政令で定めるところにより、 修正申告書又は第二十条の九の三第三 に代えて、その計算の基礎となるべき更正 かつ、 その隠蔽し、 前条第 又は仮装した事実)を提出したと 項に規定 一項に規定 同項 納税

算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計2 前条第三項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をした、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出なるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し

計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じてに代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて

3 5 略

(法定外目的税に係る重加算金)

スは一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部第七百三十三条の十九 前条第一項の規定に該当する場合において、納税

に基づいて納入申告書又は修正申告書

きは、 を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合 の規定による加算後の金額) する過少申告加算金額 地 方団体の長は、 (同条第二項の規定の適用がある場合には、 政令で定めるところにより、 に代えて、 その計算の基礎となるべ 同 頃に を提出したと き更正 同項 規定

算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計2 前条第三項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある

これを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、_____その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までに

算金額を徴収しなければならない。なるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎と一修正申告書を提出し、若しくは更正請求書を提出したときは、地方団

3~5 略

(都における普通税の特例)

第七百三十四条 略

2及び3 略

4

て得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。 の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分し 定する基幹統計である経済構造統計 六に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法第二条第四項に規 ろにより算定した率を乗じて得た額を控除した額)に第七十二条の七十 準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるとこ た法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に都が標 率」という。 0 都内の 都は、 項から第五項までに規定する標準税率 額に相当する額 市町村に対し、 第一条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより)を超える税率で事業税を課する場合には、 (第七十二条の二十四の七第九項の規定により同条第 都に納付された法人の行う事業に対する事業税 (総務省令で定めるものに限る。 (以下この項において 都に納付され 「標準税

これを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくその隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までに

は修正申告書を提出した とは、地方団にれる提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、老しく

算金額を徴収しなければならない。なるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎と

3 5 略

(都における普通税の特例)

2及び3 略

第七百三十四条

略

4 六に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法第二条第四 ろにより算定した率を乗じて得た額を控除した額) 準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるとこ た法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に都が標 率」という。 の額に相当する額 都は、 項から第五項までに規定する標準税率 都内の市町村に対し、 第一条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより)を超える税率で事業税を課する場合には、 (第七十二条の二十四の七第九項の規定により同条第 都に納付された法人の行う事業に対する事業税 (以下この項において に第七十二条の七十 都に納付され]項に規 「標準税

定する基幹統計である事業所統計

て得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分し

5 及び 6

略

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

項の 平成十一年一 特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十 あるときは、 の規定の適用を受け、 前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第二項若しくは第八項 適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年 る場合を除く。 がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十 この条において「特定譲渡」という。)をした場合 条において「譲渡資産」 別措置法第四十 で 納税義務者が、 条の三第一項、 の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第 居住用財 期間 規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するや (以下この条において「適用期間」という。 産の譲渡損失の 月一日 当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一 一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産 第三十五条第一項 平成十一年一月一日から令和七年十二月三十 第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定 (当該特定譲渡の日が平成十二年一 若しくは受けている場合を除く。 という。 金額 道府県民税又は市町 の同号に規定する特定譲渡 (同条第三項の規定により適用 日 (特定非常災害の (当該納税義務者 '村民税の 日 月一 内に、)において (以下この から当該 日以後で 租 所 日 (以 下 被害 税特 得 割 0 ま

)及び6 略

5

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第四条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

項の での 平成十一年一月一 者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第 特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十 あるときは、 前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一 適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその 条において「譲渡資産」という。 別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産 る場合を除く。 がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十 この条において「特定譲渡」という。 規定の適用を受け、 条の三第一項、 納税義務者が、 居住用財産の譲渡損失の金額 期間 規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するや (以下この条において「適用期間」という。 当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一 日 平成十一年一月一日から令和五年十二月三十 第三十五条第一項 第三十六条の二若しくは第三十六条の五の (当該特定譲渡の日が平成十二年一 若しくは受けている場合を除く。 道府県民税又は の同号に規定する特定譲渡 (同条第三項の規定により適用)をした場合 日 (特定非常災害の 市町 一項若しくは第八項 (当該納税義務者 村民 内に、 月一)において、 日 税の (以下この から当該 日以後で 規 租 一 月 所 以 被害 年 定 得 税 ま

2 〜 二 16 及び 略

四条第 めるところにより計算した金額をいう。 上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定 三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計 属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十 生じた損失の金額のうち、 より選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上 譲渡が二以上ある場合には、 あるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡 0 当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日まで 十二月三十一日。 税務署長の承認を受けたときを含む。 総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(同号の の条において「取得」という。)をすることが困難となつた場合にお むを得ない事情により、 間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、 日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、 条において「買換資産」という。 て、 買換資産の取得をして当該取得をした日の属する年の十二月三十 同 一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第 .日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、 第十四項において「取得期限」という。)までの間 同日までに同号に規定する買換資産 当該特定譲渡をした日の属する年の 当該納税義務者が政令で定めるところに)の同号に規定する取得) は、 (その年において当該特定 同日の属する年の翌々年 又は供する見込みで (以下こ (以下こ かつ、 末日 かつ、 0)

めるところにより計算した金額をいう。 四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は あるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡 当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日まで に、 十二月三十一日。 税務署長の承認を受けたときを含む。 総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(同号の の条において「取得」という。)をすることが困難となつた場合にお 0 むを得ない事情により、 上控除してもなお控除することができない 三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計 属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十 生じた損失の金額のうち、 より選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上 譲渡が二以上ある場合には、 の間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、 日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、 条において「買換資産」という。 て、 買換資産の取得をして当該取得をした日の属する年の十二月三十 同日後一 一年以内に買換資産の取得をする見込みであり、 第十四項において「取得期限」という。) 同日までに同号に規定する買換資産 当該特定譲渡をした日の属する年の 当該納税義務者が政令で定めるところに)の同号に規定する取得) は、 部分の金額として政令で定 (その年において当該特定 同日の属する年の翌々年 又は供する見込みで までの間 (以下こ (以下こ 末日 附 |則第

一及び三 略

、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

に定めるところによる。 第四条の二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

により適用する場合を除く。 渡 以下この条において「譲渡資産」という。 る年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十 た損失の金 選定した が二以上ある場合には、 くはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第二項若 の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若し き同法第三十一条の三第一項、 該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡に 譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、 税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該 税特別措置法第四十一 日までの期間 得割の納税義務者が、 しくは第八項の規定の適用を受け、 において、 特定居住用財産の譲渡損失の金額 (以下この条におい 項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十 一の特定譲渡に限る。 額のうち、 当該譲渡資産の特定譲渡 (以下この条において「適用期間」という。)内に、 条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産 平成十六年一月一日から令和七年十二月三十 当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属す て「特定譲渡」という。 当該納税義務者が政令で定めるところにより)、第三十六条の二若しくは第三十六条)による譲渡所得の金額の計算上生じ 第三十五条第一項 若しくは受けている場合を除く。 道府県民税又は市町村民税 (その年において当該特定譲渡 の同号に規定する特定譲)をした場合 (同条第三 一項の規・ (当該 应 0 条 定 当 租 所 0 納

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

に定めるところによる。 第四条の二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

得割の納税義務者が、 第 た損失の金額のうち、 が二以上ある場合には、 くはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第二項若 の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその により適用する場合を除く。 き同法第三十一条の三第一項、 該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡に 譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、 税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該 渡 以下この条において「譲渡資産」という。 税特別措置法第四十一 日までの期間 る年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三 選定した一の特定譲渡に限る。 しくは第八項の規定の適用を受け、 において、 特定居住用財産の譲渡損失の金額 (以下この条において「特定譲渡」という。 項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十 当該譲渡資産の特定譲渡 (以下この条において 条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産 平成十六年一月一日から令和五年十二月三十 当該特定譲渡をした日の属する年の末日 当該納税義務者が政令で定めるところにより)、第三十六条の二若しくは第三十六条)による譲渡所得の金額の計算上生じ 第三十五条第一項 若しくは受けている場合を除く。 「適用期間」という。 道府県民税又は (その年において当該特定譲渡 の同号に規定する特定譲)をした場合 (同条第三 市 町村民 内に、 項の規 (当 この属す 年若 税 ·四条 該 0 当 租 定 所

該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。)をいう前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当ところにより計算した金額(当該特定譲渡に係る契約を締結した日の除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定める五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控

二及び三略

2 \ 13

略

第五条の四の二 は、 0) 項に規定する課税総所得金額 除額が当該 場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 0) る金額を控除した金額 の規定の 年から令和七年までの各年である場合に限る。 を受けた場合 に 度分の個人の 合計額の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有す 五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に つき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用 を 五分の一) 当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した 適用を受けないときは、 納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二 道 (居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一 に相当する金額 道府県は、 府県民税に限り、 (当該金額が零を下回る場合には、 平成二十二年度から令和二十年度までの各年 課税退職所得金額及び課税山林所得金額 (以下この項において「控除額」という 第一号に掲げる金額から第二号に掲げ 所得割の納税義務者が前年分の)において、 零とする。 前条第一項 当該控 所得税

該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。)をいう前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当ところにより計算した金額(当該特定譲渡に係る契約を締結した日の除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定める五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控

二及び三 略

2 \ 13

略

第五条の四の二 の合計額の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有す 項に規定する課税総所得金額 除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九 場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 は、 の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に る金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、 の規定の適用を受けないときは、 年から令和七年までの各年である場合に限る。 を受けた場合 に 度分の個人の道府県民税に限り、 つき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の を、 五分の一) 当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適 (居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十 に相当する金額(以下この項において「控除額」という 道府県は、 平成二十二年度から令和二十年度までの各 課税退職所得金額及び課税山林所得金額 第一号に掲げる金額から第二号に掲げ 所得割の納税義務者が前年)において、 零とする。 前条第一項 分の 当該控 囲した 所得 条第二 適 用 税

額に相当する金額とする 控除限度額」という。)を超えるときは、 内に住所を有する場合には、 円)を超える場合には、 納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 る場合には、 百分の一) 三万九千円 に相当する金額 一万九千五百円)。 (当該納税義務者が指定都市の区域 (当該金額が三万九千円 当該控除額は、 以下この項において 一万九千五 当該控除限度 (当該 百 _

等特別税額控除額)

等特別税額控除額)

等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した工程、平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算したこれらの規定を適用して計算した正規、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等に係る国税特別措置法第四十一条当該納税額控除額)

二略

2 略

3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和3 (1) とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」とあるのは「百分の一」の所述の対象

額に相当する金額とする 控除限度額」という。)を超えるときは、 内に住所を有する場合には、 円)を超える場合には、三万九千円 納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 る場合には、 百分の一) に相当する金額 一万九千五百円)。 (当該納税義務者が指定都市の (当該金額が三万九千円 当該控除額は、 以下この項において「 当該控除限 万九千五 (当該 区 度 域 百

等特別税額控除額 定する住宅借入金等の金額を有する場合には、 臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用し 四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法 のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金 特別税額控除額 て計算した租税特別措置法第四十一条第 第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租 (平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規 一項に規定する住宅借入金等 |税特別措置法第四 当該金額がなかつたも まで若しくは第 十 律

二略

2 略

3 」とあるのは「百分の二・八」と、 有する場合における第一項の規定の適用については、 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を 特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同 三年までであつて、 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令 か つ、 租税特別措置法第四十一条第五項に規定する 「百分の一」とあるのは 同項中 「百分の 「百分の二 条第一 和

千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九

4 略

5

額に相当する金額とする。 控除限度額」という。)を超えるときは、 区域内に住所を有する場合には、 当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 る場合には、 0) 項に規定する課税総所得金額 除額が当該 場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 納 当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 した金額 を受けないときは、 年までの各年である場合に限る。)において、 別措置法第四十 市 (居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七 に相当する金額 合計額の百分の三 税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した 町村民税に限り、 市 を超える場合には、 町村は、 (当該金額が零を下回る場合には、 納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二 百分の四) 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個 一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合 (以下この項において「控除額」という。) 第一 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有す に相当する金額 五万八千五百円 号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除 課税退職所得金額及び課税山林所得金額 七万八千円)。 (当該納税義務者が指定都市 (当該金額が五万八千五百円 当該控除額は、 零とする。 前条第六項の規定の適用 以下この項におい)の五分の三(当該控除限 を、 七万八千 五分の四 当該控 当該 人の て 度 \dot{O} \neg 5

千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「

万

九

4 略

円 項に規定する課税総所得金額、 額に相当する金額とする。 控除限度額」という。)を超えるときは 区域内に住所を有する場合には、 当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 る場合には、 の合計額の百分の三(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有す 除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九 場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用し 当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 した金額 を受けないときは、 年までの各年である場合に限る。)において、 別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受け 市町村民税に限り、 (居住年が平成十一 に相当する金額 市町村は、 を超える場合には、 (当該金額が零を下回る場合には、 百分の四) 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の (以下この項において「控除額」という。 年から平成十八年まで又は平成二十一年から令 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租 第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除 に相当する金額 五万八千五百円 課税退職所得金額及び課税山林所得金額 七万八千円)。 (当該納税義務者が指定都市 (当該金額が五万八千五百円 当該控除額は、 零とする。 前条第六項の規定の 以下この項にお)の五分の三(当該控除 五分の を、 七万八千 条第二 当該控 た場合 個 当該 適用 税特 人の 限 て 和 兀 度 0

等特別税額控除額) (平成十九年又は第十項から第五項まで若しくは第十項から第五項まで若しくは第十項から第三項まで若しくは第十項がら第五項まで若しくは第十項から第三項まで若しくは第十項がら第三項まで若しくは第一項がら第三項まで若しくは第一項がら第三項まで若しくは第一のとしてこれらの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した田税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等が別税額控除額)

二略

6

略

7 八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。 有する場合における第五項の規定の適用については、 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を 特定取得又は同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一 三年までであつて、 とあるのは 六」と、 市 町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和 「五万八千五百円」とあるのは「八万千九百円」と、 「百分の四・二」と、 かつ、 租税特別措置法第四十一条第五項に規定する 「百分の四」とあるのは 同項中「百分の三 「百分の五 「七万 7

8略

(令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除)

| 第五条の八 道府県は、令和六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条 等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規 定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたも で計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等 特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規 でする住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたも のとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等 等特別税額控除額)

略

6

略

八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。 有する場合における第五項の規定の適用については、 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の 特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同 三年までであつて、 とあるのは 六」と、 市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令 「五万八千五百円」とあるのは 「百分の四・二」と、 カュ つ、 租税特別措置法第四十一条第五項に規定する 「百分の四」とあるのは 「八万千九百円」と、 同項中 「百分の三 云百 1分の五 金額 条第 「七万 和

8 略

る。 五条 び附則第七条の二第 則第五条第一項 十二までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。 百五万円以下である所得割の納税義務者 民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、 第三十七条から第三十七条の四まで 附則第五条の四の二第 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除 一項、 (以下この条から附則第五条の 附則第三条の三第二 前年の合計所得金額が千八 附則第五条の五第一項 の第三十 項 反 附

2 つき一 に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えな 税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、 額控除額」という。 額又はその全額を切り上げた金額。 があるとき、 割の額で除して得た数値を乗じて得た金額 対象配偶者等を有する場合には、 た金額) 者を除く。 納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族 げる額と第二号に掲げる額との合計額 る場合には、 よる判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない 「個人の住民税の 前項の 万円を加算した金額) を超える場合には 道 以下この項において「控除対象配偶者等」という。) 府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額 又は当該金額の全額が一 一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算し 所得割の とし、 額」という。 万円 個人の住民税の所得割の額が一 に第一号に掲げる額を個人の住民税の (特別税額控除対象納税義務者が控除 第五項において 万円に当該控除対象配偶者等 円未満であるときは、 (以下この項及び第五項において が (当該金額に一 (第三十四条第八項の 一万円 「道府県民税特別税 (特別税額控除対象 は 円未満の端数 万円 その 第 を有す 端数金 が規定に 号に掲 特 万円 所得 别

場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

- の規定を適用して計算した場合の所得割の額条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五十二、特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十一
- 七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第一、特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第三百十四条の三、第二百十四条の三、第二百十四条の三、第二百十四条の三、
- の規定の適用を受ける前のものをいう。)」とする。 割の額」とあるのは、「所得割の額(附則第五条の八第一項及び第二項附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得が削二項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第十一項及び
- 4 割の額から控除する。 五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得 条の三第五項 百十四条の三、 る令和六年度分特別税額控除額を、 市町村は、 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、 第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、 附則第五条第三項 特別税額控除対象納税義務者の 附則第五条の四の二第五項 市町村民税に係 附則第三 附則第 第三
- の現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この者又は扶養親族(第三百十四条の二第八項の規定による判定をするとき税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶5 前項の市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、個人の住民

に相当する金額とする。 き一万円を加算した金額) 象配偶者等を有する場合には、 の住民税の所得割の額が一万円 た金額) る場合には 合には一万円 に当該控除対象配偶者等 項において「控除対象配偶者等」という。 から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、 (特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有す 万円に当該控除対象配偶者等 を超えない場合には第二項第二号に掲げる額 人につき一万円を加算した金額) 一万円に当該控除対象配偶者等一 (特別税額控除対象納税義務者が控除対)を有する場合には、 人につき一 万円を加算し を超える場 人につ 個人 万円

6 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 中」と、 あるのは の規定の の八第 項の規定の適用を受ける前のものをいう。 所得割の 第三百二十一 については 前 二項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第十一項、 項中 適用がないものとした場合に課すべき」と、 額」とあるのは「所得割の額 のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年 条の七の八第一 前々年中」とあるのは 第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項中「 課した」 とあるのは 項及び附則第五条の五第 「附則第五条の八第四項及び第五項 (附則第五条の八第四項及び第五 附則第五条の八第四項及び第五) 」 と、 第三百二十一条の七 「の前々年中」と 一項の規定の 適 用

(令和六年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例)

定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税(第三百二第五条の九 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十九条の規

徴収については、 おける普通 ものを除く。 + 条の 0) 納期が第三百二十条本文の規定により定められている市町 七 徴収の <u>の</u> 二 以下この項において 一第三項及び第三百二十八条の十三の規定により 次に定めるところによる。 個人の市町村民税の当該定められている納期における 「普通徴収の個人の市町村民税」 徴収する 村に

する。 おいて ときは、 に千円 除額を控除した残額に相当する税額を、 月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控 たない場合には、 に相当する金額 税額控除 通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額 税に係る特別税額控除額」 下この号において同じ。 とした場合に算出される普通徴収の個人の市 人の 額を控除した額 てはその者の分割金額に相当する税額を、 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個 市町村民税の 未満の端数があるとき、 「分割金額」 その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 前 の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額 (以下この項において 六月中に定められている納期においてはその者の六 額 (以下この項において という。 (前条第四項及び第五項の規定の適用がない という。 からその者の普通徴収の 又は当該金額の全額が千円未満である に三を乗じて得た金額をその がその 「六月分金額」 その他のそれぞれの納期にお 「普通徴収の それぞれ徴収するものと 者の特別税額 町村民税の額をいう。 個人の市町 個人の という。 以下この項に 腔除 (当該 市町村民 者の 7村民税 前 に満 特別 金額 の普 ŧ \mathcal{O}

特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の

個人の市町村民税に係る

52

割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特 別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、 中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分 に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、 特別税額控除額がその者の六月分金額以上であり、 る納期及び一月中に定められている納期においてはその者の分割金 に相当する税額を、 それぞれ徴収するものとする。 十月中に定められて カ ~つ、 その 六月中 者の六 八月

三 に相当する税額を、 の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額 金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者 いものとし、 る納期及び八月中に定められている納期において徴収すべき税額はな じて得た金額との合計額に満たない場合には、 以上であり 特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計 分割金額に相当する税額を、 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る かつ、 十月中に定められている納期においてはその者の六月分 その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗 月中に定められている納期においてはその者 それぞれ徴収するものとする。 六月中に定められて

において徴収すべき税額はないものとし、一月中に定められている納納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期、八月中に定められている納別とその者の合計額以上である場合には、六月中に定められている特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じ、特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る四、特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る四、特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る

額を徴収するものとする。 期においてはその者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税

- 2 いては、 町村民税の額」とする。 の九第一項第一号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市 前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用につ 同条中 「当該個人の市町村民税額」 とあるのは 附則第五条
- 3 0 の方法によって徴収する場合については、 納期から第三百二十一条の七第一項の規定により普通徴収の方法によつ て徴収されることとなつたものを除く。 市町村が令和六年度分の個人の市町村民税 前二項の規定は、 を同項の規定により普通徴収 (六月中に定められている 適用しない

特例) (令和六年度分の給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する

第五条の十 分の一」と、 分の個人の市 おける第三百二十一条の五第一項の規定の適用については、 附則第五条の八 町村民税に限り 「六月」とあるのは「七月」とする。 第四項及び第五項の規定の適用が 同項中 「十二分の とあるのは 令和六年度 ある場合に 干

徴収に関する特例) (令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別

第五条の十一 の七の二第 一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第三百 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、 第三百二十一条

+

次に定めるところによる。 する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の徴収については 三百二十 年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税」という。 等」という。 七条の二 第 条の七の 項に規定する公的年金等 に係る所得に係る個人の市町村民税 一第三項の規定により普通徴収の方法によつて徴収 (以下この項におい (第三項において の徴収及び第 7 「公的 年金

個人の には、 を切り捨て 額 村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の 税額控除額」という。) 項及び第三項において いう。 いて 得以外の 規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割 がないものとした場合に算出される第三百二十一条の七の二 人の 金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額 合算額 に相当する額 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金 特 市 「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。 莂 市 町 以 当該所得割額を加算した額とする。 税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額 町村民税の額 下この号及び第三項 所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合 村民税の (同条第) 当該額が百円未満であるときは百円とする。 (当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額 額 一項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所 (附則第五条の八第四項及び第五 「年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別 (特別税額控除前 がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る 第一号において同じ。 の年金所得に係る個人の 以下この号及び第五号に からその者の |項の規定の 並所得に)をいう。 (以下この 第 0 に係る個 一分の 市町 項に 適用 年 お

町村民 とき、 いて第三百円 はその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、 る税額を 特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金 金額」という。 又はその全額を切り捨てた金額。 るとき、 での間にお ものとし 収金額に 定により八月中に定められている納期においてはその者の分割普通 係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、 六月分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に 条本文の規定により六月中に定められている納期においてはその者 町村民税の額から控除した残額に相当する金額 額」という。 はその全額を切り捨てた金額 て同じ。 以下この号において同じ。 ·六月分普通徴収金額」 (以下この項において「十月分特別徴収金額」という。) .税の額を三で除して得た金額 又は当該金額の全額が千円未満であるときは、 又は当該金額の全額が百円未満であるときは、 相当する税額を、 を二で除して得た金額 同年十一 当該年度の初日の属する年の十月一日から十一 いてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市 二 十 をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の 条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付 に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前 月一 日から翌年の三月三十 という。 普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収する を控除した額をいう。 以下この項において 以下この項において (当該金額に千円未満の端数がある に満たない場合には、 (当該金額に百円未満 一日までの間において (以下この項において それぞれの期間に 以下この 「分割普通 その端数金額又 「分割特別徴収 その端数金額 同条本文の規 月三十日ま 第三百二十 の端数が 一号に に相当す 過徴収金 おい あ 市 徴

する。)の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものと(以下この項及び第三項において「特別徴収対象年金給付」という。

規定により八月中に定められている納期においてはその者の六月分普 額に満たない場合には、 をする際 当する税額を、 年の三月三十一 の者の十月分特別徴収金額に相当する税額を、 の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはそ 相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、 所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に 通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金 られている納期において徴収すべき税額はないものとし、 係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額以上であり、 その者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に 特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。 それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払 日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相 第三百二十条本文の規定により六月中に定め 同年十二月一日から翌 同条本文の 当該年度 か

三

納期に 収金額の 支払をする際 に相当する税額を、 ら翌年の三月三十一 特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、 普通徴収金額 る年の十月 おいて徴収すべ 合計額からその者の年金所得に係る個人の 一日から十一月三十日までの間においてはその者の六月分 その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴 特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする 日までの間においてはその者の分割特別徴収金額 それぞれの期間において特別徴収対象年金給付 き税額はないものとし、 当該年度 市町 同年十二月一日 つの初! 対民税に係る 日 . (T) 属す \mathcal{O} か

兀

日から三月三十 に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、 特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税 の分割普通徴収金額、 月三十一日までの間においてはその者の六月分普通徴収 に当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間に たない場合には 者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満 通徴収金 係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額 おいて徴収すべき税額はないものとし、 いる納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期 特別税額 その者の六月分普通徴収金額、 額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額以上であり 控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に 日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に 第三 その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割 一百二十条本文の規定により六月中に定められて その者の分割普通徴収金額、 同年十二月 一日から翌年の その者の 金額、 同年二月 その者 分割普 並び

五. 係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額 するものとする。 特別徴収対象年金給付の支払をする際 る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額を当該期間において 二月一日 れている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の 月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定めら 金額の合計額以上である場合には、 通徴収金額、 払をする際、 相当する税額を、 月三十一日までの間において徴収すべき税額はないものとし 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係 その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収 特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。 それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支 第三百二十条本文の規定により六 特別徴収の方法によつて徴収 その者の分割普 同 年

2

項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五

一の規

定

個人の市町村民税の徴収(第一項の規定の適用があるものを除く。)に3 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の

法によつてそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

附則第五条の十一第一項各号の規定により特別徴収の方

日までの間において特別徴収対象年金給付

「当該年度の初日の属する年の十月

支払をする際、

日

から翌年の三月三十一

回数で除して得た額」とあるのは、

ける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払

の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間にお

年度の初日

の適用につ

いては、

同条第二項中

「年金所得に係る特別徴収税額を当該

ついては、次に定めるところによる。

個人の 収対象年金給付の支払をする際、 額に満たない場合には、 係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額以上であり、 分割特別徴収金額に相当する税額を、 同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の 市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、 てはその者の十月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の 該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間におい 切り捨てた金額。 該金額の全額が百円未満であるときは、 三で除して得た金額 仮特別徴収税額を控除した額をいう。 税の額から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る 係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人 において に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る 市町村民税の 月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし その者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に 市 町村民税の額から控除した残額に相当する金額 「十月分特別徴収金額」という。 額 以下この項において「分割特別徴収金額」という。 (特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民 (当該金額に百円未満の端数があるとき、 当該年度の初日の属する年の十月一日から十 それぞれ徴収するものとする。 それぞれの期間において特別徴 以下この号において同じ。 その端数金額又はその全額を に満たない場合には、 (以下この項 同年十 又は当 かつ シを 当

古る。 一月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分 「月一日から翌年の一月三十一日までの間において はその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において はその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において はその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年 特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年 する。

4

するものとされている額」とする。

用しない。 普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は、適 第二項、第三百二十一条の七の十第一項その他政令で定める規定により 「市町村が令和六年度分の個人の市町村民税を第三百二十一条の七の九

(令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除)

第五条の十二 務者 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 五条の四の二第 三十七条の四まで、 者を除く。 よる判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない 県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、 同 一生計配偶者 を有するものに限る。 道府県は、 項、 附則第三条の三第二項、 附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項 (控除対象配偶者及び第三十四条第八項の規定に 令和七年度分の個人の道府県民税に限り、 の第三十五条、 附則第五条第一 特別税額控除対象納税義 第三十七条から第 項 附則第 道 府

げた金額。 額の全額が を乗じて得た金額 万円に第 げる額と第二号に掲げる額との合計額 「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には 前項の道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、 個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げ 一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値 第四項において「道府県民税特別税額控除額」という。)と 円未満であるときは、 (当該金額に一円未満の端数があるとき、 その端数金額又はその全額を切り上 (以下この項及び第四項において 又は当該金 第 号に掲

2

る額に相当する金額とする。

- の規定を適用して計算した場合の所得割の額条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五十五条、第三十七条から第三十一特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十一
- 3 *O* 項 六から第三百十四条の九まで、 判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を 生計配偶者 る令和七年度分特別税額控除額を、 市町村は、 第四 附則第五条の四の二第五項、)を有するものに限る。 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (控除対象配偶者及び第三百十四条の二第八項の規定による 令和七年度分の個人の市町村民税に限り、 附則第三条の三第五項 の第三百十四条の三、 附則第五条の五第二項及び附則第七条 特別税額控除対象納税義務者 第三百十四条の 附則第五条第三 市町村民税に係 同
- を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。 観控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超える場合には一万円から道府県民税特別税 前項の市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、個人の住民

(政令への委任)

第五条の十三 附則第五条の八から前条までに定めるもののほか、これら

の規定の適用がある場合における技術的読替えその他これらの規定の適

用に関し必要な事項は、

政令で定める。

(肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税

第六条 略

の特例)

2 第 第

3 五条の五第 び第五項第三号中 二項の規定の適用については、 三第二項及び第五項、 「前三条並びに附則第六条第二項」と、 前 項の 規定の適用がある場合における第三十七条の四 項及び附則第六条第二項」 「及び附則第五条の五第一 附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第 第三十七条の四中 と 附則第三条の三第二項第二号及 附則第五条の八第二項 項」とあるのは 「前三条」とあるの 附則第三条 附則第 第 は 0

4及び5 略

六条第二項及び」とする

号及び附

則第五条の十二

一第二項第一号中

「及び」とあるのは

附則第

6 るのは 三第二項第三号及び第五項第二号中「及び附則第五条の五第二 三条」とあるのは の十二第二項の規定の適用については、第三百十四条の九第一項中「前 第三条の 前 項の 規定 三第 附則第五条の五第二項及び附則第六条第五項」 の適用がある場合における第三百十四条の九第一 一項及び第五項 「前三条並びに附則第六条第五項」と、 附則第五条の八第二 一項並びに附則第五条 と 附則第三条の 項」 項、 附則第五 とあ 附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例)

第六条 略

2

略

3 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の四並びに附

則

第三

条の三第二項及び第五項

五条の五第一 び第五項第三号中「及び附則第五条の五第一 「前三条並びに附則第六条第二項」と、 の規定の適用については、 項及び附則第六条第二項 第三十七条の四中 とする 附則第三条の三第二項第二号及 項」 とあるのは 前二 二条」 とあるの 附]則第 は

4及び5 略

6 前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の九第一項並びに

附則第三条の三第二項及び第五項

るのは「、附則第五条の五第二項及び附則第六条第五項」とする三第二項第三号及び第五項第二号中「及び附則第五条の五第二項」とあ三条」とあるのは「前三条並びに附則第六条第五項」と、附則第三条の一切規定の適用については、第三百十四条の九第一項中「前

るのは「、附則第六条第五項及び」とする。条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「及び」とあ

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第八条 略

第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中 を含む。)」と、 六号ロ及び第七号 条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項並びに第八項第 十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二 第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、 条の四第七項又は第十三項 市 いて「中小企業者等」という。 小企業者等 十二条の四」とあるのは 町村民税にあつては、 当分の間、)及び」とあるのは の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項 (第四項から第十項まで及び第十二項から第十四項までにお 租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中 「除く。)及び」とあるのは (これらの規定を同条第十八項において準用する場合 当該事業年度の法人税額について同法第四十二 「第四十二条の四第一項及び第四項」と、 「除く。)並びに」とする。 (同条第十八項において準用する場合を含む)の各事業年度の法人の道府県民税及び 「除く。)並びに」と、 「第四 第二 除 2

3~6略

の法人税額について同条第一項又は第二項の規定により控除された金額する適用年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該適用年度7中小企業者等の租税特別措置法第四十二条の十二第六項第三号に規定

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例

第八条 略

く。)及び」とあるのは 十二条の四」とあるのは 第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中 を含む。)」と、 六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合 条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項並びに第八項第 十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二 第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、 条の四第七項又は第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む 市町村民税にあつては、 いて「中小企業者等」という。)の各事業年度の法 小企業者等 当分の間、 の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項 (第四項から第十二項 租税特別措置法第四十 「除く。)及び」とあるのは 当該事業年度の法人税額について同法第四十二 「第四十二条の四第一項及び第四項」 「除く。)並びに」とする。 二条の十二の 「除く。 五第 人の道 一項に規定する中 並びに」と、 府県民税及び までにお 第二 第四

3 6 略

の法人税額について同条第一項又は第二項の規定により控除された金額する適用年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該適用年度7中小企業者等の租税特別措置法第四十二条の十二第六項第一号に規定

。第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二の二」とする第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二、がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項

8 中小企業者等の令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間 8 中小企業者等の令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間 8 中小企業者等の令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間 8 カール企業者等の令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間 8 カール企業者等の令和四年四月一日から令和九年三月二十一日までの間 8 カール企業者等の令和四年によりません。

9 五第 の規定中 四号及び第二百九十二条第 項の規定により控除された金額がある場合における第一 事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り 中小企業者等の令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間 一項 第三項、 第四十 一条の十二 第四項及び第八項」とする。 項第四号の規定の適用については、 0) 五. とあるのは 第四十二条の 一十三条第 十二*の* これら 五第二 項第 当 該

第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これ三項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当中小企業者等の平成三十年四月一日から令和九年三月三十一日までの

10

第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二の二」とする第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二、がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項

五第一 四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、 事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の の規定中 項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第 に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、 中小企業者等の令和四年四月一日から令和六年三月三十一 二項 「第四十一 二条の 十二の五」とあるのは 第四十二条の十二の 日までの間 Ŧī. 一項第 当該 第一

第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これ「項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第一時に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当

の五第一項、第二項、第四項及び第八項」とする。
らの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二

11 二の五第 れらの規定中 項第四号及び第一 第四項の 各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二 規定により控除された金額がある場合における第1 一項から第三項まで及び第七項」とする。 「第四十二条の十二の五」とあるのは 一百九十二条第一項第四号の規定の適用については、 第四十二条の 一条の 一十三条第 士 <u>ー</u>の 五.

12 略

14 号イ中 二条の十二の七第四項 六項及び第十項から第十三項までを除く。 第十五項まで及び第一 については、 第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用 二条の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十 「第四十二条の十二の七 第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四 一十三項を除く。 第五項、 (第一項から第三項まで、第十三項から 第七項から第十二項まで、)、第六十六条の七)及び」とあるのは (第二項、 第十七項か 「第四 + 第

の五第一項 」とする。
らの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二

10 略

)」とあるのは、「第四十二条の十二の七第六項 を除く。 「ないのでは、これらの規定中「第四十二条の十二の七(第一規定の適用については、これらの規定中「第四十二条第一項第四号の関定の適用については、これらの規定により控除された金額がある場で、第七項から第九項まで及び第二百九十二条第一項第四号の項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項 を除く。

」とする。

12 号イ中 二条の十二の七第四項及び第五項 六項及び第十項から第十三項までを除く。 九項まで及び第十二 については、 第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適 二条の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十 「第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、 第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二 二項 を除く。 第六十六条の七 及び」とあるの 一条第一 第七項から第 は (第二項、 「第四十 項 第四 第 用

除く。 第七項から第十三 号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の 第十項から第十三項までを除く。 ら第二十項まで及び第二十二項、 (第)」とあるのは「並びに第四十二条の十二の七第四項、 項から第三項まで、 一項まで、 第十三項から第十五項まで及び第二 第十七項から第二十項まで及び第二十二項)並びに」と、第二十三条第一項第四 第六十六条の七 (第 項、 第六項及び 第五項 十三項 七 を

15 略

とする。

により読み替えられた第四項各号」とする。 受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、このようでは、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法により読み替えられた第四項各号」とする。

18

受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法19 第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を

除く。 第十項から第十三項までを除く。 号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中 (第)」とあるのは 項から第三項まで、 「並びに第四十二条の十二の七第四項及び 第七項から第九項まで及び第十一 第六十六条の七 並びに」と、 「及び第四十二条の十二の七 第二十三条第 (第 項、 第六項及び 一項第四 第五項 を

とする。

13 略

15 14 受ける法人が、 により読み替えられた第四項各号」とする。 れらの規定中 第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、 人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条 条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とする 用については、 民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適 において、 る法人が、 第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の 第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受け 当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の 特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び 「第四項各号」 これらの規定中「第四項各号」とあるのは、 当該法人の当該事業年度終了の日において、 とあるのは、 附則第八条第十三 特定医療法 |項の規定 附則第八 適 市 用 町 村

16 略

受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法17 第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を

により読み替えられた第四項各号」とする。れらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十五項の規定第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、こ人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条

21 は、 項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。 条第二十七項及び第二 法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三 する中間 損 用を受ける法人が、 金額の生じた事業年度又は中間期間 第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適 これらの規定中 期間をいう。 当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠 「第十四項各号」とあるのは、 一百二十一条の八第二十七項の規定の適用について 後最初の事業年度終了の日において、 (法人税法第八十条第五項に規定 「附則第八条第十八 特定医療

(事業税の課税標準の特例)

第一項に規定する旅客会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の第九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条

により読み替えられた第四項各号」とする。れらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、こ人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条

受ける法人が、 により読み替えられた第十四項各号」とする。 らの規定中 二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、 である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第 額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、 第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の 第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の 「第十四項各号」とあるのは、 当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損 附則第八条第十六項の規定 特定医 規定 金控除 療法 適 これ の適 用 人

項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。は、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用について条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用について、第二十二級の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

(事業税の課税標準の特例

第一項に規定する旅客会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の第九条旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条

19

用を受ける法人が、

当該法人のこれらの規定に規定する当該還付

対

象

欠

損金額の生じた事業年度

合計 あるのは、 ら当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計 除 下この 第十六号に規定する資本金等の額と、 の間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 適 題用につ した金額に、 同条第 額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控 項において「過去事業年度」という。 いては、 一項の規定は、 資本金の額に二を乗じて得た額」とする。 当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、 平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日 適用しない。 当該事業年度前の各事業年度 の第 同項中 一号に掲げる金額 「法人税法第二 この場合にお これ 額 まで 以 一条 لح か 0

2

までの 場合において、 律第五十九号) 額を減算した金額との合計額」 号に掲げる金額を加算し、 第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、 1 当該事業年度前の各事業年度 終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、 定 . う。 項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一 の適用については、 預 金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第 間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 の第 一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び 第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。 同条第二項の規定は、 平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日 これから当該事業年度中の第三号に掲げる金 (以下この項において とあるのは、 適用しない。 「銀行法 当該事業年度中の第一 同項中 「過去事業年度」 (昭和五十六年法 「各事業年度 第一 項 この の規 لح 2

4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的

3

略

て、 あるのは、 ら当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計 除した金額に、 合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控 下この項において「過去事業年度」という。 第十六号に規定する資本金等の額と、 の間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 適用については、 同条第一 一項の規定は、 「資本金の額に二を乗じて得た額」とする。 当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、 平成十六年四月一日から令和六年三月三十 適用しない。 当該事業年度前の各事業年 の第 同項中 号に掲げる金 「法人税法第一 この場合にお 日 額 度 額 まで 以 全 لح カコ

までの いう。 号に掲げる金額を加算し、 場合において、 律第五十九号) 額を減算した金額との合計額」 第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、 当該事業年度前の各事業年度 終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の 定 項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二 の適用については、 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第 間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び 第五条第一項に規定する政令で定める額」 同条第二項の規定は、 平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日 これから当該事業年度中の第三号に掲げる金 (以下この項において とあるのは、 適用しない。 「銀行法 当該事業年度中の 同項中 「過去事業年 昭 十一 とする。 和 「各事業年度 五十 第 -六年法 度 額と、 項 第一 \mathcal{O} لح 規

3 略

4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的

次条第 第 第七十二条の二十一 0 この項から第七項までにおいて同じ。 控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。 十一第六項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第1 業年度分の事業税に限り、 二十四年四 る指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、 カ 五. つ効率的 一項又は附則第九条第四項」 の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。 一項若しくは第二項」 月一 な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一 日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事 第七項の規定の適用については、 各事業年度の資本金等の額 とあるのは、 とする。 から、 前項、 当該資本金等の額に六分 次条第一 同項中 この場合における 一項の規定により (第七十二条の二 号に規定 項若しくは 前項又は 平成 以下 す

5 しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。 項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは おける第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、 に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。 分の事業税に限り、 年四月 定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指 一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 各事業年度の資本金等の額から、 「前項、 当該資本金等の額 次条第 同項中 この場合に 平成十六 一項若 「前

三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から令和十一年三月措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の、 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別

6

二十四年四月一日から令和六年三月三十一日 第二項又は附則第九条第四項」 次条第一項若しくは第二項」 第七十二条の二十一 の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。 この項から第七項までにおいて同じ。 控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。 十一第六項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第一 業年度分の事業税に限り、 る指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、 か つ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一 第七項の規定の適用については、 各事業年度の資本金等の額 とあるのは とする。 から、 前項、 までの間に開 当該資本金等の 次条第一 項第一 同項中 この場合における 一項の規定により (第七十二条の二 項若しくは 号に規 始する各 額に六分 前項又は 以下 平成 定

年四月 しくは第 項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは おける第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、 に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。 分の事業税に限り、 定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指 一日から令和六年三月三十一日 一項又は附則第九条第五項」とする。 各事業年度の資本金等の までの間に開始する各事業年度 の額から、 前項、 当該資本金等 次条第 この場合に 同 平成十六 項 曱 項若 0 前

十一日 までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から令和六年三月三措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別

5

六項」とする。
一六項」とする。
一次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た

7 する。 るのは、 + 五号) 0) 除するものとする。 額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控 各事業年度の資本金等の額から、 適用については、 の資本割の課税標準の算定については、 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法 年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 第二条第 前 項、 項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業 次条第 同項中 この場合における第七十二条の二十一第七項の規定 一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」 「前項又は次条第一項若しくは第一 当該資本金等の額に第一号に掲げる金 平成十六年四月一日から令 (昭和六十一 年法律第四十 項」 とあ لح 和

一及び二 略

入金額から政令で定める金額を控除した金額による。の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収置十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条四号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から令和八年三月る額から政令で定める金額を控除した金額による。

略

一の二 当該電気供給業を行う法人が発電事業等(第七十二条の二第一

六項」とする。 「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た

7

する。 るのは、 五号) の適用については、 除するものとする。 額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額 各事業年度の資本金等の額から、 六年三月三十一日 税の資本割の課税標準の算定については、 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法 第二条第一 前項、 項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業 次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」と 同項中 この場合における第七十二条の二十一第七項の規定 までの間に開始する各事業年度分の事業税に 「前項又は次条第一項若しくは第二 当該資本金等の額に第一 平成十六年四月一日から令 昭 和六十一 号に掲げる金 年法律第四 限 を控 和

一及び二 略

略

作物 いう。 に係る料金 電事業等を行う法人に対して同法第十七条第 以下この号において「一 第十二号に規定する特定送配電事業をいう。 おいて同じ。 同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。 物をいう。 電気供給業を行う法人が 項第三号に規定する発電事業等をいう。 (電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作 及び運用する電線路とを電気的に接続し、 第二号及び第三号において同じ。 (これに相当する額を含む。 と収入金額に対する事業税を課される 配電事業 般送配電事業等」という。 自ら維持し、 (同項第十一号の二に規定する配電事業を)又は特定送配電事業)を行う場合において、 及び運用する発電等用電気工 を支払うとき。 次号において同じ。 項に規定する託送供給 次号から第三号までに かつ、 を行う法人が 般送配電事業 当該一 般送配 同 当該 維 項

供給に係る料金を支払うとき。 世治に係る料金を支払うとき。 供給に係る料金を支払うとき。 供給に係る料金を支払うとき。 供給に係る料金を支払うとき。 供給に係る料金を支払うとき。 供給に係る料金を支払うとき。 供給に係る料金を支払うとき。

一 当該電気供給業を行う法人が配電事業

額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人が、収入金を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金

を行う

一般送配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。)を行うていまする事業税を課される一般送配電事業(同項第八号に規定する同じ。)を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金利の工に規定する配電事業をいう。以下この号及び次号において当該電気供給業を行う法人が配電事業(電気事業法第二条第一項第

これに準ずるもの 法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借受けに係る対価又は 第一項に規定する託送供給を行い、 次号において同じ。)を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け 法人の供給区域内において、 若しくは借り受け、 二条第 を支払うとき 項第十八号に規定する電気工作物をいう。 (同号に 又は新たに設置して同法第二十七条の十二の において 配電事業に係る電気工作物 「配電事業に係る定期支払額」とい かつ、 当該一般送配電事業を行う 以下この号及び (電気事業法

三略

9及び10略

11

六年法律第五十九号) げる金額を減算した金額との合計額」 の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲 号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、 度」という。 業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の 十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 の規定の適用については、 この 株式会社地域経済活性化支援機構に対する第七十二条の二十一 場合において、 当該事業年度前の各事業年度 の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二 第五条第一項に規定する政令で定める額」とする 同条第二項の規定は、 平成二十一年四月一日から令和十一年三月三 (以下この項において とあるのは、 適用しない。 「銀行法 当該事業年度中 同項中 「過去事業年 (昭和五十 第一 「各事 項

12 略

13 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項

これに準ずるもの 第一項に規定する託送供給を行い、 次号において同じ。 뭉 法人の供給区域内において、 法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借受けに係る対価又は 若しくは借り受け、)を支払うとき。 (次号において 又は新たに設置して同法第二十七条の十二の十 を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け に規定する電気工作物をいう。 配電事業に係る電気工作物 「配電事業に係る定期支払額」とい かつ、 当該 一般送配電事業を行う 以下この号及び (同項 第十八

三略

9及び10略

11 額と、 度」という。) 六年法律第五十九号) げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、 の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲 号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、 業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の の規定の適用については、 日 この場合において、 株式会社地域経済活性化支援機構に対する第七十二条の二十 当該事業年度前の各事業年度 までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二 第五条第一項に規定する政令で定める額」とする 同条第二項の規定は、 平成二十一年四月一日から令和六年三月三十 (以下この項において 適用しない。 「銀行法 当該事業年度中 同項中 「過去事業年 昭 和 第 各 五十 項

12 略

13 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項

報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

14

(

18

略

額に、

第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から

|項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該

第七十二条の二十第一

法人の 中小 には、 令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。 する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政 は 業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度終了の時において当該 円以上であり、 度終了の時において、 比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合(当該事業年 規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者 第四号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。 第 間に開始する各事業年度(租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項 の算定については、 第四号に掲げる事業を行う法人に対する事業税の付加価値)分の事業税に限り、 号に規定する設立事業年度、 同条第五項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、 企業振興法 十二の五第五項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給増 同 各事業年度の付加価値額から、 .項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合に かつ、 (昭和四十五年法律第百四十五号) 令和四年四月一日から令和九年三月三十一 当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億 当該法人の同条第一 当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項 解散 当該法人の租税特別措置法第四 (合併による解散を除く。 項に規定する常時使用する従 以下この項において同 第二条第四項に規定 割 の課税標準 日 までの の 日 下請 加

> の算定については、 業員の数が千人以上である場合には 円以上であり、 度終了の時において、 比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合 規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用 第四号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に じ。)分の事業税に限り、 を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。 第 間に開始する各事業年度(租税特別措置法第四十二条の十二の 第四号に掲げる事業を行う法人に対する事業税の付加価値 号に規定する設立事業年度、 かつ、 令和四年四月一日から令和六年三月三十 当該法人の同条第一 当該法人の資本金の額又は 当該法人の同法第四十二条の十二の五第三 解散 同条第三項第 (合併による解散を除く。 項に規定する常時使用する従 以下この項において同 出資金の 割 (当該事業 0 額が 五第三 課 日 **税標準** にまでの 0) 十億 項 項 日

額に、 には、 報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する 第七十二条の二十第二 二条の十二の五第二 令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限 する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その 中小企業振興法 第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与 各事業年度の付加価値額から、 昭 一項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給増 (和四十五年法律第百四十五号) 一項に規定する雇用安定控除額を控除 に規定する給与等の支給額の引上げの方針、 当該法人の租税特別措置法第四 第一 一条第四項に した額を当該 額 他 下請 から 1の政 規定 加

19 定にかかわらず、 する各事業年度分の事業税に限り、 金 0 一額は、 供給を行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の 力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、 電気供給業を行う法人が、 平成三十年四月一日から令和九年三月三十 同項の規定により算定した収入金額から政令で定める 電気事業法第九十七条第一 第七十二条の二十四の二第一 一日までの間に開 項に規定する卸 当該電気 項 の規 収入 始

20

20

金額を控除した金額による。

収分割承継会社との間で行う取引 0 十七条に規定する吸収分割承継会社 又は同項第十四号に規定する発電事業のいずれかを営む会社法第七百五 同項第八号に規定する一般送配電事業、 社であつて、 会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会 承継会社 る吸収分割会社をいう。 十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定す での間 あ 号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者で 年法律第七十二号) 日から つた者であつて、 特定吸収 以下この項において同じ。 (以下この項において 引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。 (特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収 分割会社 電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業 平成二十七年六月二十四日から令和二 第一条による改正前の電気事業法第二条第一 (電気事業法等の一部を改正する法律 以下この項において同じ。 「特定期間」という。 が、 (特定吸収分割会社がその事業に関し 当該特定吸収分割会社と当該特定吸 (当該特定吸収分割会社がその設 同項第十号に規定する送電事業)又は特定吸収)に会社法第七百 一年四月一 (平成二十六 をいう 項第二 分割 分割 日 五. ま

> 19 金額は、 金額を控除した金額による。 定にかかわらず、 する各事業年度分の事業税に限り、 の供給を行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年 電 力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、 電気供給業を行う法人が、 平成三十年四月一日から令和六年三月三十 同項の規定により算定した収入金額から政令で定め 電気事業法第九十七条第一 第七十二条の二十四の二 日までの 項に規定する卸 第一 間 度 当 に開 |該電 項 0 の規 収 始 入 気

での間 収分割承継会社との間で行う取引 あつた者であつて、 \mathcal{O} 十七条に規定する吸収分割承継会社 又は同項第十四号に規定する発電事業の 同項第八号に規定する一般送配電事業、 社であつて、 会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は 承継会社 る吸収分割会社をいう。 十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一 号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者 年法律第七十二号) 日から 特定吸収分割会社(電気事業法等の一部を改正する法律 以下この項において同じ。 (以下この項において 引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。 (特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸 電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業 平成二十七年六月二十四日から令和一 第一条による改正前の電気事業法第二条第一 以下この項において同じ。 「特定期間」という。 が、 (特定吸収分割会社がその事業に関 当該特定吸収分割会社と当該特定吸 (当該特定吸収分割会社がその 同項第十号に規定する送電事業 V ずれかを営む会社法第七)又は特定吸収 に会社法第 部を承継する会 一年四月 (平成二十六 号に規 をいう 収 七 項 分割 分割 定す 第二 設 百 百 日

ら政令で定める金額を控除した金額による。 の二第一項の規定にかかわらず、 までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 年度の収入金額は、 省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業 を含む。)のうち、 継させた場合には、 て有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承 電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務 それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引 平成三十一年四月一日から令和十一年三月三十一日 同項の規定により算定した収入金額か 第七十二条の二十四

21 \$
23

24

額による。 同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金 0) 年四月 する法人の第七十二 力の確保に係る対価を支払う場合における当該業務に係る対価の支払を を行う法人に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の 域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業 十八条の四 事業税に限り 電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法第二 一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分 十第 項第五号に掲げる業務に係る対価を支払い 一条の十二第四号の各事業年度 一条の二十四の二 第 項の規定にかかわらず、 の収入金額 は か 供給 和六 能 広

> 年度の収入金額は、 継させた場合には、 ら政令で定める金額を控除した金額による。 の二第一項の規定にかかわらず、 までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、 省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業 を含む。)のうち、 て有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承 電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務 それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引 平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日 同項の規定により算定した収入金額 第七十二条の二十四 か

21 \$
23 略

(不動産取得税の非課税

第十条 略

2 \ 4

略

77

(不動産取得税の非課税

第十条 略 略

2 \(\)

5 る法律 り、 不動産取得税を課することができない。 十三条の二第一項の規定にかかわらず、 行の日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、 る法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一 取得した場合には、 六条に規定するマンション敷地売却組合が、 法律第七十八号) ョン建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業によ 道府県は、 同法第百六条に規定する特定要除却認定マンション又はその敷地 (令和二年法律第六十二号) マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第百十 当該取得がマンションの管理の適正化の推進に関 附則第一条第三号に掲げる規定の施 当該不動産の取得に対しては、 同項第四号に規定するマン (平成十四年 部を改正 第七 す す を

6 略

7

取得し 道事業 実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を 二十四条第八項 道事業者 業再構築事業」 条第九号に規定する鉄道事業再構築事業 交通の活性 項において 道府県は た場合には (以下この項において「旅客鉄道事業」という。 (当該旅客鉄道事業を経営していたものを含む。 化及び再生に関する法律 「鉄道事業者」という。 鉄 という。 道事業法第七条第一 (同法第二十九条の九において準用する場合を含む。 当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたと 0 対象となる同条第一 項に規定する鉄道事業者 (平成十九 で政令で定めるものが、 (以下この項において 年法律第五十九 一号イに規定する旅客鉄 を経営する鉄 から 号) 地域 (以下この 「鉄道事 同 法第 公共

> 5 る法律 り、 不動産取得税を課することができない。 十三条の二第 行の日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、 る法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一 取得した場合には、 ション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業によ 六条に規定するマンション敷地売却組合が、 法律第七十八号) 道府県は、 同法第百六条に規定する特定要除却認定マンション又はその (令和二年法律第六十二号) マンションの建替え等の円滑化に関する法律 項の規定にかかわらず、 第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第百 当該取得がマンションの管理の適正化の推進に関 附則第一条第三号に掲げる規定の施 当該不動 同項第四号に規定するマン 産の取得に対しては (平成十 部を改 敷 第七 正 地 兀 年 す

6 略

得に対しては、不動産取得税を課することができない。きに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取

8 風土の保存に関する特別措置法 の二第 緑化支援機構 土地の取得に対しては、 れたときに限り、 を取得した場合には、 項第一号に掲げる業務により同法第十三条第 道府県は 項に規定する対象土地を取得した場合又は古都における歴史的 が 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都 第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、 同 法第七十条第 これらの取得が令和八年三月三十一日までに行 不動産取得税を課することができない。 (昭和四十一年法律第一号) 一号に掲げる業務により同法第十七条 項に規定する対象土 第十四条第

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十条の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新年る。

十三条の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七二十五第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十三条の土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条の二十四第一項に

2

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例

第十条の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新第十条の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新第十条の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新第

十三条の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七二十五第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十三条の土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条の二十四第一項に

る。

(不動産取得税の課税標準の特例

第十一条 略

2

は、 価格 第一 年以内に、 決定した価格 でに行われたときに限り、 得税の課税標準の算定については、 る家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動 法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区域の公示があつた日から二 項 上に建築されていた家屋(以下この項において「従前の家屋」という。 定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地 について移転補償金を受けた者が、 河川法 (同法第百条第一 項において準用する場合を含む。 政令で定めるところにより、 (従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合に (昭和三十九年法律第百六十七号) 第六条第二項 当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認め に相当する額を価格から控除するものとする。 項において準用する場合を含む。 従前の家屋の固定資産課税台帳に登録され 道府県知事が固定資産評価基準により 当該取得が令和八年三月三十 当該土地について同法第六条第四 以下この項において同じ。)の規定による同 (同法第百条 日 に規 産 ま 取

3 ~ 7 略

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号

あるのは「三年(同号に規定する政令で定める場合には、四年)」とす定める場合には、四年)」と、第七十三条の二十五第一項中「二年」と年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で

(不動産取得税の課税標準の特例

る。

第十一条 略

2

価格 第一 は、 決定した価格) でに行われたときに限り、 得税の課税標準の算定については、 る家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動 年以内に、 法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区域の公示があつた日から!! 項 上に建築されていた家屋(以下この項において 定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地 について移転補償金を受けた者が、当該土地について同法第六条第四 河川法 (同法第百条第一 政令で定めるところにより、 項において準用する場合を含む。 (従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されてい (昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第二項 当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が に相当する額を価格から控除するものとする。 項において準用する場合を含む。 従前の家屋の固定資産課税台帳に登録され 道府県知事が固定資産評価基準 当該取得が令和六年三月三 以下この項において同じ。 「従前の家屋」という。 の規定による同 (同法第百 ない場合に 十により に規 日ま 認 産 条

3 ~ 7 略

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号

)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和 については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行わ での適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」 での適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅 であるのは「については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行わ とあるのは「については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行わ とあるのは「については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅

9 12 略

>)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和 「年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規 での適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」 をあるのは「については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅を れたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「長期優良住宅で れたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする

9 12 略

13 るものとする。 については、 当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準 規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得し 利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第二十六項に 項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十五項に規定する低未 規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十 第百九条の十七の規定による公告があつた同法第百九条の十五第 都市再生特別措置法第百九条の十五第二項第一号に規定する者が同法 当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除す 当該取得が令和六年三月三十 日までに行われたときに限 た場合に 一条第 中の算定 における 項に

向上計画(同法第十七条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第一代法(平成十一年法律第十八号)第十八条第二項に規定する認定経営力四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第

13

化 四法 十

十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第

(平成十一年法律第十八号) 第十八条第二項に規定する認定経営力

(同法第十七条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第

向上計画

該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとするては、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、当当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定についう当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行

14 及び15 略

個を価格から控除するものとする。 額を価格から控除するものとする。 額を価格から控除するものとする。 額を価格から控除するものとする。 額を価格から控除するものとする。 額を価格から控除するものとする。 額を価格から控除するものとする。

17 ものとする。 に限り、 算定については、 規定する医療機関の再 条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二の二第 元年法律第六十四号) 合における当該不動 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 当該不動 当該取得が令和八年三 |産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する |産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準 編の事業により政令で定める不動産を取得 第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同 月三十 一日までに行われたとき した場 一項に (平成 Ď 18

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例

該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとするては、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定についう当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行

15 及び 16 略

額を価格から控除するものとする。 一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する 務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不 動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十 動産取得のの処理に関する法律附則第七条第一項第一号に規定する業 類を価格から控除するものとする。

ものとする。 に限り、 算定については、 合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準 規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得 条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二の二第 元年法律第六十四号) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する 当該取得が令和六年三 第十二条の七に規定する認定医療機関開設者 月三十 一日までに行 わ れたとき した場 一項に (平成 が 同

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

、第七十三条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。 住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は第十一条の二 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に

2 略

第十一条の五 が、 当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価 0) わらず、 する不動産取得税の課税標準は、 項において同じ。 れる価格に比準する価格により決定されるものをいう。 (宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例) 間 当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とさ に行われた場合に限り、 当該取得が平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日まで 宅地評価土地 を取得した場合における当該土地の取得に対して課 (宅地及び宅地比準土地 当該土地の価格の二分の一の額とする 第七十三条の十三第 (宅地以外の土地で)をいう。 項の規定にか 第三 格

2 略

定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定するで換によりた場合、同条第十項に規定する交換分合により失つた土地に係る交換分合計画、同条第十項に規定する交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲不動産等を収用され若しくは譲不動産等を収用され若しくは譲不動産等を収用され若しくは譲るするである。第七十三条の十四第七項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲るするである。

、第七十三条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。 住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は第十一条の二 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に

2 略

第十一条の五 わらず、 が、 の間に行われた場合に限り、 する不動産取得税の課税標準は、 項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課 れる価格に比準する価格により決定されるものをいう。 当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格 (宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例 当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とさ 当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日 宅地評価土地 (宅地及び宅地比準土地 当該土地の価格の二分の一の額とする 第七十三条の十三第 (宅地以外の 項の規定にか をいう。 土 第三 まで 地で

2 略

3 の公告があつた場合、 渡した場合、 定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定す 不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第十一条第一項に規 号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合 七十三条の十四第七項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは 同条第十項に規定する交換分合により失つた土地に係る交換分合計 平成十八年四月一日から令和六年三月三十 同条第九項に規定する従前の不動産について受けた同項各 第七十三条の二十七の三第 一日までの間におい 項に規定する被収用 て、 第 譲

合には、 規定の適用については、 び第十項、 評価土地の価格があるときにおける第七十三条の十四第七項、 る字句は、 る固定資産課税台帳に登録された価格 道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格) それぞれ同表の 第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ 下欄に掲げる字句とする (当該価格が登録されていない場 第九項及 中に宅地 一項 \hat{O}

略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十二条の二の七 十 一 とする。 よる道府県知事の承認があつた場合に限り、 み替えて準用する第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定に 規定にかかわらず、 掲げる軽油の引取りに対しては、 第 項 の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読 道府県は、 次項において読み替えて準用する第百四十四条の二 令和九年三月三十一日までに行われる次に 第百四十四条の二第一 軽油引取税を課さないもの 項及び第二項 0

一~五 略

2 \ \ 4

略

) 並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さり読み替えられた第百四十四条の三第一項(第三号に係る部分に限る。、令和九年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が

合には、 る字句は、 規定の適用については、 び第十項、 評価土地の価格があるときにおける第七十三条の十四第七項、 る固定資産課税台帳に登録された価格 道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格) それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ (当該価格が登録されてい 第九項及 中に宅地 ない場 項 \mathcal{O}

略

(軽油引取税の課税免除の特例

第十二条の二の七 とする。 十一第 規定にかかわらず、 よる道府県知事の承認があつた場合に限り、 み替えて準用する第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定に 掲げる軽油の引取りに対しては、 一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読 道府県は、 次項において読み替えて準用する第百四十四 令和六年三月三十一日までに行われる次に 第百四十四条の二第 軽油引取税を課さないも 項及び第 1条の二 二項

一~五 略

2 4 略

5 り読み替えられた第百四十四条の三第一項 軽油を譲渡する場合には、 並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、 第一 令和六年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る 項第一 号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の 当該軽油の譲渡については、 (第三号に係る部分に限る。 軽油引取税を課さ 前項の規定によ 船 舶 \mathcal{O} 用 者が

ないものとする。

一〜三略

6 び第四項の規定にかかわらず、 四十四条の三第 源に供するため譲渡する場合には、 する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、 三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動 第一 当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第百 我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関 項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が 項 (第三号に係る部分に限る。) 並びに同条第三項及 軽油引取税を課さないものとする。 前項の規定の適用があるときを除き 令和九年三月 方 6

さないものとする。さないものとする。ぎのでに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課備隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項(第三号に係る部分に限る場の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自るないものとする。

8略

(固定資産税等の課税標準の特例

第十五条 物資の流通の効率化に関する法律

(平成十七年

法律第八十五号) 第六条第一項

| に規定する総合効率化事業者(以下この項におえ

て

「総合効率化事業者」という。)が、

令和六年四月一日から令和八年

ないものとする。

<u>〜</u> 三 略

四十四条の三第一 び第四項の規定にかかわらず、 源に供するため譲渡する場合には、 三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動 する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、 当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第百 第一 我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の 項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の 項 (第三号に係る部分に限る。 軽油引取税を課さないものとする。 前項の規定の適用があるときを除)並びに同条第三項 船 令和六年三月 舶 0 使用 提供に関 者 及 力

さないものとする。

。)並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課より読み替えられた第百四十四条の三第一項(第三号に係る部分に限る衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第四項の規定に舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船

7

8略

固定資産税等の課税標準の特例

て「総合効率化事業者」という。)が、令和四年四月一日から令和六年いう。)第四条第一項に規定する総合効率化事業者(以下この項におい法律第八十五号。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」と第十五条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年

三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づ三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画により取得した次の各号に掲げる施設又は設備に対して課年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらの固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百年のから五年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百年の公司に資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百年の公司に対して課金に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、それの当に、同条第二項に規定する総合効率化計画に基づ

略

のとして政令で定めるものにあつては、二分の一)の三(当該機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するも二 前号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの 四分

2

2

廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 三分の一四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業

三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づ三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画により取得した次の各号に掲げる施設又は設備に対して課年度がら五年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらの固定質定係る固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条。日本ででの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づ三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する総合効率化計画に基づ

略

の 三 二 前号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの 四分

それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるもの 既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるもの 既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるもの 既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるもの とれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

廃棄物処理施設(以下この号において「産業廃棄物処理施設」という四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業

五略

3 平成二十八年度から令和七年度までの間において新たに固定資産税が 3 平成二十八年度から令和七年度までの間において新たに固定資産税が 3 平成二十八年度から令和七年度までの間において新たに固定資産税が 3

一~三略

るところによる。

に応じ、それぞれ次に定める割合。) で総務省令で定めるもの 次に掲げる産業廃棄物処理施設の区分

施設で総務省令で定めるもの 二分の一 務省令で定めるものに限る。)の処理の用に供する産業廃棄物処理廃棄物(石綿が含まれているものその他これに類するものとして総産棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業

ローイに掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 三分

(T)

五.

略

可定式で定めるで定めるでに対してで定めるものに対してでするでののに対して課されることとなる航空法第百条の許可を受けたおび専ら遊覧の用に供するものを除く。)でで総務でのでがでで

一〜三略

資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

5 略

7 畋

8 得た額とする する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、 定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定 第三百四十九条の三第四項の規定により課税標準とされる額に三分の とする年度から合和八年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、 盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律 する国際船舶のうち総務省令で定めるものに対して課する海事産業の基 十三号) (当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特 月一日 海上運送法 附則第 (当該施行の日が一月一日である場合には、 (昭和二十四年法律第百八十七号) 第四十四条の二に規定 条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 六分の一) (令和三年法律第四 同日) を賦課期日 を乗じて

資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする

5 略

6 固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。 ることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、 の二の規定にかかわらず、 は、 和六年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合に 十二項の規定の適用を受けるものを除く。 項に規定する貨物会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二 当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、 当該車両に対して新たに固定資産税が課され)を令和四年四月一日から令 当該車両に係る 第三百四 + 九条

7 略

8

する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、 定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定 第三百四十九条の三第四項の規定により課税標準とされる額に三分の とする年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、 十三号) 盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律 する国際船舶のうち総務省令で定めるものに対して課する海事産 (当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特 月 一 日 海上運送法 附則第一 (当該施行の日が一月一日である場合には、 (昭和二十四年法律第百八十七号) 条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の 第四十四条の二に規 六分の一) (令和三年法律第四 同日) を賦 を乗じて 圧業の基 翌年 課 期 Ò

9 5 16

略

性化及び再生に関する法律 第二十四条第17 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活

17

八項 は 産税又は 産 の課税標準は、 るものを受けて取得したものに対して課する固定資産税又は都市計画税 三月三十一日までの間に政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定め 却資産で総務省令で定めるもののうち、 事 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道 都市計 足税又は 項の規定にかかわらず、 業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償 (同法第二十九条の九において準用する場合を含む。 が都市計画 都市計画税に限り、 画 税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。 画税が課されることとなった年度から五年度分の 第三百四十九条、 当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資 当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又 第三百四十九条の二又は第七百二条第 令和五年四月一日から令和七)に規定する 固定資 年

18 る法律 標準は、 に限り、 たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税 各号に掲 する同法第一 料製造業者が、 同法第五条第一 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関す (平成) 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 げ 該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 る機械その他の設備 二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した次の 一十年法律第四十五号) 令和六年四月一日から令和八年三月三十一 一項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施 第二条第三項に規定するバイオ燃 に対して課する固定資産税の課税 当該設備に対して新 日までの間 それ

18

ぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た

八項 の課税標準は、 は都市計 産税又は都市計画税に限り、 産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の るものを受けて取得したものに対して課する固定資産税又は都市計 三月三十一日までの間に政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定め 却資産で総務省令で定めるもののうち、 事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道 性化及び再生に関する法律 項の規定にかかわらず、 鉄道事業法第七条第一 (同法第二十九条の九において準用する場合を含む。 |画税の課税標準となるべき価格の四分の一 第三百四十九条、 項に規定する鉄道事業者が、 当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資 (平成十九年法律第五十九号) 当該家屋又は償却資産に係る固定資産 第三百四十九条の二又は第七百二条第 令和五年四月一日から令和七 の額とする。 地域公共交通 第二十四 に規定する 固定資 一税又 洒税 条第 0 活

に限り、 標準は、 る法律 たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税 その他の する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械 料製造業者が、 同法第五条第一 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関 (当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては) (平成) 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の 一十年法律第四十五号) 令和二年四月一日から令和六年三月三十一 一項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施 第二条第三項に規定するバ 当該設備に対して新 当該設備に係る 日までの間 イオ 課 税

額とする

固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の

の額とする

令で定めるもの 木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備で総務省 四分の三

_ 総務省令で定めるもの エタノールその 他の総務省令で定める燃料を製造するため 三分の一 設備 で

三 ための設備で総務省令で定めるもの 水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造する 二分の

19 13及び20 略

21

を受ける場合には、 町村の条例で定める割合 格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市 資産税に限り、 して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定 税標準は、 項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課 資産にあつては、 波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの ら令和十年三月三十一日までの間に新たに取得され、 法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日か 臨港地区である区域に限る。) において、津波防災地域づくりに関する 第十条第二項に規定する推進計画区域 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号) 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価 当該償却資産の当該改良された部分に限り、 二分の一)を乗じて得た額とする。 (当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用 (港湾法第二条第四項に規定する 当該償却資産に対 又は改良された津 (改良された償却 第二十九

19 13及び20 略

21 を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額とする。 町村の条例で定める割合 格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市 資産税に限り、 して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定 税標準は、 項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課 資産にあつては、 波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの ら令和六年三月三十一日までの間に新たに取得され、 法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日 臨港地区である区域に限る。)において、 第十条第二項に規定する推進計画区域 津波防災地域づくりに関する法律 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価 当該償却資産の当該改良された部分に限り、 (当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用 (平成二十三年法律第百二十三号) (港湾法第二条第四項に規定する 津波防災地域づくりに関する 又は改良された津 当該償却資産に対 (改良された償却 第二十 九

22

平成三十年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間

(以下この

22

う。 は、 供 ろによる。 設避難用部分又は協定避難用部分の区分に応じ、 7 0 項 ŋ 対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一 以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。 避難施設 する法律第五十六条第一 項におい うち 第 締結された同法第六十二条第一項に規定する管理協定に係る同条第二 する家屋のうち 「協定避難用部分」 第三百四十九条の規定にかかわらず、 同条第 号に規定する協定避難施設 0) 用に供する家屋 7 (第 「指定等対象期間」 一号及び次項において「指定避難施設」 項第一 避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの 号に規定する協定避難用部分 という。 項の規定により指定された同項に規定する指定 (第三号において)に対して課する固定資産税の課税標準 という。 (次項において)内に津波防災地域づくりに関 次の各号に掲げる指定避 「協定避難家屋」という。 当該各号に定めるとこ 「協定避難施設」 という。 (以下この項にお)又は指定 項の規定によ 0) と 難施 用に

<u>\{</u> 略

23 及び 24 略

25 発電 税標準は、 換する設備以外の設備 備 三年法律第百八号) 再生可 のうち、 日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課 設備 能 という。 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 同条第二 エネルギー 第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設 |項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変 であつて、 -電気の (以下この項において 利用の促進に関する特別措置法 令和六年四月 「特定再生可能エネルギ 一日から令和 当該特定再生可能 (平成二十 年三月三

> う。 する法律第五十六条第一 ろによる。 設避難用部分又は協定避難用部分の区分に応じ、 は、 7 のうち同条第 項第一号に規定する協定避難施設 り締結された同法第六十二条第一項に規定する管理協定に係る同条第二 対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一 以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。 供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるも 避難施設 項において 「協定避難用部分」 第三百四十九条の規定にかかわらず、 の用に供する家屋 (第一号及び次項において「指定避難施設」 「指定等対象期間」 一項第一号に規定する協定避難用部分 という。 項の規定により指定された同項に規定する指 (第三号において という。 に対して課する固定資産税 (次項において 内に津波防災地域づくりに関 次の各号に掲げる指定 「協定避難家屋」という。 当該各号に定めるとこ 「協定避難施設」 という。 (以下この項にお) 又は指定等 項の規定によ \mathcal{O} 課 避 0 税 標準 用に 難 0 施 定

<u>\{</u> 略

20及び24 略

25 23 備のうち、 税標準は、 発電設備_ 換する設備以外の設備 三年法律第百八号) 再生可 日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税 能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 という。 同条第三 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 一項第六号に掲げる再生可 第二条第二項に規定する再生可能エネルギー であつて、 (以下この項において 令和 一年四月 '能エネルギー源を電気に変 「特定再生可能 日 から令和六 当該特定再生 伞 ーネル 年三月三 成二十 - 発電 の課 可 ギ

エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた

十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二) 条例で定める割合 の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村 ネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分 める規模未満のも 同号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。 第三号ハにおいて「認定発電設備」という。)であるものを除く。 特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備 省令で定めるもの 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務 (当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百 (再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する 当該特定再生可)で総務省令で定 を乗じて得た額 (以下この号及び 能 八

という。) で総務省令で定める規模以上のもの電設備であるものに限る。第三号口において「特定風力発電設備」ロ 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発

という。)で総務省令で定める規模未満のもの電設備であるものに限る。第四号口において「特定地熱発電設備」の地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発

バイオマス発電設備」という。)で同号ハの総務省令で定める規模認定発電設備であるものに限る。次号及び第四号ハにおいて「特定ニ バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(

エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた

十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二) 条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百 の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村 ネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分 省令で定めるもの める規模未満のも 次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。 特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 次号ハ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務 において「認定発電設備」という。)であるものを除く。 (再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する 当該特定再生可)で総務省令で定 を乗じて得た額 (以下この号及び 能 八

という。)で総務省令で定める規模以上のもの電設備であるものに限る。次号ローにおいて「特定風力発電設備」ロー風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発

という。)で総務省令で定める規模未満のもの電設備であるものに限る。第三号口において「特定地熱発電設備」地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発

バイオマス発電設備」という。)で同号ハの総務省令で定める規模認定発電設備であるものに限る。第三号ハ において「特定 バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(

26 \(\)
30 略

兀

略

略

以上総務省令で定める規模未満のもの (次号に掲げるものを除く。

以上総務省令で定める規模未満のもの

_ 額 百八十九条の規定の適用を受ける場合には、 村の条例で定める割合 を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市 ギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六 未満のものであつて総務省令で定めるもの る。)で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模 は農産物の収穫に伴つて生ずるバイオマスを電気に変換するものに限 特定バイオマス発電設備 (当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三 (バイオマスのうち木竹に由 当該特定再生可能エネル 七分の六)を乗じて得た 来するもの 又 町

三 た額 町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第 三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、 の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市 ネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 四分の三)を乗じて得 当該特定再生可能 分

イ めるものを除く。 特定太陽光発電設備 (第一号イに掲げるものその他総務省令で定

口 特定風力発電設備 (第一号口に掲げるものを除く。)

三 略 略

た額 三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、 町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第 の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市 ネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 四分の三)を乗じて得 当該特定再生可能 分

_

口

イ

特定太陽光発電設備

(前号イに掲げるも

を除く。

特定風力発電設備 (前号口 に掲げるものを除く。)

26 (30 略

31 うち、 五 権を取得した日の属する年の翌年の一 間管理権の 下この 0 資産税又は都市計画税の課税標準は、 農業振興地域の区域内にあるものに限る。 農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定され に同条第五項 間 (以下この項において「農地中間管理権」という。)を取得した土地 管理機 項の 農地中 翌年の一月一 年度分) 項において同じ。 規定にかかわらず、 農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定 構が平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地 の固定資産税又は都市計画税に限り、 存続期間が十五年以上のものにあつては、 日 第一 (当該取得の日が一 号に係る部分に限る。 当該農地中間管理権を取得した日の属する年 を賦課期日とする年度から三年度分 月一日を賦課期日とする年度から 月一日である場合には、 第三百四十九条又は第七百二条第)で総務省令で定めるものの)に規定する農地中間管理 当該土地に係る固定資 当該農地中間 同日。 (農地 管理 以 中 権 中

31

産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

の課税標準は

第

一百四十九条

第三百四十九条の二又は第七百

二条第

固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市

計

|画税

32 の項に うち、 以下この による届出がされたものに限る。 務を目的 で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二 産税又は 五年度分) 権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度 間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、 下この項において同じ。 の翌年の一月一日 資産税又は都市計画税の課税標準は、 農業振興地域の区域内にあるものに限る。 農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定され に同条第五項 間管理機構が平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一 項の (以下この項において「農地中間管理権」という。 農地中 平成二十九年四 農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定 お 規定にかかわらず、 項にお とする同法第五十九 いて 都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一 間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農 の固定資産税又は都市計画税に限り、 (第 一 「補助開 月 (当該取得の日が一 号に係る部分に限る。 特定事業所内保育施設」 日から令和六年三月三十 始対象期間 を賦課期日とする年度から三年度分 当該農地中間管理権を取得した日の属する年 条の 第 のうち当該政府の補助に係るもの という。 月一日である場合には、 第三百四十九条又は第七百二条第 項)で総務省令で定めるもの)に規定する農地中間管理 に規 という。 定する施設 一日までの期 し政府の 当該土地に係る固定資 を取得した土地 当該農地中間 一項に規定する業 補助 0 の額とする。 同 日までの間 用に供 で総務省令 間 同 項 (農 (以下こ の規定 日。 いする 管理 カゝ 地 地 以 0 中

税又は都市計 市 0) が

32

とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、 の規定にかかわらず、 に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する 推進法人 都市 民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産 施行の日から令和七年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条 都市緑地法等の一部を改正する法律 日 緑地 (当該設置した日が一月一日である場合には、 同 法第八十一 画税の課税標準は、 法第八十二 条第 当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の 一条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。 一項の規定により指定された緑地保全・緑化 第三百四十九条又は第七百二条第一項 (平成二十九年法律第二十六号) 同日) を賦課期日 当該土地

三分の 限る。 限る。 始日」 内保育施設に係る政府の補助を受けた日 を乗じて得た額とする。 固定資産 資産税又は 助開始日 ら引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び 当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に である場合には 項 という。 規 が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には 以上三 0 が がその年度の初日の属する年の 定にかか 都市計 固定資産税又は都市計画税に限り 月 一分の一 画税の 日である場合における同日を賦課期日とする年度分に の属する年の翌年の一月一日 わらず、 同 月) 一以下の 課税標準となるべき価格に二分の一 を賦課期日とする年度から五年度分 補助開始対象期間内に最初に当該特定 範囲内で 市 町村の条例で 月 (以下この項にお 一目におい 当該固定資産に係る固 (補助開 定める割合 始日 て補助開 を参 二分の一) が (その者 月日 動して 事業所 始日 補助開 (当該

33 税又は都市計画税の課税標準は、 推進法人 とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、 月 の規定にかかわらず、 市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産 に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条 が都市緑地法等の一部を改正する法律 都市緑地法第六十九条第 日 (当該設置した日が一月一日である場合には、 (同法第七十条第一号口 当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の 一項の規定により指定された緑地保全・緑化 第三百四十九条又は第七百二条第一項 に掲げる業務を行うものに限る。 (平成二十九年法律第二十六号) 同日) を賦 当該土地 課期

定める割合を乗じて得た額とする。を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例でに係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二

33 ~ 35 略

36 すもの ŋ 除く。 るべ 等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分 五第 三十 の課税標準は、 は 装置等」という。 たものを除く。)を除く。)並びに構築物 び装置 十九条第三項に規定する農業を担う者に限る。 が 改正する法律 固定資産税に限り、 前項の規定の適用を受けるものを除く。 地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第 あつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定によ 農業協同組 き価格の三分の二の額とする。 日までの間に取得し、)その他政令で定める法人が農業経営基盤強化促進法等の 項に規定する認定就農者 (第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされ 器具及び備品、 合 (令和四年法律第五十六号) の施行の日から令和八年三月 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、)で政令で定めるもの 中小企業等協同組合 当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準とな 建物附属設備 かつ、農業経営基盤強化促進法第十四条の (同法第十九条第七項の規定による公告 (事業協同小組合及び企業組合を (家屋と一体となつて効用を果た (第三百四十九条の三第三項又)に対して課する固定資産税 (以下この項において の利用に供する機械及 当該機械装置 「機械 部 を 37

定める割合を乗じて得た額とする。を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例でに係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二

34 5 36 略

すもの 除く。 るべ 等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から り地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同 五第一 改正する法律 の固定資産税に限り、 の課税標準は、 は前項の規定の適用を受けるものを除く。 装置等」という。)で政令で定めるもの たものを除く。)を除く。)並びに構築物 び装置、 十九条第三項に規定する農業を担う者に限る。 があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定によ 三十一日までの間に取得し、 農業協同組 き価格の三分の二の額とする。)その他政令で定める法人が農業経営基盤強化促進法等の 項に規定する認定就農者 (第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされ 器具及び備品、 合、 (令和四年法律第五十六号) の施行の日から令和六 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 中小企業等協同組合 当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準とな 建物附属設備 かつ、農業経営基盤強化促進法第十四 (同法第十九条第七項の規定による公告 (家屋と一体となつて効用を果た (事業協同 (第三百四十九条の三第三項又)に対して課する固定資産税 (以下この項において の利用に供する機械及 小組合及び企業組 当該機械装置 五年度分 年三 機 |条の 合を 法 部 月

38 略

快

39 都市再生特別措置法第四十六条第三項第二号に規定する一体型滞在快

市再生特別措置法第四十六条第三項第二号に規定する一体型滞在

都略

38 37

六年四月 適性等向上事業の実施主体 日 から令 和八年 三月三十 (同号に規定する実施主体をいう。 日まで が · 令 和

再生特別措置法等の

部を改正する法律

(令 和

一年法律第四十三

号)

 \mathcal{O} 市

体型滞在快適

性等

政

在

適性等向上事業の実施主体

(同号に規定する実施主体をいう。

が

都

計画税 には、 条の規定の適用を受ける場合には、 準となるべき価格に二分の する年の翌年の一 カン 令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準 快適性等向上施設等で総務省令で定めるものの用に供する固定資産で政 向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号イに規定する滞在 第三百四十 かわらず、 おい 同日) 限 て市町 り、 当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属 -九条、 を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市 当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画 月一 ·村の条例で定める割合 第三百四十九条の二又は第七百二条第一 日 (当該工事が完了した日が一月一 を参酌して三分の (当該固定資産が第三百八十九 以上三分の二以下の範 日である場合 項の 税 Ō 対規定に 課 税標 は

間に当該 体型滞在快適 性 には、 準となるべき価格の一 計画税に限り、 する年の翌年の一 カゝ 令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準 快適性等向上施設等で総務省令で定めるものの用に供する固定資産で 向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号イに規定する滞 施行の日から令和六年三月三十一日までの間に当該 第三百四十九条、 かわらず、 同日) 当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日 を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は 当該固定資産に係る固定資産税又は都市計 月 第三百四十九条の二又は第七百二条第一 一分の 日 (当該工事が完了した日が

信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律 て総務省令で定めるものに限る。 に規定する無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとし 域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号 二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当 一十五年法律第百三十一 の施行の日から令和六年三月三十)の免許を受けた者が特定高度情報 号) 第 二条第五号に規定する無 一日までの 額とする。 **令** 間 該 に同法 和 免許 年

39

電波法

昭

和二十五年法律第百三十一号)

二分の

一)を乗じて得た額とする

第二条第五号に規定する無

40

電波法

(昭

和

線局

(地

線局

第二十八条に規定する機械及び装置、

器具及び備品、

建物附属設備

(家

第二十八条に規定する機械及び装置、

器具及び備品

建物附

属設備

(同

に係る無線通信の業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの

同

法

第十条第二

に係る無線通信の業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの

一項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許

第十条第一

法律第三十七号)

信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

の施行の日から令和七年三月三十

一日までの間

に同

法

法律第三十七号)

(令 和

二年

て総務省令で定めるものに限る。

)の免許を受けた者が特定高度情報

通

に規定する無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとし

(地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号

97

月一

画

税

0)

課

税標 都市 日である場

項の

規定に

:の属

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。この規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課さに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条のの家屋以外の資産とみなされたものを除く。)を除く。)並びに構築物度と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第十項の規定によ

40 略

41 す 十九条の 以 の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一 日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準 下の範囲内において市町村の条例で定める割合 第三百四十 る法律 次に掲げる施設のうち、 規定の適用を受ける場合には、 (令和三年法律第三十一号) 九条の二の規定にかかわらず、 特定都市河川浸水被害対策法等の一 の施行の日から令和九年三月三十 三分の一) 当該施設に係る固定資産 (当該施設が第三百 を乗じて得た額とす 部を改正 税 は 八

一及び二 略

る

42 及び 43 略

44 兀 画 小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計 + 7 十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同 「中小事業者等」という。)が令和五年四月一日から令和七年三月三 (以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。) に従つ 日までの期間 (以下この項において 「適用期間」 (以下この という。 項におい 内に中 法第

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。り家屋以外の資産とみなされたものを除く。)を除く。)並びに構築物に限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条のに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の上の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産税の課税標準は、第三百四十三条第十項の規定によ屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第十項の規定によ

41 略

42 る。 する法律 十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一) 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一 日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 次に掲げる施設のうち、 (令和三年法律第三十一号) の施行の日から令和六年三 特定都市河川浸水被害対策法等の 当該施設に係る固定資産税 (当該施設が第三百 を乗じて得た額とす 部 標準 月三十 を改

一及び二 略

43 及び 44 略

45 + 画 小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計 て 兀 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は 十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者 「中小事業者等」という。)が令和五年四月一日から令和七年三月三 (以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。) 日までの期間 (以下この項において 「適用期間 (以下この という。 項 に従 内に中 に 同 おい 法第

等を、 て取得 工具、 当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度 に固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分 計画に従つて取得をしたものにあつては、 加 第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増 当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五 固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。 となつた年度から三年度分の固定資産税に限り、 ころにより、 課税標準は、 機械装置等を含む。 事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置 取引」という。 + れたものを除く。 たすもの 下この に 日 に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導 四条の二第三項に規定するリース取引 おいて同じ。 から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては (中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、 器具及び備品並びに建物附属設備 項において「先端設備等」 適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当 (事業の用に供されたことのないものの取得に限る。 (第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなさ 当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されること 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等 を除く。 で政令で定めるものに対して課する固定資産税 以下この項において という。 (以下この項において「リー (家屋と一体となつて効用を果 当該機械装置等に対して新)に該当する機械及び装置 当該機械装置等に係る の四第五項第八号又は 「機械装置等」という 政令で定めると (令和六年四 法人税法第六 以下この項 ただし、 以 爻 該 ス 月

等を、 下この て取得 当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度 工具、 に固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分 計画に従つて取得をしたものにあつては、 加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導 第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増 当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の 固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。 となつた年度から三年度分の固定資産税に限り、 ころにより、 課税標準は、 機械装置等を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産 事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置 取引」という。 十四条の二第三項に規定するリース取引 れたものを除く。 たすもの において同じ。 日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては (中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、 適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当 器具及び備品並びに建物附属設備 項において「先端設備等」 (事業の用に供されたことのないもの (第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなさ 当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されること 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる) を除く。 をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等 以下この項において という。 (以下この項において (家屋と一体となつて効用を果 当該機械装置等に対して新た)に該当する機械及び の取得に限る。 五. 当該機械装置等に係る の四第三項第八号又は 「機械装置等」という 政令で定めると (令和六年 法人税法第六 以下この ただし、 リー 装置 匹 税 以 月 入 項

の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税

45 略

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第十五条の六 限る。 いう。 税に限り、 新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産 は して課する固定資産税については、 用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに 表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅 を受けた者が、 同条第三項の規定による勧告 築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る 条の九第一項及び第十五条の九の二第一項において同じ。) 定める家屋をいう。 係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で 分 に供する建 での間に新築された住宅 附則第十五条の八の規定の適用がある場合を除き、 (以下この条から附則第十五条の九の三までにおいて「専有部分」)のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、 を除く。 当該住宅に係る固定資産税額 物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部 市町村は、 同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公 以下この条において同じ。)で政令で定めるものに対 以下この条、 令和四年四月一日から令和八年三月三十一日 (区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用 (以下この項において 次条並びに附則第十五条の八、第十五 次項、 (区分所有に係る住宅 次条第一項若しくは第二項又 「勧告」という。 当該住宅に対して (その敷地 区分所有に (住宅の新 (区分所 لح ま 0)

の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税

46 略

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第十五条の六 限る。 同条第三項の規定による勧告 いう。 での間に新築された住宅 税に限り、 新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産 は附則第十五条の八の規定の適用がある場合を除き、 して課する固定資産税については、 用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに 表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅 を受けた者が、 築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る 条の九第一項及び第十五条の九の二第一項において同じ。 定める家屋をいう。 係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち 分 に供する建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専 (以下この条から附則第十五条の九の三までにおいて「専有部分」)のうち政令で定める専有部分を有する家屋をい を除く。 当該住宅に係る固定資産税額 市町村は、 同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公 以下この条において同じ。)で政令で定めるものに対 以下この条、 令和四年四月一日から令和六年三月三十 (区分所有に係る家屋にあつては人の居 (以下この項において 次条並びに附則第十五条の八、 次項、 (区分所有に係る住宅 次条第一項若しくは第二項又 「勧告」という。 当該住宅に対 (その 区分所有に (住宅の新 (区分所 第十五 政令で 敷 住 一 日 有部 地 0 لح 用

を固定資産税額から減額するものとする。 において同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合はこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の合い。 が外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税をして政令で定めるところにより算定した額の合い。 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税 のにおいて同じ。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の合

特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第九号の三イ築された中高層耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二イに規定する2市町村は、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新

住宅 係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。) で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の 規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定 当該住宅に係る固定資産税額 資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限 五条の八の規定の適用がある場合を除き、 課する固定資産税については、 るところにより計算した地上階数をいう。) 三以上を有するものをいう 次条第二項において同じ。)である住宅で政令で定めるものに対して 若しくはロのいずれかに該当する建築物で、 (人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令 (区分所有に係る住宅にあつてはこの項 次条第一項若しくは第二 当該住宅に対して新たに固定 地上階数 一項又は附則第十 (政令で定 の二分 b, \hat{O} 8

> 有に係る家屋である住宅をいう。以下この条から附則第十五条の八まで を固定資産税額から減額するものとする。 の国の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるとこ 以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつて はこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるとこ ろにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る税 る固定資産税額から減額するものとする。

築された中高層耐火建築物(主要構造部2 市町村は、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新

住宅 めるところにより算定した額の合算額とし、 係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。) で定める住宅に限る。 規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定 当該住宅に係る固定資産税額 資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限 五条の八の規定の適用がある場合を除き、 課する固定資産税については、 るところにより計算した地上階数をいう。)三以上を有するものをいう 三イ若しくは 次条第二項において同じ。)である住宅で政令で定めるものに対して (人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その 口のいずれかに該当する建築物で、 を耐火構造とした建築物又は)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に (区分所有に係る住宅にあつてはこの 次条第一項若しくは第一 当該住宅に対して新たに固 区分所有に係る住宅以外の 建築基準法第 地上階数 一項又は附則 (政令で定め 条第 他の の二分 九号の 政令 第十 項

の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとす

る

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額)

第十五条の七 税額 住宅に係る固定資産税額から減額するものとする めるところにより算定した額とする。 する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。 た額の合算額とし、 に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定し なつた年度から五年度分の固定資産税に限り、 ある場合を除き、 のに対して課する固定資産税については、 12 項に規定する認定長期優良住宅 あつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定 おいて 日から令和八年三月三十一日までの間に新築された同法第十一条第一 (区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分 「認定長期優良住宅」という。)である住宅で政令で定めるも 市町村は、 当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることと 区分所有に係る住宅以外の住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行 (以下この条及び附則第十五条の九の二)の二分の一に相当する額を当該 次項又は次条の規定の適用 当該住宅に係る固定資産 (人の居住の用に供 が

除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度については、次条第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合を層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税の年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令

一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとす

る の

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額

第十五条の七 税額 住宅に係る固定資産税額から減額するものとする めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該 にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定 する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。 た額の合算額とし、 に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定 なつた年度から五年度分の固定資産税に限り、 ある場合を除き、 のに対して課する固定資産税については、 において「認定長期優良住宅」という。)である住宅で政令で定めるも 項に規定する認定長期優良住宅 の日から令和六年三月三十一日までの間に新築された同法第十一条第 (区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部 市町村は、 当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることと 区分所有に係る住宅以外の住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (以下この条及び附則第十五条の 次項又は次条の規定の 当該住宅に係る固定資 (人の居住の用に供 適 (i) 九 の 二 用 施 行

2 除き、 については、 層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税 和六年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち 市 町村は、 当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度 次条第一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行 項、 第三項又は第四項の規定の適用がある場合を 0 日 から令 中高

固定資産税額から減額するものとする。

固定資産税額から減額するものとする。

固定資産税額から減額するものとする。

固定資産税額から減額するものとする。

して各区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつては、の項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定める住宅に限る。)にあつてはにより算定した額の合算があり、として終る住宅に政令で定めるところにより算定した額の合算があり、当該住宅に係る固定資産税額(区分から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分

3 略

4 等から、 かわ 第 定めるも 法第七条の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で 係る住宅につ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第四項に規定する管理者 市町村長は らず 項に規定する要件に該当すると認められるときは、 前 0) 第 の提出がされ 項に規定する期間内に同法第八条第二項において準用する同 いては、 項又は第一 第 項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に 前項の申告書の提出がなかつた場合においても、 項の規定を適用することができる。 カ 当該区 分所有に係る住宅が 前項の規定にか 第

3 略

 項又は第二項の規定を適用することができる。
 項

 の書類の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めの書類の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるとおいて、当該期間内に当該申告書又は当該
 4

5

西定資産税額から減額するものとする。 固定資産税額から減額するものとする。 固定資産税額から減額するものとする。 から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分がら七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分

4 市町村長は、前項 に規定する期間の経過後に同項の申告書

の提出がされた場合において、

当該期間内に当該申告書

(市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税

の減額)

第十五条の八 略

2及び3 略

4 定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。 の固定資産税に限り、 屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分 た場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、 当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し た者が、平成三十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、 め使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受け 場合を含む。 市町村は、)に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するた 河川法第六条第二項 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 (同法第百条第一項において準用する 当該各号に 当該家

(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額)

及び二

第十五条の九 同じ。 合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの て政令で定める基準 修繕又は模様替をいう。 定める耐震改修 うち、平成十八年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に政令で が 行われたものであつて、 市町村は、 (地震に対する安全性の向上を目的とした増築、 (同条第一項において「耐震基準」という。) に適 以下この条から附則第十五条の十までにおいて 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅の 地震に対する安全性に係る基準とし 改築、 以

(市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税

の減額)

第十五条の八 略

2及び3 略

4

場合を含む。 定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。 の固定資産税に限り、 屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分 た場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、 当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し た者が、平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に、 め使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受け 市町村は、)に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するた 河川法第六条第二項 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 (同法第百条第一項において準 当該各号に 当該家 甪 ずる

一及び二 略

(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の九 同じ。 修繕又は模様替をいう。 合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの て政令で定める基準 定める耐震改修 うち、平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に政令で が行われたものであつて、 市町村は、 (地震に対する安全性の向上を目的とした増築、 (同条第一項において「耐震基準」という。 以下この条から附則第十五条の十までにおいて 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅の 地震に対する安全性に係る基準とし) に 適 改築、

部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基 係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅 ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、 家屋である耐震基準適合住宅をいう。 係る固定資産税額 する年度からご 二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。 第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五 翌年の 日 が 完了した日の属する年の翌年の一月一日 成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が 定の適用がある場合を除 して課する固定資産税については、 つてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者 月一日である場合には、 とする年度から三年度分、 当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日と までの 完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二 成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修 項から第三項までにおいて 月一日を賦課期日とする年度分 間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年 当該耐震改修が平成二十五年一月一日から令和八年三月三十 一年度分) (区分所有に係る耐震基準適合住宅 の固定資産税に限り、 き 同日。 当該耐震改修が平成十八年一 当該耐震改修が平成二十二年一 以下この項において同じ。 「耐震基準適合住宅」という。 次条第一項、 以下この項において同じ。 (当該耐震基準適合住宅が当該 (当該耐震改修が完了した日が 当該耐震基準適合住宅に (人の居住の用に供する 第四項又は第五項)であつた場合には (区分所有に係る (同法第七条第 月一 月一 区分所有に を賦課期 日から平 日 にあ に対 から の規 \mathcal{O}

目までの問 下この 年度分、 部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基 係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅 ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、 つてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者 家屋である耐震基準適合住宅をいう。 係る固定資産税額 する年度からご 二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。 第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の 翌年の一月一日を賦課期日とする年度分 が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二 平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修 日とする年度から三年度分、 完了した日の属する年の翌年の一月一日 成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が 定の適用がある場合を除き、 して課する固定資産税については、 月 当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 一日である場合には、 項から第三項までにおいて 当該耐震改修が平成二十五年一月一日から令和六年三月三十 間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する 一年度分) (区分所有に係る耐震基準適合住宅 の固定資産税に限り、 同日。 当該耐震改修が平成十八年一 当該耐震改修が平成二十二年一 以下この項において同じ。 「耐震基準適合住宅」という。 次条第 以下この (当該耐震基準適合住宅が当該 (当該耐震改修が完了した日 一項、 当該耐震基準適合住宅に 促進に関する法律第 項において同じ。 (人の居住の用に供する 第四項又は第五 月 であつた場合に 一日を賦 (区分所有に係る (同法第七条第 月一 区分所 月 課期 を 日 いら平 賦 項 日 に 有に に 百と 課期 の規 五. 年 か 5 対

るものとする。一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係

2 及 び 3 略

4 う。 項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし 定資産税に限り、 る場合には、 の翌年の ことがある場合を除き、 は この項、 修工事」という。 で政令で定めるもの 住 者 令和八年三月三十一日までの間に高齢者、 に供する部分 る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。 に対して課する固定資産税については、 て 第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けた の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事 市 (以下この項、 町村は、 であつて、 特定居住用部分」という。 第六項及び第七項において「高齢者等居住改修住宅」という。 一月 同日。 新築された日から十年以上を経過した住宅 日 (貸家の用に供する部分を除く。 当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額 特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの 次項及び第八項において「高齢者等」という。 (当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日であ が行われたもの 次項において同じ。 (以下この項から第六項までにおいて 「居住安全改 当該居住安全改修工事が完了した日の属する年)において平成二十八年四月一日から (第八項において「改修住宅」とい 障害者その他の政令で定める を賦課期日とする年度分の固 第一項又は次条第一) のうち、 以下この条及び次条にお (区分所有に係 人の居住の用 項若しく (第九 (以 下 の居 特定

一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係

2及び3 略

るものとする。

4 この項、 の翌年の一月 いて 項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし 定資産税に限り、 る場合には、 ことがある場合を除き、 は第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けた う。) であつて、 修工事」という。)が行われたもの で政令で定めるもの 住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修 者 令和六年三月三十一日までの間に高齢者、 に供する部分 る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。 に対して課する固定資産税については、 市町村は、 (以下この項、 「特定居住用部分」という。)において平成二十八年四月一 第六項及び第七項において「高齢者等居住改修住宅」という。 同日。 新築された日から十年以上を経過した住宅 日 (貸家の用に供する部分を除く。 特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの 当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額 次項及び第八項において (当該居住安全改修工事が完了した日が一月 次項において同じ。 (以下この項から第六項までにおいて「居住安全改 当該居住安全改修工事が完了した日の属する年 (第八項において「改修住宅」とい 障害者その他の政令で定める を賦課期日とする年度分の固 第一項又は次条第一 「高齢者等」という。 以下この条及び次条に のうち、 (区分所有に係 人の居 項若しく 日であ 日 住 (第 特定 工 0) か 0 居 5 お 用

ら減額するものとする。 分の一に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額かに係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三に係る税額として政令で定めるとする。

5

5 項 に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。) 分以外の の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、 所 産 了 規定の適用を受けたことがある場合を除き、 定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの れ が が 十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に居住安全改修工 0 有者が くまでに 税額 .齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分 した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の 次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項 る固定資産税額については、 当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとさ 行われたも 専有部分で政令で定めるもののうち、 市 特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの 町村は、 部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める 納付する義務を負うものとされる固定資産税額 限 お ŋ いて 新築された日から十年以上を経過した区分所有に係る家屋 \mathcal{O} 第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区 「高齢者等居住改修専有部分」という。 (第八項において「改修専有部分」という。 当該区分所有に係る家屋に対して第一 特定居住用部分において平成二 当該居住安全改修工事が完 (以下この項から第七 (第十項 特定居住用 の区分所有者) であつて が固定資 の三分 の規 の規 項 項 定 \hat{O} 事 部 分

> ら減額するものとする。 分の一に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額かめる高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定

に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。 高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分 分以外の の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、 所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額 産税額に限り、 了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の 規定の適用を受けたことがある場合を除き、 定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの れる固定資産税額については、 が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとさ 項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。 が行われたもの 十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に居住安全改修 の専有部分で政令で定めるもののうち、 次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第 特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの 市町村は、 部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の 新築された日から十年以上を経過した区分所有に係る家屋 第三百五十二条第一項又は第1 (第八項において「改修専有部分」 当該区分所有に係る家屋に対して第一 特定居住用部分において平 当該居住安全改修工 一項の規定により当該 (以下この項から という。 第十 特定居 0) 政令で定 区分所 項 であつて 一項 の三分 住 事 0 固 かる 定資 の規 有者 第七 用 規 区 が 項 工 定 項

る。が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとすの一に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者の一に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者

6 8 略

9

壁、 る固定資産税額から減額するものとする。 額に限る。 適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した その他の政令で定める熱損失防止改修等住宅にあつてはこの項の規定 前 定資産税額 とする年度分の固定資産税に限り、 日 日 を受けたことがある場合を除き、 項若しくは第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用 という。 以下この 項までにおいて 令で定めるもの 部分において令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に外 係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。 が の額とし、 の属する年の翌年の一 市 窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で政 一月一日である場合には、 町村は、)に対して課する固定資産税については、 項、 (第四項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する の三分の一に相当する額を当該熱損失防止改修等住宅に係 第十一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等住宅 平成二十六年四月一日以前から所在する住宅 「熱損失防止改修工事等」という。) (以下この項から第十一項まで及び次条第四項から第六 項及び第十二項において「熱損失防止改修等住宅」 月一日 同日。 (当該熱損失防止改修工事等が完了した 当該熱損失防止改修工事等が完了した 当該熱損失防止改修等住宅に係る固 次項において同じ。 のうち、 第一項又は次条第 が行われたもの (区分所有に を賦課期 特定居住用 日 0)

が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとすの一に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者

.

る

~ 8 略

9 壁 る固定資産税額から減額するものとする。 額に限る。 適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより その他の政令で定める熱損失防止改修等住宅にあつてはこの 前の額とし、 定資産税額 とする年度分の固定資産税に限り、 日が一月一日である場合には、 日の属する年の翌年の一 を受けたことがある場合を除き、 項若しくは第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の という。)に対して課する固定資産税については、 以下この項、 項までにおいて「熱損失防止改修工事等」という。 令で定めるもの 部分において令和四年四月一日から令和六年三月三十 係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。 市町村は、 窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で政 (第四項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する の三分の一に相当する額を当該熱損失防止改修等住宅に係 第十一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等 平成二十六年四月一日以前から所在する住宅 (以下この項から第十一項まで及び次条第四項から第六 項及び第十二項において 月一日 同日。 (当該熱損失防止改修工事等が完了し 当該熱損失防止改修工事等が完了した 当該熱損失防止改修等住宅に係る固 次項において同じ。 「熱損失防止改修等住宅 第一 のうち、 が行われたもの 一日までの 項又は次条第 (区分所 を賦 頃の規定 特定居住用 算定した 間に外 課 住宅 期 適 有 用

有部 兀 産 の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資 算定した額に限る。 項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより る前の額とし、 固 第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる 課期日とする年度分の固定資産税額に限り、 専 五. 係る家屋に対して第一 する義務を負うものとされる固定資産税額については、 という。 屋 税額 定資産税額 熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦 有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、 条の九の三第 が行われたもの 年四月一 市 の専有部分で政令で定めるもののうち、 分その他の政令で定める熱損失防止改修等専有部分にあつてはこの 町村は、 から減額するものとする の区分所有者が当該熱損失防止改修等専有部分について納 日から令和八年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事 平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家 (第五項 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専 項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修等 (以下この条において「熱損失防止改修等専有部分」 項、 の三分の一に相当する額を同条第 の規定の適用がある場合には同項の規定を適用す 次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十 特定居住用部分において令和 第三百五十二条第一 当該区分所有に 項又は第二項 項又は 当 付 10

10

11及び12 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の九の二 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住

産 の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資 算定した額に限る。 項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより 有部分その他の政令で定める熱損失防止改修等専有部分にあつてはこの る前の額とし、 固定資産税額 第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされ 課期日とする年度分の固定資産税額に限り、 該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦 専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、 五条の九の三第 係る家屋に対して第一 する義務を負うものとされる固定資産税額については、 という。 等が行われたもの 四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工 屋 税額から減額するものとする。 の専有部分で政令で定めるもののうち、 市町村は、)の区分所有者が当該熱損失防止改修等専有部分について納 平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家 (第五項の規定の適用がある場合には同項の規定を適 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専 項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止 (以下この条において 項、 の三分の一に相当する額を同条第 次条第一項若しくは第五項若しくは附 「熱損失防止改修等専有部 特定居住用部分におい 第三百五十二条第一 当該区分所有に 項又は第一 項又は 立改修等 · て令 崱 分 用 項 当

11及び12略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の九の二 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住

が に掲げる建築物であるものに限る。 規定する通 する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に 分の二に相当する額 た額とする。 0) 政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。 住 所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅(人の居 所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、 る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。 る固定資産税額 期日とする年度分の固定資産税に限り、 が が 既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、 耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については、 該当することとなつたもの 令で定めるものに限る。 政令で定める耐震改修が行われたものであつて、 宅のうち、 た完了し にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分 適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定 の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その 完了した日の属する年の翌年の一月一日 日である場合には、 た日の属する年の翌年の 平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの 行障害既存耐震不適格建築物 以下この項において「特例適用対象税額」という。 (区分所有に係る特定耐震基準適合住宅 (当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了 以下この項から第五項までにおいて同じ。 (以下この項から第三項までにおいて 同日。 一月一日を賦課期日とする年度分の固)であつた場合には、 以下この項において同じ。 当該特定耐震基準適合住宅に係 (同法第七条第1 (当該耐震改修が完了した日)にあつてはこの項の規定 以下この項において同じ。 認定長期優良住宅 (区分所有に係 一号又は第三号 当該耐震改修 当該耐震改修) の 三 を賦 「特定 区分 間に 他 (政 に 課 0

が完了した日の属する年の翌年の一 に掲げる建築物であるものに限る。 規定する通行障害既存耐震不適格建築物 する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に 分の二に相当する額 た額とする。 の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定 政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。 住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その 所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅 所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、 る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。 る固定資産税額 期日とする年度分の固定資産税に限り、 が が完了した日の属する年の翌年の一月一日 既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、 耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については 該当することとなつたもの 令で定めるものに限る。 政令で定める耐震改修が行われたものであつて、 宅のうち、 にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区 月 一日である場合には、 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一 以下この項において「特例適用対象税額」という。 (区分所有に係る特定耐震基準適合住宅 (当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が 以下この項から第五項までにおいて同じ。 (以下この項から第三項までにおいて 同日。)であつた場合には、 月一日を賦課期日とする年度分の固 以下この項において同じ。 当該特定耐震基準適合住宅に (同法第七条第1 (当該耐震改修が完了した日)

にあつてはこの 以下この項において同じ。 認定長期優良住宅 (区分所有に係 一号又は第三号 当該耐震改 当該耐震改修 日まで 項 (人の!) の 三 への規・ 0) 間に 完了 特 他 区 賦 (政 に 分

から減額するものとする。
相当する額とする。)を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の二分の一に該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする定資産税については特例適用対象税額の三分の二に相当する額とし、当

2及び3略

4

は、 資産税額から る部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。 \emptyset 用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅その他の政令で定 に限り、 除 適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を 宅」という。)に対して課する固定資産税については、 することとなったもの 損失防止改修工事等が行われたものであつて、 部 係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。) の三分の二に相当する額を当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定 日 る特定熱損失防止改修等住宅にあつては、 |分において令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に熱 市 町村は、 同日。 (当該熱損失防止改修工事等が完了した日が一月一日である場合に 当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月 当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額 次項において同じ。 平成二十六年四月一日以前から所在する住宅 減額するものとする。 (以下この条において)を賦課期日とする年度分の固定資産税 この項の規定の適用を受け 「特定熱損失防止改修等住 認定長期優良住宅に該当 のうち、 第一 (区分所: 項の規定 特定居住用 (特定居住 有に \mathcal{O}

から減額するものとする。
相当する額とする。)を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の二分の一に該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする定資産税については特例適用対象税額の三分の二に相当する額とし、当

2及び3 略

4 に限り、 除き、 資産税額から減額するものとする。 る部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。 める特定熱損失防止改修等住宅にあつては、 用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅その他 は、 適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を 宅」という。)に対して課する固定資産税については、 することとなつたもの 損失防止改修工事等が行われたものであつて、 部分において令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの 係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。 の三分の二に相当する額を当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定 日 市町村は、 同日。 (当該熱損失防止改修工事等が完了した日が一月一 当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年 当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額 次項において同じ。 平成! 一十六年四月一日以前から所在する住宅 (以下この条において)を賦課期日とする年度分の固定資産 この項の規定の 「特定熱損失防止改 認定長期優良住宅に該当 のうち、 第一 日である場合に (区分所 項の 特定居住用 の政令で定 適用を受け (特定居) -の一月 間に熱 規定 修等 有 住

5 市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家

5

市

一町村は、

平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家

う。 もの とされる固定資産税額から減額するものとする。 るところにより算定した額に限る。 宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分に 資産税額 項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定 日とする年度分の固定資産税額に限り、 損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期 合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、 有に係る家屋に対して第一項若しくは次条第一項の規定の適用がある場 等が行われたものであつて、 兀 屋 年四月 項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うも つては、 付する義務を負うものとされる固定資産税額については、 の専有部分で政令で定めるもののうち、 の区分所有者が当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分について (以下この条において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」とい 一日から令和八年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工 (特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住 この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定め 認定長期優良住宅に該当することとなつた)の三分の二に相当する額を同条第 第三百五十二条第一項又は第二 特定居住用部分において令和 当該区分所 当該熱 事

6及び7 略

資産税及び都市計画税の減額)(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定)

関する法律(以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。)第十五条の十一 市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

もの とされる固定資産税額から減額するものとする。 るところにより算定した額に限る。 あつては、 宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分に 資産税額 項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固 日とする年度分の固定資産税額に限り、 損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日を 合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、 有に係る家屋に対して第一項若しくは次条第一項の規定の適用がある場 納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、 う。 等が行われたものであつて、 四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に熱損失防止改修 屋の専有部分で政令で定めるもののうち、 項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うも (以下この条において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」とい の区分所有者が当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分につ (特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改 この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定め 認定長期優良住宅に該当することとなつた の三分の二に相当する額を同 第三百五十二条第一 特定居住用部分におい 当該区分所 項又は第二 当該熱 \$修等住 · て令 賦 課期 事 和

6及び7 略

資産税及び都市計画税の減額)(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定

関する法律(以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。)第十五条の十一 市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

り、 により 者 当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計 する額 当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当 該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、 造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところ る高齢者移動等円滑化法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構 れたものであつて、 た修繕又は模様替をいう。 性等向上改修工事 あることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、 に主として劇場、 る家屋のうち、 第二条第十九号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当す という。 額 を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限 利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一 十九号) から 障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とし |該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画 証明がされたもの を超える場合には、 減 第二条第二 額するものとする に対して課する固定資産税又は都市計画税については、 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 音楽堂等の活性化に関する法律 (高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢 高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一号に掲げ 一項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設で (以下この条において 当該百分の五に相当する額 以下この項及び次項において同じ。 「改修実演芸術公演施設 (平成二十四年法律第 の 三 月 かつ、 分 0 が行わ 脱額 日 利便 に 同 **当** 当 画 相 日

2及び3

税額 り、 者、 当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市 する額を超える場合には、 当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の 該利便性等向上改修工事が完了した日が 該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一 により証明がされたもの 造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところ る高齢者移動等円滑化法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構 れたものであつて、 た修繕又は模様替をいう。 性等向上改修工事 あることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、 に主として劇場、 る家屋のうち、 第二条第十九号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税については、 を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画 十九号) から 当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計 障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とし 減額するものとする。 第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設で 平成三十年四月一日から今和六年三月三十一 音楽堂等の活性化に関する法律 (高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢 高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一 (以下この条において 当該 以下この項及び次項において同じ。 百分の五に相当する額 一月一日である場合には、 「改修実演芸術公演施設 (平成二十四年 0 月 日までの間 分 号に Ŧ. 画 配税に限 -法律第 該当 日 が に 税 相当 計 に 額 同 掲 行 利 (当 当 便 相 日

及び3 略

資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義 (土地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定

第十七条 この条から附則第二十九条の八までにおいて、 次の各号に掲げ

~ 五.

る用語の意義は、

それぞれ当該各号に定めるところによる。

する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をい に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在 i, 当該 土地

次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる額

略

(2)

法律第 定 九条の七第四項の規定 条第一項 附則第十八条、 0) 正する法律 地方税法等の 年度である場合には 又は第十九条の四の規 される場合を含む。 により読み替えて適用 固定資産税について 当該年度の前年度分 (当該年度が令和六 (附則第二十 (令和六年 部を改 第十九 第 これらの規定に規定する当該年度 地が当該年度の前年度分の固定資産 八年度である場合であつて、 Ļ 土地であるときは、 五条の三までの規定の適用を受ける 九条の三又は附則第十五条から第十 和六年改正前の地方税法第三百四十 和五年度分の である場合であつて、当該土地が令 なるべき額 前年度分の固定資産税の課税標準と の規定に定める率で除して得た額と 当該年度が令和七年度又は令和 (当該年度が令和六年度 固定資産税について令 当該額をこれら

当該土

法律第七号)

第一

地が令和三年度分

の固定資産

資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義 (土地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定

第十七条 この条から附則第二十九条の八までにおいて、 次の各号に掲げ

それぞれ当該各号に定めるところによる

一 <u>~</u> 五. 略

る用語の意義は、

する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をい に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日におい 当 、て所在 該 土

次の表の上 |欄に掲げる土地の区分に応じ、 同表の 下 -欄に 掲げる

1

(2)

略

地 年度である場合には 定 又は第十九条の四の規 される場合を含む。 により読み替えて適用 九条の七第四項の規定 条第一項 附則第十八条、 0) 正する法律 方税法等の 固定資産税について 当該年度の前年度分 (当該年度が令和三 (附則第二十 (令和三年 部を改 第十九 これらの規定に規定する当該年 九条の三又は附則第十五条から第十 なるべき額 土地であるときは、 和 である場合であつて、当該土地が令 前年度分の固定資産税の課税標準と Ļ の規定に定める率で除して得た額と 五条の三までの規定の適用を受ける 和三年改正前の地方税法第三百四十 当該年度が令和四年度で 年度分の ある場合であつて、 (当該年度が令和三年度 固定資産税について令 当該額をこれ 当該土 度

② 当該年度の前年度分 これらの規定に規定する当該年度の	略	ロ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額	とする。)					適用を受ける土地	十九条の四の規定)の	場合を含む。)又は第一める率で除して得た額	読み替えて適用されるときは、当該額をこれらの規定に定	七第四項の規定により での規定の適用を受ける土地である	項(附則第二十九条の は附則第十五条から第十五条の三ま	十八条、第十九条第一 第三百四十九条の三又	法」という。) 附則第	和六年改正前の地方税	の地方税法(以下「令	条の規定による改正前一税について
② 当該年度の前年度分 これらの規定に規定する当該年度の		ロ次の表の上欄に掲げる土地						適用を受ける土地	十九条の四の規定)の	場合を含む。)又は第	読み替えて適用される	七第四項の規定により	項(附則第二十九条の	十八条、第十九条第一	法」という。)附則第	和三年改正前の地方税	の地方税法(以下「令	条の規定による改正前

同表の下欄に掲げる額

五条、 には、 を課すべきであつたも 度において都市計画税 いて都市計画税を課さ 当該年度の前年度にお 二十七条の二の規定) 場合を含む。 読み替えて適用される 七第四項の規定により 項 二の規定 適用される場合を含む 規定により読み替えて 十六条第一項 附則第二十五条、 0) 令和六年度である場合 一十九条の七第四項の)又は第二十七条の 適用を受ける土地 都市計画税について なかつた土地で同年 地方税法附則第二十 (附則第二十九条の 第二十六条第一 令和六年改正前 (当該年度が) 又は第 (附則第 第二 きは、 きは、 である場合であつて、 前年度分の都市計画税の課税標準と 附則第十五条から第十五条の三まで 九条の三 場合であつて、 が令和七年度又は令和八 る率で除して得た額とし、 附則第十五条から第十五条の三まで 九条の三(第十八項を除く。)又は 和六年改正前の地方税法第三百四十 なるべき額 る率で除して得た額 0 0 の規定の適用を受ける土地であると 和五年度分の 規定の適用を受ける土地であると 前年度分の 当該額をこれらの規定に定め 当該額をこれらの規定に定め (第十八項を除く。) 又は (当該年度が令和六年度 固定資産税について令 固定資産税について 当該土地が当該年度 当該土地が令 年度である 第三百四十 当該年度

五条、 には、 当該年度の前年度にお 場合を含む。 項 \mathcal{O} 令和三 附則第二十五条、 0) を課すべきであつたも 度において都市計画税 の適用を受ける土地 二十七条の二の規定 読み替えて適用される 七第四項の規定により 二の規定 適用される場合を含む 規定により読み替えて 二十九条の七第四項 十六条第一項 いて都市計画税を課さ)又は第二十七条の 地方税法附則第二十 都市計画税について なかつた土地で同年 (附則第二十九条の 一年度である場合 第二十六条第 令和三年改正前 (当該年度が)又は第 (附則第 第二 0 きは、 きは、 前年度分の都市計画税の課税標準と 附則第十五条から第十五条の三まで 九条の三(第十八項を除く。) 度分 場合であつて、 が令和四年度で である場合であつて、 なるべき額 当該土地が令和四年度分の固定資産 附則第十五条から第十五条の三まで 九条の三(第十八項を除く。 和三年改正前の地方税法第三百四十 法第三百四十九条の三 税について令和五年改正前の地方税 が令和五年度である場合であつて、 る率で除して得た額とし の規定の適用を受ける土地であると 和四年改正前の地方税法第三百四十 る率で除して得た額とし、 の規定の適用を受ける土地であると 和 年度分の固定資産税について令 当該額をこれらの規定に定め 当該額をこれらの規定に定め \mathcal{O} (当該年度が令和 固定資産税について令 当該土地が令和三年 当該土地が令 (第十八 当該年度 当該年度) 又 は 三年度 傾を ある

七略

る土地 格 資産税にあつては、 九条の七第二項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定 されるものに限る。)については、 の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定 課税標準となるべき価格が、 項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税 三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二 変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、 なる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等が 令和八年度までの各年度において新たに固定資産税を課することと 当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価 土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額 (第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三若しくは第二十 (令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において地目 当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第 当該土地の類似土地に係る当該年度分 当該土地の比準課税標準額) (令和六年度から 第 を

> ものを含む。) の想 のとみなした場合にお 除く

の規定に定める率で除して得た額となる土地であるときは、当該額をこれらの適 五条の三までの規定の適用を受ける

略

する。

八七

負担水準

土地に係る当該年度分の固定資産税にあつてはイに掲げ

当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつては

る数値をいい、

イ 土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額(令和三年度から||に掲げる数値をいう。

格 項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税 資産税にあつては、 九条の七第一 されるものに限る。)については、 課税標準となるべき価格が、 三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは 変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、 なる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等が 令和五年度までの各年度において新たに固定資産税を課することと の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定 る土地 当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価 (第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三若しくは第二十 (令和四年度又は令和五年度に係る賦課期日において地目 一項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定 当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第 当該土地の類似土地に係る当該年度分 当該土地の比準課税標準額) 第二 第 を

乗じて得た額)で除して得た数値十九条の七第二項に定める率を十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を

口 る土地 格 み替えられた附則第十九条の三第一項本文若しくは附則第二十九 は の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあつて 第七百二条の三又は附則第二十七条若しくは第二十九条の七第三項 されるものに限る。)については、 0 課税標準となるべき価格が、 項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税 三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二 変換等があるものについては、 なる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等があ 令和八年度までの各年度において新たに固定資産税を課することと 七第三項に定める率を乗じて得た額)で除して得た数値 固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定 当該土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価 土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額 (当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、 当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七条の規定により読 (令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において地目の 当該土地の類似土地に係る当該年度分 第三百四十九条第二項ただし書、 当該土地の比準課税標準額) (令和六年度から を 条 第

(令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例)

の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似

乗じて得た額)で除して得た数値十九条の七第二項に定める率を十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を

口

る土地 は、 第七百二条の三又は附則第二十七条若しくは第二十九条の七第三項 課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分 項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産 三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第一 変換等があるものについては、 令和 み替えられた附則第十九条の三第一項本文若しくは附則第二十九条 格 されるものに限る。)については、 0) なる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等があ の七第三項に定める率を乗じて得た額)で除して得た数値 当該土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価 規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあつて 固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定 土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額 (当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、 当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七条の規定により読 五年度までの各年度において新たに固定資産税を課することと (令和四年度又は令和五年度に係る賦課期日において地目の 第三百四十九条第二項ただし 当該土地の比準課税標準額) (令和三 年 一度から 書、 税 を 第

(令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例)

の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似

号、 価 価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。 分の固定資産税にあつては、 ある場合における令和七年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三 修正した価格 前 年度分の固定資産税の課税標準は、 著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該 る当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上 て「修正前の価格」という。)を当該地域に所在する土地に対して課す 欄に掲げる年度において、 町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、 格 の価格を総務大臣が定める基準 令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、 第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和八 という。 (当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土地で で土地課税台帳等に登録されたものとする 同表の下欄に掲げる価格 当該土地の類似土地の当該年度の修正前の (以下「修正基準」という。) により 第三百四十九条の規定にかかわらず (以下この項におい 当該土地の修正 以 下 同 長の中 「修正 年度

号、 価格」という。 価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。 分の固定資産税にあつては、 ある場合における令和四年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三 修正した価格 前 年度分の固定資産税の課税標準は、 著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該 る当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の て「修正前の価格」という。)を当該地域に所在する土地に対して課 欄に掲げる年度において、 町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、 令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、 の価格を総務大臣が定める基準 第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和 (当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土 で土地課税台帳等に登録されたものとする 同表の下欄に掲げる価格 当該土地の類似土地の当該年度の修 (以下「修正基準」という。 第三百四十九条の規定にかかわらず (以下この 当該土地の修 以 下 頃に 同 により 課税上 ĪĒ. 表 Ŧī. 「修正 年度 地で 前 お 0 正 中

税の課税上著しく均衡を失す	当該市町村を通じて固定資産	ることが不適当であるか又は	標準の基礎となつた価格によ	七年度分の固定資産税の課税	掲げる事情があるため、	第三百四十九条第二項各号に	年度に係る賦課期日において	三 令和六年度の土地で令和八	和六年度の土地を除く。	当するに至つた場合の当該令	掲げる令和六年度の土地に該	町村長が認めるもの	税上著しく均衡を失すると市	町村を通じて固定資産税の課	が不適当であるか又は当該市	基礎となつた価格によること	分の固定資産税の課税標準の	事情があるため、令和六年度	四十九条第二項各号に掲げる	係る賦課期日において第三百	」という。)で	において「令和・
く均衡を失す	して固定資産	であるか又は	つた価格によ	貸産税の課税	っため、 令和	第二項各号に	期日において	土地で令和八	を除く。)	場合の当該令	度の土地に該	もの(次号に	を失すると市	定資産税の課	か又は当該市	格によること	の課税標準の	令和六年度	各号に掲げる	おいて第三百)で令和七年度に	一令和六年度の土地
						度	八年	令和									度	八年	令和			度
				る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和七年度分	当該令和六年度の土地の類								た価格	税の課税標準の基礎となつ	る令和七年度分の固定資産	当該令和六年度の土地に係	る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の
税の課税上著しく均衡を失す	当該市町村を通じて固定資産	ることが不適当であるか又は	標準の基礎となつた価格によ	四年度分の固定資産税の課税	掲げる事情があるため、令和	第三百四十九条第二項各号に	年度に係る賦課期日において	三 令和三年度の土地で令和五	和三年度の土地を除く。)	当するに至つた場合の当該令	掲げる令和三年度の土地に該	町村長が認めるもの(次号に	税上著しく均衡を失すると市	町村を通じて固定資産税の課	が不適当であるか又は当該市	基礎となつた価格によること	分の固定資産税の課税標準の	事情があるため、令和三年度	四十九条第二項各号に掲げる	係る賦課期日において第三百	」という。)で令和四年度に	において「令和三年度の土地
税の課税上著しく均衡を失す	当該市町村を通じて固定資産	ることが不適当であるか又は	標準の基礎となつた価格によ	四年度分の固定資産税の課税	掲げる事情があるため、令和	第三百四十九条第二項各号に度	年度に係る賦課期日において 五年	令和三年	和三年度の土地を除く。)	当するに至つた場合の当該令	掲げる令和三年度の土地に該		税上著しく均衡を失すると市	町村を通じて固定資産税の課	が不適当であるか又は当該市	基礎となつた価格によること た価格	分の固定資産税の課税標準の度	事情があるため、令和三年度 五年	四十九条第二項各号に掲げる 令和	係る賦課期日において第三百る価格	\smile	_

六 令和八年度において新たに	認めるもの	く均衡を失すると市町村長が	じて固定資産税の課税上著し	であるか又は当該市町村を通	つた価格によることが不適当	資産税の課税標準の基礎とな	るため、令和七年度分の固定	第二項各号に掲げる事情があ	期日において第三百四十九条	。)で令和八年度に係る賦課	「令和七年度の土地」という	る土地(以下この表において	固定資産税を課することとな	五 令和七年度において新たに			土地を除く。)	該当するに至つた場合の当該	る土地(次号に掲げる土地に	固定資産税を課することとな	四 令和七年度において新たに	ると市町村長が認めるもの
令和												度	八年	令和	度	八年	令和		度	七年	令和	
当該令和八年度の土地の類										る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和七年度分	当該令和七年度の土地の類	の基礎となつた価格	分の固定資産税の課税標準	当該土地に係る令和七年度	価格に比準する価格	の課税標準の基礎となつた	令和六年度分の固定資産税	当該土地の類似土地に係る	
六 令和五年度において新たに	認めるもの	く均衡を失すると市町村長が	じて固定資産税の課税上著し	であるか又は当該市町村を通	つた価格によることが不適当	資産税の課税標準の基礎とな	るため、令和四年度分の固定	第二項各号に掲げる事情があ	期日において第三百四十九条	。)で令和五年度に係る賦課	「令和四年度の土地」という	る土地(以下この表において	固定資産税を課することとな	五 令和四年度において新たに			土地を除く。)	該当するに至つた場合の当該	る土地(次号に掲げる土地に	固定資産税を課することとな	四 令和四年度において新たに	ると市町村長が認めるもの
令和五年	認めるもの			であるか又は当該市町村を通		資産税の課税標準の基礎とな	るため、令和四年度分の固定				「令和四年度の土地」という	以		令和四年度にお	度	五年	土地を除く。)		次		令和四年度にお	長が認めるも

る土地 固定資産税を課することとな 「令和八年度の土地」という (以下この表において 八年 度 る価格 0

2

基礎となつた価格に比準す 似土地に係る令和七年度分 固定資産税の課税標準 \dot{O}

令和七 する価格をいう。 土地 の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格) に至つた場合には、 七年度適用土地が前項の表の第三号又は第五号に掲げる土地に該当する る令和七 れ 固定資産税の課税標準は、 前 似適用土 が令和七 第 以下この項において た価格 .項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分 令和七 に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比 年 地 · 度類似適用土地にあつては当該令和七年度類似適用土地の類似 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 年度適用土地であるもの 第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の 年度分の 令 という。 和七年度適用土地にあつては当該令和七年度適用土地に係 固 で土地課税台帳等に登録されたものとする。 当該令和七年度適用 .定資産税について前項の規定の適用を受けた土地 「令和七年度適用土地」)であつて、 第三百四十九条の規定にかかわらず、 (以下この項において 令和八年度分の固定資産税について 土地の類似土地に係る同年度分 という。 又は前項の 「令和七 (当該令和 類似 をいい、 年度類 修正 土地 表の

3

一項又は前項の規定の適用を受ける土地

(令和八年度分の固定資産

3

第一項又は前項の規定の適用を受ける土地

(令和五年度分の固定資

に限り

第

四

百九条第

項 Ó

表は、

次のとおり読み替えるものとする。

に限り、

第

兀

百九条第

項

Ó

表は、

次のとおり読み替えるものとする。

を除く。

)に対して課する令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税

項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地

税について第

を除く。

)に対して課する令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税

項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地

· て 第

る土地 固定資産税を課することとな 「令和五年度の土地」 (以下この表において という

度 五. 年 似土地に係る令和四 基礎となつた価格に比 固定資産税の課税標準 年 度分

 $\dot{\mathcal{O}}$

る価格

2

令和四. 第三号、 する価格をいう。) 土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格) に至つた場合には、 四年度適用土地が前項の表の第三号又は第五号に掲げる土地に該当する る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 れ 固定資産税の課税標準は、 前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分 似適用土地」 が令和四年度適用土地であるもの 以下この項において た価格 令和四年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土 |年度類似適用土地にあつては当該令和四年度類似適用土地| 第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの (令和四年度適用土地にあつては当該令和四年度適用土地 という。)であつて、 で土地課税台帳等に登録されたものとする。 当該令和四年度適用 「令和四年度適用土地」 第三百四十九条の規定にかかわらず、 (以下この項において 令和五年度分の固定資産税につ 土地の類似土地に係る同年度 ーという。 又は前項 土 「令和四 地の (当該令 をい 類 年度 0 修 似 0 に係 類 正 土 表 地 類 似 地 $\overline{}$

五 第一項の表の	ラー (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	土地	第四号に掲げる	四 第一項の表の	土地	第三号に掲げる	三 第一項の表の				土地	第二号に掲げる	二第一項の表の	げる土地)の第一号に掲	の表」という。	おいて「第一項	(以下この表に	の二第一項の表	一附則第十七条	土地の区分
八 令 和		度	七年	令和	度	八年	令和				度	七年	令和					度	七年	令和	年度
の固定資産税の課税標準の基礎となつた当該土地の類似土地に係る令和七年度分	16をこれつ真以これになった中にまたが、準する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和六年度分	価格に比準する価格	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和七年度分	準する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	表において同じ。)に係る令和六年度分	号に規定する類似土地をいう。以下この	当該土地の類似土地(附則第十七条第七			う。)により修正した価格	(以下この表において「修正基準」とい	第十七条の二第一項に規定する修正基準	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和六年度分の固定資産	価格
五 第一項の表の	等一重) 表	土地	第四号に掲げる	四 第一項の表の	土地	第三号に掲げる	三 第一項の表の				土地	第二号に掲げる	二第一項の表の	げる土地)の第一号に掲	の表」という。	おいて「第一項	(以下この表に	の二第一項の表	一附則第十七条	土地の区分
五 令 和		度	四年	令和	度	五年	令和				度	四年	令和					度	四年	令和	年度
の固定資産税の課税標準の基礎となつた 当該土地の類似土地に係る令和四年度分	単する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎とな	当該土地の類似土地に係る令和三年度	価格に比準する価格	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和四年度	準する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	表において同じ。)に係る令和三年度分	号に規定する類似土地をいう。	当該土地の類似土地(附則第十七条第七			う。)により修正した価格	(以下この表において「修正基準」とい	第十七条の二第一項に規定する修正基準	税の課税標準の基礎となつた価格を附	当該土地に係る令和三年度分の固定資産	価

	土地	第三号に掲げる	三 第一項の表の	土地	第二号に掲げる	二第一項の表の	げる土地)の第一号に掲	の表」という。	おいて「第一項	(以下この表に	の二第一項の表	一附則第十七条	土地の区分	表は、次のとおり読	に対して課する令和	4 令和八年度分の固	土地	第六号に掲げる	六 第一項の表の	土地
	度	八年	令和	度	八年	令和					度	八年	令和	年度	み替え	八年度	定資産	度	八年	令和	度
価格を修正基準により修正した価格に比の固定資産税の課税標準の基礎となつた	表において同じ。)に係る令和七年度分	号に規定する類似土地をいう。以下この	当該土地の類似土地(附則第十七条第七	基準により修正した価格	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和七年度分の固定資産			う。)により修正した価格	(以下この表において「修正基準」とい	第十七条の二第一項に規定する修正基準	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	価格	のとおり読み替えるものとする。	に対して課する合和八年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の	令和八年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地	価格に比準する価格	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和七年度分	価格に比準する価格
															主	1.7	4				
	土地	第三号に掲げる	三 第一項の表の	土地	第二号に掲げる	二 第一項の表の	げる土地)の第一号に掲	の表」という。	おいて「第一項	(以下この表に	の二第一項の表	一 附則第十七条	土地の区分	表は、次のとおり読	に対して課する合和	令和五年度分の固	土地	第六号に掲げる	六 第一項の表の	土地
	度	五年	令和	度	五年	令和					度	五年	令和	年度	み替え	五年度	[定資産	度	五年	令和	度
価格を修正基準により修正した価格に比の固定資産税の課税標準の基礎となつた	表において同じ。)に係る令和四年度分	号に規定する類似土地をいう。	当該土地の類似土地(附則第十七条第七	基準により修正した価格	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和四年度分の			う。)により修正した価格	(以下この表において「修正基準」とい	第十七条の二第一項に規定する修正基準	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和四年度分の固定資	価格	とおり読み替えるものとする。	に対して課する合和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の	<u>令和五年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地</u>	価格に比準する価格	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和	価格に比準する価格

5												
第一項又は第二項		土地	第六号に掲げる	六 第一項の表の		土地	第五号に掲げる	五 第一項の表の	土地	第四号に掲げる	四 第一項の表の	
の規定		度	八年	令和		度	八年	令和	度	八年	令和	
項又は第二項の規定の適用を受ける土地(令和八年度分の固定資	準する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和七年度分	準する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地の類似土地に係る令和七年度分	基準により修正した価格	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	準する価格
5												

五.

第一項の表の

土地

度

基準により修正した価格

第四号に掲げる

五年 令和

税の課税標準の基礎となつた価格を修正

当該土地に係る令和四年度分の固定資産

準する価格

土地

度

価格を修正基準により修正した価格に比 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 当該土地の類似土地に係る令和四年度分

第五号に掲げる

五年 令和

土地

度

価格を修正基準により修正した価格に比

準する価格

第六号に掲げる

五年

第一

項の表の

令和

準する価格

当該土地の類似土地に係る令和四年度分

の固定資産税の課税標準の基礎となつた

兀

第

項の表の

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 税に限り、 地を除く。)に対して課する令和七年度分又は令和八年度分の固 産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における 第一項又に第二項の規定の適用を受じる土地(全和八年度矢の 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

項

第四百十一条第三

第二年度又は第三

略

基準年度の価格に

令和七年度分の固定資産税

基準年度の価格に

令和四年度分の固定資産税

和四年度の土地

屋

屋

年度の土地又は家 年度において基準

和七年度の土地

メは令	る令和三年度の土地又は令	年度の土地又は家				る令和六年度の土地又は令	
規定す	十七条の二第一項に規定	年度において基準		項		十七条の二第一項に規定す	
則第	令和五年度において附則第	第二年度又は第三	四百十一条第三	第四百十		令和八年度において附則第	
		略					
	えるものとする。	の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	3の下欄に	れぞれ同表		えるものとする。	
句は、そ	の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	上欄に掲げる規定中国	次の表の	税に限り、		同表の中欄に掲げる字句は、そ	<u> </u>
固定資産	を除く。)に対して課する令和四年度分又は令和五年度分の固定資	て課する令和四年度)に対し	地を除く。		分又は令和八年度分の固定資産	~
る当該土	項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該	の規定の適用を受ける	_	産税について第		るに至つた場合における当該土	
の固定資	る土地(令和五年度分の固定資	の規定の適用を受ける土地	又は第二項の	第一項▽	5	:る土地(令和八年度分の固定資	

ŕ	
れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	れぞれ同表の下欄
、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ	税に限り、次の表
、。)に対して課する合和四年度分又は合和五年度分の固定資産	地を除く。)に対
産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土	産税について第一

よる	の課税標準の基礎となつた
	価格による
土地課税台帳等又	土地課税台帳等に登録され
は家屋課税台帳等	ている令和七年度分の固定
に登録されている	資産税の課税標準の基礎と
基準年度の価格	なつた価格
第二年度又は第三	令和八年度において土地課
年度において土地	税台帳等
課税台帳等又は家	
屋課税台帳等	
みなし、第三年度	みなす
において基準年度	
の土地若しくは家	
屋又は第二年度の	
土地若しくは家屋	
に対して課する固	
定資産税の課税標	
準について比準価	
格による場合にあ	
つては、土地課税	
台帳等又は家屋課	
税台帳等に登録さ	
れている当該比準	

は家屋課税台帳等又 は家屋課税台帳等又 に登録されている に登録されている 年度において土地	価格による 価格による 土地課税台帳等に登録され 土地課税台帳等に登録され なつた価格 なつた価格 なつた価格 なつた価格
さ 度 フは 	お長等和五年度に
帳等又おいて	税台帳等
屋課税台帳等	
において基準年度みなし、第三年度	みなす
の土地若しくは家	
屋又は第二年度の	
土地若しくは家屋	
に対して課する固	
定資産税の課税標	
準について比準価	
格による場合にあ	
つては、土地課税	
台帳等又は家屋課	
税台帳等に登録さ	
れている当該比準	

														一項	第四百三							
															第四百三十二条第							
						きものであること	の適用を受けるべ	項ただし書の規定	ただし書又は第五	ただし書、第三項	あるため同条同項	号に掲げる事情が	十九条第二項第一	について第三百四	当該土地又は家屋	略	とみなす	録された比準価格	屋課税台帳等に登	課税台帳等又は家	年度において土地	価格をもつて第三
固定資産税の課税標準の基	。)に係る令和七年度分の	類似土地をいう。以下同じ	第十七条第七号に規定する	適用土地の類似土地(附則	規定により当該令和七年度	附則第十七条の二第二項の	号に掲げる事情があるため	第三百四十九条第二項第一	度に係る賦課期日において	適用土地について令和八年)であつて当該令和七年度	七年度適用土地」という。	年度適用土地(以下「令和	二第二項に規定する令和七	当該土地が附則第十七条の							
																I						
														一項	第四百三十二条第							
						きものであること	の適用を受けるべ	項ただし書の規定	ただし書又は第五	ただし書、第三項	あるため同条同項	号に掲げる事情が	十九条第二項第一	について第三百四	当該土地又は家屋	略	とみなす	録された比準価格	屋課税台帳等に登	課税台帳等又は家	年度において土地	価格をもつて第三
固定資産税の課税標準の基	。)に係る令和四年度分の	類似土地をいう。以下同じ	第十七条第七号に規定する	適用土地の類似土地(附則	規定により当該令和四年度	附則第十七条の二第二項の	号に掲げる事情があるため	第三百四十九条第二項第	度に係る賦課期日にお	適用土地について令和) であつて当該令和四年度	四年度適用土地」という。	年度適用土地(以下「令和	二第二項に規定する令和四	当該土地が附則第十七条							

ること	ること	
適用を受けるべきものであ	適用を受けるべきものであ	
土地が同条第一項の規定の	土地が同条第一項の規定の	
の固定資産税について当該	の固定資産税について当該	
ること、又は令和五年度分	ること、又は令和八年度分	
る価格によるべきものであ	る価格によるべきものであ	
基礎となつた価格に比準す	基礎となつた価格に比準す	
の固定資産税の課税標準の	の固定資産税の課税標準の	
似土地に係る令和四年度分	似土地に係る令和七年度分	
和四年度類似適用土地	和七年度類似適用土地の類	
第二項の規定により当該令	第二項の規定により当該令	
あるため附則第十七条の二	あるため附則第十七条の二	
二項第一号に掲げる事情が	二項第一号に掲げる事情が	
において第三百四十九条第	において第三百四十九条第	
令和五年度に係る賦課期日	令和八年度に係る賦課期日	
年度類似適用土地につい	年度類似適用土地について	
う。)であつて当該令和四	う。)であつて当該令和七	
四年度類似適用土地」	七年度類似適用土地」とい	
類似適用土地	類似適用土地(以下「令和	
同項に規定する令和四年度	同項に規定する令和七年度	
こと、若しくは当該土地が	こと、若しくは当該土地が	
価格によるべきものである	価格によるべきものである	
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一礎となつた価格に比準する	

				6										
十九項、第三十一 項から第三十四項 まで、第三十七項 、第三十八項、第 四十二項及び第四 十五項、第十五条	項、第十六項、第 条 株別第十五条第九 は、第三百四十九 略	に読み替えるものとする。	る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同志に対して課する令和八年度分の固定資産税に限り、	令和八年度分の固定資産税に	第十五条の三	の二第二項並びに	十五項、第十五条	四十二項及び第四	、第三十八項、第	まで、第三十七項	項から第三十四項	十九項、第三十一	項、第十六項、第一条	附則第十五条第九 は、第三百四十九
	九は、附則第十七条の二第一	7	それぞれ同表の下欄に掲げる字句『産税に限り、次の表の上欄に掲げ	ついて第一項の規定の適用を受ける土地									項若しくは第二項	九 は、附則第十七条の二第一
中九項、第三十五項 中六項、第三十九項、第 一十六項、第三十九項、第	項、第十六項、第 条 項 項		る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げ	6 令和五年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地	第十五条の三	の二第二項並びに	十六項、第十五条	四十三項及び第四	、第三十九項、第	まで、第三十八項	項から第三十五項	十九項、第三十一	項、第十六項、第 条 項若しくは第二項	附則第十五条第九 は、第三百四十九 は、附則第十七条の二第一

第十五条の三 の二第二項並びに

7 略

8 0 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格についての不服を審査の申出 より審査の申出をする場合には、 税台帳等に登録された修正価格について第四百三十二条第一 分の固定資産税に係る第一項の規定の適用を受ける土地について土地課 理由とすることができない。 固 定資産税の納税者は、 その納付すべき令和七年度分又は令和八年度 当該土地に係る当該年度の前年度分の 項の規定に

9 第 場合」とする。 七条の二第一項の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる 年度分若しくは令和八年度分の固定資産税について当該土地が附則第十 第五項ただし書」と、 土地若しくは家屋」 とあるのは 第三百八十八条第二項及び第四百一条第一号中 令和七年度分及び令和八年度分の固定資産税に限り、 二項 第四百三十二条第一項中「当該土地又は家屋」とあるのは 第四百一条及び第四百三十二条第 「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一 と 「を申し立てる場合」とあるのは「、 「又は第五項ただし書」とあるのは 項の規定の適用については 「固定資産評価基準」 第三百八十八条 項の修正基準 又は令和七 「若しくは 「当該 9

10 標準とする場合には、 格で土地課税台帳等に登録されたものを当該年度分の固定資産税の課税 第 市町村長は、 項の規定により当該市町村内の土地の全部又は 令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税について、 その旨を納税義務者に周知するよう努めるものと 部について修正 価

の二第二項並びに

8 7 より審査の申出をする場合には、 分の固定資産税に係る第一項の規定の適用を受ける土地について土地課 0 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格についての不服を審査の申 税台帳等に登録された修正価格について第四百三十二条第一 第十五条の三 理由とすることができない。 略 固定資産税の納税者は、 その納付すべき令和四年度分又は令和 当該土地に係る当該年度の前年度 項の規定に Ŧ 年度 分の 出

第二項、 場合」とする。 七条の二第一項の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる 年度分若しくは令和五年度分の固定資産税について当該土地が附則第十 第五項ただし書」と、 土地若しくは家屋」と、 とあるのは と、第四百三十二条第一項中 第三百八十八条第二項及び第四百一条第一号中 令和四年度分及び令和五年度分の固定資産税に限り、 第四百一条及び第四百三十二条第 「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一 「を申し立てる場合」とあるのは「、 「又は第五項ただし書」とあるのは 「当該土地又は家屋」とあるのは 項の規定の適用につ 「固定資産評価基準」 第三百八十八条 項の修正基準 又は令和四 「若しくは いては 「当該

10 標準とする場合には、 格で土地課税台帳等に登録されたものを当該年度分の固定資産税の課 第 市町村長は、 項の規定により当該市町村内の土地の全部又は 令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税について、 その旨を納税義務者に周知するよう努めるものと 部について修正

する。

第十七条の四 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産

税及び都市計画税については

、附則第十九条及び第二十六条の規定は、適用しない。

定資産税の特例)(宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固

十八条宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定一、当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の個格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき類に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべきで

じて得た額を加算した額

調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで

第十七条の四 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資

産

する。

税を除き、附則第十九条及び第二十六条の規定は、適用しない。税及び都市計画税については、令和三年度分の固定資産税及び都市計画

(宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固

定資産税の特例

第十八条 額に、 地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課 調整固定資産税額」という。)を超える場合には、 課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 める率を乗じて得た額) の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで 度分の固定資産税の課税標準額) じて得た額を加算した額 地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、 める率を乗じて得た額。 三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 価 資産税の額は、 格 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 以下この条において同じ。 (令和三年度分の固定資産税にあつては (当該宅地等が当該年度分の固定資産 当該額にこれらの規定に定 当該価格に同条に定 当該宅地等調整固 百分の二・ に百分の (以 下 五. 五. 「宅地等 当該宅 税 (商業 を乗 前年 条の 標準 固 定 定

を乗

資産税額とする。

2 税額が 資産税の 定に定める率を乗じて得た額) までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、 資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三 べき価格に十分の六を乗じて得た額 までの る場合には 前項 各年度分の宅地等調整固定資産税額は、 Ô 課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超え 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる 規定の適用を受ける商業地等に係る合和六年度から令和八年度 同項の規定にかかわらず、 を当該商業地等に係る当該年度分の (当該商業地等が当該年度分の固定 当該固定資産税額とする 当該宅地等調整固定資産 当該額にこれら 固定 の規 2

3 には、 課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合 める率を乗じて得た額) の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで 税額が、 までの き価格に十分の二を乗じて得た額 第 各年 同 項 項の規定にかかわらず、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ 0 度分の宅地等調整固定資産税額は、 規 定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八 を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 当該固定資産税額とする。 (当該宅地等が当該年度分の 当該額にこれらの規定に定 当該宅地等調整固定資産 固定資産 年度 0 3

固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資金の 高業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以上○・

資産税額とする。

税額が、 度分 る場合には、 資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超 定に定める率を乗じて得た額) までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、 資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三 べき価格に十分の六を乗じて得た額 前 項 \mathcal{O} 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の 規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度分及び令 同項の規定にかかわらず、 の宅地等調整固定資産税額は を当該商業地等に係る当該年度分の (当該商業地等が当該年度分の 当該固定資産税額とする 当該宅地等調整固定資 当該額にこれら 課税標準となる 和 の規 固 固 五. 定 年 定

税額が、 には、 度分 課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない \otimes の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで き価格に十分の二を乗じて得た額 る率を乗じて得た額) 第 同項の規定にかかわらず、 項 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ 0 規定の適用を受ける宅地等に係る令 の宅地等調整固定資産税額は、 を当該宅地等に係る当該年度分の 当該固定資産税額とする。 (当該宅地等が当該年度分の 当該額にこれらの規定に定 当該宅地等調整固定資産 和四年度分及び令 固定資 固定資 産 和 場合 五年 税

4 固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 産 七以下のものに係る令和 税の 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以 類は、 第 項の規定にかかわらず、 |年度から令和五年度までの各年度分の 当該商業地等の当該年度 (当該商業地 上〇 固 等が 定資 分

た額) 税額」という。 べき額とした場合における固定資産税額 年度分の から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五 を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる 固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 〇 以 下 「商業地等据置固定資産 前 条

5 る ける固定資産税額 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお は 十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるとき 地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は 資産税の は ものに係る合和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・七を超える 第 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 一項の規定にかかわらず、 課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額 (以 下 「商業地等調整固定資産税額」という。 当該商業地等に係る当該年度分の固 を当該商業地等 (当該商業)とす 附則 第 定

6 の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、 第 項及び第四項の 「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、 当該各号に定める額をいう。

け ら第四号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合にお る当該宅地等を除く。 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準

_

令和六年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又

令和五年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等) とする。 (次 号 か 次 6 5 た額) る。 は、 は、 税額」という。 第

年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五 べき額とした場合における固定資産税額 から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、 を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる) とする。 〇 以 下 「商業地等据置固定資産 前 条

ける固定資産税額 ものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお 十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるとき 地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は 資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 第一項の規定にかかわらず、 。 以 下 「商業地等調整固定資産税額」という。 当該商業地等に係る当該年度分の を当該商業地 Õ 七を (当該商業 8附則: 超 とす える 固 定 第

の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、 項及び第四項の 「前年度分の固定資産税の課税標準 当該各号に定める額をいう。 額 は、 次

額 け 第四号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合にお 令 和 る当該宅地等を除く。 一年度に係る固定資産税の賦 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準 、課期日に所在する宅地等 (次号

_ 令和三年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又

定める額当該宅地等を除く。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次には第四号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合におけるは同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号又

- イ 令和六年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額
- 標準額
 「令和七年度又は令和八年度」当該宅地等の当該年度の前年度課税

- イ 令和七年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額
- ロ 令和八年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額

分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する同年度四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の四一令和八年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又四

定める額当該宅地等を除く。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次には第四号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合におけるは同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号又

- イ 令和三年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額
- 令和四年度又は令和五年度 当該宅地等の当該年度の前年度課税

標準額

口

- 三 とし、 格に比準する価格により決定されるものに限る。 の区分に応じ、 土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価 して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、 二項ただし書又は附則第十七条の二第一項の規定により当該土地に対 掲げる宅地等に該当するに至つた場合における当該宅地等を除くも は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等 令和四年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又 当該地目の変換等がある宅地等にあつては、 それぞれ次に定める額 第三百四十 次に掲げる年度 (次号に -九条第 当該
- イ 令和四年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額
- ロ 令和五年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額
- 分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する同年度四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の四一令和五年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又四

係る同年度 決定されるものに限る。 分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する 当該宅地等の同年度の比準課 価 格

により 準 脱税標

第十八条の三 に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除 途宅地等で同年度に係る賦課期日におい 内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用 定用途宅地等」 当該各年度 該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に 固 規定にかかわらず、 て それぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの 宅地等を除く。 表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日におい して得た数値を乗じて得た額とする。 ては、 おいて固定資産税を課されたもの 定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、 「用途変更宅地等」という。 附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、 の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち 附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等 という。 のうち、 当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度 当該各年度の前年度に係る賦課期日において で同年度に係る賦課期日において当該市 に係る当該各年度分の固定資産税につ (以下この項及び次項におい て当該市町村内に所在したもの (第三項の規定の適用を受ける 当該用途変更宅地等が当 (以下この項にお 同号イ て次の 7 同 年度 分の 町 特 村 \mathcal{O}

> により 準額 係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準す 決定されるものに限る。 当該宅地等の同 年度の 比準 課 る 税 価 格

第十八条の三 途宅地等で同年度に係る賦課期日におい 規定にかかわらず、 して得た数値を乗じて得た額とする。 に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除 内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該 定用途宅地等」 において固定資産税を課されたもの 当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち 該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、 11 て それぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの 宅地等を除く。 表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日におい ては、 「用途変更宅地等」という。 附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額 附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅 という。 のうち、 当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度)で同年度に係る賦課期日において当該 当該各年度の前年度に係る賦 に係る当該各年度分の固定資産税に (以下この項及び次項におい て当該 (第三項の規定の適用を受ける 当該用途変更宅地 市町村内に所在 (以下この 課期日に は、 り項にお 同 発が当 たも || 号イ おい 特 市 7 同 て次 分の 年度 定 町 地 用 村 0

略

0 2 前 項 0 特定用途前年度課税標準額」 とは、 次の各号に掲げる年度 0

特 定用途前年度課税標準額」

2

前

項 0

略

とは、

次の各号に掲げる年

度

区分に応じ、 当該各号に定める額をいう。

令和六年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、 それぞれ次に定める

額

イ 価格 格 四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、 宅地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた に同 口 に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百 一条に定める率を乗じて得た額 当該特定用 当該 価

口 地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となる 則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 これらの規定に定める率で除して得た額 十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、 き額 年改正前の 令和五年度分の固定資産税について令和六年改正 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和 地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第 当該特定用途宅 前 の地方税法 当該額 を 附

令和七年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、 それぞれ次に定める

額

イ 価格 四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、 宅地等に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた に同条に定める率を乗じて得た額 口 に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百 当該特定用 当該価

口 和 六年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用

を

区分に応じ、 当該各号に定める額をいう。

令和三年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、 それぞれ次に定める

額

イ

価格 四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、 宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた 格に同条に定める率を乗じて得た額 口 に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百 当該特定用 当該 途

口

三年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第 ベ 地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となる 則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは これらの規定に定める率で除して得た額 き額 令和! 一年度分の固定資産税について令和三年改正 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税につい 当該特定用途宅 前 \mathcal{O} 地 当該額を 方 て令和 税法 附

令和四年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、 それぞれ次に定める

額

イ 価格 四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、 宅地等に係る令和 格に同条に定める率を乗じて得た額 口 に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百 |年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた 当該特定用 当該価

口 和 二年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用 を

用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適等が同年度分の固定資産税について 第三第三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地受ける特定用途宅地等)当該特定用途宅地等に係る同条に規定する

三 令和八年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

除して得た額

額

四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価価格(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百宅地等に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつたる。中に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途

格に

一同条に定める率を乗じて得た額

田を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する等が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地第三の国定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地)

3

除して得た額

附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る賦

課期

宅地等の

類似土地が令和五年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の

一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該

日において第

除して得た額)

院して得た額)

宗が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地局年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三等が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地受ける特定用途宅地等。

令和五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

三

格に同条に定める率を乗じて得た額) では、当該価四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価価格(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百年地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつたる。 ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途

除して得た額) 一令和四年度分の固定資産税について内別第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等。当該特定用途宅地等に係る同条に規定する 一方四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適 一方四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適 一方和四年度分の固定資産税について一方和五年改正前の地方税法第三 一方和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を 一方和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を

宅地等の類似土地が令和二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該3 附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期

号に掲げる額とする 度類似用 係る令和七年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、 資産税にあつては第一 カコ に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、 0 係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したも げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和七年度に 号に掲げる宅地等で令和八年度に係る賦課期日において同表の上 いて「令和七年度類似用途変更宅地等」という。)又は同条第六項第四 てそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの るもののうち当該宅地等の類似土地が令和六年度に係る賦課期日に 令和七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当す 類似用途変更宅地等」という。 かわらず、 欄に掲げる宅地等に該当したもの (以下この項において「令和八年度類似用途変更宅地等」という。 途変更宅地等に係る令和八年度分の固定資産税にあつては第三 令和六年度類似用途変更宅地等に係る令和六年度分の 号に掲げる額、)、同条第六項第三号に掲げる宅地等で (以下この項において「令和 令和七年度類似用途変更宅地等に (以下この 同号の 令和八年 対規定に 工欄に掲 頃に 六年度 固定 お お

令和 もの 宅地等」という。 日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課され 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和五年度に係る賦 固定資産 |該令和六年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和五年度分 (以下この号及び次項第一号において 年度類似用 税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、)で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に 途変更宅地等が令和六年度に係る賦課期日におい 「令和五年度類似特定用途 課期 当該 て た

> 号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同 号に掲げる額とする。 度類似用途変更宅地等に係る令和五年度分の固定資産税にあつては第三 係る令和四年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、 資産税にあつては第一号に掲げる額、 か に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、 \mathcal{O} 係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したも げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和四 いて「令和四年度類似用途変更宅地等」という。)又は同条第六項第四 てそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの るもののうち当該宅地等の類似土地が令和三年度に係る賦課期日に 令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当す 類似用途変更宅地等」という。 下欄に掲げる宅地等に該当したもの かわらず、 (以下この項において「令和五年度類似用途変更宅地等」という。 令和三年度類似用途変更宅地等に係る令和三年度分の)、同条第六項第三号に掲げる宅地等で (以下この項において「令和 令和四年度類似用途変更宅 (以下この 同号の 長の上 令和五 一欄に掲 項に 三年度 地 規 年 -度に 等 固 定 お 年

もの 令和 宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和 0 日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令 (以下この号及び次項第一号において 年度類似用途変更宅地等が令和三 一年度に係る賦 「令和」 一年度類似特定用途 一年度に係る賦 課期日に 和 で課され、 一年度分 村内に お 課期 当該 1 て

た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内所在したものに係る合和五年度類似課税標準額の総額を当該合和五年

もの た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額 に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな 度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町 所在したものに係る令和六年度類似課税標準額の総額を当該令和六年 宅地等」 日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課され 該当した第 令和七年度類似用途変更宅地等が令和七年度に係る賦課期日におい 0 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和七年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和六年度分 (以下この号及び次項第二号において という。 項の表の上欄に掲げる宅地等に令和六年度に係る賦 で同年度に係る賦課期日において当該市町 「令和六年度類似特定用途 7村内に 課期 当該 村 内 て 0 た

所在したものに係る令和七年度類似課税標準額の総額を当該令和七年宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に日において該当した土地のうち同年度において「令和七年度類似特定用途もの(以下この号及び次項第三号において「令和七年度短係る賦課期日においてもの(以下この号及び次項第三号において「令和七年度短係る賦課期日においてもの(以下この号及び次項第三号において「令和七年度短係る賦課期日において」という。)で同年度に係る賦課期日において「令和七年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和七年度分」当該令和八年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和七年度分

た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内所在したものに係る令和二年度類似課税標準額の総額を当該令和二年

宅地等」 令和四. もの \mathcal{O} た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額 に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課 度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市 所在したものに係る令和三年度類似課税標準額の総額を当該令和三年 日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課され 該当した第 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和三 (以下この号及び次項第二号において 年度類似用途変更宅地等が令和四年度に係る賦課期日に という。) 一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和三年度に係る賦 で同年度に係る賦課期日において当該市町 「令和三年度類似特定用 說視標準 の基礎とな 年 町 お 村 当該 内に 課期 -度分 村 内 て

三 もの 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和四年度に係る 0 所在したものに係る令和四年度類似課税標準額の総額を当該令和 宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町 日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課され 令和五年度類似用途変更宅地等が令和五年度に係る賦課期日にお 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和四 (以下この号及び次項第三号において 「令和四年度類似特定用途 村内に [年度分 賦 当該 四年 課期

た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内

定めるところによる。 4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

4

ぞれ次に定める額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ 令和五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ

同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額) 同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 令和五年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法附 対議令和五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分 当該令和五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分 造宅地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税 法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規 定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定め る率で除して得た額)

た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内

定めるところによる。 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

ぞれ次に定める額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ

イ

同条に定める率を乗じて得た額)

中医別の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和二年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和二年年度別の固定資産税の課税標準の基礎となった価格(当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る令和二年度類似

口 定の適用を受ける土地であるときは、 法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規 途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税 当該令和 則第十八条の規定の適用を受ける令和一 る率で除して得た額 \mathcal{O} 固定資産税の課税標準となるべき額 令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前 一年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同 当該額をこれらの規定に定め (当該令和 一年度類似特定用途宅 一年度類似 の地方税法 臣年度分 特定用 地等

同条に定める率を乗じて得た額) お家に定める率を乗じて得た額) は、回路に対して、回に掲げる令和六年を類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該令和六年度類似特定用途宅地等に係る令和六年度類似特定用途宅地等以外の令和六年度類似

口

ぞれ次に定める額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ三 令和七年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ

三

ぞれ次に定める額

当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額

るときは、

「同条に定める率を乗じて得た額) 「同条に定める率を乗じて得た額)

受ける令和七年度類似特定用途宅地等 当該令和七年度類似特定用口 令和七年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を

同条に定める率を乗じて得た額) 「一年に掲げる令和三年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十度類似特定用途宅地等に係る令和三年度類似特定用途宅地等に係る令和三年の条に定める率を乗じて得た額)

令和四年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ 資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は なるべき額 (当該令和三年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は るときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) るときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) るときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) で和三年度類似特定用途宅地等 当該令和三年度類似特定用

同条に定める率を乗じて得た額) 特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十度類似特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等以外の令和四年度類似

受ける令和四年度類似特定用途宅地等。当該令和四年度類似特定用口。令和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であ資産税について 第三百四十九条の三又はなるべき額(当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準と

るときは、

当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額

5 令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において小規 5 令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において小規 5

(農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定

資産税の特例

十九条 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税さは、当該課税標準額にこれらの規定の適用を受ける農地であると係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額額

る負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げ

額

るときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であ資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又はなるべき額(当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準と

資産税の特例)(農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定(

第十九条 この きは、 額 る負担水準の区分に応じ、 附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であると 係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税 産税の額は、 (当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は (令和) 項において同じ。 当 農地に係る令和三 該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。 三年度分の固定資産税にあつては 当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 に、 同 年度から令和五年度までの各年度分の 当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げ 表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た 前年度分の固定資産税の課 当該農地 標準 固 以 下 定資 額

という。 き額とした場合における固定資産税額)を超える場合には、 を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる 当該農地調整固定資産税額とする。 (以 下 「農地調整固定資産税額

略

略

2

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定

資産税の特例

2及び3 略

第十九条の二略

4 る字句は、 適用については、 該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の (第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当 令和七年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ 4

略

第 表第二号 項の に掲げる事情があるため、 あるか又は当該市町村を通 価格によることが不適当で 第三百四十九条第二項各号 の課税標準の基礎となつた 令和六年度分の固定資産税 規定する事情がある

じて固定資産税の課税上著

附則第十九条の二第一 二項に

> べき額とした場合における固定資産税額 税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる という。)を超える場合には、 当該農地調整固定資産税額とする。 略 (以 下 「農地調整固定資産税額

2 略

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定

資産税の特例

2及び3 略

第十九条の二略

適用については、 る字句は、 該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の (第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当 令和四年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ 地

略

一項に

第 表第二号 項の じて固定資産税の課税上著 あるか又は当該市町村を通 に掲げる事情があるため、 価格によることが不適当で の課税標準の基礎となつた 令和三年度分の固定資産税 第三百四十九条第二項各号 規定する事情がある 附則第十九条の二第一

比準する価格								る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和六年度分	当該令和六年度の土地の	長が認める	しく均衡を失すると市町村
1	価の	一一年度分の固定資産税の課土地に類似する農地に係る	めつては当該令和六年度の以外の農地となつたものに	度の土地で市街化区域農地	準する価格、当該令和六年	準の基礎となつた価格に比	度分の固定資産税の課税標	似する宅地に係る令和六年	年す 年度の土地とその状況が類	準の ものにあつては当該令和六	度分 常市街化区域農地となつた	の類 当該令和六年度の土地で通		

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ 土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の (次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当 令和七年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある七

5

句とする。	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる	用については、次の表の上欄に掲げる同	りる
に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適	土地を除く。)に対する附則第十七条の	適
するに至つた場合における当該	(次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該	該
三項に規定する事情がある土地	5 令和四年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地	土地
	略	
に比準する価格		
税標準の基礎となつた価格		
同年度分の固定資産税の課		
土地に類似する農地に係る		
あつては当該令和三年度の		•
以外の農地となつたものに		
度の土地で市街化区域農地		
準する価格、当該令和三年		
準の基礎となつた価格に比		
度分の固定資産税の課税標		
似する宅地に係る令和三年	る価格	
年度の土地とその状況が類	基礎となつた価格に比準す	
ものにあつては当該令和三	の固定資産税の課税標準の	•
常市街化区域農地となつた	似土地に係る令和三年度分	
当該令和三年度の土地で通	当該令和三年度の土地の類	
	長が認める	
	しく均衡を失すると市町村	

							第一項	れ同表の下	次の表の上	に対する附	6 令和八年					表第二号	第一項の	
	と -	資産税にあつては、	おける令和八年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号	下欄に掲げる字句とする。	次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用に	- 度に係る賦課期日において第	略		似土地	当該令和六年度の土地の類	に掲げる	第三百四十九条第二項各号	略
の二第一項に規定する通常化区域農地(附則第十九条号に掲げる土地で通常市街の第三号)第五号文は第六	V	頁以上也つ司F隻				にあつては	又は第四号		の中欄に掲げる字句は、それぞ	二項の規定の適用については、	令和八年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地		の状況が類似する宅地	当該令和六年度の土地とそ	通常市街化区域農地である	規定する	附則第十九条の二第三項に	
							第一項	れ同表の一	次の表の-	に対する	6 令和五					表第二号	第一項の	
	価格と	資産税にあつては、	おける令和五年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号	下欄に掲げる字句とする。	上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用に	年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地	略		似土地	当該令和三年度の土地の類	に掲げる	第三百四十九条第二項各号	略
の二第一項に規定する通常化区域農地(附則第十九条人の第三号)第五号又は第六	` ` 0	頭以上也り司 手度				にあつては	又は第四号		の中欄に掲げる字句は、	二項の規定の適用につい	二項に規定する事情があ		の状況が類似する宅地	当該令和三年度の土地とそ	通常市街化区域農地である	規定する	附則第十九条の二第三項に	

٤	と
正した価格に比準する価格	正した価格に比準する価格
の価格を修正基準により修	の価格を修正基準により修
する農地の同年度の修正前	する農地の同年度の修正前
にあつては当該土地に類似	にあつては当該土地に類似
ける同年度分の固定資産税	ける同年度分の固定資産税
なったものである場合にお	なったものである場合にお
いて同じ。)以外の農地と	いて同じ。)以外の農地と
。以下この項及び次項にお	。以下この項及び次項にお
する市街化区域農地をいう	する市街化区域農地をいう
第十九条の二第一項に規定	第十九条の二第一項に規定
地で市街化区域農地(附則	地で市街化区域農地(附則
三号又は第五号に掲げる土	三号又は第五号に掲げる土
とし、当該土地が同表の第	とし、当該土地が同表の第
正した価格に比準する価格	正した価格に比準する価格
の価格を修正基準により修	の価格を修正基準により修
する宅地の同年度の修正前	する宅地の同年度の修正前
当該土地とその状況が類似	当該土地とその状況が類似
分の固定資産税にあつては	分の固定資産税にあつては
る場合における令和五年度	る場合における令和八年度
同じ。)となつたものであ	同じ。)となつたものであ
下この項及び次項において	下この項及び次項において
市街化区域農地をいう。以	市街化区域農地をいう。以

																					表第三号	第一項の
									る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和七年度分	当該令和六年度の土地の類	長が認める	しく均衡を失すると市町村	じて固定資産税の課税上著	あるか又は当該市町村を通	価格によることが不適当で	の課税標準の基礎となつた	令和七年度分の固定資産税	に掲げる事情があるため、	第三百四十九条第二項各号
の課税標準の基礎となつた	令和七年度分の固定資産税	土地に類似する農地に係る	あつては当該令和六年度の	以外の農地となつたものに	度の土地で市街化区域農地	準する価格、当該令和六年	準の基礎となつた価格に比	度分の固定資産税の課税標	似する宅地に係る令和七年	年度の土地とその状況が類	ものにあつては当該令和六	常市街化区域農地となつた	当該令和六年度の土地で通								規定する事情がある	附則第十九条の二第二項に
																					表第三号	第一項の
									る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和四年度分	当該令和三年度の土地の類	長が認める	しく均衡を失すると市町村	じて固定資産税の課税上著	あるか又は当該市町村を通	価格によることが不適当で	の課税標準の基礎となつた	令和四年度分の固定資産税	に掲げる事情があるため、	第三百四十九条第二項各号
			あつては当該令和三年度の	以外の農地となつたものに	度の土地で市街化区域農地	準する価格、当該令和三年	準の基礎となつた価格に比	度分の固定資産税	似する宅地に係る令和	年度の土地とその状況が	ものにあつては当該令和三	常市街化区域農地となつた	当該令和三年度の土地で通								規定する事情がある	附則第十九条の二第二項に

																				表第五号	第一項の	
								る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和七年度分	当該今和七年度の土地の類	長が認める	しく均衡を失すると市町村	じて固定資産税の課税上著	あるか又は当該市町村を通	価格によることが不適当で	の課税標準の基礎となつた	令和七年度分の固定資産税	に掲げる事情があるため、	第二百四十九条第二項各号	
同年度分の固定資産税の課	土地に類似する農地に係る	あつては当該令和七年度の	以外の農地となつたものに	度の土地で市街化区域農地	準する価格、当該令和七年	準の基礎となつた価格に比	度分の固定資産税の課税標	似する宅地に係る令和七年	年度の土地とその状況が類	ものにあつては当該令和七	常市街化区域農地となつた	当該令和七年度の土地で通								規定する事情がある	附則第十九条の二第二項に	価格に比準する価格
																				表第五号	第一項の	
								る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	似土地に係る令和四年度分	当該令和四年度の土地の類	長が認める	しく均衡を失すると市町村	じて固定資産税の課税上著	あるか又は当該市町村を通	価格によることが不適当で	の課税標準の基礎となつた	令和四年度分の固定資産税	表第五号に掲げる事情があるため、	項	

																	第二項		表第六号	第一項の		
							る価格)	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	の類似土地に係る同年度分							これらの土地の類似土地		似土地	当該令和八年度の土地の類		
七年度適用土地に類似する	たものにあつては当該令和	区域農地以外の農地となつ	和七年度適用土地で市街化	比準する価格とし、当該令	標準の基礎となつた価格に	年度分の固定資産税の課税	況が類似する宅地に係る同	和七年度適用土地とその状	つたものにあつては当該令	で通常市街化区域農地とな	する農地	の農地となつたものに類似	土地で市街化区域農地以外	号若しくは第五号に掲げる	る宅地若しくは同表の第三	たものとその状況が類似す	通常市街化区域農地となつ	その状況が類似する宅地	た当該令和八年度の土地と	通常市街化区域農地となつ	に比準する価格	税標準の基礎となつた価格
																	第二項		表第六号	第一項の		
							る価格)	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	の類似土地に係る同年度分							第二項 これらの土地の類似土地		表第六号 似土地	項		

1				
		し引き)に関い国派・05.7 11.100	1.	しりをうて聞いるり、こう。
ぞ	の中欄に掲げる字句は、それ	次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ		次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
14,	二項の規定の適用については	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用に	二項の規定の適用については、 に	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用に
地	三項に規定する事情がある+	令和五年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地	三項に規定する事情がある土地	7 令和八年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地
<u></u>	準する価格		準する価格	
	準の基礎となつた価格に比		準の基礎となつた価格に比	
	度分の固定資産税の課税標		度分の固定資産税の課税標	
	に類似する農地に係る同年		に類似する農地に係る同年	
	該令和四年度類似適用土地		該令和七年度類似適用土地	
	となつたものにあつては当		となつたものにあつては当	
	市街化区域農地以外の農地		市街化区域農地以外の農地	
	令和四年度類似適用土地で		令和七年度類似適用土地で	
	格に比準する価格をいい、		格に比準する価格をいい、	
	課税標準の基礎となつた価		課税標準の基礎となつた価	
	る同年度分の固定資産税の	価格に比準する価格	る同年度分の固定資産税の	価格に比準する価格
	の状況が類似する宅地に係	の課税標準の基礎となつた	の状況が類似する宅地に係	の課税標準の基礎となつた
	和四年度類似適用土地とそ	係る同年度分の固定資産税	和七年度類似適用土地とそ	係る同年度分の固定資産税
	つたものにあつては当該令	類似適用土地の類似土地に	つたものにあつては当該令	類似適用土地の類似土地に
	で通常市街化区域農地とな	にあつては当該令和四年度	で通常市街化区域農地とな	にあつては当該令和七年度
	とする。)		とする。)	
	なつた価格に比準する価格		なつた価格に比準する価格	
	資産税の課税標準の基礎と		資産税の課税標準の基礎と	
	農地に係る同年度分の固定		農地に係る同年度分の固定	

表第三号	第一項の																					第一項
に掲げる	第三百四十九条第二項各号														価格と	類似土地の当該年度	資産税にあつては、	おける令和八年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号
規定する	附則第十九条の二第三項に	格に比準する価格と	修正基準により修正した価	の同年度の修正前の価格を	とその状況が類似する宅地	て同じ。)である当該土地	以下この項及び次項におい	常市街化区域農地をいう。	条の二第一項に規定する通	街化区域農地(附則第十九	定資産税にあつては通常市	における令和八年度分の固	号に掲げる土地である場合	の第三号、第五号又は第六	価格とし、当該土地が同表	類似土地の同年度					にあつては	又は第四号
表第三号	第一項の																					第一項
に掲げる	第三百四十九条第二項各号														価格と	類似土地の当該年度	資産税にあつては、	おける令和五年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号
規定する	附則第十九条の二第三項に	格に比準する価格と	修正基準により修正した価	の同年度の修正前の価格を	とその状況が類似する宅地	て同じ。)である当該土地	以下この項及び次項におい	常市街化区域農地をいう。	条の二第一項に規定する通	街化区域農地 (附則第十九	定資産税にあつては通常市	における令和五年度分の固	号に掲げる土地である場合	の第三号、第五号又は第六	価格とし、当該土地が同表	類似土地の同年度					にあつては	又は第四号

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年

地の類似土地

当該令和七年度類似適用土

類似土地

当該令和七年度適用

土地の

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年

t	地	地とその状況が類似する宅	当該令和七年度類似適用土	通常市街化区域農地である	その状況が類似する宅地	当該令和七年度適用土地と	通常市街化区域農地である	宅地	土地とその状況が類似する	通常市街化区域農地である	の状況が類似する宅地	当該令和八年度の土地とそ	通常市街化区域農地である	の状況が類似する宅地	当該令和七年度の土地とそ	通常市街化区域農地である	規定する	附則第十九条の二第三項に	の状況が類似する宅地	当該令和六年度の土地とそ	通常市街化区域農地である
										第二項		表第六号	第一項の				表第五号	第一項の			
			地の類似土地	当該令和四年度類似適用土		類似土地	当該令和四年度適用土地の		土地	土地でこれらの土地の類似		似土地	当該令和五年度の土地の類		似土地	当該令和四年度の土地の類	に掲げる	第三百四十九条第二項各号		似土地	当該令和三年度の土地の類
#	地	地とその状況が類似する宅	当該令和四年度類似適用土	通常市街化区域農地である	その状況が類似する宅地	当該令和四年度適用土地と	通常市街化区域農地である	宅地	土地とその状況が類似する	通常市街化区域農地である	の状況が類似する宅地	当該令和五年度の土地とそ	通常市街化区域農地である	の状況が類似する宅地	当該令和四年度の土地とそ	通常市街化区域農地である	規定する	附則第十九条の二第三項に	の状況が類似する宅地	当該令和三年度の土地とそ	通常市街化区域農地である

第

項

土地でこれらの土地の類似

土地

第

項の

当該令和八年度の土地の

類

似土地

当該令和七年度の土地の

類

表第六号

似土地

第

項 \hat{o}

第三百四

十九条第二項各号

似土地

当該令和六年度の

土地の類

表第五号

に掲げる

度分の固定資産税の特例)

第十九条の二の二略

2及び3 略

4 令和七年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地 4 令和七年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地

	略	
第一項の	第三百四十九条第二項各号	附則第十九条の二の二第二
表第二号	に掲げる事情があるため、	項に規定する事情がある
	令和六年度分の固定資産税	
	の課税標準の基礎となつた	
	価格によることが不適当で	
	あるか又は当該市町村を通	
	じて固定資産税の課税上著	
	しく均衡を失すると市町村	
	長が認める	
	当該令和六年度の土地の類	当該令和六年度の土地で田
	似土地に係る令和六年度分	園住居地域内市街化区域農
	の固定資産税の課税標準の	地となつたものにあつては
	基礎となつた価格に比準す	当該令和六年度の土地とそ
	る価格	の状況が類似する宅地に係

度分の固定資産税の特例

2及び3 略

第十九条の二の二

略

4

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当を和四年度に係る賦課期日において第二項に規定する土地に該当するに至つた場合における当

第一項の	第三百四十九条第二項各号
 表第二号	に掲げる事情があるため、
	の課税標準の基礎となつた合和三年度分の固定資産税
	価格によることが不適当で
	あるか又は当該市
	じて固定資産税の課税上著
	しく均衡を失すると市町村
	長が認める
	当該令和三年度の
	似土地に係る令和三年度分
	の固定資産税の課税
	基礎となつた価格に比準す
	る価格

大価格に比準する価格を田 大価格に比準する価格を田 大項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該 大項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該 一項の 第三百四十九条第二項各号 附則第十九条の二の二第三 略 解に現げる同条の規定中同表の中欄に掲げる当該 一項の 第三百四十九条第二項各号 附則第十九条の二の二第三 下欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる当該 「においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる当該 「においては当該令和六年度 「におっては当該令和六年度 「の土地に類似する農地に係 を同年度分の固定資産税の 課税標準の基礎となつた価 格に比準する価格 関に規定する。 「に掲げる」 「に規定する。 「に掲げる」 「に規定する。 「に掲げる」 「に規定する。	当該令和六年度	表第二号に掲げる	第一項の 第三百四十九条第二項各号		字句は、それぞれ同表の下間	用については、次の表の上間	土地を除く。)に対する附品	(次項又は第七項に規定する	5 令和七年度に係る賦課期日にお														
四園住居地域内市街化区域農園住居地域内市街化区域農畑正した価格、当該令和六年度の土地で市街化区域農場で規定する事情がある土地で、場合におった場合における当該の規定中同表の中欄に掲げる当該の規定中同表の中欄に掲げる当該の規定する。	の土地の類	百		略	佩に掲げる字句	佩に掲げる同条	別第十七条の二	る土地に該当す	口において第三	略	+42	∌ ⊞	7	<u></u>	17	사사	/r:l	壮	AIA.		±-	北	
	出園住居地域内市街化区域	項に規定する	附則第十九条の二の二第三		らとする。	の規定中同表の中欄に掲げる	第一項及び第二項の規定の適	、るに至つた場合における当該	項に規定する事情がある土地		格に比準する価格	課税標準の基礎となつた価	る同年度分の固定資産税の	の土地に類似する農地に係	あ	地以外の農地となつたもの	年度の土地で市街化区域農		地固定資産評価基準により	園住居地域内市街化区域農	た価格に比準する価格を田	税の課税標準の基礎となつ	

	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
る	用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる	
適	土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の言	
談	(次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該	
地	5 令和四年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地	5
	略	
	格に比準する価格	
	課税標準の基礎となつた価	
	る同年度分の固定資産税の	
	の土地に類似する農地に係	
	にあつては当該令和三年度	

割しん	当亥合和三年度の上也の領に対ける	_
こ見它する	5	育
附則第十九条の二の二第三	第三百四十九条第二項各号	第一項の
	略	

年度の土地で市街化区域農 瀬正した価格、当該令和三 り 地固定資産評価基準により

地以外の農地となつたもの

た価格に比準する価格を田税の課税標準の基礎となつ

る令和三年度分の固定資産

													6								
									第一項	れ同表の下	次の表のよ	に対する母	令和八年								
		価格と	類似土地の当該年度	資産税にあつては、	おける令和八年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号	下欄に掲げる字句とする。	の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用に	八年度に係る賦課期日において第	略				比準する価格			似土地
地域内市街化区域農地(附号に掲げる土地で田園住居	の第三号、第五号又は第六	価格とし、当該土地が同表	類似土地の同年度					にあつては	又は第四号		の中欄に掲げる字句は、それぞ	二項の規定の適用については、	いて第二項に規定する事情がある土地		価格	産評価基準により補正した	域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	る宅地	の土地とその状況が類似す	農地である当該令和六年度
										1 .			地 6								
									第一項	れ同表の下	次の表の上	に対する附	令和五年								
		価格と	類似土地の当該年度	資産税にあつては、	おける令和五年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号	-欄に掲げる字句とする。	 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	E則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、	〒度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地	略				比準する価格			似土地
								にあつては	又		つ の 由	三岩			価格	産評価基準により補正した	域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	る宅地	の土地とその状況が類似す	農地である当該令和三年度

居地域内市街化区域農地固 及び次項において る部分に限る。以下この項 宅地の同年度の修正前の 定する田園住居地域内市街 市街化区域農地をいう。 九条の二第一項に規定する 市街化区域農地 又は第五号に掲げる土地で 定資産評価基準」という。 地域内市街化区域農地に係 定資産評価基準 た価格に比準する価格を固 格を修正基準により修正し 土地とその状況が類似する 固定資産税にあつては当該 合における令和八年度分の 化区域農地をいう。以下こ 則第十九条の二第一 により補正した価格とし 当該土地が同表の第三号)となつたものである場 項及び次項において同じ (附則第十 (田園住居 田園 項に規 以 住 価

宅地の同年度の修正前の 。) となつたものである場 則第十九条の二第一 市街化区域農地をいう。 九条の二第一項に規定する 市街化区域農地 又は第五号に掲げる土地で 定資産評価基準」という。 居地域内市街化区域農地固 及び次項において「田園 る部分に限る。以下この項 地域内市街化区域農地に係 定資産評価基準 た価格に比準する価格を固 格を修正基準により修正し 土地とその状況が類似する 固定資産税にあつては当該 合における令和五年度分の の項及び次項において同じ 化区域農地をいう。以下こ 定する田園住居地域内市街 により補正した価格とし 当該土地が同表の第三号 (附則第十 (田園住居 項に規 以 住 価

る令和四年度分の固定資産の状況が類似する宅地に係	る価格		る令和七年度分の固定資産の状況が類似する宅地に係	る価格	
当該令和三年度の土地とそ	基礎となつた価格に比準す		当該令和六年度の土地とそ	基礎となつた価格に比準す	
地となったものにあっては	の固定資産税の課税標準の		地となつたものにあつては	の固定資産税の課税標準の	
園住居地域内市街化区域農	似土地に係る令和四年度分		園住居地域内市街化区域農	似土地に係る令和七年度分	
当該令和三年度の土地で田	当該令和三年度の土地の類		当該令和六年度の土地で田	当該令和六年度の土地の類	
	長が認める			長が認める	
	しく均衡を失すると市町村			しく均衡を失すると市町村	
	じて固定資産税の課税上著			じて固定資産税の課税上著	
	あるか又は当該市町村を通			あるか又は当該市町村を通	
	価格によることが不適当で			価格によることが不適当で	
	の課税標準の基礎となつた			の課税標準の基礎となつた	
	令和四年度分の固定資産税			令和七年度分の固定資産税	
項に規定する事情がある	に掲げる事情があるため、	表第三号	項に規定する事情がある	に掲げる事情があるため、	表第三号
附則第十九条の二の二第二	第三百四十九条第二項各号	第一項の	附則第十九条の二の二第二	第三百四十九条第二項各号	第一項の
た価格に比準する価格と			た価格に比準する価格と		
格を修正基準により修正し			格を修正基準により修正し		
農地の同年度の修正前の価			農地の同年度の修正前の価		
つては当該土地に類似する			つては当該土地に類似する		
同年度分の固定資産税にあ			同年度分の固定資産税にあ		
たものである場合における			たものである場合における		
同じ。)以外の農地となつ			同じ。)以外の農地となつ		
下この項及び次項において			下この項及び次項において		

								表第五号	第一項の												
似土地に係る令和七年度分当該令和七年度の土地の類	長が認める	しく均衡を失すると市町村	じて固定資産税の課税上著	あるか又は当該市町村を通	価格によることが不適当で	の課税標準の基礎となつた	令和七年度分の固定資産税	に掲げる事情があるため、	第三百四十九条第二項各号												
園住居地域内市街化区域農当該令和七年度の土地で田								項に規定する事情がある	附則第十九条の二の二第二	た価格に比準する価格	税の課税標準の基礎となつ	る令和七年度分の固定資産	の土地に類似する農地に係	にあつては当該令和六年度	地以外の農地となつたもの	年度の土地で市街化区域農	補正した価格、当該令和六	地固定資産評価基準により	園住居地域内市街化区域農	た価格に比準する価格を田	税の課税標準の基礎となつ
								表第五号	第一項の												
似土地 に が	長が認める	しく均衡を生	して固定資産税の課税上著	あるか又は当該市町村を通	価格によることが不適当で	の課税標準の基礎となつた	令和四年度分の固定資産税	に掲げる事情があるため、	第三百四十九条第二項各号												
似土地に係る令和四年度分当該令和四年度の土地の類	. A	しく均衡を失すると市町村	税の課税上著	該市町村を通	とが不適当で	基礎となつた	の固定資産税	があるため、	条第二項各号												

				表第六号	第一項の																
	比準する価格			似土地	当該令和八年度の土地の類														る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の
産評価基準により補正した域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	する宅地	度の土地とその状況が類似	農地となつた当該令和八年	田園住居地域内市街化区域	格に比準する価格	課税標準の基礎となつた価	る同年度分の固定資産税の	の土地に類似する農地に係	にあつては当該令和七年度	地以外の農地となつたもの	年度の土地で市街化区域農	補正した価格、当該令和七	地固定資産評価基準により	園住居地域内市街化区域農	た価格に比準する価格を田	税の課税標準の基礎となつ	る令和七年度分の固定資産	の状況が類似する宅地に係	当該令和七年度の土地とそ	地となつたものにあつては
				表第六号	第一項の																
	比準する価格			似土地	当該合和五年度の土地の類														る価格	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の
産評価基準により補正した域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	する宅地	度の土地とその状況が類似	農地となつた当該令和五年	田園住居地域内市街化区域	格に比準する価格	課税標準の基礎となつた価	る同年度分の固定資産税の	の土地に類似する農地に係	にあつては当該令和四年度	地以外の農地となつたもの	年度の土地で市街化区域農	補正した価格、当該令和四	地固定資産評価基準により	園住居地域内市街化区域農	た価格に比準する価格を田	税の課税標準の基礎となつ	る令和四年度分の固定資産	の状況が類似する宅地に係	当該令和四年度の土地とそ	地となったものにあっては

																					第二項	
											る価格)	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	の類似土地に係る同年度分							これらの土地の類似土地	
る農地に係る同年度分の固	和七年度適用土地に類似す	つたものにあつては当該令	化区域農地以外の農地とな	令和七年度適用土地で市街	り補正した価格とし、当該	農地固定資産評価基準によ	田園住居地域内市街化区域	つた価格に比準する価格を	産税の課税標準の基礎とな	地に係る同年度分の固定資	地とその状況が類似する宅	ては当該令和七年度適用土	域農地となつたものにあつ	で田園住居地域内市街化区	ものに類似する農地	域農地以外の農地となつた	号に掲げる土地で市街化区	同表の第三号若しくは第五	況が類似する宅地若しくは	農地となつたものとその状	田園住居地域内市街化区域	価格
																					第二項	
											る価格)	基礎となつた価格に比準す	の固定資産税の課税標準の	の類似土地に係る同年度分							第二項 これらの土地の類似土地	

	三項の規定の適用については、	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、	二項の規定の適用については、	に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、
地	三項に規定する事情がある土地	7 令和五年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情が	いて第三項に規定する事情がある土地	7 令和八年度に係る賦課期日において第
	比準する価格		比準する価格	
	標準の基礎となつた価格に		標準の基礎となつた価格に	
	年度分の固定資産税の課税		年度分の固定資産税の課税	
	地に類似する農地に係る同		地に類似する農地に係る同	
	当該令和四年度類似適用土		当該令和七年度類似適用土	
	地となつたものにあつては		地となつたものにあつては	
	で市街化区域農地以外の農		で市街化区域農地以外の農	
	、令和四年度類似適用土地		、令和七年度類似適用土地	
	により補正した価格をいい		により補正した価格をいい	
	区域農地固定資産評価基準		区域農地固定資産評価基準	
	格を田園住居地域内市街化		格を田園住居地域内市街化	
	となつた価格に比準する価		となった価格に比準する価	
	定資産税の課税標準の基礎		定資産税の課税標準の基礎	
	る宅地に係る同年度分の固	価格に比準する価格	る宅地に係る同年度分の固	価格に比準する価格
	用土地とその状況が類似す	の課税標準の基礎となつた	用土地とその状況が類似す	の課税標準の基礎となつた
	ては当該令和四年度類似適	係る同年度分の固定資産税	ては当該令和七年度類似適	係る同年度分の固定資産税
	域農地となつたものにあつ	類似適用土地の類似土地に	域農地となつたものにあつ	類似適用土地の類似土地に
	で田園住居地域内市街化区	にあつては当該令和四年度	で田園住居地域内市街化区	にあつては当該令和七年度
	格とする。)		格とする。)	
	となつた価格に比準する価		となつた価格に比準する価	
	定資産税の課税標準の基礎		定資産税の課税標準の基礎	

れ同表の下欄に掲げる字句とする。次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

	価	Not:	1					第一項
	価格と	類似土地の当該年度	資産税にあつては、	おける令和八年度分の固定	に掲げる土地である場合に	号、第五号若しくは第六号	又は当該土地が同表の第三	若しくは第四号
居地域内市街化区域農地 (居地域内市街化区域農地 (居地域内市街化区域農地 (居地域内市街化区域農地 (居地域内市街化区域農地 (居地域内市街化区域農地 (である当該土地とそ である当該土地とそ の状況が類似する宅地の同 年度の修正前の価格を修正	価格とし、当該土地が同表	類似土地の同年度					にあつては	又は第四号

れ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

		丰	竺									丰	第								
		表第五号	第一項の									表第三号	第一項の								
似土地	当該令和七年度の土地の類	に掲げる	第三百四十九条第二項各号				比準する価格			似土地	当該令和六年度の土地の類	に掲げる	第三百四十九条第二項各号								
の土地とその状況が類似す農地である当該令和七年度	田園住居地域内市街化区域	項に規定する	附則第十九条の二の二第三	価格	産評価基準により補正した	域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	る宅地	の土地とその状況が類似す	農地である当該令和六年度	田園住居地域内市街化区域	項に規定する	附則第十九条の二の二第三	補正した価格と	価基準」という。)により	市街化区域農地固定資産評	において「田園住居地域内	限る。以下この項及び次項	街化区域農地に係る部分に	価基準(田園住居地域内市	比準する価格を固定資産評
		表第五号	第一項の									表第三号	第一項の								
似土地	当該令和四年度の土地の類	表第五号に掲げる	第一項の第三百四十九条第二項各号				比準する価格			似土地	当該令和三年度の土地の類	表第三号に掲げる	第一項の 第三百四十九条第二項各号								

									第二項							表第六号	第一項の					
		比準する価格			類似土地	当該令和七年度適用土地の		土地	土地でこれらの土地の類似				比準する価格			似土地	当該令和八年度の土地の類				比準する価格	
産評価基準により補正した	域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	する宅地	適用土地とその状況が類似	農地である当該令和七年度	田園住居地域内市街化区域	が類似する宅地	農地である土地とその状況	田園住居地域内市街化区域	価格	産評価基準により補正した	域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	る宅地	の土地とその状況が類似す	農地である当該令和八年度	田園住居地域内市街化区域	価格	産評価基準により補正した	域内市街化区域農地固定資	比準する価格を田園住居地	る宅地
									第二項							表第六号	第一項の					
		比準する価格			類似土地	当該令和四年		土地	土地でこれら				比準する価格			似土地	当該令和五年				比準する価格	
		111				当該令和四年度適用土地の			土地でこれらの土地の類似				格				五年度の土地の類				1台	

		4 及び 5 略
		2及び3 略
	略	第十九条の三
		税の特例)
年度以降の各年度分の固定を	嚶農地に対して課する平成六.	(市街化区域
類似する宅地		
類似適用土地とその状況が		
農地である当該令和七年度	地の類似土地	
田園住居地域内市街化区域	当該令和七年度類似適用土	
価格		
	価格 無地である当該令和七年 類似適用土地とその状況 類似する宅地 の各年度分の固定 年度以降の各年度分の固定	度 類似 る 平成 六 年

の三分の 街 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 年度分の 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ 固定資産税の 0 額に百分の五を乗じて得た額を加算した額 額 は、 前 条の規定により算定した当該市街 当該市街化区域農地の き価 当該年 当 化 |該市 区 域 格

るべき額とした場合における固定資産税額 域農地であるときは、 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化 を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな 定資産税額とする。 定資産税額」 街 化区 .域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四 という。 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 を超える場合には、 (以 下 当該市街化区域農地調整 「市街化区域農地 十九 条の三 調整 区

市

場合には 率を乗じて得た額) を受ける市街化区域農地であるときは、 三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の じて得た額 0 化区域農地調整固定資産税額が、 年度 の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たな 固 前 定資産 金まで 0 規定 同項の規定にかかわらず、 税 の各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第 の課税標準となるべき価格の三分の の適用を受ける市街化区域農地に係る令和六年度から令 を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産 当該市街化区域農地に係る当該年度 当該固定資産税額とする。 当該額にこれらの規定に定める の額に十分の二を乗 当該市 適 闸 街 和 分

2

2

固 固

固定資産税額とする。 固定資産税額」 るべき額とした場合における固定資産税額 域農地であるときは、 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街 市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 の固定資産税にあつては、 の三分の 街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 年度分の を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな 固定資産税の額は、 一の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額 という。 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて を超える場合には、 前年度分の固定資産税の課税標準額) 前 条の規定により算定した当該市街 当該市街化区域農地 以下 当該市街化区域農地 「市街化区 (令和三 -額に、 域 得た額 地 き 当 当 年 化 (当該 -度分 価格 該市 調 調 化 該 区 年 域

(当該

和五年 場合には、 税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たな 率を乗じて得た額) を受ける市街化区域農地であるときは、 三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の じて得た額 0) 化区域農地調整固定資産税額が、 固定資産 前 項 度 \hat{O} 分 規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和四年度分及び令 同項の規定にかかわらず、 税の課税標準となるべき価格の三分の (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第 を当該市街化区域農地に係る当該年度分の \mathcal{O} 市街化区域農地調整固定資産税額 当該市街化区域農地に係る当該年度 当該固定資産税額とする。 当該額にこれらの規定に定める 0) 額に十分の二を乗 ば 固 当 定資 該 適 市

4 に に 化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税 除 11 以下この条及び附則第二十七条の二において「特定市街化区域農地」 度に係る賦課期日において前条の規定の適用を受ける市街化区域農地 号 う。 お ついては、 までに掲げる市街化区域農地で令和六年度から令和八年度までの 前 いて特定市街化区域農地であつたものとみなして、 0) のうち、 に該当するもの 規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一 当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦課期 当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市 (次項の規定の適用を受ける市街化区域農地 附則第十七条及 号から第三 各年 لح 日 街 を

区域農地にあつては令和七年度に係る賦課期日 年度特定市街化区域農地にあつては令和六年度 似 年度特定市街化区域農地」 いて特定市 第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和八年度に係る賦課期日に この項において 年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの 農地」という。 農地に該当するもの る市街化区域農地で令和六年度に係る賦課期日において特定市街化区域 び 前三 土地が令和六年度特定市街化区域農地にあつては令和五年度、 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げ |項の規定を適用する。 街化区域農地に該当するもの 「令和七年度特定市街化区域農地」という。) 同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で今和七 (以下この項において という。)のうち、 (以下この項において 「令和六年度特定市街化区域 当該市街化区域農地の類 (以下この項において「 令和八年度特定市街化 又は同条 令和八 令和七 (以下 お

5

3

4 び前三 除く。 いう。 において特定市街化区域農地であつたものとみなして、 については、 化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税 以下この条及び附則第二十七条の二において「特定市街化区域農地」 度に係る賦課期日において前条の規定の適用を受ける市街化区域農地 号までに掲げる市街化区域農地で令和三年度から令和五年度まで 前 項 |項の規定を適用する。 の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一 に該当するもの のうち、 当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦 当該各年度の前年度に係る賦課期日において (次項の規定の適用を受ける市街 附則第十 化区域農地 号 特定 から 課 0) Ł 条及 第三 期 市 各 لح 日 街

5 区域農地にあつては令和四年度に係る賦課期日 年度特定市街化区域農地にあつては令和三年度 似土地が令和 年度特定市街化区域農地」という。)のうち、 いて特定市街化区域農地に該当するもの 第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和五年度に係る賦課期 この項において 年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの 農地」という。 農地に該当するもの る市街化区域農地で令和三年度に係る賦課期日において特定市街 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲 一年度特定市街化区域農地にあつては令和 「令和四年度特定市街化区域農地」 同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令 (以下この項において (以下この項におい 「令和三年度特定市街化 当該市街化区域 (以下この項において「 令和五年度特定市街化 という。 一年度、 て 又 農 令 一月に んは同り 化区 地 (以 下 区域 和 0) 和 和 兀 兀

令和 での規定を適用する。 域農地であつたものとみなして、 ついては、 和 農地に該当したものに係る合和六年度特定市街化区域農地にあつては合 前 六年度分 年度に係る賦課期日」 一年度 当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化 特 定市街 令 和七年度特定市街化区域農地にあつては令和七年度分 化区域農地にあつては令和八年度分の固定資産税 という。 附則第十七条及び第一 において特定市街化区域農地以外 項から第三項 ま 区 0

6

6

規定) 条第一 設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日に 域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地 化区域農地」という。 下この項及び附則第二十七条の二第六項において 各年度の前年度分の固定資産税につい 二第六項において同じ。 規定する市街化区域設定年度をいう。 化区域農地 したものとみなされた土地を含む。 令和 それぞれ前条第三項において準用する同条第 いて第 区域設定年度 和 の適用を受けないものについては、 項ただし書の規定 六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、 年 一項及び第 改正前の (前 条第三項において準用する同条第二項の規定により (同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に 地方税法附則第十九条の四第 一項の規定 のうち、 に係る賦課期日に市街化区域農地として所在 (当該年度が令和六年度である場合には 当該各年度の前年度分の固定資産 以下この項において同じ。) 以下この項及び附則第二十七条 て前条第三項において準用する同 当該前年度軽減適用市街 \mathcal{O} 一項本文の規定の 適用を受けたもの 「前年度軽減適用 項から第四項 が 市街 で当該 適用 化区域 までの お いて 化区 一税に 市 市 市 议 0 を 街 街 街

> 農地に該当したものに係る令和 での規定を適用する。 域農地であつたものとみなして、 ついては、 令和五年度 和三年度分 前 年度に係る賦課期日」という。 当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市 |特定市街化区域農地にあつては令和五年度分の固定資産 令和四年度特定市街化区域農地にあ 三年 附則第十七条及び第 - 度特定市街化区域農地にあ において特定市 つては令和四 街化区域農地以 項から第三項 年度 つて 街 一税に 化 分 は 外 令 0

規定) 条第一 設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日に 域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地 つい 化区域農地」という。 下この項及び附則第二十七条の二第六項において 各年度の前年度分の固定資産税について前条第三項において準用する したものとみなされた土地を含む。 二第六項において同じ。 規定する市街化区域設定年度をいう。 化区域設定年度 化区域農地 令和 それぞれ前条第三項において準用する同条第 令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限 て第 の適用を受けないものについては、 項ただし書の規定又は前条第四項 年改正前の 一項及び第一 (前条第三項において準用する同条第二項の規定により (同条第三項の規定により読み替えられた同条第 地方税法附則第十九条の四第 一項の規定 のうち、 に係る賦課期日に市 (当該年度が令和) 当該各年度の前年度分の固定資 以下この項において同じ。 以下この の規定の適用を受けたもの 当該前年度軽減適用市 街化区域農地として所 項及び附則第二 一項本文の規定の 三年度である場合には 「前年度軽減適 項から第四 が 市 街 項 り、 適用 くまで で当 お 街 産 用 七 化 区域 化区 一税に 項 条 市 市 市 以

街化区域農地」という。)であつたものとみなして、附則第十七条及びい市街化区域農地(附則第二十七条の二第六項において「軽減適用外市受け、かつ、同項ただし書の規定

第

項から第三項までの規定を適用する

第

項から第三項までの規定を適用する。

固定資産税の減額)(商業地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の(

第二十一条 業地等に係る固定資産税額から減額することができる。 額を超える場合には、 分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税 れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度 五. 分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十 該 税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当 に 等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。 る商業地等であるときは、 等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受け 資産税に限り、 条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、 市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 おいて同じ。 市町村は、 商業地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、 その超えることとなる額に相当する額を、 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定 当該年度の宅地等調整固定資産税額、 (当該商業地等が当該年度 (当該商業地 以下この条 当該額にこ 当該商 商業地

街化区域農地」という。)であつたものとみなして、附則第十七条及びい市街化区域農地(附則第二十七条の二第六項において「軽減適用外市受け、かつ、同項ただし書の規定又は前条第四項の規定の適用を受けな

固定資産税の減額)(商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の

第二十一条 額を超える場合には、 業地等に係る固定資産税額から減額することができる。 分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税 れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度 五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、 分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十 該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当 において同じ。) 等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。 る商業地等であるときは、 等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受け 資産税に限り、 市町村は、 商業地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、 その超えることとなる額に相当する額を、 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産 令和三年度から令和五年度までの各年度分の 当該年度の宅地等調整固定資産税 (当該商業地等が当該年度 (当該 当該額にこ 以下この 当該商 圧税の課 商業 商業地 固 条 地

(住宅用地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分 (住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分

の固定資産税の減額)

第二十一条の二 産税額 ことができる。 る額を、 該各号に定める額を超える場合には、 下この項において同じ。 地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。 該年度分の宅地等調整固定資産税額、 条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除 地等及び市街化区域農地 固定資産税に限り、 をいう。 (当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八 当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する)において、 以下この項において同じ。 市町村は、 当該市町村の区域 当該区域に所在する住宅用地等 (附則第十九条の三第三項の規定により読み替 が、 令和六年度から令和八年度までの各年度分の 次の各号に掲げる年度の区分に応じ、 その超えることとなる額に相当す 商業地等据置固定資産税額、 (当該市町村の条例で定める区域)に係る当該年度分の固定資 (住宅用地 商業 商業 当 以 当

つう賃 一 令和六年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

農地 が当該年度分の固定資産税について 百分の百十以上の割合であつて住宅用地 て -度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの 「負担上限割合」という。)を乗じて得た額 商業地等及び市街 当該住宅用地等の当該 (当該住宅用地等 (以下この 頃に 化区 一額に、 第三 お

の固定資産税の減額

第二十一条の二 産税額 固定資産税に限り、 ことができる。 る額を、 該各号に定める額を超える場合には、 下この項において同じ。 地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。 該年度分の宅地等調整固定資産税額、 条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地 地等及び市街化区域農地 を除く。) をいう。 (当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八)において、 当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する 以下この項において同じ。 市町村は、 当該市町村の区域 当該区域に所在する住宅用地等 (附則第十九条の三第三項の規定により が、 令和三年度から令和五年度までの各年度分の 次の各号に掲げる年度の区分に応じ、 その超えることとなる額に相 商業地等据置固定資産税額、 (当該市町村の条例で定める区)に係る当該年度分の (住宅用地 固定資 読み替 商業 を除 商業 当 以 当 域

める額 一次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定一 令和三年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

農地 が当該年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三 年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 百分の百十以上の割合であつて住宅用地 · 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの 「負担上限割合」という。)を乗じて得た額 商業地等及び市街 当該住宅用地等の (当該住宅用 (以下この 課税標準 項にお 化 額 地等 当該 区 域

資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額る率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和六年度分の固定用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適

口 当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) 第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは 和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から となるべき額 0 定の適用があつた住宅用地等 附則第二十一条又は第二十一条の二第一 固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準 令和五年度分の固定資産税について、 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令 当該住宅用地等に係る令和五年度分 令和六年改正前の地方税法 項第三号イ若しくはロの規 に、 負担上限割

----を乗じて得た額(当該住宅用地

等が令和六年度分の固定資産税について

固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定

イ

口

に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等

当該住宅用地等の当該

口 となるべき額 定の適用があつた住宅用地等 用を受ける住宅用地等であるときは、 額 固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税 定める率を乗じて得た額) 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 等が令和三年度分の固定資産税について令和四年改正 当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) 第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは 和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から 附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロ 資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産 \mathcal{O} とに当該市町村の条例で定めるものを乗じて得た額 上の割合であつて住宅用地 る率を乗じて得た額) 百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 適用を受ける住宅用地等であるときは、 固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準 令和! 一年度分の固定資産税について、 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令) を当該住宅用地等に係る令和三年度分の固 を当該住宅用地等に係る令和三年度分の 商業地等及び市街化区域農地の 当該住宅用地等に係る令和二 当該額にこれらの規定に定め 令和三年改正前 当該額にこれらの に、 (当該住宅用 前 百分の の地方税法 地 規定に ¹方税法 ど分ご 税額 年 百以 の規 度 0) 分 適

める額 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定二 令和四年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該

き額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべがあつた住宅用地等当該住宅用地等に係る令和六年度分の固定資口 令和六年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用

て得た額(当該住宅用地等が令和七年度分の固定資産税についてこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じの三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をの三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額を

場合における固定資産税額等に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、

第三百四十九条の三又は附則第十五条から

める額 一次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定 一令和八年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

イ

口

に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等

当該住宅用地等の当該

年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準を会があるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額、があるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額、があるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額が出入して、一つのでであるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額が出入して、一つのでであるべき額とした場合における固定資産税の関税標準額に、年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、

等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした 正前 場合における固定資産税額 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは 産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべ があつた住宅用地等 和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から これらの規定に定める率で除して得た額)に、 の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 き て得た額 額 令和三年度分の固定資産税について、 の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和四 (当該住宅用地等が令和四 当該住宅用地等に係る令和三年度分の 年度分の固定資産税について令 前号イ又はロの規定 負担上限割合を乗じ を当該住宅用 当該 固定資 0 年改 適用 額

める額三の名がある。 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該

おける固定資産税額
年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定の適用を受ける住宅用地等が令和八年度分の固負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和八年度分の固年度分の固定資産税の課税標準額に、

き額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について産税に係る同号イ又は口に規定する固定資産税の課税標準となるべがあつた住宅用地等当該住宅用地等に係る令和七年度分の固定資産の利出年度分の固定資産税について、前号イ又は口の規定の適用

までの規定は、 附則第十八条第六項、 める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和八年度分の固 適用を受ける住宅用地等であるときは、 三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 これらの規定に定める率で除して得た額)に、 定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 て得た額 の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 (当該住宅用地等が令和八年度分の固定資産税について第 前項の前年度分の固定資産税の課税標準額につい 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五 第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六 当該額にこれらの規定に 負担上限割合を乗じ 当該額 · て準 定 条

2

項

掲げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

2

用する。

この場合において、

条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 おける固定資産税 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から 負担上限割合を乗じて得た額 る令和五年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に (当該住宅用地等が令和 を当該住宅用地等に 五年度 区分の固 第十五 当 額 ⊺該額 に

掲げる字句は、 用する。 項までの規定は、 附則第十八条第六項、 正前 める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和五年度分の固 適用を受ける住宅用地等であるときは、 三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 これらの規定に定める率で除して得た額)に、 産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべ があつた住宅用地等 定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税 の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 て得た額 額 令 この場合において、 の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五 和四年度分の固定資産税について、 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和五 (当該住宅用地等が令和五年度分の固定資産税について第 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 前項の前年度分の固定資産税の課税標準額につ 第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六 当該住宅用地等に係る令和四 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に 前号イ又はロの規定 当該額にこれらの規定に定 負担上限割合を乗じ 年度分の 当該)固定資 V 0 · て準 年改 適用 額

笙	附																	イ	笙	附		る。
第六項第三号	則第十八条																	'	第六項第二号	則第十八条		
準課税標準	同年度の比																	額	準課税標準	同年度の比		
るべき価格に、当該住宅用地等の類似	同年度分の固定資産税の課税標準とな	除して得た数値を乗じて得た額	定資産税の課税標準となるべき価格で)を当該類似土地の令和六年度分の固	らの規定に定める率で除して得た額)	ける土地であるときは、当該額をこれ	ら第十五条の三までの規定の適用を受	三百四十九条の三又は附則第十五条か	について令和六年改正前の地方税法第	当該類似土地が同年度分の固定資産税	固定資産税の課税標準となるべき額(資産税に係るこれらの規定に規定する	土地である場合には、同年度分の固定	号イ若しくはロの規定の適用を受ける	十一条又は第二十一条の二第一項第三	て令和六年改正前の地方税法附則第二	地が合和五年度分の固定資産税につい	土地の前年度課税標準額(当該類似土	るべき価格に、当該住宅用地等の類似	同年度分の固定資産税の課税標準とな	略	

	1																		
第六項第三号附則第十八条																イ	第六項第二号	附則第十八条	
準課税標準同年度の比																額	準課税標準	同年度の比	
るべき価格に、当該住宅用地等の類似同年度分の固定資産税の課税標準とな	除して得た数値を乗じて得た額	定資産税の課税票準となるべき価格で)を当該類似土地の令和三年度分の固	らの規定に定める率で除して得た額)	ける土地であるときは、当該額をこれ	ら第十五条の三までの規定の適用を受	三百四十九条の三又は附則第十五条か	について令和三年改正前の地方税法第	当該類似土地が同年度分の固定資産税	固定資産税の課税標準となるべき額(資産税に係るこれらの規定に規定する	土地である場合には、同年度分の固定	号イ若しくはロの規定の適用を受ける	十一条又は第二十一条の二第一項第三	て令和三年改正前の地方税法附則第二	地が令和二年度分の固定資産税につい	土地の前年度課税標準額(当該類似土	るべき価格に、当該住宅用地等の類似	同年度分の固定資産税の課税標準とな	略

る場合には、同年度分の固定資産税に			る場合には、同年度分の固定資産税に	
又はロの規定の適用を受ける土地であ			又は口の規定の適用を受ける土地であ	
て附則第二十一条の二第一項第二号イ			て附則第二十一条の二第一項第二号イ	
地が合和四年度分の固定資産税につい			地が令和七年度分の固定資産税につい	
土地の前年度課税標準額(当該類似土	額			
るべき価格に、当該住宅用地等の	準課税標準	第六項第四号	準課税標準 るべき価格に、当該住宅用地等の類似	第六項第四号
同年度分の固定資産税の課税標準とな	同年度の比	附則第十八条	同年度の比 同年度分の固定資産税の課税標準とな	附則第十八条
た数値を乗じて得た額			た数値を乗じて得た額	
の課税標準となるべき価格で除して得			の課税標準となるべき価格で除して得	
類似土地の令和四年度分の固定資産税			類似土地の令和七年度分の固定資産税	
に定める率で除して得た額))を当該			に定める率で除して得た額))を当該	
であるときは、当該額をこれらの規定			であるときは、当該額をこれらの規定	
条の三までの規定の適用を受ける土地			条の三までの規定の適用を受ける土地	
九条の三又は附則第十五条から第十五			九条の三又は附則第十五条から第十五	
令和四年改正前の地方税法第三百四十			第三百四十	
土地が同年度分の固定資産税につい			土地が同年度分の固定資産税について	
税の課税標準となるべき額(当該類似			税の課税標準となるべき額(当該類似	
係るこれらの規定に規定する固定資産			係るこれらの規定に規定する固定資産	
る場合には、同年度分の固定資産税に			る場合には、同年度分の固定資産税に	
又はロの規定の適用を受ける土地であ			又はロの規定の適用を受ける土地であ	
て附則第二十一条の二第一項第一号イ			て附則第二十一条の二第一項第一号イ	
地が令和三年度分の固定資産税につ			地が令和六年度分の固定資産税につい	
土地の前年度課税標準額(当該類似土	額	イ	額 土地の前年度課税標準額(当該類似土	イ

の規定の適用を受ける土地である場合第二十一条の二第一項第一号イ又はロ		号口	の規定の適用を受ける土地である場合 第二十一条の二第一項第一号イ又はロ	 の 第 規	一号口
和三年度分の固定資産税について附則		の三第二項第	和六年度分の固定資産税について附則	和六	の三第二項第
なるべき額(当該特定用途宅地等が令	なるべき額	附則第十八条	なるべき額(当該特定用途宅地等が令	なるべき額しなる	附則第十八条
産税の課税標準となるべき額)			産税の課税標準となるべき額)	産税	
に係るこれらの規定に規定する固定資			に係るこれらの規定に規定する固定資	に係	
ある場合には、同年度分の固定資産税			ある場合には、同年度分の固定資産税	あろ	
しくはロの規定の適用を受ける土地で			くはロの規定の適用を受ける土地で	しく	
又は第二十一条の二第一項第三号イ若			又は第二十一条の二第一項第三号イ若	フは	
三年改正前の地方税法附則第二十一条		一号口	六年改正前の地方税法附則第二十一条	六年	一号口
和二年度分の固定資産税について令和		の三第二項第	和五年度分の固定資産税について令和	和五	の三第二項第
なるべき額(当該特定用途宅地等が令	なるべき額	附則第十八条	なるべき額(当該特定用途宅地等が令	なるべき額なる	附則第十八条
た数値を乗じて得た額			た数値を乗じて得た額 		
の課税標準となるべき価格で除して得			の課税標準となるべき価格で除して得	の課	
類似土地の今和五年度分の固定資産税			類似土地の合和八年度分の固定資産税	類似	
に定める率で除して得た額))を当該			に定める率で除して得た額))を当該	 に 定	
であるときは、当該額をこれらの規定			であるときは、当該額をこれらの規定	であ	
条の三までの規定の適用を受ける土地			条の三までの規定の適用を受ける土地	条の	
九条の三又は附則第十五条から第十五			九条の三又は附則第十五条から第十五		
令和五年改正前の地方税法第三百四十			第三百四十		
土地が同年度分の固定資産税について			土地が同年度分の固定資産税について	土地	
税の課税標準となるべき額(当該類似)			税の課税標準となるべき額(当該類似	税の	
係るこれらの規定に規定する固定資産			係るこれらの規定に規定する固定資産	係る	

税について附則第二十一条の二第一項		二号口	税について附則第二十一条の二第一項		二号口
用途宅地等が令和三年度分の固定資産		の三第四項第	用途宅地等が令和六年度分の固定資産		の三第四項第
なるべき額(当該令和三年度類似特定	なるべき額	附則第十八条	なるべき額(当該令和六年度類似特定	なるべき額な	附則第十八条
べき額)			べき額)	- "	
規定する固定資産税の課税標準となる			規定する固定資産税の課税標準となる	+11	
分の固定資産税に係るこれらの規定に			分の固定資産税に係るこれらの規定に		
を受ける土地である場合には、同年度			を受ける土地である場合には、同年度		
一項第三号イ若しくはロの規定の適用			項第三号イ若しくはロの規定の適用		
附則第二十一条又は第二十一条の二第			附則第二十一条又は第二十一条の二第	17.4.1	
税について令和三年改正前の地方税法		一号口	税について令和六年改正前の地方税法	- Y-X	一号口
用途宅地等が令和二年度分の固定資産		の三第四項第	用途宅地等が令和五年度分の固定資産	<u>ш</u> 1	の三第四項第
なるべき額(当該令和二年度類似特定	なるべき額	附則第十八条	なるべき額(当該令和五年度類似特定	なるべき額な	附則第十八条
略			略		
税標準となるべき額)			税標準となるべき額)	TH.	
れらの規定に規定する固定資産税の課			れらの規定に規定する固定資産税の課	Jo.	
には、同年度分の固定資産税に係るこ			には、同年度分の固定資産税に係るこ	17	
の規定の適用を受ける土地である場合			の規定の適用を受ける土地である場合	<i>D</i>	
第二十一条の二第一項第二号イ又はロ		二号口	第二十一条の二第一項第二号イ又はロ		三号口
和四年度分の固定資産税について附則		の三第二項第	和七年度分の固定資産税について附則	∓ n	の三第二項第
なるべき額(当該特定用途宅地等が令	なるべき額	附則第十八条	なるべき額(当該特定用途宅地等が令	なるべき額な	附則第十八条
税標準となるべき額)			税標準となるべき額)	т у	
れらの規定に規定する固定資産税の課			れらの規定に規定する固定資産税の課	Ja	
には、同年度分の固定資産税に係るこ			には、同年度分の固定資産税に係るこ	17	

略		
固定資産税の課税標準となるべき額)		
資産税に係るこれらの規定に規定する		
土地である場合には、同年度分の固定		
第二号イ又はロの規定の適用を受ける		
税について附則第二十一条の二第一項		三号口
用途宅地等が令和七年度分の固定資産		の三第四項第
報 なるべき額(当該令和七年度類似特定)	なるべき額	附則第十八条
固定資産税の課税標準となるべき額)		
資産税に係るこれらの規定に規定する		
土地である場合には、同年度分の固定		
第一号イ又はロの規定の適用を受ける		

三号口

土地である場合には、

同年度分の固定

第二号イ又はロの規定の適用を受ける

税について附則第二十一条の二第一項用途宅地等が令和四年度分の固定資産

固定資産税の課税標準となるべき額

略

資産税に係るこれらの規定に規定する

の三第四項第

なるべき額

なるべき額

(当該令和四年度類似特定

資産税に係るこれらの規定に規定する

固定資産税の課税標準となるべき額)

土地である場合には、

同年度分の固定

第一号イ又はロの規定の適用を受ける

(読替規定)

第二十二条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適 第二十二条 附則第十八条、第十九条第一項の比準課税標準額を含む。 以下この項において同じ。)」と、「価格と」とあるのは「価格若しく以下この項において同じ。)」と、「価格と」とあるのは「適定資産の価格等」とあるのは 以下にの項において同じ。)」と、「価格と」とあるのは「適定資産の価格等」とあるのは は同項の比準課税標準額を含む。

2 略

る附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(令和3 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用され

(読替規定)

第二十二条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適第二十二条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適定

2 略

る附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(令和3 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用され

読み替えるものとする。和八年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおりた場合における当該土地を除く。)に対して課する令和七年度分又は令人年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つ

つた価格を修正基準により修正した価格度分の固定資産税の課税標準の基礎となその状況が類似する宅地に係る令和六年じ。)であるものにあつては当該土地と		
区域農地をいう。以下この表におい	度	土地
十九条の二第一項に規定する通常市	七年	第二号に掲げる
当該土地で通常市街化区域農地(附	令和	二 第一項の表の
		掲げる土地
		。)の第一号に
		項の表」という
		において「第一
正した価格		表(以下この表
おいて「修正基準」という。)により修		条の二第一項の
一項に規定する修正基準(以下この表		れた附則第十七
より読み替えられた附則第十七条の二第		より読み替えら
第十九条の二第四項又は第五項の規定	度	第五項の規定に
税の課税標準の基礎となつた価格を附	七年	の二第四項又は
当該土地に係る今和六年度分の固定資産	令 和	一附則第十九条
価格	年度	土地の区分

和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおりた場合における当該土地を除く。)に対して課する令和四年度分又は令五年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つ

読み替えるものとする。

一つた価格を修正基準により修正した価格			した 価格
度分の固定資産税の課税標準の基礎とな			基礎とな
その状況が類似する宅地に係る令和三年			令和六年
じ。)であるものにあつては当該土地と			該土地と
区域農地をいう。以下この表において同	度	土地	おいて同
十九条の二第一項に規定する通常市街化	四年	第二号に掲げる	常市街化
当該土地で通常市街化区域農地(附則第	令和	二第一項の表の	(附則第
		掲げる土地	
		。)の第一号に	
		項の表」という	
		において「第一	
正した価格		表(以下この表	
おいて「修正基準」という。)により修		条の二第一項の	により修
一項に規定する修正基準(以下この表に		れた附則第十七	この表に
より読み替えられた附則第十七条の二第		より読み替えら	条の二第
第十九条の二第四項又は第五項の規定に	度	第五項の規定に	の規定に
税の課税標準の基礎となつた価格を附則	四年	の二第四項又は	格を附則
当該土地に係る令和三年度分の固定資産	令和	一附則第十九条	固定資産
価格	年度	土地の区分	

(ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第	適用を受ける	適用を受ける土地に対して課する令和八年度分の固定資産税に限り、第
により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の	項の規定によ	項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の
年度分の固定資産税について附則第十九条の二第四項又は第五	4 令和五年度	4 令和八年度分の固定資産税について附則第十九条の二第四項又は第五
度価格に比準する価格	土地	土地 度 価格に比準する価格
第五号に掲げる 五年 の固定資産税の課税標準の基礎となつた	第五日	第五号に掲げる 八年 の固定資産税の課税標準の基礎となつた
一項の表の 令和 当該土地の類似土地に係る令和四年度分	五第	五 第一項の表の 令和 当該土地の類似土地に係る令和七年度分
比準する価格		比準する価格
た価格を修正基準により修正した価格に		た価格を修正基準により修正した価格に
度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ	土地	土地 度 分の固定資産税の課税標準の基礎となつ
第四号に掲げる 四年 の状況が類似する宅地に係る令和三年度	第四日	第四号に掲げる 七年 の状況が類似する宅地に係る令和六年度
一項の表の 令和 通常市街化区域農地である当該土地とそ	四第	四 第一項の表の 令和 通常市街化区域農地である当該土地とそ
価格に比準する価格		価格に比準する価格
の固定資産税の課税標準の基礎となつた		の固定資産税の課税標準の基礎となつた
度表において同じ。)に係る令和四年度分	土地	土地 度 表において同じ。) に係る令和七年度分
第三号に掲げる 五年 号に規定する類似土地をいう。以下この	第三	第三号に掲げる 八年 号に規定する類似土地をいう。以下この
第一項の表の 令和 当該土地の類似土地(附則第十七条第七	三第	三 第一項の表の 令和 当該土地の類似土地(附則第十七条第七
に比準する価格		に比準する価格
つた価格を修正基準により修正した価格		つた価格を修正基準により修正した価格
度分の固定資産税の課税標準の基礎とな		度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
ては当該土地に類似する農地に係る同年		ては当該土地に類似する農地に係る同年
いう。)以外の農地となつたものにあつ		いう。)以外の農地となつたものにあつ
農地(同項に規定する市街化区域農地を		農地(同項に規定する市街化区域農地を
に比準する価格、当該土地で市街化区域		に比準する価格、当該土地で市街化区域

四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

四 第一項の表の	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	令 和	四第一項の表の
	準する価格		
	価格を修正基準により修正した価格に比		
	の固定資産税の課税標準の基礎となつた		
土地	表において同じ。)に係る令和七年度分	度	土地
第三号に掲げる	号に規定する類似土地をいう。以下この	八年	第三号に掲げる
三第一項の表の	当該土地の類似土地(附則第十七条第七	令和	三 第一項の表の
土地	基準により修正した価格	度	土地
第二号に掲げる	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	八年	第二号に掲げる
二第一項の表の	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	令和	二第一項の表の
掲げる土地			掲げる土地
。)の第一号に			。)の第一号に
項の表」という			項の表」という
において「第一			において「第一
表(以下この表	正した価格		表(以下この表
条の二第一項の	おいて「修正基準」という。)により修		条の二第一項の
れた附則第十七	一項に規定する修正基準(以下この表に		れた附則第十七
より読み替えら	より読み替えられた附則第十七条の二第		より読み替えら
第五項の規定に	第十九条の二第四項又は第五項の規定に	度	第五項の規定に
の二第四項又は	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	八年	の二第四項又は
一附則第十九条	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	令和	一附則第十九条
土地の区分	価格	年度	土地の区分

四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

四第一項の表の				土地	第三号に掲げる	三第一項の表の	土地	第二号に掲げる	二第一項の表の	掲げる土地	。)の第一号に	項の表」という	において「第一	表(以下この表	条の二第一項の	れた附則第十七	より読み替えら	第五項の規定に	の二第四項又は	一附則第十九条	土地の区分
令和				度	五年	令和	度	五年	令和									度	五年	令和	年度
当該土地に係る令和四年度分の固定資産	準する価格	価格を修正基準により修正した価格に比	の固定資産税の課税標準の基礎となつた	表において同じ。)に係る令和四年度分	号に規定する類似土地をいう。以下この	当該土地の類似土地(附則第十七条第七	基準により修正した価格	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和四年度分の固定資産					正した価格	おいて「修正基準」という。)により修	一項に規定する修正基準(以下この表に	より読み替えられた附則第十七条の二第	第十九条の二第四項又は第五項の規定に	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和四年度分の固定資産	価格

準する価格		
価格を修正基準により修正した価格に比	度	土地
の固定資産税の課税標準の基礎となつた	八年	第五号に掲げる
当該土地の類似土地に係る令和七年度分	令和	五 第一項の表の
基準により修正した価格	度	土地
税の課税標準の基礎となつた価格を修正	八年	第四号に掲げる

5 読み替えるものとする。 和八年度分の固定資産税に限り、 る附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する令 附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用され 第四百九条第一項の表は、 次のとおり

土

地

0 区 分

年度

価

格

附則第十九条

八 年 令 和

十九条の二第一項に規定する通常市街化

区域農地をいう。以下この表において同

当該土地で通常市街化区域農地

(附則第

度

ľ,

)であるものにあつては当該土地と

5 和五年度分の固定資産税に限り、

準する価格				
価格を修正基準により修正した価格に比	度	土地	比	格に
の固定資産税の課税標準の基礎となつた	五年	第五号に掲げる	た	となっ
当該土地の類似土地に係る今和四年度分	令和	五第一項の表の	分	七年度分
基準により修正した価格	度	土地		
税の課税標準の基礎となつた価格を修正	五年	第四号に掲げる	正	恰を修一

読み替えるものとする。 る附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する令 附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用され 第四百九条第一項の表は、 次のとおり

	掲げる土地	。)の第三号に	項の表」という	において「第一	表(以下この表	条の二第一項の	れた附則第十七	より読み替えら	第七項の規定に	の二第六項又は	一附則第十九条	土地の区分
									度	五年	令和	年度
の固定資産税の課税標準の基礎となつた	当該土地に類似する農地に係る同年度分	。)以外の農地となつたものにあつては	域農地をいう。以下この表において同じ	街化区域農地(同項に規定する市街化区	つた価格に比準する価格、当該土地で市	度分の固定資産税の課税標準の基礎とな	その状況が類似する宅地に係る今和四年	じ。)であるものにあつては当該土地と	区域農地をいう。以下この表において同	十九条の二第一項に規定する通常市街化	当該土地で通常市街化区域農地(附則第	価格

掲げる土地

の固定資産税の課税標準の基礎となつた 当該土地に類似する農地に係る同年度分 項の表」という

域農地をいう。

以外の農地となつたものにあつては

街化区域農地

(同項に規定する市街化区 以下この表において同じ

つた価格に比準する価格、

当該土地で市

)の第三号に

において「第

条の二第一項の

度分の固定資産税の課税標準の基礎とな その状況が類似する宅地に係る令和七年

(以下この表

れた附則第十七 より読み替えら 第七項の規定に の二第六項又は

	土地	第六号に掲げる	三 第一項の表の							土地	第五号に掲げる	二第一項の表の	
	度	八年	令和							度	八年	令 和	
た価格に比準する価格	分の固定資産税の課税標準の基礎となつ	の状況が類似する宅地に係る令和七年度	通常市街化区域農地である当該土地とそ	比準する価格	資産税の課税標準の基礎となつた価格に	地に類似する農地に係る同年度分の固定	外の農地となつたものにあつては当該土	する価格、当該土地で市街化区域農地以	税の課税標準の基礎となつた価格に比準	する宅地に係る令和七年度分の固定資産	のにあつては当該土地とその状況が類似	当該土地で通常市街化区域農地であるも	価格に比準する価格
	土地	第六号に掲げる	三 第一項の表の							土地	第五号に掲げる	二 第一項の表の	

令 和

価

格に比準する価

五年

度

する価格、

当該土地で市街化区域農地以

税の課税標準の基礎となつた価格に比準 する宅地に係る令和四年度分の固定資産 のにあつては当該土地とその状況が類似 当該土地で通常市街化区域農地であるも

適用を受ける土地に対して課する令和八年度分の固定資産税に限り、 項 百 の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の 九条第 和八年度分の固定資産税について附則第十九条の二第六項又は第七 項の表は、 次のとおり読み替えるものとする。 第

6

土

0) 区

分

年度 令 和

価

格

附則第十九条

八年 度

税

第七項の規定に の二第六項又は

より読み替えら

より読み替えられた附則第十七条の二第 第十九条の二第六項又は第七項の規定に 当該土地に係る令和七年度分の固定資産 の課税標準の基礎となつた価格を附則 6 四百九条第一項の表は、 適用を受ける土地に対して課する今和五年度分の固定資産税に限り、 項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一 土 令和五年度分の固定資産税について附則第十九条の二第六項又は第七 より読み替えら 第七項の規定に の二第六項又は 附則第十九条 地 \mathcal{O} 区 分 五年 令 和 年度 度 次のとおり読み替えるものとする。 より読み替えられた附則第十七条の二第 第十九条の二第六項又は第七項の規定に 税の課税標準の基礎となつた価格を附則 当該土地に係る令和四年度分の固定資産 価 格 項の規定の 第

令和

比準する価格

資産税の課税標準の基礎となつた価格に

地に類似する農地に係る同年度分の固定 外の農地となつたものにあつては当該土

五年

の状況が類似する宅地に係る令和四年度 通常市街化区域農地である当該土地とそ

度

分

の固定資産税の課税標準の基礎となつ

た価格に比準する価

格

								土地	第三号	三第一	土地	第二号	二第一	掲げる土地	。	項の表	におい	表 (以	条の二	れた附
									第三号に掲げる	項の表の		第二号に掲げる	第一項の表の	土地	の第一号に	項の表」という	において「第一	表(以下この表	条の二第一項の	れた附則第十七
								度	八年	令和	度	八年	令和							
産税の課税標準の基礎となつた価格を修に類似する農地に係る同年度分の固定資	の農地となつたものにあつては当該土地いう。以下この表において同じ。)以外	農地(同項に規定する市街化区域農地を	に比準する価格、当該土地で市街化区域	つた価格を修正基準により修正した価格	度分の固定資産税の課税標準の基礎とな	その状況が類似する宅地に係る令和七年	じ。)であるものにあつては当該土地と	区域農地をいう。以下この表において同	十九条の二第一項に規定する通常市街化	当該土地で通常市街化区域農地(附則第	基準により修正した価格	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和七年度分の固定資産					正した価格	おいて「修正基準」という。)により修	一項に規定する修正基準(以下この表に
								+	笙	\equiv		hohe:	$\stackrel{-}{-}$	1 =	0				Fr.	
								土地	第三号に掲げる	第一項の表の	土地	第二号に掲げる	第一項の表の	掲げる土地)の第一号に	項の表」という	において「第一	表(以下この表	条の二第一項の	れた附則第十七
								地	第三号に掲げる 五年	の表	土地	第二号に掲げる 五年	第一項の表の一令和	掲げる土地		項の表」という		(以下こ	の二第一	れた附則第十七

8 7 される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(六 五. 兀 附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用 略 土地 土地 土地 第六号に掲げる 第五号に掲げる 第四号に掲げる 第 第 第 項の表の 項 項 \hat{O} 0 表の 表の 八年 八年 八 年 令和 令 和 度 令和 度 度 た価格を修正基準により修正した価格に 分の固定資産税の課税標準の基礎となつ の状況が類似する宅地に係る令和七年度 により修正した価格に比準する価格 する農地に係る同年度分の固定資産税の となつたものにあつては当該土地に類似 基準により修正した価格に比準する価格 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 する宅地に係る令和七年度分の固定資産 のにあつては当該土地とその状況が類似 当該土地で通常市街化区域農地であるも 基準により修正した価 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 当 格 正 比準する価格 通常市街化区域農地である当該土地とそ 課税標準の基礎となつた価格を修正基準 当該土地で市街化区域農地以外の農地 該土地に係る令和七年度分の固定資産 基準により修正した価格に比準する価 8 7 される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地 六 五. 兀 附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用 略 土地 土地 第六号に掲げる 土地 第五号に掲げる 第四号に掲げる 第 第 第 項の 項の表の 項の表の 表の 五年 令和 五年 度 五年 令 和 令和 度 度 比準する価格 た価格を修正基準により修正した価格に 分の固定資産税の課税標準の基礎となつ の状況が類似する宅地に係る令和四年度 通常市街化区域農地である当該土地とそ により修正した価格に比準する価格 課税標準の基礎となつた価格を修正基準 する農地に係る同年度分の固定資産税の となつたものにあつては当該土地に類似 基準により修正した価格に比準する価格 税の課税標準の基礎となつた価格を修 する宅地に係る令和四年度分の固定資産 のにあつては当該土地とその状況が類似 当該土地で通常市街化区域農地であるも 基準により修正した価 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 当 格 正基準により修正した価格に比準する価 当該土地で市街化区域農地以外の農地 該土地に係る令和四年度分の固定資産 Ē

おり読み替えるものとする。は令和八年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のと至つた場合における当該土地を除く。)に対して課する令和七年度分又至の大場合における当該土地を除く。)に対して課する令和七年度分又

は令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のと至つた場合における当該土地を除く。) に対して課する令和四年度分又合和五年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに

おり読み替えるものとする。

	土地の区分	年度	(
の固定資産	一附則第十九条	令和	当該土地に係る合和三年度分の固定資産
価格を附則	の二の二第四項	四年	税の課税標準の基礎となつた価格を附則
第五項の規	又は第五項の規	度	第十九条の二の二第四項又は第五項
第十七条の	定により読み替		定により読み替えられた附則第十七条
(以下この	えられた附則第		二第一項に規定する修正基準(以下この
う。) によ	十七条の二第一		表において「修正基準」という。)によ
	項の表(以下こ		り修正した価格
	の表において「		
	第一項の表」と		
	いう。)の第一		
	号に掲げる土地		
街化区域農	二第一項の表の	令和	当該土地で田園住居地域内市街化区域農
に規定する	第二号に掲げる	四年	地(附則第十九条の二第一項に規定する
地をいう。	土地	度	田園住居地域内市街化区域農地をいう。
であるもの			以下この表において同じ。)であるも
況が類似す			にあつては当該土地とその状況が類似
固定資産税			る宅地に係る合和三年度分の固定資産税
格を修正基			一の課税標準の基礎となつた価格を修正基

内市街化区域農地固定資産評価基準によした価格に比準する価格を田園住居地域			に よ 域	内市街化区域農地固定資産評価基準によした価格に比準する価格を田園住居地域		
基礎となつた価格を修正基準により修正			修正	基礎となつた価格を修正基準により修正		
令和三年度分の固定資産税の課税標準の	度	土地	準の	令和六年度分の固定資産税の課税標準の	度	土地
該土地とその状況が類似する宅地に係る	四年	第四号に掲げる	係る	該土地とその状況が類似する宅地に係る	七年	第四号に掲げる
田園住居地域内市街化区域農地である当	令和	四第一項の表の	る当	田園住居地域内市街化区域農地であ	令和	四 第一項の表の
価格に比準する価格				価格に比準する価格		
の固定資産税の課税標準の基礎となつた			つた	の固定資産税の課税標準の基礎となつた		
表において同じ。)に係る令和四年度分	度	土地	度分	表において同じ。)に係る令和七年度分	度	土地
号に規定する類似土地をいう。以下この	五年	第三号に掲げる	この	号に規定する類似土地をいう。以下この	八年	第三号に掲げる
当該土地の類似土地(附則第十七条第七	令和	三 第一項の表の	第七	当該土地の類似土地(附則第十七条第七	令和	三 第一項の表の
に比準する価格				に比準する価格		
つた価格を修正基準により修正した価格			価 格	つた価格を修正基準により修正した価格		
度分の固定資産税の課税標準の基礎とな			とな	度分の固定資産税の課税標準の基礎とな		
ては当該土地に類似する農地に係る同年			年	ては当該土地に類似する農地に係る同年		
いう。)以外の農地となつたものにあつ			あつ	いう。)以外の農地となつたものにあ		
農地(同項に規定する市街化区域農地を			地を	農地(同項に規定する市街化区域農地を		
り補正した価格、当該土地で市街化区域			区域	り補正した価格、当該土地で市街化区		
農地固定資産評価基準」という。)によ			によ	農地固定資産評価基準」という。)		
表において「田園住居地域内市街化区域			区域	表において「田園住居地域内市街化区域		
化区域農地に係る部分に限る。以下この			この	化区域農地に係る部分に限る。以下この		
固定資産評価基準(田園住居地域内市街			市 街	固定資産評価基準(田園住居地域内市街		
準により修正した価格に比準する価格を			格 を 	準により修正した価格に比準する価格を		

価格に比準する価格	度	
の固定資産税の課税標準の基礎となつた	八年	第五号に掲げる
当該土地の類似土地に係る令和七年度分	令 和	五 第一項の表の
り補正した価格		

、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。 定の適用を受ける土地に対して課する令和八年度分の固定資産税に限り 第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規 9 令和八年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第四項又は 9

土地	第二号に掲げる	二 第一項の表の	号に掲げる土地	いう。)の第一	第一項の表」と	の表において「	項の表(以下こ	十七条の二第一	えられた附則第	定により読み替	又は第五項の規	の二の二第四項	一附則第十九条	土地の区分	
度	八年	令和									度	八年	令和	年度	
基準により修正した価格	税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和七年度分の固定資産					り修正した価格	表において「修正基準」という。)によ	二第一項に規定する修正基準(以下この	定により読み替えられた附則第十七条の	第十九条の二の二第四項又は第五項の規	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	価格	

		り補正した価格
五 第一項の表の	令和	当該土地の類似土地に係る令和四年度は
第五号に掲げる	五年	の固定資産税の課税標準の基礎となつた
土地	度	価格に比準する価格

、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規係の工の固定資産税について附則第十九条の二の二第四項又は

土地第二号に掲げる	二第一項の表の	号に掲げる土地	いう。)の第一	第一項の表」と	の表において「	項の表(以下こ	十七条の二第一	えられた附則第	定により読み替	又は第五項の規	の二の二第四項	一附則第十九条	土地の区分
度 五年	令 和									度	五年	令 和	年度
基準により修正した価格税の課税標準の基礎となつた価格を修正	当該土地に係る令和四年度分の固定資産					り修正した価格	表において「修正基準」という。)によ	二第一項に規定する修正基準(以下この	定により読み替えられた附則第十七条の	第十九条の二の二第四項又は第五項の規	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和四年度分の固定資産	価格

準する価格		
価格を修正基準により修正した価格に比	度	土地
の固定資産税の課税標準の基礎となつた	八年	第五号に掲げる
当該土地の類似土地に係る令和七年度分	令和	五 第一項の表の
基準により修正した価格	度	土地
税の課税標準の基礎となつた価格を修正	八年	第四号に掲げる
当該土地に係る令和七年度分の固定資産	令和	四 第一項の表の
準する価格		
価格を修正基準により修正した価格に比		
の固定資産税の課税標準の基礎となつた		
表において同じ。)に係る令和七年度分	度	土地
号に規定する類似土地をいう。以下この	八年	第三号に掲げる
当該土地の類似土地(附則第十七条第七	令 和	三 第一項の表の

兀

第

項の表の

令 和

準する価格

価格を修正基準により修正した価格に比 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 第三号に掲げる

五年 令 和

号に規定する類似土地をいう。

以下この

度

表において同じ。)に係る令和四年度分

第一項の表の

当該土地の類似土地

(附則第十七条第七

第四号に掲げる

五年

税の課税標準の基礎となつた価格を修正 当該土地に係る令和四年度分の固定資産

度

基準により修正した価

五.

第一項の表の

当該土地の類似土地に係る令和四年度分

第五号に掲げる

五年 令和

度

価格を修正基準により修正した価格に比 の固定資産税の課税標準の基礎となつた

準する価

10 される附則第十七条の二 る令和八年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、 附則第十九条の二の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用 |第二項の規定の適用を受ける土地に対して課す 次のと

おり読み替えるものとする。

土

地 0) 区 分

価

格

の二の二第六項 又は第七項の規

八年

度

田 地

以下この表において同じ。

にあつては当該土地とその状況が類似す

えられた附則第

にあつては当該土地とその状況が類似す

附則第十九条

令 和 年度

えられた附則第 定により読み替

> 当該土地で田園住居地域内市街化区域農 .園住居地域内市街化区域農地をいう。 (附則第十九条の二第一項に規定する) であるもの 10 おり読み替えるものとする。 る令和五年度分の固定資産税に限り、 される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課す 土 附則第十九条の二の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用 定により読み替 又は第七項の規 の二の二第六項 附則第十九条 地 0) 区 分 五年 令 和 年度 度 以下この表において同じ。 田 地 当該土地で田園住居地域内市街化区域農 園住居地域内市街化区域農地をいう。 (附則第十九条の二第一項に規定する 第四百九条第一項の表は、 価) であるもの 格 次のと

定資産税の課税標準の基礎となつた価格		定資産税の課税標準の基礎となつた価格	
土地に類似する農地に係る同年度分の固		土地に類似する農地に係る同年度分の固	
以外の農地となつたものにあつては当該		以外の農地となつたものにあつては当該	
正した価格、当該土地で市街化区域農地		正した価格、当該土地で市街化区域農地	
街化区域農地固定資産評価基準により補		街化区域農地固定資産評価基準により補	
価格に比準する価格を田園住居地域内市		価格に比準する価格を田園住居地域内市	
の固定資産税の課税標準の基礎となつた		の固定資産税の課税標準の基礎となつた	
度 状況が類似する宅地に係る令和四年度分	土地	度 状況が類似する宅地に係る令和七年度分	土地
五年 地であるものにあつては当該土地とその	第五号に掲げる	八年 地であるものにあつては当該土地とその	第五号に掲げる
令和 当該土地で田園住居地域内市街化区域農	二第一項の表の	令和 当該土地で田園住居地域内市街化区域農	二第一項の表の
価格に比準する価格		価格に比準する価格	
の固定資産税の課税標準の基礎となつた		の固定資産税の課税標準の基礎となつた	
当該土地に類似する農地に係る同年度分		当該土地に類似する農地に係る同年度分	
。)以外の農地となつたものにあつては		。)以外の農地となつたものにあつては	
域農地をいう。以下この表において同じ		域農地をいう。以下この表において同じ	
街化区域農地(同項に規定する市街化区		街化区域農地(同項に規定する市街化区	
。)により補正した価格、当該土地で市		。)により補正した価格、当該土地で市	
街化区域農地固定資産評価基準」という	号に掲げる土地	街化区域農地固定資産評価基準」という	号に掲げる土地
以下この表において「田園住居地域内市	いう。)の第三	以下この表において「田園住居地域内市	いう。)の第三
域内市街化区域農地に係る部分に限る。	第一項の表」と	域内市街化区域農地に係る部分に限る。	第一項の表」と
る価格を固定資産評価基準(田園住居地	の表において「	る価格を固定資産評価基準(田園住居地	の表において「
の課税標準の基礎となつた価格に比準す	項の表(以下こ	の課税標準の基礎となつた価格に比準す	項の表(以下こ
る宅地に係る令和四年度分の固定資産税	十七条の二第一	る宅地に係る令和七年度分の固定資産税	十七条の二第一

規	七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規	読み替	第七項の規定により	
は	令和八年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第六項又は	定資産		11
	基準により補正した価格			
	住居地域内市街化区域農地固定資産評価			
	基礎となつた価格に比準する価格を田園			
	令和七年度分の固定資産税の課税標準の	度	土地	
	該土地とその状況が類似する宅地に係る	八年	第六号に掲げる	
	田園住居地域内市街化区域農地である当	令和	三第一項の表の	
	に比準する価格			

定の適用を受 第四百九条

又は第七項の規	の二の二第六項	附則第十九条	土地の区分	第四百九条第一項	の適用を受ける土地	七項の規定により
度	八年	令和	年度	の表は、	地に対	一語み程
第十九条の二の二第六項又は第七項の規	税の課税標準の基礎となつた価格を附則	当該土地に係る令和七年度分の固定資産	価格	、次のとおり読み替えるものとする。	で記で課する 令和八年度分の固定資産税に限り	えて
				`	定	第
又は第七項の規	の二の二第六項	一附則第十九条	土地の区分	第四百九条第一項	の適用を受ける土	て七項の規定により記
度	五年	令和	年度	の表け	地に対	一部みを

土

、第四百九条第一項の表は、	定の適用を受ける土地に	第七項の規定により読み	11 令和五年度分の固定資				土地	第六号に掲げる 五年	三 第一項の表の 令和	
6、 次のとおり読み替えるものとする。	適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り	項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規	五年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第六項又は	基準により補正した価格	住居地域内市街化区域農地固定資産評価	基礎となつた価格に比準する価格を田園	令和四年度分の固定資産税の課税標準の	該土地とその状況が類似する宅地に係る	田園住居地域内市街化区域農地である当	に上述って作材

		号に掲げる土地
		いう。)の第一
		第一項の表」と
		の表において「
り修正した価格		項の表(以下こ
表において「修正基準」という。)によ		十七条の二第一
二第一項に規定する修正基準(以下この		えられた附則第
定により読み替えられた附則第十七条の		定により読み替
第十九条の二の二第六項又は第七項の	度	又は第七項の規
税の課税標準の基礎となつた価格を附	五年	の二の二第六項
当該土地に係る令和四年度分の固定資産	令和	一附則第十九条
価格	年度	土地の区分

号に掲げる土地

いう。)の第一 第一項の表」と の表において 項の表(以下こ

り修正した価格

十七条の二第一 えられた附則第

二第一項に規定する修正基準(以下この

定により読み替えられた附則第十七条の

表において「修正基準」という。)によ

定により読み替

格			格	
正基準により修正した価格に比準する価			正基準により修正した価格に比準する価	
産税の課税標準の基礎となつた価格を修			産税の課税標準の基礎となつた価格を修	
に類似する農地に係る同年度分の固定資			に類似する農地に係る同年度分の固定資	
の農地となつたものにあつては当該土地			の農地となつたものにあつては当該土地	
いう。以下この表において同じ。)以外			いう。以下この表において同じ。)以外	
農地(同項に規定する市街化区域農地を			農地(同項に規定する市街化区域農地を	
り補正した価格、当該土地で市街化区域			り補正した価格、当該土地で市街化区域	
農地固定資産評価基準」という。)によ			農地固定資産評価基準」という。)によ	
表において「田園住居地域内市街化区域			表において「田園住居地域内市街化区域	
化区域農地に係る部分に限る。以下この			化区域農地に係る部分に限る。以下この	
固定資産評価基準(田園住居地域内市街			固定資産評価基準(田園住居地域内市街	
準により修正した価格に比準する価格を			準により修正した価格に比準する価格を	
の課税標準の基礎となつた価格を修正基			の課税標準の基礎となつた価格を修正基	
る宅地に係る令和四年度分の固定資産税			る宅地に係る令和七年度分の固定資産税	
にあつては当該土地とその状況が類似す			にあつては当該土地とその状況が類似す	
以下この表において同じ。)であるもの			以下この表において同じ。)であるもの	
田園住居地域内市街化区域農地をいう。	度	土地	度 田園住居地域内市街化区域農地をいう。	土地
地(附則第十九条の二第一項に規定する	五年	第三号に掲げる	八年 地(附則第十九条の二第一項に規定する	第三号に掲げる
当該土地で田園住居地域内市街化区域農	の令和	三第一項の表の	令和 当該土地で田園住居地域内市街化区域農	三 第一項の表の
基準により修正した価格	度	土地	度 基準により修正した価格	土地
税の課税標準の基礎となつた価格を修正	五年	第二号に掲げる	八年 税の課税標準の基礎となつた価格を修正	第二号に掲げる
当該土地に係る令和四年度分の固定資産	令和	二 第一項の表の	令和 当該土地に係る令和七年度分の固定資産	二第一項の表の

	•		ļ			
り補正した価格				り補正した価格		
内市街化区域農地固定資産評価基準によ				内市街化区域農地固定資産評価基準によ		
した価格に比準する価格を田園住居地域				した価格に比準する価格を田園住居地域		
基礎となつた価格を修正基準により修正				基礎となつた価格を修正基準により修正		
令和四年度分の固定資産税の課税標準の	度	土地		令和七年度分の固定資産税の課税標準の	度	土地
該土地とその状況が類似する宅地に係る	五年	第六号に掲げる		- 該土地とその状況が類似する宅地に係る	八年	第六号に掲げる
田園住居地域内市街化区域農地である当	令和	六第一項の表の		田園住居地域内市街化区域農地である当	令和	六 第一項の表の
準により修正した価格に比準する価格				準により修正した価格に比準する価格		
の課税標準の基礎となつた価格を修正基				の課税標準の基礎となつた価格を修正基		
似する農地に係る同年度分の固定資産税				似する農地に係る同年度分の固定資産税		
地となつたものにあつては当該土地に類				地となつたものにあつては当該土地に類		
格、当該土地で市街化区域農地以外の農				格、当該土地で市街化区域農地以外の農		
農地固定資産評価基準により補正した価				農地固定資産評価基準により補正した価		
準する価格を田園住居地域内市街化区域				準する価格を田園住居地域内市街化区域		
価格を修正基準により修正した価格に比				価格を修正基準により修正した価格に比		
の固定資産税の課税標準の基礎となつた				の固定資産税の課税標準の基礎となつた		
状況が類似する宅地に係る令和四年度分	度	土地		状況が類似する宅地に係る令和七年度分	度	土地
地であるものにあつては当該土地とその	五年	第五号に掲げる		地であるものにあつては当該土地とその	八年	第五号に掲げる
当該土地で田園住居地域内市街化区域農	令和	五第一項の表の		当該土地で田園住居地域内市街化区域農	令和	五 第一項の表の
基準により修正した価格	度	土地		基準により修正した価格	度	土地
税の課税標準の基礎となつた価格を修正	五年	第四号に掲げる		税の課税標準の基礎となつた価格を修正	八年	第四号に掲げる
当該土地に係る令和四年度分の固定資産	令和	四 第一項の表の		当該土地に係る令和七年度分の固定資産	令和	四 第一項の表の

(免税点の適用及び納税通知書の記載に関する特例)

第二十三条 年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 同 九条の三 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、 象市街化区域農地」 附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地 を受ける宅地等 百六十四条第一 第三百五十一条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額及び第三 区域農地 の適用を受ける土地又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化 項の規定の適用を受ける農地 条第三項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。 の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一 (附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除 附則第十八条、 一項に規定する土地の価額は、 (以下「調整対象宅地等」という。 という。 第十九条第一項若しくは第十九条の四の規定)についてはこれらの規定に規定する当)に係る各年度分の固定資産税に限 (以 下 「調整対象農地」という。 附則第十八条の規定の適用 附則第十九条第 (以下 規定するその 附則第十 「調整 又は b, 項 該 対

(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例)

第二十四条 帳等に登録された価格等の修正が行われたことにより、 対象宅地等、 資産税に限り、 用を受ける土地に係る令和六年度から令和 百十九条第二項又は第四百三十五条第一項の規定によつて土地課税台 附則第十八条、 調整対象農地又は調整対象市街化区域農地については、 第四百二十条又は第四百三十五条第二項の規定は、 第十九条第一 項又は第十九条の四の規定 八年度までの各年度分の 当該調整対象宅 調整 固定 の適 第

(免税点の適用及び納税通知書の記載に関する特例)

第二十三条 年度分の課税標準となるべき額によるものとする 同条第三項において準用する場合を含む。 九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、 象市街化区域農地」 附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地 を受ける宅地等 百六十四条第二項に規定する土地の価額は、 第三百五十一条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額及び第三 区域農地 の適用を受ける土地又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける市 項の規定の適用を受ける農地 以下この条において同じ。 (附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地 附則第十八条、 (以下「調整対象宅地等」という。 という。 第十九条第一項若しくは第十九条の についてはこれらの規定に規定する当 (以 下 に係る各年度分の固定資産税に限 「調整対象農地」という。)又は第四項に規定するその 附則第十八条の規定の 附則第十 (以 下 兀 附則第十 -九条第 調 0) 項 又は 適用 を除 規 街 定 化

(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例)

第二十四条 帳等に登録された価格等の修正が行われたことにより、 四百十九条第一 対象宅地等、 資産税に限り、 用を受ける土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の 附則第十八条、 調整対象農地又は調整対象市街化区域農地については、 二項又は第四百三十五条第 第四百二十条又は第四百三十五条第1 第十九条第一項又は第十九条の四の 一項の規定によつて土地課 一項の規定は 当該調整対象宅 規 定 税台 調 固 0) 第 整 定 適

農地調整固定資産税額に変動がある場合を除き、適用しない。 高業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額若しくは市街化区域の場合では当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域の場合では当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地が附則第十八条、地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地が附則第十八条、

の申出の特例)(令和三年度における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査

第二十四条の二

令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一

項

る。 書の交付を受けた日後十五月を経過する日まで」と読み替えるものとす 地に対して課する同年度分の固定資産税に限り して百分の百が定められている場合に限る。 十一条の 第十九条第 「日まで」 一第 とあるのは 項 項、 第 第十九条の三第四 号口 (同号口 日まで及び令和四年四月 の規定に基づく条例で定める割合と 項 第十九条の四 の規定の適用を受ける土 第四百三十二条第一 日から 第 項又は)納税通 第一 項 知

市計画税の特例)(宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都

宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該第二十五条 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都

市計画税の特例) (宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都)

宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該第二十五条 宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都

を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率き価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第七百二条の三準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ

を加算した額

た額

を乗じて得

地 0 れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分 十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、 1 (以下この 都市 7 て第三百 等調整都市 「宅地等調整都市計画税額」 計画 条 税 四十九条の三 計 の課税標準となるべき額とした場合における都市計 附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第 画税額とする (第十八項を除く。 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税に という。)を超える場合には、)又は附則第十五条から第 当該額にこ 当該宅 項にお 画 [税額 0

2 る都市計画税額を超える場合には、 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ 五. 資産税について第三百四十九条の三 までの き価格に十分の六を乗じて得た額 額が、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは 各年度分の宅地等調整都市計画税額は、 0 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる 規定の適用を受ける商業地等に係る令 前項の規定にかかわらず、 (当該商業地等が当該年度分の (第十八項を除く。 当該宅地等調整都市 和 六年度 を当該商業地等に から令 又は附則第十 当該都市 和 年度 固 計 定 画

> 準額に、 き価格 地等調整都市計画税額とする。 い 0) れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、 いて第三百四十九条の三(第十八項を除く。 都市計画 た額を加算した額 係る令和四年度分の都市計画税にあつては を乗じて得た額。 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 (以下この条、 て 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市 宅 (当該宅地等が当該年度分の都市 地等調整都市計画税額」 .税の課税標準額) 当該宅地等に係る当該年度分の都市計 附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二 以下この条において同じ。 (令和三年度分の都市計画税にあつては (当該宅地等が当該年度分の固定資産税に という。 計画税について第七百二条の三)を超える場合には、)に百分の 当該価格に同条に定める率)又は附則第十五条から第 百分の二・ 三画税の課税標準となるべ 五 五. 第 (商業地 当 前年度分の を乗じて得 「該額にこ 計 当該宅 年度 項 画 にお 等に 税 額

2 税額が、 度分 る都市計画税額を超える場合には、 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に 五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは 資産税について第三百四十九条の三 べき価格に十分の六を乗じて得た額 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 前 項 0 当該商業地等に係る当該年度分の都市 規定の適用を受ける商業地等に係る令 の宅地等調整都市計画税額は、 前項の規定にかかわらず、 (当該商業地等が当該年度分の (第十八項を除く。 当該宅地等調整都市 計 和 画税の課税標準となる 兀 年度 を当該商業地 父分及び 又は附 当該都 令 則 和 等に おけ 第十 固 計 五年 市

計画税額とする。

3 税額が、 税額とする。 画 年度分の 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、 税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。 き価格に十分の二を乗じて得た額 までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、 税額に満たな 項 都市 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年 計 画税の課税標準となるべき額とした場合における都市 場合には、 第一 項の規定にかかわらず、 (当該宅地等が当該年度分の固定資産 を当該宅地等に係る当該 当該宅地等調整都市 又は附則第十五条 当該都市 当該 計 計 度 画 計 画 3

4 得た額) 二十七条の四 るべき額とした場合における都市計画税額 地等であるときは、 当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 都 画 七 市 税 以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以上○ 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業 0 計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 領は、 を当該商業地等に係る当該年度分の 第一 0 第一 項の規定にかかわらず、 当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて 項において 「商業地等据置都市計画税額」 当該商業地等の当該年度 (附則第二十七条の四及び第 都市計画税の課税標準とな (第十八項を除く (当該商業地等が という 都市 分 計

計画税額とする。

年度分の 税額が、 度分 税額とする。 画税額に満たない 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、 税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。 き価格に十分の二を乗じて得た額 第 項 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都 当該宅地等に係る当該年度分の都市計 の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令 の宅地等調整都市計画税額は、 場合には、 第一項の規定にかかわらず、 (当該宅地等が当該年度分の固定資 を当該宅地等に係る当 当該宅地等調整都市 三画税の課税標準となるべ 又は附則第十五 当該都市 和 当 市 計 計 五. 該 該 年 画

得た額) 画税の 二十七条の四 るべき額とした場合における都市計画税額 地等であるときは、 当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以 とする。 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業)額は、 を当該商業地等に係る当該年度分の 第一 \mathcal{O} 項の規定にかかわらず、 第一 当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて 項において 「商業地等据置都市計画税額」 当該商業地等の当該年度 (附則第1 都市計 画税の課税標準とな 一十七条の四 (第十八項を除く (当該商業地]及び第 という 上〇 都 等が 分 市

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・七を超える

5

とする

商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・七を超える

4

た額) 十七条の る商業地等であるときは、 を除く。 地 計 は、 ものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市 画税の とする。 き額とした場合における都市計画税額 等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる 一項の規定にかかわらず、 兀)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受け 課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額 0) 第 項において 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得 「商業地等調整都市計画税額」という。 当該商業地等に係る当該年度分の (附則第二十七条の四及び第二 計画 (第十八項 (当該商業 税 都 0 市 額

6 略

第二十五条の三 ち、 日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に の基礎となつた価格に、 該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準 第六号に規定する前年度課税標準額は、 掲げる宅地等に該当したもの 等に該当するもの 八条第六項第 八年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地 |該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下 に係る当該各年度分の都市計画税については、 一号から第三号までに掲げる宅地等で令和六年度から令和 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十 (第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。 当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦 (以下この項において「用途変更宅地等」 同号ロの規定にかかわらず、 附則第十七条) のう 課期 -欄に 当

> た額) 十七条の四 べき額とした場合における都市計画税額 る商業地等であるときは、 を除く。 地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額 は、 ものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市 とする。 第 を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 一項の規定にかかわらず、)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受け <u>の</u> 第 項において 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得 「商業地等調整都市計画税額」という。 当該商業地等に係る当該年度 (附則第二十七条の四及び第三 一画税の課税標準となる 計画 (第十八項 当 分のの ⋾該商業 税 都 0) 市 額

6 略

第二十五条の三 ち 日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に の基礎となつた価格に、 該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の 第六号に規定する前年度課税標準額は、 という。)に係る当該各年度分の都市計画税については、 掲げる宅地等に該当したもの 等に該当するもの 五年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅 八条第六項第 当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下 一号から第三号までに掲げる宅地等で令和三年度から令 附則第二十五条第六項において読み替えられた附 (第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。 当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦 (以下この項において「用途変更宅地 同号ロの規定にかかわらず、 附則第十七 課) のう 税 則 課期 標準 欄に 第 当 条 地

得た額とする。

(係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定る財産用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係課されたもの(以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という得た額とする。

略

区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 1 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の

一 令和六年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百宅地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつたイ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途

に定める率を乗じて得た額

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)和六年改正前の地方税法常定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税の課税標準となり、1000円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法附近の100円の地方税法

得た額とする。

(保る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定る財産用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係課されたもの(以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という得た額とする。

略

区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の

一令和三年度次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

に定める率を乗じて得た額)
二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条
一条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条
で地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた

ては附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地 一令和二年度分の都市計画税について一令和二年度分の都市計画税について一会 の本を観(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税の課税標準となるでき額(当該特定用途で地等が同年度分の都市計画税の課税標準となるでき額(当該特定用途では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円での規定の適用を受ける土地では、1000円では、10000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、10

であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

二 令和七年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

に定める率を乗じて得た額) これの三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条 「条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条 「一年の一年」の国定資産税の課税標準の基礎となつた 「中に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等」当該特定用途

地等が同年度分の固定資産税について 第る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する和六年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用

口

れらの規定に定める率で除して得た額) 五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこ三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十

三 令和八年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

ロ 令和七年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用

令和四年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定めるであるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

額

イ

和らの規定に定める率で除して得た額) や和三年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第地等が同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅が同年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用

三 令和五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

ロ 令和四年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用

五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこ三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十地等が同年度分の固定資産税について 第 第 第 を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定す

3

れらの規定に定める率で除して得た額

いう。 類似用途変更宅地等に係る令和六年度分の都市計画税にあつては第 号に規定する比準課税標準額は、 れぞれ同 八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するも 途変更宅地等」という。)又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和 掲げる宅地等に該当したもの 日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等 当したもの 五. 上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和 二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る賦課期日において第一項の表 「令和八年度類似用途変更宅地等」という。)に係る附則第十七条第七 のうち当該宅地等の類似土地が令和七年度に係る賦課期日においてそ 類似土地が令和六年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に 年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第 ・表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの 同条第六項第三号に掲げる宅地等で令和七年度に係る賦課期 (以下この項において「令和六年度類似用途変更宅地等」 (以下この項において 同号の規定にかかわらず、 (以下この項において 「令和七年度類似用 令和六年度 一号 لح 0 3

に掲げる額

令和七年度類似用途変更宅地等に係る令和七年度分の都市

れらの規定に定める率で除して得た額)

工条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこ
三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十
三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十
三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十
三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十

に掲げる額 類似用途変更宅地等に係る令和 号に規定する比準課税標準額は、 れぞれ同 ののうち当該宅地等の類似土地が令和四年度に係る賦課期日においてそ 五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するも 途変更宅地等」という。)又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和 掲げる宅地等に該当したもの の類似土地が令和三年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の 日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅 いう。)、 当したもの 上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似 二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期日において第一 二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該 「令和五年度類似用途変更宅地等」という。)に係る附則第十七条第七 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項 表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの 同条第六項第三号に掲げる宅地等で令和四年度に係る賦 (以下この項において 令和四年度類似用途変更宅地等に係る令和四年度分の (以下この項において 二年度分の都市計画税にあつては第 同号の規定にかかわらず、 「令和二 一年度類似用途変更宅地 (以下この 「令和四年 令和三年度 頃に 土地が令 項の 度 において 類似用 等 下 都 -欄に 地等 課期 表 لح 和

係る令和八年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。計画税にあつては第二号に掲げる額、令和八年度類似用途変更宅地等に

度類似 もの に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ 所在したものに係る令和五年度類似課税標準額の総額を当該令和五年 宅地等」 日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課され 該当した第一 令和六年度類似用途変更宅地等が令和六年度に係る賦課期日におい 0 に価格の 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和六年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和五年度分 (以下この号及び次項第一号において .特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町 という。) 総額で除して得た数値を乗じて得た額 項の表の上欄に掲げる宅地等に令和五年度に係る賦課期 で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に 「令和五年度類似特定用 当該 村内 た て 途

に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ 度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町 所在したものに係る令和六年度類似課税標準額の総額を当該令和六年 宅地等」という。 日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課され 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和六年度に係る賦 令和七 0 当該令和七年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和六年度分 固定資産 (以下この号及び次項第二号において 年度類似用途変更宅地等が令和七年度に係る賦課期日において 税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、)で同年度に係る賦課期日において当該市町 「令和六年度類似特定用途 行村内に 村内 課期 当該

係る令和五年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。計画税にあつては第二号に掲げる額、令和五年度類似用途変更宅地等に

度類似 もの 所在したものに係る令和二年度類似課税標準額の総額を当該令和二年 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和二年度に係る賦課期 0 た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額 に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな 宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町 日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課され 令和三年度類似用途変更宅地等が令和三年度に係る賦課期日におい 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和二年 (以下この号及び次項第一号において .特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市 「令和二年度類似特定用 町 村 当該 内に 度分 村

もの に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和一 0 度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町 所在したものに係る合和 宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町 日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課され 令和四年度類似用途変更宅地等が令和四年度に係る賦課期日において 当該令和四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和三年度分 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 (以下この号及び次項第二号において 三年度類似課税標準額の総額を当該令和三 令和 三年度に係る賦 年度類似 特 定用 村 内に 当該 村 課 年

た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 もの た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額 に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな 度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町 所在したものに係る令和七年度類似課税標準額の総額を当該令和七年 宅地等」という。 日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課され 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和七年度に係る賦課 令和八年度類似用 0 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和八年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和七年度分 (以下この号及び次項第三号において)で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に 途変更宅地等が令和八年度に係る賦課期日において 「令和七年度類似特定用途 当該 村内 期 0

度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和五年 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和五年 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和五年 を利五年度類似特定用途宅地等以外の令和五年度類似 でれ次に定める額

ロ 令和五年度分の都市計画税について令和六年改正前の地方税法

附

の三の規定の適用を受ける土地であるときは、

当該価格に同条に定

る率を乗じて得た額

た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 令和五. もの 0 た価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額 に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ 度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町 所在したものに係る令和四年度類似課税標準額の総額を当該令和 宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町 日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課された 該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和四年度に係る賦課期 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、 当該令和五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和四 (以下この号及び次項第三号において 年度類似用途変更宅地等が令和五年度に係る賦課期日において 「令和四年度類似特定用 村内に 年度分 当該 村内 兀 年

ころによる。 4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ぞれ次に定める額 でれ次に定める額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ

イ ロに掲げる令和二年度類似特定用途宅地等に係る令和二年度類似特定用途宅地等 当該令和二年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条 度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条 の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 令和二年度分の都市計画税について令和三年改正前の地方税法附

額をこれらの規定に定める率で除して得た額) 関第二十五条の規定の適用を受ける令和五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度 当該令和五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度 別第二十五条の規定の適用を受ける令和五年度類似特定用途宅地等 則第二十五条の規定の適用を受ける令和五年度類似特定用途宅地等 則第二十五条の規定の適用を受ける令和五年度類似特定用途宅地等

□ 令和六年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定に定める を受ける令和六年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定 定資産税について 第三百四十九条の三(定資産税について 第三百四十九条の三(定資産税について 第三百四十九条の三(の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める 率で除して得た額)

> 税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条か 分の都市計画税の課税標準となるべき額 則第二十五条の規定の適用を受ける令和! 額をこれらの規定に定める率で除して得た額 ら第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは 用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前 当該令和 | 年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同 二年度類似特定用途宅 (当該令和) 一年度類 似特定 0 当該 地等 地方 年度

ぞれ次に定める額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ一 令和三年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ

マーに掲げる令和三年度類似特定用途宅地等以外の令和三年度類似 ある率を乗じて得た額) かる率を乗じて得た額) かる率を乗じて得た額) かる率を乗じて得た額) かる率を乗じて得た額)

率で除して得た額 第十八項を除く。 用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準 定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三(となるべき額 を受ける合和三年度類似特定用途宅地等 適用を受ける土地であるときは 令和! 二年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定 (当該令和 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 二年度 類似特定用 当該額をこれらの規定に定める 当該令和三年度類 途宅地等が同年度 及分の固 似特定 0 適用

マーに掲げる令和七年度類似特定用途宅地等に係る令和七年度類似特定用途宅地等。当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。 横住宅用地である部分、一般住宅用地である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定のの都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定の規定のの都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定のの都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定のの都市計画税に係る附別第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定の

率で除して得た額

5

三 令和四年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ

ぞれ次に定める額

本の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和四年度類似特定用途宅地等)が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和四年度類似特定用途宅地等以外の令和四年度類似

口 第十八項を除く。 となるべき額 用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画 率で除して得た額 の適用を受ける土地であるときは、 定資産税について合和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三(を受ける令和四年度類似特定用途宅地等 令和四年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定 (当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 当該額をこれらの規定に定める 当該令和四年度類 税 の課 似特定 0 税 適用 進

部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等で模住宅用地である部分又は非住宅用宅地等で

計画税の特例 〈農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市

第二十六条 負 度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、 率を乗じて得た額 用を受ける農地であるときは、 第十八項を除く。 額 に 計画税の額は、 ,担調整率を乗じて得た額 係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 (当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市 当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の 当該課税標準額にこれらの規定に定める に、 同 長の 当該農地の当該年 下欄に 当該農地 に掲げる 適

計画 この項において 当該農地 .税の 課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 調整都市 「農地調整都市計画税額」という。 計 画税額とする。 を当該農地に係る当該年度分の を超える場合には (以下 都市

略

2

略

第二十七条の二 定 各年度分の都市計画税の額は、 の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市 市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度まで 前条の規定により附則第十九条の三の

0

都市計画

税の課税標準額に、

額

が、

当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度

(農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の 都

市

計画税の特例

第二十六条 第十八項を除く。 この項において 計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 年度分の 負担調整率を乗じて得た額 度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、 率を乗じて得た額。 用を受ける農地であるときは、 額 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の 計画税の額は、 当該農 (当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三 (地 都市計画 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の 調整都市 当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、 「農地調整都市計画税額」という。)又は附則第十五条から第十五条の三までの .税の課税標準額) 計 以下この項において同じ。) 画税額とする。 (令和三年度分の 当該課税標準額にこれらの規定に定める を当該農地に係る当該年度分の 都市計 に、 同表の下欄に 画税にあ を超える場合には 当該農地の当 規定の 課税標準 当該農地 掲げる は (以 下 都市 該年 都 前 適

略

略

2

当該市街化区域農地に係る当該年度分の 規 画 0 第二十七条の二 税額が、 の都市計画税の課税標準額に、 定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の 各年度分の都市計画税の額は、 当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度 市街化区域農地に係る令和 当該市街化区域農地に係る当該年度分の 前条の規定により附則第十九条の三の規 一年度から令和五年度まで 都 市 計 画 0

計

て得た額を加算した額

える場合には、 街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と るときは、 十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ 定資産税について第三百四十九条の三 した場合における都市計画税額 一第 項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 当該市街化区域農地調整都市計画税額とする (以下この条及び附則第二十七条の四 (当該市街化区域農地が当 (第十八項を除く。 ¬該年度 又は附則 を当該市 分の を超 0 第 古

2 画 市 当該年度分の都 これらの規定に定める率を乗じて得た額) の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、 三百四十九条の三 じて得た額 化区域農地調整都市計画税額が、 八年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、 税 計画税額に満たない場合には、 都市計画 前 項の 額とする 規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和六年度 税 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第 の課税標準となるべき価格の三分の二の額に十分の二を乗 市計画 (第十八項を除く。 |税の 課税標準となるべき額とした場合における都 前項の規定にかかわらず、 当該市街化区域農地に係る当該年度)又は附則第十五条から第十五 を当該市街化区域農地に係る 当該都市計 当該 へから合う 当該額に 市 分 街 和 2

| 4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三

3

略

二第一 える場合には、 した場合における都市計画税額 街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ るときは、 十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ 定資産税について第三百四十九条の三 分の都市計画税の課税標準額) て得た額を加算し 都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百 項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 た額 (令和三年度分の都市計画税にあつては (以下この条及び附則第二十七条の (当該市街化区域農地が当該年度 (第十八項を除く。 分の 又は を当該 Ŧī. き 附則 分 を 前 を超 乗じ 兀 0 年 固 度 第

画 市計画税額に満たない場合には、 当該年度分の都市計画 これらの規定に定める率を乗じて得た額) の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、 三百四十九条の三(第十八項を除く。 じて得た額 の都市計画 化区域農地調整都市 和五年度分 税額とする。 前 項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和四年度 税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に十分の二を乗 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について 計画税額が、 税の課税標準となるべき額とした場合における都 の市街化区域農地調整都市計 当該市街化区域農地に係る当該年度 前項の規定にかかわらず、)又は附則第十五条から第十五 を当該市街化区域農地に i 画税額 は、 当該都市 当該 分及び 当 該 . 係る 額に 市 分

3 略

4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三

つたものとみなして、 が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であ ものに係る当該各年度分の都市計画税については、 年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当した 規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。 度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの 号までに掲げる市街 化区域農地で令和六年度から令和八年度までの各年 附則第十七条及び前三項の規定を適用する。 のうち、 当該市街化区域農 当該各年度の (次項 地 前 \hat{O}

5

5

令和八 農地」 農地に該当したものに係る令和六年度特定市街化区域農地にあつては 前 区域農地にあ 年度特定市街化区域農地にあつては令和六年度、 似 年度特定市 第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和八年度に係る賦課期日にお この項において 年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの 農地に該当するもの る市街化区域農地で令和六年度に係る賦課期日において特定市街化区域 、て特定市 六年度分 「年度に係る賦課期日」という。 土地が令 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げ という。 、年度特定市街化区域農地にあつては令和八年度分の都市計画税に 和六年度特定市街化区域農地にあつては令和五年度 街化区域農地」 街化区域農地に該当するもの 令和七年度特定市街化区域農地にあつては令和七年度分 つては令和七年度に係る賦課期日 「令和七年度特定市街化区域農地」という。)又は同 同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和 (以下この項において という。)のうち、 において特定市街化区域農地以外 (以下この項において 「令和六年度特定市街化区域 当該市街化区域農地 (以下この項において 令和八年度特定市街化 令和八 令和七 以 の類 令 条 下 七

> 規定の つたものとみなして、 が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街 ものに係る当該各年度分の都市計画税については、 年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当した 度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの 号までに掲げる市街化区域農地で令和 適用を受ける市街化区域農地を除く。 附則第十七条及び前三項の規定を適用する。 三年度 から令和五年度まで のうち、 当該市街 当該各年 化区域農地であ 化区 (次項 域 度 0) 各 農 0

農地に該当したものに係る令和 農地」 令和五年度特定市街化区域農地にあつては令和五年度分の都市計画 前年度に係る賦課期日」という。 区域農地にあつては令和四年度に係る賦課期日 年度特定市街化区域農地にあつては令和三年度 似土地が令 年度特定市 いて特定市街化区域農地に該当するもの 第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和五年度に係る賦課期日に この項において 年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの 農地に該当するもの る市街化区域農地で令和三年度に係る賦課期日において特定市街 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲 二年度分 という。 和 街化区域農地」 令和四年度特定市街化区域農地にあつては令和四 |年度特定市街化区域農地にあつては令和 「令和四年度特定市街化区域農地」 同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で (以下この項において という。 二年度特定市街 において特定市街化区域農地以外 のうち、 (以下この項におい 「令和三年度特定市街 当該市街化区域農 化 (以下この項におい 令和五年度特定市 区域農地 という。 年度、 にあ て 四年度分、 又は つては 令 地 令 化 化 (以 下 一税に 街化 区域 て 和 0) 同 区 和 和 兀 兀 域

での規定を適用する。 域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項まついては、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区

6 第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。 11 区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日にお 化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が での規定) は、 に 度軽減適用市街化区域農地のうち、 てそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であつたものとみなして、 ついて第一 令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税に限り、 令和六年 の適用を受けないものについては、 項及び第二項の規定 改正前の地方税法附則第二十七条の二第 (当該年度が令和六年度である場合に 当該各年度の前年度分の都市 当該前年度軽減適用市 項から第四 市 計 附 街 項 画 前 則 税 化 街 ま 年 6

帯市計画税の減額) (商業地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の

都

第二十七条の四 いて当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 この条において同じ。 商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。 を受ける商業地等であるときは、 業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適 都 の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内に 市計画税に限り、 市町村は、 商業地等に係る当該年度分の都市計画税額 が、 令和六年度から令和八年度までの各年度分の 当該商業地等に係る当該年度分の都市 当該年度の宅地等調整都市 (当該商業地等が当 計画税額 (当該商 以下 計 用 お 画

> での規定を適用する。 域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項まついては、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区

第十七条及び第一 いてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であつたものとみなして、 区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日に 化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が での規定) は、 に 度軽減適用市街化区域農地のうち、 令和! ついて第一 令和三年改正前の地方税法附則第二十七条の二第 三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画 の適用を受けないものについては、 項及び第二項の規定 項から第三項までの規定を適用する。 (当該年度が令和三年度である場合に 当該各年度の前年度分の都 当該前年度軽減 項から 配税に限 適用 第 四 市 計 附 市 項 前 街 画 税 則 お 化 街

(商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の

都市計画税の減額

第二十七条の四 いて当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲 この条において同じ。 商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計 を受ける商業地等であるときは、 業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定 都市計画税に限り、 市町村は、 商業地等に係る当該年度分の都市計画 が、 令和 当該商業地等に係る当該年度分の 二年度から令和五年度までの各年度 当該年度の宅地等調整都市 画税額とする。 (当該商業地等が当 税 計 額 都市 画 (当該 内に 脱額 0 以下 分の 計 適 商 画

とができる。とができる。とができる。とができる。

の都市計画税の減額)(住宅用地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分

第二十七条の四の二 する。 きは、 応じ、 に相当する額を、 二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であると 市 を除く。 み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地 商業地等及び市街化区域農地 区域を除く。 分の都市計 計画税額 商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画 当該各号に定める額を超える場合には、 以下この項において同じ。 当該年度分の宅地等調整都市計画税額、)をいう。 画税に限り、 (当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第 において、 当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から 以下この項において同じ。)に係る当該年度分の都 市町村は、 当該市町村の区域 当該区域に所在する住宅用地等 (附則第十九条の三第三項の規定により読 令和六年度 が、 次の各号に掲げる年度の なから令 (当該市町村の条例で定める その超えることとなる額 商業地等据置都市計 和八 、年度までの各年度 (住宅用地 区分に 税 額と 画税

> 該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。 該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。 該の業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と とができる。

の都市計画税の減額)(住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分

第二十七条の四の二 する。 応じ、 きは、 に相当する額を、 額、 二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であると 市計画税額 を除く。)をいう。 み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区 商業地等及び市街化区域農地 区域を除く。 分の都市計画税に限り、 商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画 当該各号に定める額を超える場合には、 以下この項において同じ。 当該年度分の宅地等調整都市計画税額、 (当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について)において、 当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額 以下この項において同じ。)に係る当該年度 市町村は、 当該市町村の区域 当該区域に所在する住宅用地等 (附則第十九条の三第三項の規定により読 令和 が、 一年度 次の各号に掲げる年度の いら合 (当該市町村の条例で定 その超えることとなる額 商業地等据置 和五年度まで (住宅用 都 市 0) る年度 父分の都 区 附 域 税 計 から 分に 額と める 則 農 地 画 地 税 第

減額することができる。

・ □ 令和六年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

る令和・ 条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五 が当該年度分の固定資産税について 農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの 百分の百十以上の割合であつて住宅用地、 おける都市計画税 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) .て「負担上限割合」という。) を乗じて得た額 - 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 六年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に 商業地等及び市街化区域 を当該住宅用地等に係 当該住宅用地等の当該 (以下この (当該住宅用地等 当該 頃に 第三 額

口 ける住宅用地等であるときは、 課税標準となるべき額 五年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画 は ついて令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を 附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しく 口 和 の規定の適用があつた住宅用地等 五年度分の都市計画税について、 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税に 当該額をこれらの規定に定める率で 当該住宅用地等に係る令和 令和六年改正 前 地 方税法 税

除し

て得た額)

に、

負担上限割合

減額することができる。

める額

1

令和三年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの 条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 が当該年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 おける都市計画税 る令和三年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) 百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五 百分の百十以上の割合であつて住宅用地、 . T 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 「負担上限割合」という。)を乗じて得た額 商業地等及び市街化区域 を当該住宅用地等に係 当該住宅用地等の (当該住宅用地等 (以下この 項に **├額に、** 当 当該

口 除く。 はロロ 除して得た額) ける住宅用地等であるときは、 課税標準となるべき額 附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しく ついて令和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を 二年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画 和 の規定の適用があつた住宅用地等 一年度分の都市計画税について、 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受 に、 百分の百以上の割合であつて住宅用地 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税に 当該額をこれらの規定に定める率で 令和三 当該住宅用地等に係る令 一年改正 前 商業地 方税法 税

課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 で得た額)を当該住宅用地等に係る令和六年度分の都市計画税の でで得た額)を当該住宅用地等に係る令和六年度分の都市計画税の 第三百四十九条の三(第十八項を除いて 第三百四十九条の三(第十八項を除いて での規定の適用を受け が令和六年度分の固定資産税につ

があつた住宅用地等 める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和七年度分の都 適用を受ける住宅用地等であるときは、 資産税について 負担上限割合を乗じて得た額 十八項を除く。 - 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 令和六年度分の都市計画税について、 画 税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定 当該住宅用地等に係る令和六年度分の (当該住宅用地等が当該年度分の固定 前号イ又はロの規定の適 当該額にこれらの規定に定 第三百四十九条の三 当該住宅用地等の当該 が都市計 [税額 用

第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等でき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について画税に係る同号イ又は口に規定する都市計画税の課税標準となるべ画税に係る同号イ又は口に規定する都市計画税の課税標準となるべ

課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 で得た額)を当該住宅用地等に係る令和三年度分の都市計画税のでで得た額(当該住宅用地等が令和三年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除いて令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除いて得た額)を当該住宅用地等が令和三年度分の固定資産税について得た額)を当該住宅用地等が向和三年度分の固定資産税について得た額)を当該住宅用地等が向和三年度分の固定資産税について得た額)を当該住宅用地等が向和三年度分の指する事務にある。

める額
| 令和四年度| 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等で 画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべ があつた住宅用地等 める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和四年度分の都 適用を受ける住宅用地等であるときは、 資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三 負担上限割合を乗じて得た額 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計 正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。 市 十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の 額 計 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 令和三年度分の都市計画税について、 画 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和四 税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画 当該住宅用地等に係る令和三 (当該住宅用地等が当該年度分の固定 前号イ又はロの規定の 当該額にこれらの規定に定 当該住宅用地等の 画税の課 年度分の 就税 標準!)又は附則 都市計 額 当該 年改 適 税 用

の都市 税額 に定める率を乗じて得た額) 定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 固定資産税について あるときは、 (第十八項を除く。 負担上限割合を乗じて得た額 計 画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額))又は附則第十五条から第十五条の三までの規 を当該住宅用地等に係る合和七年度分 (当該住宅用地等が令和七年度分 当該額にこれらの規 第三百四十九条の三 に 画

三 令和八年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

める額

イ るべき額とした場合における都市計画税額 を当該住宅用地等に係る令和八年度分の都市計画税の課税標準とな であるときは、 則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用 定資産税について第三百四十九条の三 負担上限割合を乗じて得た額 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 (当該住宅用地等が令和八年度分の (第十八項を除く。 当該住宅用地等の)又は附 地等 当 固 該

き額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について
画税に係る同号イ又は口に規定する都市計画税の課税標準となるべがあつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和七年度分の都市計口 令和七年度分の都市計画税について、前号イ又は口の規定の適用

第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則

の都市 税額 に定める率を乗じて得た額) 定の適用を受ける住宅用地等であるときは、 固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三 あるときは、 (第十八項を除く。 負担上限割合を乗じて得た額 計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額))又は附則第十五条から第十五条の三までの規 を当該住宅用地等に係る令和四年度分 (当該住宅用地等が令和四年度分 当該額にこれらの規定 に 画

三 令和五年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定

める額

1 則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用 負担上限割合を乗じて得た額 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 るべき額とした場合における都市計画税額 を当該住宅用地等に係る令和五年度分の都市計画税の課税標準とな であるときは、 定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。 口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 (当該住宅用地等が令和五年度分の固 当該住宅用 地)又は附 等 額 0 地等 当 該

口 正前 画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべ があつた住宅用地等 額 の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則 和四年度分の都市計画税について、 (当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和五年改 当該住宅用地等に係る令和四年度分の 前号イ又は 口 の規定)都市計 0 適 用

第十五条から第十五条の三までの規定に定める率で除して得た額とるべき額とした場合における都市計画税の課税標準といるべき額とした場合における都市計画税の課税標準といるであるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額にかるべき額とした場合における都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額につい2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から

2

とする。

略

二号イ 条第六項第 附則第十八 準課税標準 同 額 年度の比 係るこれらの規定に規定する都市計画税 若しくはロ べき価格に、 同 ある場合には、 又は第二十七条の四の二第一項第三号イ 年改正前の地方税法附則第二十七条の四 和 0 五年度分の都市計画税について令和六 前年度課税標準額 年度分の固定資産 の規定の適用を受ける土地で 当該住宅用地等の類似土地 同年度分の都市計画税に 税の課税標準となる (当該類似土地が令

第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)にあるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)にがあるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に第一五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率で除して得た額)になるべき額とした場合における都市計画税額

とする。
 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から
 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から

						三号イ	条第六項第	附則第十八										
						額	準課税標準	同年度の比										
条の三までの規定の適用を受ける土地でを除く。)又は附則第十五条から第十五第三百四十九条の三(第十八項	の固定資産税についてとなるべき額(当該類似土地が同年度分	の規定に規定する都市計画税の課税標準	は、同年度分の都市計画税に係るこれら一の規定の適用を受ける土地である場合に	二十七条の四の二第一項第一号イ又はロ	和六年度分の都市計画税について附則第	の前年度課税標準額(当該類似土地が令	べき価格に、当該住宅用地等の類似土地	同年度分の固定資産税の課税標準となる	た数値を乗じて得た額	税の課税標準となるべき価格で除して得	当該類似土地の令和六年度分の固定資産	の規定に定める率で除して得た額))を	ける土地であるときは、当該額をこれら	から第十五条の三までの規定の適用を受	(第十八項を除く。) 又は附則第十五条	年改正前の地方税法第三百四十九条の三	が同年度分の固定資産税について令和六	の課税標準となるべき額(当該類似土地
						三号イ	条第六項第	附則第十八										
						額	3/64-											
						нх	準課税標準	同年度の比										

じて得た額			じて得た額		
準となるべき価格で除して得た数値を乗			準となるべき価格で除して得た数値を乗		
地の令和五年度分の固定資産税の課税標			地の令和八年度分の固定資産税の課税標		
める率で除して得た額))を当該類似土			める率で除して得た額))を当該類似土		
あるときは、当該額をこれらの規定に定			あるときは、当該額をこれらの規定に定		
条の三までの規定の適用を受ける土地で			条の三までの規定の適用を受ける土地で		
を除く。)又は附則第十五条から第十五			を除く。)又は附則第十五条から第十五		
地方税法第三百四十九条の三(第十八項			第三百四十九条の三(第十八項		
の固定資産税について令和五年改正前の			の固定資産税について		
となるべき額(当該類似土地が同年度分			となるべき額(当該類似土地が同年度分		
の規定に規定する都市計画税の課税標準			の規定に規定する都市計画税の課税標準		
は、同年度分の都市計画税に係るこれら			は、同年度分の都市計画税に係るこれら		
の規定の適用を受ける土地である場合に			の規定の適用を受ける土地である場合に		
二十七条の四の二第一項第二号イ又はロ			二十七条の四の二第一項第二号イ又はロ		
和四年度分の都市計画税について附則第			和七年度分の都市計画税について附則第		
の前年度課税標準額(当該類似土地が令	額	四号	の前年度課税標準額(当該類似土地が令	額	四号
べき価格に、当該住宅用地等の類似土地	準課税標準	条第六項第	べき価格に、当該住宅用地等の類似土地	準課税標準	条第六項第
同年度分の固定資産税の課税標準となる	同年度の比	附則第十八	同年度分の固定資産税の課税標準となる	同年度の比	附則第十八
じて得た額			じて得た額		
準となるべき価格で除して得た数値を乗			準となるべき価格で除して得た数値を乗		
地の令和四年度分の固定資産税の課税標			地の令和七年度分の固定資産税の課税標		
める率で除して得た額))を当該類似土			める率で除して得た額))を当該類似土		
一あるときは、当該額をこれらの規定に定			あるときは、当該額をこれらの規定に定		

略			 略		
なるべき額)			なるべき額)		
規定に規定する都市計画税の課税標準と			規定に規定する都市計画税の課税標準と		
、同年度分の都市計画税に係るこれらの			、同年度分の都市計画税に係るこれらの		
規定の適用を受ける土地である場合には		П	規定の適用を受ける土地である場合には		口
十七条の四の二第一項第二号イ又はロの		二項第三号	十七条の四の二第一項第二号イ又はロの		二項第三号
四年度分の都市計画税について附則第二		五条の三第	七年度分の都市計画税について附則第二		五条の三第
なるべき額(当該特定用途宅地等が令和	なるべき額	附則第二十	き額なるべき額(当該特定用途宅地等が令和	なるべき額	附則第二十
なるべき額)			なるべき額)		
規定に規定する都市計画税の課税標準と			規定に規定する都市計画税の課税標準と		
、同年度分の都市計画税に係るこれらの			、同年度分の都市計画税に係るこれらの		
規定の適用を受ける土地である場合には		П	規定の適用を受ける土地である場合には		П
十七条の四の二第一項第一号イ又はロの		二項第二号	十七条の四の二第一項第一号イ又はロの		二項第二号
三年度分の都市計画税について附則第二		五条の三第	六年度分の都市計画税について附則第二		五条の三第
なるべき額(当該特定用途宅地等が令和	なるべき額	附則第二十	き額なるべき額(当該特定用途宅地等が令和	なるべき額	附則第二十
課税標準となるべき額)			課税標準となるべき額)		
るこれらの規定に規定する都市計画税の			るこれらの規定に規定する都市計画税の		
る場合には、同年度分の都市計画税に係			る場合には、同年度分の都市計画税に係		
しくはロの規定の適用を受ける土地であ			しくはロの規定の適用を受ける土地であ		
は第二十七条の四の二第一項第三号イ若		П	は第二十七条の四の二第一項第三号イ若		П
改正前の地方税法附則第二十七条の四又		二項第一号	改正前の地方税法附則第二十七条の四又		二項第一号
二年度分の都市計画税について令和三年		五条の三第	五年度分の都市計画税について令和六年		五条の三第
なるべき額(当該特定用途宅地等が令和	なるべき額	附則第二十	き額一なるべき額(当該特定用途宅地等が令和	なるべき額	附則第二十

略				略	
税の課税標準となるべき額)			課税標準となるべき額)	税の課税	
に係るこれらの規定に規定する都市計画			係るこれらの規定に規定する都市計画	に係るこ	
である場合には、同年度分の都市計画税			である場合には、同年度分の都市計画税	である場	
二号イ又はロの規定の適用を受ける土地		П	はロの規定の適用を受ける土地	二号イ又は	П
ついて附則第二十七条の四の二第一項第		四項第三号	ついて附則第二十七条の四の二第一項第	ついて附	四項第三号
途宅地等が令和四年度分の都市計画税に		五条の三第	途宅地等が令和七年度分の都市計画税に	途宅地等	五条の三第
なるべき額(当該令和四年度類似特定用	なるべき額	附則第二十	き額(当該令和七年度類似特定用	なるべき額しなるべき	附則第二十
税の課税標準となるべき額)			の課税標準となるべき額)	税の課税	
に係るこれらの規定に規定する都市計画			に係るこれらの規定に規定する都市計画	に係るこ	
である場合には、同年度分の都市計画税			である場合には、同年度分の都市計画税	である場	
一号イ又はロの規定の適用を受ける土地		П	はロの規定の適用を受ける土地	一号イ又は	П
ついて附則第二十七条の四の二第一項第		四項第二号	いて附則第二十七条の四の二第一項第	ついて附	四項第二号
途宅地等が令和三年度分の都市計画税に		五条の三第	途宅地等が令和六年度分の都市計画税に	途宅地等	五条の三第
なるべき額(当該令和三年度類似特定用	なるべき額	附則第二十	額(当該令和六年度類似特定用	なるべき額なるべき額	附則第二十
る都市計画税の課税標準となるべき額)			る都市計画税の課税標準となるべき額)	る都市計	
都市計画税に係るこれらの規定に規定す			都市計画税に係るこれらの規定に規定す	都市計画	
受ける土地である場合には、同年度分の			受ける土地である場合には、同年度分の	受ける士	
一項第三号イ若しくはロの規定の適用を			一項第三号イ若しくはロの規定の適用を	一項第三	
二十七条の四又は第二十七条の四の二第		ロ	二十七条の四又は第二十七条の四の二第	二十七冬	口
ついて令和三年改正前の地方税法附則第		四項第一号	ついて令和六年改正前の地方税法附則第	ついて含	四項第一号
途宅地等が令和二年度分の都市計画税に		五条の三第	途宅地等が令和五年度分の都市計画税に	途宅地等	五条の三第
なるべき額(当該令和二年度類似特定用	なるべき額	附則第二十	額(当該令和五年度類似特定用	なるべき額 なるべき額	附則第二十一

(固定資産税の課税明細書の記載事項の特例)

第二十七条の五 に応じ、 0 市 固 条の四の 0 ほ の四の規定にかかわらず、 固 の適用を受ける土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の <u>\{\pm\}</u> ·街化区: 固定資産 定資産税額、 固定資産税の課税標準額 定資産税に限り、 か 総務省令で定めるところにより、 当該各号に定める額を課税明細書に記載しなければならない。 .域農地調整固定資産税額を算定する場合に用いら 規定により当該土地の宅地等調整固定資産税額、 略 一税の課税標準額をいう。 商業地等調整固定資産税額 附則第十八条、 市町村は、 第三百六十四条第三項第 (附則第十八条、 第三百六十四条第四項又は附則第十五 第十九条第一項又は第十九条の 及び次の各号に掲げる土地の区 当該土地の当該年度の前年度分 農地調整固定資産税額又は 第十九条第一 一号に定める事項 項又は第十九 れた前年度分 商業地等据置 匢 一の規定 分 条

2 項におい 0 条の四の 0 条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。 税標準となるべき額を課税明細書に記載し ほ 固 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地 か 定資産税に限り、 て準用する場合を含む。 規定にかかわらず、 当該市街化区域農地に係る附則第十九条の三第 市町村は、 第三百六十四条第三項第一号に定める事項 第三百六十四条第四項又は附則第十五 なければならない。 に規定するその年度分の に係る各年度分 項 (附則第十九 (同条第三 2

3 令和八 則 年 第 度までの各年度分の固定資産税に限り、 <u>一</u>十 一条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から 市町村は、 第三百六十

(固定資産税の課税明細書の記載事項の特例)

第二十七条の五 に応じ、 固定資産税に限り、 0) 市街化区域農地調整固定資産税額を算定する場合に用いら 固定資産税額、 条の四の規定により当該土地の宅地等調整固定資産税額 の固定資産税の課税標準額 ほ の四の規定にかかわらず、 の適用を受ける土地に係る令和 か、 固定資産税の課税標準額をいう。 総務省令で定めるところにより、 当該各号に定める額を課税明細書に記載しなければならない。 商業地等調整固定資産税額 附則第十八条、 市町村は、 第三百六十四条第三項第 (附則第十八条、 第十九条第一項又は第十九条の 第三百六十四条第四項又は附則第十五 三年度から令和五年度までの各年 及び次の各号に掲げる土地の 当該土地の当該年度の 農地調整固定資産税額又は 第十九条第一 一号に定める事 項又は第十九 れた前年度 商業地等 前年 兀 度 0 度 分の X 据 項 規 分 定

<u>\{</u> 略

課税標準となるべき額を課税明細書に記載しなければならない。 項において準用する場合を含む。 0 条の四の規定にかかわらず、 の固定資産税に限り、 条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。 ほ 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地 か、 当該市街化区域農地に係る附則第十九条の三 市町村は、 第三百六十四条第三項第一 第三百六十四条第四項又は附則第十五 又は第四項に規定するその年度分の 第 号に定める事 に係る各年度 項 (附則第十 同 条第三 項

3 令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、 附則第 二十一条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和三年度から 市町村は、 第三百六十

第二十八条 4 ては、 たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該年度に係る賦課期 めるものの 資産税に限り、 用を受ける土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の しなければならない。 十一条の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載 は 分の固定資産税に限り、 る住宅用地等をいう。 0 る事項のほ 四条第三項第一 る額を土地課税台帳等に登録するほか、 (土地課税台帳等の登録事項等の特例 おいて当該土地につき地目の変換等がある場合には、 第四項、 課税明細書に記載しなければならない。 則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等 該土地の比準課税標準額 ほか、 附則第十八条、 か 附則第十五条の四又は第一 号若しくは第四項、 市町村長は、 附則第二十一条の規定により減額する税額を固定資産税 次の各号に掲げる土地の区分に応じ、 に係る令和六年度から令和八年度までの各年度 市町村は、 第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適 第三百八十一条及び附則第十五条の五に定 (当該土地に係る比準課 第三百六十四条第三項第一号若しく 附則第十五条の四又は第一 項に定める事項の 当該土地が当該年度において新 当該年度にお 当該各号に定め ほ 税標準 (同条に規定す か、

項に定め の課税明細書に記載しなければならない。 る事項のほか、 四条第三項第一号若しくは第四項、 附則第二十一条の規定により 附則第十五条の四又は第 減額する税額を固定資産税 項に定さ

8

しなければならない。 十一条の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記 は第四項、 分の固定資産税に限り、 る住宅用地等をいう。 附則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等 附則第十五条の四又は第一 に係る令和三年度から令和五年度までの各年度 市町村は、 第三百六十四条第三項第一号若しく 項に定める事項の ほ (同条に規定 か、 崱 第二

附則第二

4

(土地課税台帳等の登録事項等の特例

固定

第二十八条 ては、 ばならない。 以上ある場合には、 において当該土地につき地目の変換等がある場合には、 たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該年度に係る賦 る額を土地課税台帳等に登録するほか、 めるもののほか、 資産税に限り、 用を受ける土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の 当該土地の比準課税標準額 附則第十八条、 市町村長は、 次の各号に掲げる土地の区分に応じ、 これらの合算額)を土地課税台帳等に登録しなけ 第十九条第一項又は第十九条の四の 第三百八十一条及び附則第十五条の (当該土地に係る比準 当該土地が当該年度において新 当該年度にお 当該各号に定 課 税標準 規定 課期 Ŧi. 額 が二 一に定 固 0) 日 定 滴

略

略

平額が二

日

ば

ならない。

略

以上ある場合には、

3 の三第 五に定めるもののほ 0 条の四の 固定資産税に限り、 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地 項 規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。 (同条第三項において準用する場合を含む。 か、 市町村長は、 当該市街化区域農地については、 第三百八十一条及び附則第十五条の)に係る各年度分 附則第十九条 (附則第十九 に

税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならない。
附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるものについては、土地課地課税台帳等に登録された土地のうち当該年度分の固定資産税について
4 令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土

なければならない。

規定するその年度分の課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収猶予

の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)――地(政令で定めるものを除く。)である市街化区域農地で附則第十九条以下この項において「借賃等」という。)を支払うこととなつている農第二十九条の四 市町村長は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等(

の額を超えることとなる金額を限度として、当該固定資産税又は都市計賃等の額を超える場合において必要があると認めるときは、当該借賃等規定により算定した都市計画税額との合算額が当該市街化区域農地の借定により算定した固定資産税額と附則第二十七条又は第二十七条の二のの規定の適用を受けるものにつき同条又は附則第十九条の四の規

3 なければならない。 規定するその年度分の課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録 の三第 五に定めるもののほ の固定資産税に限り、 条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地 一 項 (同条第三項において準用する場合を含む。 か、 市町村長は、 当該市街化区域農地については、 第三百八十一条及び附則第十五条の)に係る各年 又は第四 附則第十九条 (附則第十 頃に 度 九

4 税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならない。 附則第十 地課税台帳等に登録された土地のうち当該年度分の固定資産税につ 令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、 七条の二第一 項の規定の適用を受けるものについては、 市 町村長 は、 土 地 1 土 課 て

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収猶予

第二十九条の四 の額を超えることとなる金額を限度として、 賃等の額を超える場合において必要があると認めるときは、 規定により算定した都市計画税額との合算額が当該市街化区域農地 定により算定した固定資産税額と附則第二十七条又は第二十七条の二の 第四項の規定の適用を受けるものにつき同条又は附則第十九条の の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。 地 以下この項において「借賃等」という。)を支払うこととなつている農 (政令で定めるものを除く。 市町村長は、 農地法第二十条第)である市街化区域農地で附則第十九 当該固定資産税又は都市 一項に規定する借賃等 当該借賃等 兀 又は の借 0 計 規

の徴収 画 脱の納税者の申請に基づき、 を猶予することができる 総務省令で定める一定の期間を限り、 そ

2 略

第三十一条の三 宅地等 する。 則第十八条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」と 標準となるべき価格」 九 度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、 の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和六年 兀 十六条第一号及び第六百二十四条中 十九条の三、 (附則第十七条第二号に規定する宅地等をいうものとし、 第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五 附則第十八条第一項から第五項までの規定の適用がある とあるのは、 「当該年度分の固定資産税に係る附 「当該年度分の固定資産税の課税 第三百 第五 百 条

2 産取 この号において同じ。)に二分の一を乗じて得た額」とし、 用 取 不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは 課する特別土地保有税については、 「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。 得税の課税標準となるべき価格 附則第十一条の五第一 得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは 月一日から令和九年三月三十一 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十 (附則第十一条の五第一項の規定の適 第五百九十六条第二号中「課すべき 日までの間にされたものに対して 「課すべき不動 「当該不動 以下 産

二分の

一を乗じて得た額」とする。

0 画税の納税者の申請に基づき、総務省令で定める一 徴収, を猶予することができる 定の期間を限り、

そ

2 略

第三十一条の三 する。 宅地等 四十九条の三、 則第十八条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」と 標準となるべき価格」 九十六条第一号及び第六百二十四条中 度から令和五年度までの各年度分の特別土地保有税については、 の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和三年 (附則第十七条第二号に規定する宅地等をいうものとし、 第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五 附則第十八条第一項から第五項までの規定の適用があ とあるのは、 「当該年度分の固定資産税に係る附 「当該年度分の固定資産税の 第三百 第五 課 る

二分の一を乗じて得た額」とする。 産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」 この号において同じ。)に二分の一を乗じて得た額」とし、 用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。 取得税の課税標準となるべき価格 不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは 課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号中「課すべき 八年一月一日から令和六年三月三十一 「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に 附則第十一条の五第一 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 (附則第十一条の五第一 日までの間にされたものに対して 「課すべ 項の規定の適 とあるの 「当該不動 き不動 以下

産

は

2

)及び4 略

3

(狩猟税の課税免除)

第三十二条 する。 法律 カコ 保護管理法」という。) び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 法」という。 (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する かわらず、 に係る狩猟者の登録が、 日までの間に行われた場合には、 (平成十九年法律第百三十四号。 道 短府県は、 当該対象鳥獣捕獲員に対しては、 第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の 当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獣捕 第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三 次項において 第七百条の五十二 (次項及び次条において 狩猟税を課さないものと 「鳥獣被害防止特措 第一 項の 規定に 保護及 「鳥獣 獲員

同じ。 項において同じ。 第六条第 条第八項 九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、 又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第 る場合を含む。 項 項 第 道府県は、 (鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用され 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。 が、 一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 (鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措 当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第 認定鳥獸捕獲等事業者 次条第一項において同じ。)に規定する従事者証 (鳥獣保護管理法第十八条の五第二 (次条第二項において)の規定による許可を受け 次条第一 項において 次条第二 「従事者 同 法

2

2

(狩猟税の課税免除)

第三十二条 する。 法律 かかわらず、 保護管理法」という。 び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 法」という。 日 (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に に係る狩猟者の登録が、 (平成十九年法律第百三十四号。 までの間に行われた場合には、 道府県は、)第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の 当該対象鳥獣捕獲員に対しては、 当該道府県内の市 第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十 第七百条の五十二 次項において 町村に所属する対象鳥獣 (次項及び次条におい 狩猟税を課さないも 「鳥獣被害防 第一 項の . て 対規定に 保 関 捕 止 鳥 あと 特措 する 護 獲 獣 及 員

同じ。 項第 項において同じ。)に規定する従事者証 第六条第 条第八項 九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合におい 又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理 る場合を含む。 項 道府県は、 (鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用され) が、 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。 一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 (鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止 当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第 認定鳥獸捕獲等事業者 次条第一項において同じ。 (鳥獣保護管理法第十八条の (次条第二項において「従事者)の規定による許可を受け 次条第一 一項に 次条第二 において 特措 Ŧī. 法第 第二 同

2

略

わらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。
一日までの間に行われたときは、第七百条の五十二第一項の規定にかかる狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和十一年三月三十証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係

、狩猟税の税率の特例

第三十二条の二 適用 には いて狩 る狩猟期間 要件を満たす者が、 お かわらず、 係る鳥獣の捕獲等 する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、 条において 獣保護管理法第五十六条に規定する申請書 の間に受ける狩猟者の登録であつて、 つた場合における狩猟税の税率は、 ,猟者 いて 登録の申請書」という。) 登録の対象となる狩猟期間 猟者登録の申請書を提出し、 0 登 「軽減税率」という。)とする。ただし、 0) 限りでない をいう。 録 同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率 「特定捕獲等期間」 (以下この項において「軽減税率適用登録」という。 平成二十七年四月一日から令和十 (以下この条において 特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、 以下この項において同じ。 を提出する日前一年以内の期間 という。)に当該道府県の区域を対象と (鳥獣保護管理法第二条第九項に規定す 第七百条の五十二第一項の規定にか 既にその狩猟者の登録を受けた場合 当該狩猟者の登録を受ける者が鳥 「許可捕獲等」という。 (以下この項において「狩 軽減税率が適用される の直近の狩猟期間につ 年三月三 (以下この項に $\overline{+}$ 当該許可に (以下この 軽減税率) を 行 日 まで 0) 猟

わらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。日 までの間に行われたときは、第七百条の五十二第一項の規定にかかる狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係

(狩猟税の税率の特例)

第三十二条の二 には、 いて狩猟者登録の申請書を提出し、 る狩猟期間 適用登録の対象となる狩猟期間 要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、 狩猟者の登録 おいて「軽減税率」という。)とする。ただし、 かわらず、 つた場合における狩猟税の税率は、 係る鳥獣の捕獲等 する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、 条において 者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間 獣保護管理法第五十六条に規定する申請書 の間に受ける狩猟者の登録であつて、 0) 同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率 限りでない をいう。 「特定捕獲等期間」という。)に当該道府県の区域を対 (以下この項において「軽減税率適用登録」という。 平成二十七年四月一日 (以下この条において 以下この項において同じ。 (鳥獣保護管理法第二条第九項に規定す 第七百条の五十二第一項の規定に 既にその狩猟者の登録を受けた場合 当該狩猟者の登録を受ける者が鳥 から令和六年三月二 「許可捕獲等」という。 (以下この項において 軽減税率が適用される の直近の狩猟期間 (以下この 当該許可に (以下この 軽 日 **T減税率** を行 につ まで 項 0

(事業所税の課税標準の特例

第三十三条 略

2 \ 4

5 限る。 が個人の事業である場合には令和七年分までに限り、当該施設に係る事 る場合には合和八年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業 となるべき事業所床面積の算定については、 所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準 安定化措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業 その変更後のもの) て準用する同法第四条第 特定事業協同組合等 る業種に属する事業を行う者に限る。 法第二条第三項に規定する特定農産加工業者 改善措置に係る事業又は同法第五条第 その変更後のもの) 係る計画 げる業種に属する事業を行う者に限る。 農産加工業者 三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第三項に規定する特定 が同法第五条第 特定農産加工業経営改善等臨時措置法 若しくは同条第四項に規定する特定事業協同組合等 (同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、 (同条第二項第一号に掲げる業種に属する事業を行う者に に従つて実施する同法第五条第一項に規定する調達 項の承認に係る計画 に従つて実施する同法第三条第 (同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。 項の規定による変更の承認があつたときは、 若しくは同条第四項に規定する 項の規定による承認を受けた同 (平成元年法律第六十五号) (同条第五項において読み替え が同法第三条第一 当該事業が法人の事業であ (同条第) 項に規定する経営 一項第二号に掲げ 項の承認に (同号に掲 第 5 が個人の事業である場合には令和五年分までに限り、 農産加工業者又は同法第三条第一項

(事業所税の課税標準の特例

第三十三条 略

2 \(\)

三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定 特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年法律第六十五号) 第

条第一 項 に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第 に規定する特定事業協同組合等 , が 同 項 法 第四

改善措置に係る事業

となるべき事業所床面積の算定については、 所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準 用に供する施設で政令で定めるものに係る事業 当該事業が法人の事業であ

る場合には令和六年六月三十日

までに終了する事業年度分、

当該事業

当該施設に係る事

0

に規定する経営

ては、 面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。 ものを除く。 業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受ける 第七百 以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床 一条の四十一第三項の規定を準用する。 この場合におい

6及び7

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

第三十三条の二

略

の特例

3 第一 項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

六

附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については

則第五条の八第

一 <u>~</u> 五.

略

あるのは 所得割の額並びに附則第三十三条の二第 項及び附則第五条の十二第 一項中 「所得割の 項の規定による 額

と 附

第五条の十二第一 道府県民税の所得割の額」 一項第一号中 と 「所得割の額」 附則第五条の八第一 とあるのは 二項第一 号及び附則 所得割の額

並びに附則第三十三条の二第 一項の規定による道府県民税の所得割の

額の合計額」 とする。

七 略

4 6 略

~ 五.

略

7 第五項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例)

2 第三十三条の二 略

略

3 第一 項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

~ 五.

略

六 略

4 6 略

7 第五項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

~ 五.

略

ものを除く。 業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受ける 以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床

ては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。 面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。 この場合におい

6及び7 略

六 所得割の額」とする。 得割の額並びに附則第三十三条の一 第四項及び附則第五条の十二第三項中 得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項 則第五条の八第二 の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については |項第二号及び附則第五条の十二第| 二第五項の規定による市町村民税 「所得割の額」 بح 一項第二号中 とあるのは「所 附則第五条の八 所 附

8 七 略 略

税の特例 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課

第三十三条の三 略

3 第一 略

項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 5 五 略

六 額の合計額」とする。 第五条の十二第二項第一号中 並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の 道府県民税の所得割の額」と、 あるのは 則第五条の八第 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、 所得割の額並びに附則第三十三条の三第 項及び附則第五条の十二第一項中 「所得割の額」とあるのは 附則第五条の八第二項第一号及び附則 「所得割の額」と 項の規定による 「所得割の額 附

> 六 略

8 税の特例 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課 略

2 第三十三条の三 略 略

第一 項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

略 3

	県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五
	あるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府
	則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」と
	六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附
一~五略	一~五 略
3 第一項の規定の適用がある場	3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
2 略	2 略
第三十四条 略	第三十四条 略
(長期譲渡所得に係る道府県民	(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)
8 略	8 略
六略	七 略
	所得割の額」とする。
	得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の
	第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所
	の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の八
	得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項
	則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所
	六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附
一~五略	一~五 略
7 第五項の規定の適用がある場	7 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
4 6 略	4~6 略
六略略	七 略

る場合には、次に定めるところによる。

《民税及び市町村民税の課税の特例)

る場合には、次に定めるところによる。

2及び3 4 第三十五条 6 4 及び 5 六 七 一 <u>~</u> 五. 七 六 (短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 <u>〈</u>五. 則第五条の八第 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 額」とする。 定による市町村民税の所得割の額の合計額」 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 額」とする。 項及び附則第五条の十二第三項中 得割の額」とあるのは 則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第1 に附則第三十四条第 条の十二第二項第一 |額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割 略 略 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については 略 略 略 略 一項及び附則第五条の十二第 号中 項の規定による道府県民税の所得割の額の合計 「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規 「所得割の額」とあるのは 「所得割の額」 Ł, 一項中 とあるのは 附則第五条の 「所得割の額」と 「所得割の 一項第二号中 「所得割 八第四 額並び 所 附 附 4 2 及 び 3 第三十五条 6 4 及び 5 六 六 一 <u>~</u> 五. 了 五. (短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 第四項の規定の適用がある場合には、 略 略 略 略 略 略 略 次に定めるところによる。

2 及 び 3 第三十五条の二 4 8 5 { 7 の特例 七 七 六 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税 <u>~</u> 五. 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 額」とする。 第五項の規定の適用がある場合には、 額」とする。 県民税の所得割の額」 0 項及び附則第五条の十二第三項中 定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、 得割の額」 則第五条の八第 に附則第三十五条第 条の十二第一 あるのは 略 略 額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については 略 略 「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府 とあるのは 二項第一 略 一項第二号及び附則第五条の十二 号中 と 項の規定による道府県民税の所得割の額の合計 「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規 「所得割の額」とあるのは 附則第五条の八第二項第 「所得割の額」とあるのは 次に定めるところによる。 一第 附則第五条の 一項第二 「所得割の額並び 号及び附則第五 一号中 「所得割 八第四 所 の 附 4 2 及 び 3 第三十五条の二 8 5 7 の特例) 六 六 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 略 略 略 略 略 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特六 略	例) (先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特別の規定による市町村民税の所得割の額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額」とする。 (分別の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の八層、
ー〜五 略 8 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 5〜7 略 六 略	第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の を 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 一〜五 略 一〜五 略
一~五略	道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則 あるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による 則第五条の八第一項及び附則第五条の十二の規定の適用については、附 一〜五 略

第三十五条の四 略

前項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

一 5 五. 略

六 額の合計額」とする。 並びに附則第三十五条の四第一 第五条の十二第 道府県民税の所得割の額」 あるのは 則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については 「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による 一項第一号中 と 「所得割の額」とあるのは 項の規定による道府県民税の所得割 附則第五条の八第二項第一 「所得割の額」 「所得割の額 号及び附則 附

七 略

3 及び4 略

5

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 5 五 略

六 得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の 第四項及び附則第五条の 所得割の額」とする。 の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、 得割の額」とあるのは 則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第1 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用に 「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項 十二第 三項 中 所得割の額 一項第二号中 附則第五条の八 とあるの ついては 所 所 附

第三十五条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

~ 五. 略

六 略

3 及び4 略

5

_ <u>{</u> 五.

略

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

6 六

略 略

6

略

七

略

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表ので定める日までの間、第七百三条の四第一項から第三項まで及び第十二第三十八条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令

				个	第一項第一号 及び
略				介護保険法	及び同法
岭	護保険法	床転換支援金等」という。)、介	援金等(以下この条において「病	及び同法の規定による病床転換支	、同法

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第四十四条の三 とが困難となつた場合において、 規定する取得をいう。 下この から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間 する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一 までの間に同条第 得割の納税義務者 が、 項及び第三項において「取得期間」 東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、 附則第四条第二項の規定の適用を受ける道府県民税の所 (平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日 項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る 以下この項及び第三項において同じ。)をするこ 当該取得期間の初日から当該取得期間 ーという。 内に取得 同号に規定 (同号に 月 一 日 议

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表ので定める日までの間、第七百三条の四第一項から第三項まで及び第十二第三十八条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令

				並びに	第一項第一号 及び同法	
文	[E]	床転換支援金等」という。)並び	援金等(以下この条において「病	 及び同法の規定による病床転換支	法	

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第四十四条の三 下この 得割の納税義務者 とが困難となつた場合において、 規定する取得をいう。 から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間 する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前 までの間に同条第一 が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、 項及び第三項において「取得期間 附則第四条第二項の規定の適用を受ける道府県民 (平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日 項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る 以下この項及び第三項において同じ。 当該取得期間の初日から当該取得期間 ーという。 内に取得 同号に規定 年一 をするこ (同号に 月一日 【税の所 议

用する。 署長の承認を受けたときを含む。 令で定める日までの期間を取得期間とみなして、 り市町村長の承認を受けたとき 換資産の取得をする見込みであり、 を経過した日以後一 一年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買 (震災特例法第十二条第 は、 かつ、 当該取得期間の初日から当 総務省令で定めるところによ 附則第四条の規定を適 項 0) ⅳ該政 税務

2 略

3 期間 条 第 務者 して、 該取得期間 法第十二条第 総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、 を取得期間内に取得をすることが困難となつた場合において、 本大震災に起因するやむを得ない事情により、 附則第四条第八項の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税 0 (平成二十二年一 項第 初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定 崱 第四条の規定を適用する の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみな 一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。 項 月一日から平成二十三年三月十一日までの の税務署長の承認を受けたときを含む。 同号に規定する買換資産 (震災特例 が、 当該取得 は、 かつ、 間に同 東日 当 義

4 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震

等長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から当該政り市町村長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から当該政り市町村長の承認を受けたとき(震災特例法第十二条の二第二項の税務換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところによを経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買

2 略

用する。

3 して、 務者 該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみな 法第十二条の二第二 総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、 期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定 を取得期間内に取得をすることが困難となつた場合において、 本大震災に起因するやむを得ない事情により、 条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。 附則第四条第八項の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の (平成二十二年一 則第四条の規定を適用する 一項の税務署長の承認を受けたときを含む。 月一日から平成二十三年三月十一日までの 同号に規定する買 (震災特 当該取得 が、 は、 かつ、 換資 間 納 東日 に同 税 当 例 産 義

4 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げるの四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に

字句とする。

												一項第一号	の四の二第	附則第五条	
略										十一条の二	十一項まで若しくは第四	若しくは第十項から第二	条第二項から第五項まで	租税特別措置法第四十一	略
	条の二	る租税特別措置法第四十一	一項の規定により適用され	例に関する法律第十三条第	係る国税関係法律の臨時特	東日本大震災の被災者等に	ら第二十一項まで若しくは	五項まで若しくは第十項か	法第四十一条第二項から第	て適用される租税特別措置	一項の規定により読み替え	例に関する法律第十三条第	係る国税関係法律の臨時特	東日本大震災の被災者等に	

則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における附第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げるの四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に

字句とする。

	略	
条の二		
る租税特別措置法第四十一		
一項の規定により適用され		
例に関する法律第十三条第		
係る国税関係法律の臨時特		
東日本大震災の被災者等に		
ら第十九項をおしくは		
五項まで若しくは第十項か		
法第四十一条第二項から第		
て適用される租税特別措置	十一条の二	
一項の規定により読み替え	九項 まで若しくは第四	
例に関する法律第十三条第	若しくは第十項から第十	一項第一号
係る国税関係法律の臨時特	条第二項から第五項まで	の四の二第
東日本大震災の被災者等に	租税特別措置法第四十一	附則第五条
	略	

即第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表若しくは第六項から第十項までの 規定の適用を受けた場合における附第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第四項まで 2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法

に掲げる字句とし、同条第三項の規定は、適用しない。の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

本大震災の被本大震災の被本大震災の被の居住年に係	住宅借入金等の金額 住宅借入	第一項か	四頁告 第十三条	二十三年	時特例に	等に係る	ら第三項まで 又は東日	一号)第十六条第一項か 六条第一	法律(平成七年法律第十 成七年法	第一号 法律の臨時特例に関する 臨時特例	の四第一項 被災者等に係る国税関係 者等に係	附則第五条 又は阪神・淡路大震災の 、阪神・
第一号に規定する新規主記 東大震災の被災者等に係る 関する法律第十三条第三項 関する法律第十三条第三項 受ける者の有する平成二十 受ける者の有する平成二十 で の居住年に係る同条第五項 の居住年に係る同条第五項	住宅借入金等の金額(東日	第一項から第十項まで「第一項から)第十項まで	四頁告しくは第十三条の二第十三条第三項若しくは第	二十三年法律第二十九号)	時特例に関する法律(平成	等に係る国税関係法律の臨	又は東日本大震災の被災者	六条第一項から第三項まで	成七年法律第十一号)第十	臨時特例に関する法律(平	者等に係る国税関係法律の	・淡路大震災の被災

に掲げる字句とし、同条第三項の規定は、適用しない。の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

展災の被災 	附則第五条	又は阪神・淡路大震災の	、阪神・淡路大震災の被災
関係法律の	の四第一項	被災者等に係る国税関係	者等に係る国税関係法律の
る法律(平	第一号	法律の臨時特例に関する	臨時特例に関する法律(平
号)第十		法律(平成七年法律第十	成七年法律第十一号)第十
第三項まで		一号)第十六条第一項か	六条第一項から第三項まで
の被災者		ら第三項まで	又は東日本大震災の被災者
院法律の臨			等に係る国税関係法律の臨
(平成			時特例に関する法律(平成
一十九号)			二十三年法律第二十九号)
石しくは第			第十三条第三項若しくは第
-三条の二			四項若しくは第十三条の二
気まで			第一項から第九項まで
亚額 (東日		住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額(東日
写等に係る			本大震災の被災者等に係る
端時特例に			国税関係法律の臨時特例に
条第三項			関する法律第十三条第三項
足の適用を			又は第四項の規定の適用を
9平成二十			受ける者の有する平成二十
-七年まで			三年から平成二十七年まで
条第五項			の居住年に係る同条第五項
3新規住宅			第一号に規定する新規住宅

			一項第一号	の四の二第	附則第五条																	
	第三項まで	法律第十六条第一項から	法律の臨時特例に関する	被災者等に係る国税関係	又は阪神・淡路大震災の		計算した同項													これらの規定	当該金額	
等に係る国税関係法律の臨	又は東日本大震災の被災者	六条第一項から第三項まで	臨時特例に関する法律第十	者等に係る国税関係法律の	、阪神・淡路大震災の被災	四十一条第一項	計算した租税特別措置法第	十項までの規定	第十三条の二第一項から第	項若しくは第四項若しくは	に関する法律第十三条第三	る国税関係法律の臨時特例	日本大震災の被災者等に係	一項から第三項まで又は東	例に関する法律第十六条第	係る国税関係法律の臨時特	・淡路大震災の被災者等に	くは第四十一条の二、阪神	第二項から第四項まで若し	租税特別措置法第四十一条	当該住宅借入金等の金額	借入金等の金額を除く。)
			一項第一号	の四の二第	附則第五条																	_
	第三項まで	法律第十六条第一項から	法律の臨時特例に関する	被災者等に係る国税関係	又は阪神・淡路大震災の		計算した同項													これらの規定	当該金額	
		5	(a)	VI																	•	

大項の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法の四の二の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及びが一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び、大項から第十項から第五項まで 保る国税関係法律の臨時特別措置法第四十一 東日本大震災の被災者等に大場では第十項から第五項まで 保る国税関係法律の臨時特別措置 法第四十一条第二項から第五項まで 保る国税関係法律の臨時特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項から第 五項まで若しくは第十項から第 (例に関する法律第十三条第	係る国税関係法律の臨時特	東日本大震災の被災者等に	ら第二十一項まで若しくは	五項まで若しくは第十項か	法第四十一条第二項から第	十一条の二 て適用される租税特別措置	十一項まで若しくは第四 一項の規定により読み替え	五項第一号 若しくは第十項から第二 例に関する法律第十三条第 五項第一号	の四の二第 条第二項から第五項まで 係る国税関係法律の臨時特 の四の二		略	る。 る。	定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす 定中同表の	附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規 附則第五条	第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び 第十三条第	4 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法 4 市町村民	3 略 3 略	七項から第十一項まで	から第五項まで若しくは第	しくは第十三条の二第一項	条第三項若しくは第四項若
							十一条の二			の二第 条第二項から第五項まで	条 租税特	略		\mathcal{O}	%五条の四の二の規定の適用につい	一項の規定の	[村民税の所得割の納税義務者が前					

																	5				
									第一号	の四第六項	附則第五条	に掲げる字句とし、	の上欄に掲げ	則第五条の四	若しくは第七	第十三条第三	市町				
住宅借入金等の金額							第三項まで	法律第十六条第一項から	法律の臨時特例に関する	被災者等に係る国税関係	又は阪神・淡路大震災の	とし、同条第七項の規定は、	る規定中同表の中欄に掲げ	及び附則第五条の四の二の!	項から第十一項までの規定	第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五	の所得割の納税義務者が前.	略			
本大震災の被災者等に係る住宅借入金等の金額(東日	項まる	四項若しくは第十三条の二	第十三条第三項若しくは第	二十三年法律第二十九号)	時特例に関する法律(平成	等に係る国税関係法律の臨	又は東日本大震災の被災者	六条第一項から第三項まで	臨時特例に関する法律第十	者等に係る国税関係法律の	、阪神・淡路大震災の被災	適用しない。	の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄	則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表	若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における附	二条の二第一項から第五項まで	村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法		条の二	る租税特別措置法第四十一	一項の規定により適用され
									第一号	の四第六項	附則第五条	に掲げる字句とし、	の上欄に掲げ	則第五条の四	若しくは第六	第十三条第三	5 市町村民税				<u> </u>
住宅借入金等の金額							第三項まで	法律第十六条第一項から	法律の臨時特例に関する	被災者等に係る国税関係	又は阪神・淡路大震災の	らとし、同条第七項の規定は、	いる規定中同表の中欄に掲げ	則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、	若しくは第六項から第十項までの「規定	項若しくは第四項又は第十	の所得割の	略			
本大震災の被災者等に係る住宅借入金等の金額(東日	項ま	四項若しくは第十三条の二	第十三条第三項若しくは第	二十三年法律第二十九号)	時特例に関する法律(平成	等に係る国税関係法律の臨	又は東日本大震災の被災者	六条第一項から第三項まで	臨時特例に関する法律第十	者等に係る国税関係法律の	、阪神・淡路大震災の被災	、適用しない。	の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄)規定の適用については、次の表	規定の適用を受けた場合における附	二項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第四項まで	納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法		条の二	る租税特別措置法第四十一	一項の規定により適用され

 計算した租税特別措置法第	計算した同項
十項までの規定	
第十三条の二第一項から第	
項若しくは第四項若しくは	
に関する法律第十三条第三	
る国税関係法律の臨時特例	
日本大震災の被災者等に係	
一項から第三項まで又は東	
例に関する法律第十六条第	
係る国税関係法律の臨時特	
・淡路大震災の被災者等に	
くは第四十一条の二、阪神	
第二項から第四項まで若し	
租税特別措置法第四十一条	これらの規定
当該住宅借入金等の金額	当該金額
借入金等の金額を除く。)	
第一号に規定する新規住宅	
の居住年に係る同条第五項	
三年から平成二十七年まで	
受ける者の有する平成二十	
又は第四項の規定の適用を	
関する法律第十三条第三項	
 国税関係法律の臨時特例に	

計算した租税特別措置法第	計算した同項
九項までの規定	
第十三条の二第一項から第	
項若しくは第四項若しくは	
に関する法律第十三条第三	
る国税関係法律の臨時特例	
日本大震災の被災者等に係	
一項から第三項まで又は東	
例に関する法律第十六条第	
係る国税関係法律の臨時特	
・淡路大震災の被災者等に	
くは第四十一条の二、阪神	
第二項から第四項まで若し	
租税特別措置法第四十一条	これらの規定
当該住宅借入金等の金額	当該金額
借入金等の金額を除く。)	
第一号に規定する新規住宅	
の居住年に係る同条第五項	
三年から平成二十七年まで	
受ける者の有する平成二十	
又は第四項の規定の適用を	
関する法律第十三条第三項	
国税関係法律の臨時特例に	

町村長(第三百八十九条の規定の適用を受けまでの間に、当該滅失し、若しくは損壊した政令で定める区域内に平成二十八年四月一日場合には、その持分を有する者を含む。)そ滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当	資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償令和六年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償	12 東日本大震 対資産に代わる	で受ける償却である。	資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受令和八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊しの政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者。	12 東日本大震災により滅失し、却資産が共有物である場合には切資産が共有物である場合にはの政令で定める者が、政令で定める者が、政令で定める者が、政令でに対している。
		2 { 11 略	C.		2 5 11 略
		第五十六条 略	*		第五十六条 略
		税の特例)			税の特例)
に対する田	災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画	(東日本大震	『定資産税及び都市計画	(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画	(東日本大震災に
		6略	G		6 略
六項から第十項まで			項から第十一項まで	七項か	
から第四項まで若し			から第五項まで若しくは第	から第	
しくは第十三条の二第一項			しくは第十三条の二第一項	しくは	
条第三項若しくは第四項若			条第三項若しくは第四項若	条第三	
時特例に関する法律第十三			時特例に関する法律第十三	時特例	
等に係る国税関係法律の臨			等に係る国税関係法律の臨	等に係	
又は東日本大震災の被災者	第三項まで		又は東日本大震災の被災者	第三項まで 又は東	第
一六条第一項から第三項まで	法律第十六条第一項から		六条第一項から第三項まで	法律第十六条第一項から / 六条第	法
臨時特例に関する法律第十	法律の臨時特例に関する	五項第一号	臨時特例に関する法律第十	法律の臨時特例に関する 臨時特	五項第一号法
者等に係る国税関係法律	被災者等に係る国税関係	の四の二第	者等に係る国税関係法律の	被災者等に係る国税関係 者等に	の四の二第一被
阪神	又は阪神・淡路大震災の	附則第五条	・淡路大震災の被災	又は阪神・淡路大震災の	附則第五条 又
四十一条第一項			十一条第一項	四十一	

とされる額の二分の一の額)とする。 規定の適用を受ける償却資産にあつては、 の三又は附則第十五条(第二十一項を除く。 固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額 ととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、 該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課するこ 固定資産税の課税標準は、 却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する が共有物である場合には、 しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産 る当該取得又は改良が行われた償却資産 において同じ。)又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合におけ 県知事) 却資産にあつては、 つては、 当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、 が認める償却資産の取得 当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府 当該償却資産のうち滅失し、 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 (共有持分の取得を含む。以下この項 (改良が行われた償却資産にあ これらの規定により課税標準)から第十五条の三までの 当該償却資産に係る (第三百四十九条 又は損壊した償 当該滅失し、 若 当

県知事) つては、 とされる額の二分の一の額)とする。 規定の適用を受ける償却資産にあつては、 の三又は附則第十五条(第二十一項を除く。 固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額 ととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、 該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課するこ 固定資産税の課税標準は、 却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する が共有物である場合には、 しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産 る当該取得又は改良が行われた償却資産 において同じ。)又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合におけ 却資産にあつては、 当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、 が認める償却資産の取得 当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府 当該償却資産のうち滅失し、 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 (共有持分の取得を含む。 (改良が行われた償却資産にあ これらの規定により課税標準)から第十五条の三までの 当該償却資産に係る (第三百四十九条 当該滅失し、 又は損壊した償 以下この項 当 若

13 ~ 17 略

13 \(\)
17

242

(傍線の部分は改正部分)

済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公	済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公
地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共
険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、	険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、
民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保	民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保
めるものに限る。)、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国	めるものに限る。)、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国
る公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定	る公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定
連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定す	連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定す
信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合	信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合
険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、	険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、
律第八十号)第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保	
合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法	合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法
の法人、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)による労働組	の法人、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)による労働組
、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項	、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第百五十二条第五項
二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人	二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人
一略	一略
合は、この限りでない。	合は、この限りでない。
課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場	課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場
第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を	第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を
(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)	(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)
改正前	改 正 後

を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法 益財団法人で博物館法 7格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党 項 (の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二条第

2 及 び 3 略

(法人の事業税の非課税所得等の範囲

第七十二条の五 収益事業に係るもの以外のものに対しては、 道府県は、 次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で 事業税を課することができ

な

V.)

の法人、 団法人 開発協会並びに労働者協同組合(労働者協同組合法 利型法人 災害防止協会、 七十八号) 生保護法人、 び商工会連合会、 社会医療法人に限る。)、商工会議所及び日本商工会議所、 以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)及び一般財 日本赤十字社、 (非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法 職業訓練法人、 (法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう 第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限 宗教法人、学校法人及び私立学校法第百五十二条第五項 公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会、 医療法人(医療法第四十二条の二第一 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能 (令和二年法律第 項に規定する 商工会及 (非営 船員 更 力

> 益財団法人で博物館法 人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党 を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法 項 (の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二条第 の研

2 及 び 3 略

(法人の事業税の非課税所得等の範囲

第七十二条の五 収益事業に係るもの以外のものに対しては、 道府県は、 次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額 事業税を課することができ

ない。

の法人、 団法人 七十八号) 開発協会並びに労働者協同組合 生保護法人、宗教法人、学校法人及び私立学校法第六十四条第四項 利型法人 災害防止協会、 び商工会連合会、 社会医療法人に限る。 以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)及び一般財 日本赤十字社、 (非営利型法人に該当するものに限る。)、 職業訓練法人、 (法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう 第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限 公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会 医療法人(医療法第四十二条の二第一)、商工会議所及び日本商工会議所、 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能 (労働者協同組合法 社会福祉法 (令和二年法律第 項に規定する 商工会及 (非営 船 更 員 力

る。

2 \ 4 三~十一 略

略

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 動 該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、 産の取得に対しては、 道府県は、 不動産取得税を課することができない。 次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当 当該不

及び二

三 図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは に供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する 府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用 を目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道 年法律第六十四号) 益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法 直接保育の用に供する不動産 財団法人、 ものにおいて直接その用に供する不動産、 律第二十六号) 育又は教育の用に供する不動産 おいて「学校法人等」という。 学校法人又は私立学校法第百五十二条第五項の法人(以下この号に 学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法 宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において 第一条の学校又は同法第百二十四条の専修学校に係る 第二十四条の規定による認定職業訓練を行うこと (同号に該当するものを除く。) 及び公)がその設置する学校において直接保 (第四号の四に該当するものを除く。 公益社団法人若しくは公益 (昭和二十二年法 (昭和四 十四四

る。

三~十一 略

2 { 4 略

第七十三条の四 該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には (用途による不動産取得税の非課税) 道府県は、

動産の取得に対しては、

不動産取得税を課することができない。

次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当

当

該 不

及び二

三 ものにおいて直接その用に供する不動産、 図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは 府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓 を目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは 年法律第六十四号) 直接保育の用に供する不動産 財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において 律第二十六号)第一条の学校又は同法第百二十四条の専修学校に係る おいて「学校法人等」という。)がその設置する学校において直接保 に供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する 益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法 育又は教育の用に供する不動産 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項 学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法 第二十四条の規定による認定職業訓練を行うこと (同号に該当するものを除く。 (第四号の四に該当するものを除く。 公益社団法人若しくは公益 の法人(以下この号に (昭和二十二年法 (昭和四十四 及び公 練 の用

物館において直接その用に供する不動産 公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第 一項 の博

三の二~三十九

略

2 及 び 3

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲

第二百九十六条 う場合は、 割を課することができない。 この限りでない。 市町村は、 次に掲げる者に対しては、 ただし、 第二号に掲げる者が収益事業を行 市町村民税の均等

略

共済組合及び漁業共済組合連合会、 する法人である職員団体等、 公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主た 共済組合連合会、 保険組合連合会、 国民健康保険団体連合会、 定めるものに限る。)、中小企業団体中央会、 する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で 農業共済組合連合会、 日本赤十字社、 地方公務員共済組合、 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定 私立学校法第百五十二条第五項の法人、労働組合法による労働組 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団、 社会福祉法人、 農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定 全国市町村職員共済組合連合会、 全国健康保険協会、 漁船保険組合、 更生保護法人、 信用保証協会、 漁業信用基金協会、 国民健康保険組合及び 健康保険組合及び健康 宗教法人、 農業共済組合及び 公益社団法人又は 地方公務員 学校法 漁業 合 人

> 物館において直接その用に供する不動産 公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第 項

の博

三の二~三十九 略

2 及 び 3

〈個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲

第二百九十六条 割を課することができない。 う場合は、この限りでない。 市町村は、 次に掲げる者に対しては、 ただし、 第二号に掲げる者が収益事業を行 市町 村民 税 0 均

略

保険組合連合会、 国民健康保険団体連合会、 する法人である職員団体等、 公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主た 共済組合連合会、 定めるものに限る。)、中小企業団体中央会、 農業共済組合連合会、 共済組合及び漁業共済組合連合会、 する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で 地方公務員共済組合、 日本赤十字社、 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定 私立学校法第六十四条第四項 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団、 社会福祉法人、 農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定 全国市町村職員共済組合連合会、 全国健康保険協会、 漁船保険組合、 更生保護法人、 の法人、労働組合法による労働組 信用保証協会、 漁業信用基金協会、 国民健康保険組合及び 健康保険 宗教法人、 農業共済組合及び 公益社団法人又は 組合及び 地方公務員 学校法 漁業 健康

の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二る目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金

第一項に規定する法人である政党等

2 及 び 3

略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条

。として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産、 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない

一〜八の二略

第一項に規定する法人である政党等の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二る目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金

2及び3 略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

。 として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。 ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない

一〜八の二略

九 。)、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又 資産 物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産 び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博 団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及 おいて「学校法人等」という。)がその設置する学校において直接保 会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定 る固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、 は同法第百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供す 育又は教育の用に供する固定資産 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項 (同号に該当するものを除く。) 並びに公益社団法人又は公益財 (第十号の四に該当するものを除く の法人(以下この号に 宗教法人又は社

九の二~四十五 略

3 ~ 10 略

(事業所税の課税標準の特例)

施設
略
二 学校教育法第百二十四条に規定 二分の一
する専修学校又は同法第百三十四
条第一項に規定する各種学校(学
校法人又は私立学校法第百五十二
条第五項の法人が設置する専修学
校又は各種学校を除く。)におい
て直接教育の用に供する施設

九の二~四十五 略

3 (10

略

〈事業所税の課税標準の特例

第七百一条の四十一 次の表の各号の上欄に掲げる割合を乗じて得た面き事業所床面積又は従業者給与総額(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下給与総額(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下の項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ当該各号の中欄又は下欄に割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ当該各号の中欄又は下欄に割合が定められてより。 から当該施設に係る事業所床面積又は従業者割の課税標準となるべい。

「第七百一条の四十一 次の表の各号の上欄に掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。

て直接教育の用に供する施設	校又は各種学校を除く。)におい	第四項の法人が設置する専修学	校法人又は私立学校法第六十四条	条第一項に規定する各種学校(学	する専修学校又は同法第百三十四	二 学校教育法第百二十四条に規定	略		施設
						二分の一		割合	資産割に係る
						二分の一		る割合	従業者割に係

Ŀ
2 5 4 股
附則
(事業税の課税標準の特例)
第九条 略
2~138略

する。 額を当 四 月 与額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した 支給増加 給額に対する割合が百分の する比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支 九号に規定する雇用者給与等支給額から当該法人の同項第十一 含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。 項の規定の適用を受ける事業年度、 二条の十二の五第三項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。 第四号に掲げる事業を行う法人 号に規定する設立事業年度、 価 に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については 分の 値額から 該 日 額に、 報 事業税に限り から令和九年三月三十 酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除 当該法人の同項第六号に規定する控除対象雇用者給与等 第七十二条の十五第一 当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第 一・五以上である場合には 解散 (これらの法人が租税特別措置法第四 日までの間に開始する各事業年度 同法第四十二条の十二の五第五項第 (合併による解散を除く。 項に規定する各事業年度の 以下この項にお 各事業年 号に規定 令和七年 1 の日を 報酬 皮の って 同じ (前 給 付 +

15 法律 用については、 項に規定する船員派遣をいう。 する労働者派遣をいう。) 船員派遣契約に基づき、 項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する (以下この項において「労働者派遣法」という。) 第二十六条第 これらの規定中 労働者派遣 又は船員派遣 「控除対象雇用者給与等支給増加額」と をした法人に対する前二項の規定の適 (労働者派遣法第二条第一号に規定 (船員職業安定法第六条第十一 14

法律 する労働者派遣をいう。 用については、 項に規定する船員派遣をいう。 船員派遣契約に基づき、 項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する (以下この項において「労働者派遣法」という。) 第二十六条第 同項 労働者派遣 又は船員派遣 中 をした法人に対する前項 「控除対象雇用者給与等支給増加額」と (労働者派遣法第二条第一号に規定 (船員職業安定法第六条第十一 の規定の適

働者 項に規定する合計額を超える場合には、 条第十二項に規定する派遣船員をいう。 働者をいう。 保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第一 が当該労働者派遣に係る派遣労働者 れるものに限る。 を受ける金額 して当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払 以下この項において同じ。 度において労働者派遣 あるのは、 項に規定する船員派遣をいう。 項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事 保護等に関する法律第二条第 一控除対象雇用者給与等支給増加額に、 (当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入さ 又は当該船員派遣に係る派遣船員 に百分の七十五の割合を乗じて得た金額 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労)又は船員派遣 以下この項において同じ。 (労働者派遣事業の適正な運営の確 号に規定する労働者派遣をいう。 当該合計額) に係る第七十二条の十五第一 (船員職業安定法第六条第十 一号に規定する派遣労 (船員職業安定法第六 第七十二条の十五 の合計額で除して (当該金額 の対価と 業年 第

額に、 業 特定雇用者給与等支給額」という。 事業税を課されない事業等以外の事業に係る額 用者給与等支給増加額」とあるのは、 項及び第十 業税を課されない事業等以外の事業とを併せて行う法人に対する第十三 事業税を課されない事業又は第七十二条の二第一項第二号に掲げる事 (以下この項において「事業税を課されない事業等」という。 同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定する 四項の規定の適用については、 (特定雇用者給与等支給額の計算 「控除対象雇用者給与等支給増 これらの規定中 (以下この項において 「控除対象 と事 加

16

計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年あるのは、「控除対象雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第

度において労働者派遣

(次項

に規定する労働者派遣をいう。

以下この項において同じ。)又は船員派遣(次項

計算した割合を乗じて計算した金額」とする。 項に規定する合計額を超える場合には、 条第十二項に規定する派遣船員をいう。 働者をいう。 保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第1 が当該労働者派遣に係る派遣労働者 れるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額 を受ける金額 して当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払 に規定する船員派遣をいう。)又は当該船員派遣に係る派遣船員 (当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入さ 以下この項において同じ。 (労働者派遣事業の適正な運 当該合計額) に係る第七十二条の十五 (船員職業安定法第六 一号に規定する派 の合計額で除して **当** 0) 営 該 対 第 0 金 価 遣 確

15 額に、 特定雇用者給与等支給額」という。 事業税を課されない事業等以外の事業に係る額 用者給与等支給増加額」とあるのは、 項 業税を課されない事業等以外の事業とを併せて行う法人に対する第十三 業 事業税を課されない事業又は第七十二条の二第一項第二号に掲げる事 (以下この項において「事業税を課されない事業等」という。 同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十五項に規定する 規定の適用については、 (特定雇用者給与等支給額の計算 「控除対象雇用者給与等支給増 同項 (以下この項において 中 控除 対象 と事 加

支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。)を当該雇用者給与等が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて

17

する。 るべき金額の計算の基礎となる控除対象額は、 細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、 対象額」という。 象となる控除対象雇用者給与等支給増加額 更正請求書を含む。)に、 三項の規定による更正請求書を提出する場合には、 第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は第二十条の九の三第 十四項の規定により控除を受ける金額を増加させる第七十二条の三十一 書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書 条の二十五第八項若しくは第十一項、 適用する場合を含む。 この項において同じ。 第十三項 この場合において、 (前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明 以下この項において同じ。 及び第十四項 第十三項又は第十四項の規定により控除され 第十三項又は第十四項の規定による控除の対 第七十二条の二十六第一 (前二項の規定により読み替えて (以下この項において 当該書類に記載された控)の規定は、 当該修正申告書又は (第十三項又は第 項ただし 第七十二 「控除 適用 以下

除対象額を限度とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

掲げる軽油の引取りに対しては、第百四十四条の二第一項及び第二項の 第十二条の二の七 道府県は、令和九年三月三十一日までに行われる次に

支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。)を当該雇用者給与等が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて

第十三項(前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下

16

条の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし_____の規定は、第七十二この項において同じ。)

書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書

(第十三項

する。 除対象額を限度とする。 るべき金額の計算の基礎となる控除対象額は、 細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、 対象額」という。)、 象となる控除対象雇用者給与等支給増加額 更正請求書を含む。)に、 三項の規定による更正請求書を提出する場合には、 第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は第二十条の九の三第 この場合において、 規定により控除を受ける金額を増加させる第七十二条の三十 控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明 第十三項 第十三項 (以下この項において 当該書類に記載された控 当該修正申告書又は 規定による控除 規定により控除され 「控除 適用 の対

17 ~ 24 略

、軽油引取税の課税免除の特例)

掲げる軽油の引取りに対しては、第百四十四条の二第一項及び第二項の第十二条の二の七 道府県は、令和九年三月三十一日までに行われる次に

よる道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないもの み替えて準用する第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定に 十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読 規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百四十四条の二

船舶 (政令で定めるものを除く。 の使用者が当該船舶の動力源に とする。

とする。 よる道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないもの み替えて準用する第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定に 十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読 規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百四十四条の二

船舶の使用者

が当該船舶の動力源に

<u>-</u> 5 五. 略

供する軽油の引取り

2 { 8 略

2 { 8

略

二 <u>~</u> 五

略

供する軽油の引取り

税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動	税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動
第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 並びに租	び
三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条	三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及
一及び二 略	一及び二 略
相当する金額とする。	相当する金額とする。
額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に	額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に
合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除	合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除
という。)を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場	という。)を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場
する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」	する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」
義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二)に相当	義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二)に相当
附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の四(当該納税	附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の四(当該納税
税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄	税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄
の区域内に住所を有する場合には、百分の二)に相当する金額(当該納	の区域内に住所を有する場合には、百分の二)に相当する金額(当該納
える場合には、その超える金額の百分の四(当該納税義務者が指定都市	える場合には、その超える金額の百分の四(当該納税義務者が指定都市
金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千円を超	金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千円を超
金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する	金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する
寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得	寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得
第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる	第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
改正前	改正後

の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるものに関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、住民の福祉

四略

(事業税の納税義務者等)

務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対

分に応じ、それぞれ次に定める額 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区

イ 略

口 二項第四号において同じ。)並びに一般社団法人(非営利型法人 二条第三項に規定する特定目的会社をいう。 の号において同じ。)に該当するものを除く。 法人税法第二 号において同じ。)、特定目的会社 十二項に規定する投資法人をいう。第七十二条の三十二第二項第三 課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 各号に掲げる法人、第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法 第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の五第一 第四項に規定する人格のない社団等、 一条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。 (資産の流動化に関する法律第 第五項に規定するみなし 第七十二条の三十二第 及び一般財団法人 以下こ 項

(非営利型法人に該当するものを除く。)

(以下口において

「所得

の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるものに関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、住民の福

祉

四略

(事業税の納税義務者等)

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対

イ 略

分に応じ、

それぞれ次に定める額

口 二項第四号において同じ。)並びに一般社団法人(非営利型法人(二条第三項に規定する特定目的会社をいう。 法人税法第一 号において同じ。)、特定目的会社 課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 の号において同じ。)に該当するものを除く。 十二項に規定する投資法人をいう。第七十二条の三十二第二項第三 各号に掲げる法人、第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法 (非営利型法人に該当するものを除く。) 並びにこれらの法人 第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の五第一 第四項に規定する人格のない社団等、 一条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。 (資産の流動化に関する法律第 第五項に規定するみなし 第七十二条の三十二第 及び一 般財団 以下こ 法人 項

に該当するものを除く。) 所得割額 を有しないもの (所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資等課税法人」という。)並びに所得等課税法人以外の法人で資本金

(1) 額として政令で定める金額をいう。 若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金 が二億円を超えるもの 当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額) のうち政令で定める額の減少に伴うものに限る。 の特定法人による完全支配関係に限る。 の六に規定する完全支配関係をいう。 当該特定法人による完全支配関係 ものを含む。 業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして政令で定める おいて同じ。 で定める場合において、 に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係 において同じ。 部を改正する法律(令和六年法律第 が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、 をいう。 又は出資の払戻しをしたときは、 がある法人のうち払込資本の額 以下(1)及び(2)において同じ。 当該法人が剰余金の配当 (法人税法第二条第十二号の七 以下(1)及び(2)において同じ。 以下この号及び次項第二号 がある場合その他政令 当該剰余金の配 以下(1)及び(2)に の公布の日以後 (払込資本の額 (当該法人以外 (地方税法等の)との間に)及び保険 合資会社

(2)

及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが

法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式

の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若以外の法人で資本金

所得割類

を有しないもの

親法人による完全支配関係があり 特定親法人 政令で定める場合に、 た場合において当該いずれか 該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなし 支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当 当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法 を改正する法律 法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があるこ 有するものとみなした場合において当該いずれか る法人を除く。 た払込資本の額を加算した額) をしたときは、 人をいう。 ととなるときの当該法人のうち払込資本の額 れか のものによる完全支配関係があることとなるときその他 以下(2)において同じ。 (当該事業年度において当該法人と他の法人との間に 当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少し (令和六年法律第 当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻し のものと当該法人との間に当該い が二億円を超えるもの)と当該法人との間に当該特定 かつ、 号 当該法人との間に完全 の公布 (地方税法等の一 のものと当該 の日以後に、 (1)に掲げ 部

二~四 略

各号に定める日の現況によるものとする。 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該

二~四略

| こより申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)の現況によるも億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるがどうかの判定は、各事業年度終了の日(第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六だし書の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が一

2 略

2

略

の 日 き事業税にあつては同項に規定する六月経過日 二十九第 (第七十二条の二十六第一 項、 解散の日) 第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税 項ただし書の規定により申告納付すべ ロの前日、 第七十二条の

のとする。

にあつてはその

がない 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日 がある他の法人が当該事業年度において前項第一 人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係 号口(1)又は(2)の特定 (当該

3 11 略

場合には

当該他の法人の設立の日

(事業税と信託財産)

第七十二条の三 同じ。 限る。 なし、 信託財産に帰せられる収益及び費用については、 する退職年金等信託をいう。 託 益及び費用とみなして、 (同条第四項第二号に規定する公益信託等 おいて同じ。)、退職年金等信託 (法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。 かつ、)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみ)又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該 当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに この節の規定を適用する。ただし、集団投資信 第三項において同じ。)、 (同法第十二条第四項第一号に規定 をいう。 この限りでない。 第三項において 公益信託等 第三項

3 11

略

(事業税と信託財産

第七十二条の三 同じ。 なし、 益及び費用とみなして、 信託財産に帰せられる収益及び費用については、 する退職年金等信託をいう。 において同じ。)、退職年金等信託 託 限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみ (同条第四項第二号に規定する特定公益信託等をいう。 (法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。)又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該 かつ、 当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するもの この節の規定を適用する。 第三項において同じ。)、 (同法第十二条第四項第一号に規定 この限りでない。 ただし、 第三項において 特定公益信託等 集団投資信 第三項

――の言託材産こ属する資産及び負責並びこ当該言託材産こ帚せ、られる23 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は公益信託等

の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この節の規益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人一の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収

4 略

定を適用する

(事業年度の期間が六月を超える法人等の中間申告納付)

第七十二条の二十六略

2 8 略

の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものであるかどうかにに掲げる法人であるかどうかの判定は、第一項の事業年度の前事業年度の前事業年度の前項の規定を適用する場合において、第七十二条の二第一項第一号イ

よるものとする。

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 及び免除されるもの以外のものをいう。 その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの 七十二条の八十四第一 資産の譲渡等 消費税法第二条第一 (同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。 地方消費税は、 項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、 項第二号及び第二項において同じ。 事業者の行つた課税資産の譲渡等(以下この節において同じ。)及 並びに同 特定 第 法

> 定を適用する。 等の信託財産に属する資産及び費用でないものとみなして、この節の規 益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人 の資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収 は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人

4 略

(事業年度の期間が六月を超える法人等の中間申告納付)

第七十二条の二十六略

2 8 略

| に掲げる法人であるかどうかの判定は、六月経過日の前日の現況 | 9 前項の規定を適用する場合において、第七十二条の二第一項第一号イ

に

10 12 略 略 のとする。

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 及び免除されるもの以外のものをいう。 その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるも 七十二条の八十四第一 資産の譲渡等 消費税法第二条第一 (同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。 地方消費税は、事業者の行つた課税資産の譲渡等 項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、 項第二号及び第二項において同じ。 以下この節において同じ。)及 並びに同 特定 法 第 0

同じ。 うち、 消費税法第二条第一 されるもの及び免除されるものを除く。)については、 三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないことと 道府県が譲渡割により、 が 事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務 定する法人課税信託等の受託者にあつては、 より消費税を納める義務が免除される事業者 されるもの及び免除されるもの以外のものをいう。 び (輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 特定課税仕入れ 当該保税地域所在の道府県が貨物割により課する。 全て免除される事業者に限る。)

については、 同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないことと (消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れ 項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対 当該事業者 同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物)を除く。)に対し、 (消費税法第九条第一項本文の規定に 同条第三項に規定する受託 (同法第十五条第一項に規 以下この節において (昭和三十年法律第 当該課税貨物を 次項に規定する . О

2~8略

(譲渡割と信託財産)

二十九号に規定する集団投資信託をいう。)、法人課税信託(同条第二に限る。)は当該信託の信託財産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなして仕入れは当該受益者の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなしては入れは当該信託の信託財産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税のようなし、第七十二条の八十 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものまた。

同じ。 うち、 道府県が譲渡割により、 消費税法第二条第一 されるもの及び免除されるものを除く。)については、 三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないことと が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、 事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務 定する法人課税信託 より消費税を納める義務が免除される事業者 されるもの及び免除されるもの以外のものをいう。 び特定課税仕入れ (輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 当該保税地域所在の道府県が貨物割により課する。)

については、 同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないことと (消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れ 項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対 当該事業者 の受託者にあつては、 同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物 (消費税法第九条第一 同条第三項に規定する受託 (同法第十五条第一項に規 以下この節において (昭和三十年法律第 項本文の規定に 当該課税貨物を 次項に規定する

2~8略

(譲渡割と信託財産

二十九号に規定する集団投資信託をいう。)、法人課税信託(同条第二件入れは当該受益者の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなしては入れは当該受益者の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなし、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税を引きる。)は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、第七十二条の八十 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するもの第七十二条の八十 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するもののでは、

信託をいう。 十九号の二に規定する法人課税信託をいう。 退職年金等信託 公益信託 (同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等 (同項第二号に規定する公益信託 次条第 一項において同じ。

信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ 規定する加入者保護信託をいう。 をいう。 次条第 項において同じ。 の信託財産に属する資産並びに当該 又は加入者保護信 託 (同号に

2 及 び 3

いては、

この限りでない。

〈法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用

第七十二条の八十の二 法人課税信託又は公益信託 (以下この条に お いて 第七十二条の八十の二

の受託者は、

各法人課税信託等の信託資

法人課税信託等」という。)

産等 税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。 (信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課 以下この条において同じ。

れぞれ別の者とみなして、この節(第七十二条の七十八から前条まで、)及び固有資産等 譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、そ (法人課税信託等の信託資産等以外の資産、 課税資産

十二条の九十五、 第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七 十二条の百九から第七十二条の百十一までを除く。以下この条において 第七十二条の百一から第七十二条の百四まで及び第七

2 は、 前 同 項の場合において、 **!項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとす** 各法人課税信託等の信託資産等及び固有資産等

同

の規定を適用する。

信託をいう。 十九号の二に規定する法人課税信託をいう。 退職年金等信託 又は特定公益信託等 (同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等 (同項第二号に規定する特定公益信 次条 において同じ。

託等をいう。 0)

いては、 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに この限りでない。 信託財産に属する資産並びに当該

2及び3 略

の受託者に関するこの節の規定の適用

法人課税信託の受託者

法人課税信託

等 同じ。) 十二条の百九から第七十二条の百十一までを除く。以下この条において 十二条の九十五、 第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七 れぞれ別の者とみなして、この節(第七十二条の七十八から前条まで、 の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、そ 税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。 及び固有資産等 (信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課 の規定を適用する。 第七十二条の百一から第七十二条の百四まで及び第七 (法人課税信託の信託資産等 は、 以下この条において同じ。 各法人課税信託の 以外の資産、 課税資産 信託資産

2

る。

3 に てこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。 0 この節の規定を適用する。 おいて同じ。 規定により、 個 人事業者が受託事業者)である場合には、 当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者とし (法人課税信託等の受託者について、 当該受託事業者は、 法人とみなして 以下この項 前二項

4 一の法人課税信託等の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該4 一の法人課税信託等の受託者が受託者が出して、この節の規定を適用する。

4

5 略

節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託等の受託者についてのこの

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 得金額、 寄附金の 納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、 市 超える場合には、 る金額を超える場合には、 る寄附金を支出し、 の区域内に住所を有する場合には、 額の合計額が二千円を超える場合には、 退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当す その超える金額の百分の六 市町村は、 当該寄附金の額の合計額 当該百分の三十に相当する金額) 所得割の納税義務者が、 百分の八)に相当する金額 (当該納税義務者が指定都 (当該合計額が前年の総所 当該百分の六 当該特例控除対象 前年中に次に掲げ が二千円を (当該納 (当 該

る。

3 において同じ。 てこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。 の規定により、 この節の規定を適用する。 個 人事業者が受託事業者)である場合には、 当該法人課税信託 (法人課税信託 当該受託事業者は、 に係る信託資産等が帰属する者とし の受託者について、 法人とみなして 以下この項 前 垣

とみなして、この節の規定を適用する。主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等法人課税信託「に係る信託資産等は、当該法人課税信託」の信託事務を一の法人課税信託」の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該

5 略

節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託 の受託者についてのこの

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 得金額、 超える場合には、 寄附金の 納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、 市の区域内に住所を有する場合には、 る金額を超える場合には、 る寄附金を支出し、 退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当 額の合計額が二千円を超える場合には、 その超える金額の百分の六 市町村は、 当該寄附金の額の合計額 当該百分の三十に相当する金額) 所得割の納税義務者が、 百分の八) (当該納税義務者が指定都 (当該合計額が前年の に相当する金額 当該百分の六 当該特例控除 前年中に次に掲げ が二千円 (当該納 (当該 対象 総所

割の額に相当する金額とする。 当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、 用した場合の所得割の額から控除するものとする。 当する金額に特例控除額を加算した金額。 税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 という。)を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適 以下この項において「控除額 当該控除額は、 この場合において、 百分の八)に相 当該所得

及び二 略

び

三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及

に関する寄附金 税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動 0 増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの (次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、 住民の福祉

兀 略

2 \ 14

略

附 則

> 2 兀 14 略 略

附 則

(公益信託に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三条の二の三 産及び負債を有するものとみなして はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資 六項に規定する特定公益信託を除く。 年法律第六十二 の信託財産について生ずる所得については 号) 当分の間、 第 条に規定する公益信託 公益信託 (公益信託ニ関スル法律 第)をいう。 一章第 以下この条において同 (法人税法第三 節又は第三章第 公益信託の委託者又 (大正十 十七条第 節 0

当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、 割の額に相当する金額とする。 用した場合の所得割の額から控除するものとする。 」という。)を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適 当する金額に特例控除額を加算した金額。 税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、 以下この項において「控除額 当該控除額は、 この場合において、 百分の八) 当該所得 に相

三 第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附 並びに 同 租 条

租

一及び二

略

0 に関する寄附金 税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動 増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの (次号に掲げる寄附金を除く。) のうち、

住民の福

(公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三条の二の三 段 所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県民税の所得割を課する。 される資産を含む。 同条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る財産とみな とみなして、 項において同じ。 より特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。 条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十三項までの規定に て適用する場合を含む。 準用する場合を含む。 (同条第六項から第十二項まで及び第十三項 政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産 道府県は、)を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個 次項において同じ。) 以下この項において同じ。 次項において同じ。)の規定の適用を受けた同 当分の間、 租税特別措置法第四十条第三項後 に係る山林所得の金額、)の規定によりみなし (同条第十四項において 次項及び第三 譲渡

2 略

3 るもの 前 ついては 係るもの及び同法附則第三条の二の三第 前 項第 項 項 の規・ (当該道府県民税又は市町村民税に係るこれらの規定に規定す の規定の適用を受けた公益法人等 一号に掲げる者に限る。)に対する法人税法の規定の適用に 同法第三十八条第二項第二号中 定 の適用がある場合には、 次に定めるところによる。 一項又は第 (租税特別措置法第四十条 「係るもの」 一項の規定によ とあるのは、

規定を適用する。

第五号に規定する法人課税信託に該当しないものとする。 公益信託は、第二十四条第一項第四号の二又は第二百九十四条第一

項

(公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例

第三条の二の四 準用する場合を含む。 段 所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県民税の所得割を課する される資産を含む。 同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみな とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財 より特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。 条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十一項までの規定に て適用する場合を含む。 において同じ。)を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個 (同条第六項から第十項 道府県は、 次項において同じ。)に係る山林所得の金額 以下この項において同じ。 次項において同じ。)の規定の適用を受けた同 当分の間、 まで及び第十一項 租税特別措置法第四十条第三項)の規定によりみなし (同条第十二項において 譲渡 産

2 略

法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合にする法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項第二号中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び同法附則第三条の二の四第一「係るもの」とあるのは、「係るもの及び同法附則第三条の二の四第一」の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する公益法人等に対

民税又は市町村民税に限る。)」とする。の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該道府県る財産の価額がこれらの規定に規定する当該公益法人等の各事業年度

項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第 る特定終了事由」とする。 は公益信託に関する法律 については、 前二 項第二号に掲げる者に限る。 項 の規定の適用を受けた公益法人等 同条第一 項及び第二項中 (令和六年法律第)に対する第九条の四の規定の適用 「事由」とあるのは、 (租税特別措置法第四 号) 第三十三条第三 一項に規定す 事由又 | | | | |

三 に任ずる。 又は市町村民税の所得割については、 項に規定する個人とみなしてこれらの規定を適用する。 宰する受託者 公益信託の受託者が二以上あるときは、 その道府県民税又は市町村民税の所得割について 前二項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四 項第一 当該主宰受託者に課するこれらの規定の財産に係る道府県民税 一号に規定する公益信託の受託者である場合におい (以下この号において「主宰受託者」という。 当該主宰受託者以外の受託者は 当該公益信託の信託事務を主 連帯納付の責め この場合にお を前二 当該 十条

(事業税の納税義務者等の特例)

「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該は、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは第八条の三の三 第七十二条の二第一項及び第二項の規定の適用について

おける当該道府県民税又は市町村民税に限る。)」とする。

(事業税の納税義務者等の特例)

「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該は、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは第八条の三の三 第七十二条の二第一項及び第二項の規定の適用について

本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額をいう。次項第一号において同じ。)が十億円を超えるものを除く。)」と、同条第二項第一号中「一億円以下の法人では若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額と当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会

本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人で中「一億円以下の法人で超えるものを除く。)」と、同条第二項 中「一億円以下の法人で超とる。)」と、同条第二項 中「一億円以下の法人であるかどうか」とする。

うか」とする。 業年度の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものであるかど中「六月経過日の前日の現況」とあるのは、「第一項の事業年度の前事中「六月経過日の前日の現況」とあるのは、「第一項の事業年度の前事

第八条の三の四 同条第 編計画 に限る。 要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するもの 行う同法第一 の規定による変更の認定があつたときは、 事業者」 別事業再編事業者である法人(以下この項において 二十五年法律第九十八号) 施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法 業競争力強化法等の一 (以下この項において という。 項の認定を受けた同法第二十四条の三第 以下この項において 一条第十八項に規定する特別事業再編 新たな事業の が 部を改正する法律 当該認定に係る特別事業再編計画 第二十四条の一 創出及び産業への投資を促進するため 「特別事業再編」という。 「特別事業再編計画」という。) (令和六年法律第 その変更後のもの) 第 項に規定する特別事業再 (生産性の向上及び需 項に規定する認定特 「認定特別事業再編 のための措置 (同条第一 について に従つて (平成 の産 項 \mathcal{O}

をいう。 条の 年度 む事業年度の前事業年度) 日 の適用については、 得等法人」という。 総務省令で定めるものに限る。 当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち の間に完全支配関係がある場合における当該他の法人 0) 取得をし、 二十四条の 場合を除く。 全支配関係 き有しており、 譲受けの日 て他の法人の株式若しくは出資 に係る対価 人」という。 一条の (同条第十八項第三号、 を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業 日以後引き続き有しており、 の取得をし、 (同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四 第 第 以下この項において同じ。 項の認定が取り消された場合には 又は他の法人の株式を譲り受け、 の額が百億円を超える金額又は (法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係 (以下この項において 項第 第 かつ、 及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第 において、 又は他の法人の株式を譲り受け 項の認定の申請の日前五年以内に他の 号口(1)及び(2)中 対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の 取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完 の行う事業に対する第七十二条の二 第四号及び第六号に掲げる措置に限る。 までの各事業年度分の事業税に限り、 当該他の法人 以下この項において かつ、 (以下この項において 「取得等の日」という。 「二億円を超えるもの」とあるのは がある場合 同日以後継続して当該他の法人と (以下この項において これをその取得又は譲受け 億円に満たない金額である その取り消された日を含 (その取得又は譲受け これをその取得又は 「五年以内株式等取 (当該他の法人が 「株式等」 法人の 第一 以後引き続 株式等 項の規定 「対象法 第七十 とし 0

2 人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。 前項の規定の適用に関し必要な事項は、 「二億円を超えるもの (附則第八条の三の四第一項に規定する対象法 政令で定める。 」とする。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

2 第八条の四 して、 ないものとする 託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみな の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、 般承継人(以下この項において「委託者等」という。 る公益信託 公益信託は、 をいう。 第二章第一 当分の間、 (法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く 次項において同じ。 第七十二条の二第四項に規定する法人課税信託に該当し 一節の規定を適用する。 公益信託(公益信託ニ関スル法律第一条に規定す)の委託者又はその相続人その他の は当該公益信 かつ、 当該信 託

(事業税の非課税)

第八条の五 略

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第九条の三

削除

第八条の四

略

(事業税の非課税)

第九条の三 る公益信託 をいう。 当分の間、 (法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く 次項において同じ。 公益信託(公益信託ニ関スル法律第一条に規定す の委託者又はその相続人その他の は当該公益信託

般承継人

(以下この項において「委託者等」という。

託に該当しないものとする。
公益信託は、第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信

269

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施 に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号) (第四条関係) (傍線の部分は改正部分)

略	おいて「軽自動車等」という。)	自動車等(次条第一項及び第七項に	て所有する同条第三号に規定する軽	もの及び合衆国軍隊が日本国におい	規定する軽自動車のうち三輪以上の	た地方税法第四百四十二条第五号に	合衆国軍隊が日本国において取得し合	自動車」という。)	一項、第四項及び第七項において「	条第三号に規定する自動車(次条第	、又は所有する地方税法第百四十五	合衆国軍隊が日本国において取得し一合	略	掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課し	る土地、家屋、物件、所得、行為及び事業	第三条 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、	(地方税法の特例)	改正
							合衆国軍隊					合衆国軍隊		万税を課しては	行為及び事業等については、			後
							軽自動車税					自動車税		てはならない。	、同表の中欄に	次の表の上欄に掲げ		
														坦				
略	おいて「軽自動車等」という。)	自動車等(次条)に	て所有する同条第三号に規定する軽	もの及び合衆国軍隊が日本国におい	規定する軽自動車のうち三輪以上の	た地方税法第四百四十二条第五号に	合衆国軍隊が日本国において取得し	自動車」という。)	において「	条第三号に規定する自動車(次条	、又は所有する地方税法第百四十五	合衆国軍隊が日本国において取得し	略	掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはならない。	る土地、家屋、物件、所得、行為及び事	第三条 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、	(地方税法の特例)	改正
							合衆国軍隊					合衆国軍隊		地方税を課しては	行為及び事業等については、同表			前
							軽自動車税					自動車税		はならない。	は、同表の中欄に	次の表の上欄に掲げ		

(自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割の徴収の方法等)

第四条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係 和ばならない。 第四条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る軽自 ればならない。

3 ができる。 る現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより 紙代金収納計器で表示させることにより、 道 自動車税の もつてその税金を払い込ませなければならない。 より徴収しようとする場合には、 足府県の 道府県は、 条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証 種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、 第 項の規定により自動車税の種別割を証 納税者に当該道府県が発行する証紙を 又は証紙の額面金額に相当す この場合にお 証紙に代えること |紙徴収の 方法に って 当該 は、

の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌売機関等の所有に係る自動車について地方税法第百七十七条の十第一項 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販

(自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割の徴収の方法等)

7 6 5 より 証 をもつてその税金を払い込ませなければならない。 けた後納税済印を押すことにより、 表示させることにより、 めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で 項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、 ればならない。 納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなけ り徴収しようとする場合には かかわらず、 年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、 により徴収しようとする場合には、 軽自動· 略 紙 道府県は 市 一町村は、 0 額 !紙に代えることができる。 車 面 金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことに 税 第 前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法によ の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、 証紙徴収の方法によらなければならない。 この場合においては、 項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法 又は証紙の 納税者が新規登録の申請をしたときに、 納税者に当該市町村が発行する証紙 証紙に代えることができる。 額面金額に相当する現金の納付を受 地方税法第百七十七条の十三第一 当該道府県の条例で定 この場合においては 第 項の 規定に

2

略

育	
Ī.	
Z	
8	
目をつ	

(傍線の部分は改正部分)

規定	受ける農地については当該農地に係る同項に規定するその年度分の固定 受はめる率で除して得た額)とし 同法ዂ則第十九条第一項の規定の適用を める	() ・ () 引き付引等 - しと等 - 負)見ぎり歯目なれたれ同法第三百四十九条の三の二第一項又は第二項に定し	一項から第三項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準とな 一項	ては、当該一般住宅用地又は小規模住宅用地に係る同法附則第十八条第 ては	項に規定する一般住宅用地及び同項に規定する小規模住宅用地につい 一項	に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(第四条第 に切	を受ける宅地等については当該宅地等に係る同条第一項から第五項まで を巠	基礎となるべき価格(土地のうち、地方税法附則第十八条の規定の適用 基礎	る固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の るB	課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似す│──課題	に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の 産に	八条及び第九条第一項の規定の適用については、第八条中「当該固定資 八名	令和七年度から令和九年度までの各年度分の市町村交付金に限り、第 14 4	(令和七年度から令和九年度までの各年度分の市町村交付金の特例)(〈	略 1~2	附 則	改 正 後
標準となるべき額(同法附則第二十九条の七第二項の	受ける農地については当該農地に係る同項に規定するその年度分の固定とる率で除して得た額)とし、同法除則第十九条第一項の規定の適用を)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一項から第三項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準とな	ては、当該一般住宅用地又は小規模住宅用地に係る同法附則第十八条第	項に規定する一般住宅用地及び同項に規定する小規模住宅用地につい	に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(第四条第	を受ける宅地等については当該宅地等に係る同条第一項から第五項まで	基礎となるべき価格(土地のうち、地方税法附則第十八条の規定の適用	る固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の	課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似す	に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の	八条及び第九条第一項の規定の適用については、第八条中「当該固定資	令和四年度から令和六年度までの各年度分の市町村交付金に限り、第	(令和四年度から令和六年度までの各年度分の市町村交付金の特例)	13 略	附則	改正前

じ。)」とする。 三第一項本文に定める率で除して得た額とする。 その年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定する となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た 同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準 の適用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る

同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地 次条第一項において同 じ。)」とする。

三第一項本文に定める率で除して得た額とする。 その年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定する 額)とし、同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地 となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た 同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準 の適用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る 次条第一項において同

15 及び 16 略

15 及び 16

略

274

(傍線の部分は改正部分)

」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額、同法附則第五条の八第一項及び第五条の十二第一項中「所得割の額七」地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については	一~六 略	6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	4及び5 略	八 略	る所得割の額の合計額」とする。	中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係	と、同法附則第五条の八第二項第一号及び第五条の十二第二項第一号	」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」	、同法附則第五条の八第一項及び第五条の十二第一項中「所得割の額	七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については	一~六 略	3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 略	第八条 略	(事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等)	改正後
	一~六 略	6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	4及び5 略	七 略							一~六 略	3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 略	第八条 略	(事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等)	改正前

275

	当等に係る所得割の額」とする。
	二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配
	所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び第五条の十
	「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る
	、同法附則第五条の八第二項第二号及び第五条の十二第二項第二号中
	七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については
一~六 略	一~六 略
11 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	11 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
9及び10 略	9及び10 略
七一略	八略
	子等に係る所得割の額」とする。
	二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利
	所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び第五条の十
	「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る
	、同法附則第五条の八第二項第二号及び第五条の十二第二項第二号中
	七 地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定の適用については
一~六 略	一~六 略
8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
7 略	7 略
七川略	八 略
	る所得割の額の合計額」とする。
	中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係
	と、同法附則第五条の八第二項第一号及び第五条の十二第二項第一号

12 及 八 び 13 略 略

12 及び 13 略 略

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
(配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等)	(配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等)
第三条の二の二 略	第三条の二の二 略
2~4 略	2~4 略
5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一~六 略	一~六 略
七 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用につい	
ては、同法附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所	
得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三	
条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附	
則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所	
得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三	
条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と	
する。	
八	七略
6及び7 略	6及び7 略
8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
5	一~六 略
七 地大秘治隊貝第五条の川及て隊貝第五条の十二の規定の適用につい	

12 及 び 13 9 及び10 14 11 八 略 一~六 八 七 第十二項の規定の適用がある場合には、 例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ては、 の合計額」と、 施特例法第三条の二 第二号中 条の二の一 得割の額」とあるのは 則第五条の八第二項第 条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」 得割の額」 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用につい 同法附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項 略 略 同法附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二 略 所得割の 「所得割の額」とあるのは 一第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と とあるのは 額 同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三 一の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額 とあるのは 一号及び附則第五条の十二第 「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三 「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三 所得割の額並びに租税条約等実施特 「所得割の額並びに租税条約等実 次に定めるところによる。 一項第一 一第一 と 号中 項中 同法附 所 所 12 及び 13 9 及び 10 14 11 七 七 第十二項の規定の適用がある場合には、 前項の規定の適用がある場合には、 略 略 略 略 略 略 次に定めるところによる。 次に定めるところによる。

15 \(\) 18 八 七 ては、 特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額 額の合計額」と、 施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の 第二号中 三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施 とする。 略 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用につい 略 同法附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項 「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実 同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第

場合にあつては、当該延べ重量を、空港の面積、空港に係る施設の一方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。ロにおいて同じ。 方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。ロにおいて同じ。 又は旅客数若しくは当該旅客数を按分した数		客の数をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは当該旅客るか又は無償であるかを問わず、一の空港において航空機に乗降する旅じ。)若しくは当該延べ重量を按分した重量若しくは旅客数(有償であ	て合計して得た重量をいう。以下この条及び次にする回数を乗じて得た重量を、当該空港に着陸物、装置及び燃料の重量を含む。)にそれぞれのに定める延べ重量(航空機ごとの正常に離陸でき	係市町村」という。)に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、村譲与額」という。)は、前条第一項の空港関係市町村(以下「空港関第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額(次項において「市町(空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)	改正後
接分した額。以下この条及び次条において同じ。) 一方の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところによりがある場合にあつては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の機に係る着陸料の収入額(一の空港につき当該市町村の数が二以上で	含む。) 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空 空港の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を 又は世帯数に按分して譲与するものとする。		各号に定める着陸料の収入	「「「「「「「「「「「」」」」」」。	改正前

り按分した重量。以下この条及び次条において同じ。) 所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところによ

及び次条において同じ。) 室港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅事該空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該旅事がである場合にあっては、当該旅りでである場合にあっては、当該旅りでである場合にあっては、当該旅りでである場合にあっては、当該旅りでである場合にあっては、当該旅りである。

二略

3 2 空港の管理の態容、 帯数は、 譲与額の二分の一 重量で 第 前 項の場合には、 項 総務省令で定めるところにより算定するものとする。 第 町村譲与額の他の四分の 一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに同項第二号の世 0) 航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情 額を同項第二号の世帯数で按分するものとする。 市町 村譲与額の 厄 一の額を同号ロの旅客数で、 分の 0) 額を同項 第 号イの ただし、 市町村 延べ 2

(空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

を参酌して、

総務省令で定めるところにより補正することができる。

第二条の二 合計重量) の市町村が一 域内の空港関係市町村に係る前条第一 都道府県譲与額」 「空港関係都道府県」という。 若しくは同号ロの旅客数 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額(次項において「 一以上ある場合には、 という。 は、 これらの市町村に係る当該延べ重量の)に対し、 第一条第一項の空港関係都道府県 (同号の市町村が) 項第一号イの延べ重量 当該空港関係都道府県の区 一以上ある場合に 同号 以

二略

料の収入額で、 前項の場合において 他の は 同 項の 額 0 一分の 0 額 を同 項 第 号 0 着陸

を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。
で港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情帯数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、同項第一号の着陸料の収入額及び 同項第二号の世帯数で按分するものとする。

(空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

第二条の二 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額

入額の の市町村が二以上ある場合には、 域内の空港関係市町村に係る前条第 下「空港関係都道府県」という。 合計額 は、 これらの市町村に係る当該着陸 第一条第一項の空港関係都道府 に対し、 項第 一号の着陸料の収入額 当該空港関係都道府県の区 性料の収 県 (同号 以

帯数の合計数)に按分して譲与するものとする。数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世は、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数)又は同項第二号の世帯

その合計数で按分するものとする。

又はその合計数で、都道府県譲与額の二分の一の額を同項の世帯数又ははその合計重量で、都道府県譲与額の他の四分の一の額を同項の旅客数2 前項の場合には、都道府県譲与額の四分の一の額を同項の延べ重量又2

3

前条第 若しくは旅客数又は世帯数をもつて、同項第一号イの延べ重量若しくは 補正することができる。この場合においては、 の世帯数を、 用については、 の事情がある場合には、 空港関係都道府県につき、その設置する空港があることその他の特別 項 第 当該特別の事情を参酌して総務省令で定めるところにより 当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る 号イの延べ 当該空港関係都道府県に係る第一 重量若しくは同号ロの旅客数又は同項第二号 当該補正された延べ重量 項の規定の適 3

帯数の合計数)に按分して譲与するものとする。数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯

前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の着陸料の収

入額又はその合計額で、他の

二分の一の額を同項の世帯数又は

その合計数で按分するものとする。

補正することができる。この場合においては、当該補正された収入額の世帯数を、当該特別の事情を参酌して総務省令で定めるところにより前条第一項第一号の着陸料の収入額 又は同項第二号前条第一項第一号の着陸料の収入額 又は同項第二号前条第一項第一号の着陸科の収入額 又は同項第二号 かっ 空港関係都道府県に係る第一項の規定の適

又は世帯数をもつて、同項第一号の着陸料の収入額

又は同項第二号の世帯数とする。

同号口

の旅客数又は同項第二号の世帯数とする。

(第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準)

改

正

後

改

正

前

第二十八条 額を各市町村の人口 就業する者の数をいう。)で、 官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に よる私有林かつ人工林の面積をいう。 項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果に 私有林人工林の面積 て「市町村譲与額」という。 \Box をいう。 市町村譲与額の百分の二十に相当する額を各市町村の林業就業者数 町村譲与額の百分の五十五に相当する額を各市町村の区域内に存する 森林環境譲与税の十分の九に相当する額 同条において同じ。)で按分して譲与するものとする。 (官報で公示された最近の国勢調査の結果による人 (統計法 は、 (平成十九年法律第五十三号) 市町村譲与額の百分の二十五に相当する 市町村に対して譲与するものとし、 次項及び次条において同じ。 (以下この項におい 第二条第四 で

(都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準)

2

略

の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与し、都道府県譲与額の百分の五十五に相当する額を各都道府県の区域内て「都道府県譲与額」という。)は、都道府県に対して譲与するものと第二十九条 森林環境譲与税の十分の一に相当する額(以下この条におい

(市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準

第二十八条 就業する者の数をいう。)で、 口をいう。 額を各市町村の人口 官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に よる私有林かつ人工林の面積をいう。 項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果に 私有林人工林の面積 市町村譲与額の十分の五 て「市町村譲与額」という。)は、 市町村譲与額の十分の二 に相当する額を各市町村の林業就業者数 森林環境譲与税の十分の九に相当する額 同条において同じ。)で按分して譲与するものとする。 (官報で公示された最近の国勢調査の結果による人 (統計法 に相当する額を各市町村の区域内に存する (平成十九年法律第五十三号) 市町村譲与額の十分の三 市町村に対して譲与するものとし、 次項及び次条において同じ。 (以下この項にお 第二条第四 に相当する で

、都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準、

2

略

の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与し、都道府県譲与額の十分の五 に相当する額を各都道府県の区域内で「都道府県譲与額」という。)は、都道府県に対して譲与するものと第二十九条 森林環境譲与税の十分の一に相当する額(以下この条におい

都道府県の人口で按分して譲与するものとする。者の数をいう。)で、都道府県譲与額の百分の二十五に相当する額を各された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する額の百分の二十に相当する額を各都道府県の林業就業者数(官報で公示

者の数をいう。)で、都道府県譲与額の十分の三(相当する額を各された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する額の十分の二(相当する額を各都道府県の林業就業者数(官報で公示

都道府県の人口で按分して譲与するものとする。

285

(傍線の部分は改正部分)

 <u>·</u>

めがあるものを除き、 たものを除く。 令和六年法律第 日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律 法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託 二十六条第一項、 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号 「新法信託」という。)を含む。第五項において同じ。)について適用 第三条第一項、 同日前に効力が生じた信託 第五項において同じ。)については、 第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同 第六条第一項、第十一条第二項、 なお従前の例による 号) 附則第四条第 (遺言によってされた信託にあっては同 項に規定する移行認可を受け (以下この条において 第十五条第二項、 この条に別段の定

めがあるものを除き、なお従前の例による。
。第五項において同じ。)については、この条に別段の定

日前に遺言がされたものを含み、

新法信託を除く

2 10 略

2 5 10

略

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号) (附則第三十八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
附則	附則
(地方税法の一部改正)	(地方税法の一部改正)
第二十条 地方税法の一部を次のように改正する。	第二十条 地方税法の一部を次のように改正する。
(中略)	(中略)
附則第九条第二十二項中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九	附則第九条第二十一項中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九
の二第一項」に改める。	の二第一項」に改める。